

# 水俣市議会会議録

平成21年6月第2回定例会（5月29日招集）

水俣市議会事務局

## 平成21年6月第2回定例会（5月29日招集）会期日程表

（会期 5月29日から6月17日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 常任委員及び議会運営委員の選任 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	31日	日			市の休日（日曜日）
4	6月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分		本会議
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（塩崎信介君・牧下恭之君・川上紗智子君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（大川末長君・中村幸治君・西田弘志君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月	——	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成21年5月29日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
○ 瀧上道昭君のあいさつ	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について	6
日程第4 特別委員の補欠選任について	6
休憩・開議	7
正副委員長互選の結果	7
議案上程	7
日程第5 議第63号 専決処分の報告及び承認について	8
専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第6 議第64号 専決処分の報告及び承認について	13
専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第7 議第65号 専決処分の報告及び承認について	14
専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	
日程第8 議第66号 専決処分の報告及び承認について	17
専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	
日程第9 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	18
日程第10 議第68号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について	18

日程第11	議第69号	水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	1～19
日程第12	議第70号	水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第13	議第71号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	20
日程第14	議第72号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	22
日程第15	議第73号	平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	23
日程第16	議第74号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	23
日程第17	議第75号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	24
日程第18	議第76号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	25
		市長の提案理由説明	26
		質 疑（議第68号）	29
		委員会付託	29
		休憩・開議	30
		委員会の審査報告	30
		○総務文教委員長の報告	30
		委員会審査報告書	30
		委員長報告に対する質疑	30
		討 論	31
		○川上紗智子君の反対討論	31
		採 決	32
日程第19		廃棄物最終処分場問題特別委員長の報告について	32
		○廃棄物最終処分場問題特別委員長の報告	32
		委員会調査報告書	34
		質 疑	35
		討 論	35
		採 決	35
日程第20		水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	35
		休憩・開議	36
議第77号		水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（日程追加）	37
		○議会運営委員長の提案理由説明	38

質 疑	1 ~ 38
討 論	38
採 決	38
散 会	39

平成21年6月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○ 瀧上道昭君の質問	3
1 行財政問題について	3
2 農業問題について	3
3 教育問題について	4
(1) 学校再編成について	
(2) 自転車教室について	
4 医療センター問題について	4
5 認知症問題について	4
市長の答弁	5
総務企画部長の答弁	5
○ 瀧上道昭君の再質問	8
総務企画部長の答弁	9
市長の答弁	10
○ 瀧上道昭君の再質問	12
市長の答弁	13
○ 瀧上道昭君の再質問	14
市長の答弁	15
教育長の答弁	15

○瀧上道昭君の発言	2～16
総合医療センター院長の答弁	17
○瀧上道昭君の発言	17
福祉環境部長の答弁	18
○瀧上道昭君の再質問	19
福祉環境部長の答弁	20
休憩・開議	21
○平松辰弘君の質問	21
1 特殊勤務手当について	21
2 農業問題について	22
3 水道事業について	22
4 公害防止事業事業者負担金について	23
5 不正経理について	23
市長の答弁	23
総務企画部長の答弁	24
○平松辰弘君の再質問	25
総務企画部長の答弁	25
○平松辰弘君の再々質問	26
総務企画部長の答弁	27
市長の答弁	27
○平松辰弘君の再質問	29
市長の答弁	31
○平松辰弘君の再々質問	32
市長の答弁	33
水道局長の答弁	34
○平松辰弘君の再質問	35
水道局長の答弁	35
○平松辰弘君の再々質問	36
水道局長の答弁	36
福祉環境部長の答弁	36
○平松辰弘君の再質問	37
福祉環境部長の答弁	37

○平松辰弘君の再々質問	2～38
福祉環境部長の答弁	38
総務企画部長の答弁	38
○平松辰弘君の発言	39
休憩・開議	39
○緒方誠也君の質問	39
1 水俣病被害者救済問題について	40
2 環境モデル都市推進に向けて	40
3 地場企業の経営、雇用状況と地場企業製品の使用支援について	41
4 エコハウスモデル地域指定について	41
市長の答弁	41
○緒方誠也君の再質問	43
市長の答弁	45
○緒方誠也君の再々質問	46
市長の答弁	47
副市長の答弁	48
○緒方誠也君の再質問	50
副市長の答弁	51
○緒方誠也君の再々質問	52
副市長の答弁	53
産業建設部長の答弁	53
○緒方誠也君の再質問	54
産業建設部長の答弁	56
産業建設部長の答弁	56
○緒方誠也君の再質問	57
産業建設部長の答弁	57
休憩・開議	58
○野中重男君の質問	58
1 水俣病について	58
2 民間による風力発電設置のための調査の進行状況及び税収と地方交付税について	59
3 安心安全な飲料水の供給について	59
4 水俣城跡の発掘調査と文化財保護について	59

市長の答弁	2～59
○野中重男君の再質問	61
市長の答弁	64
○野中重男君の再々質問	66
市長の答弁	67
産業建設部長の答弁	68
○野中重男君の再質問	69
産業建設部長の答弁	71
○野中重男君の再々質問	71
産業建設部長の答弁	72
福祉環境部長の答弁	73
○野中重男君の再質問	74
福祉環境部長の答弁	74
教育長の答弁	74
○野中重男君の再質問	75
教育長の答弁	76
散 会	77

平成21年6月10日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○塩崎信介君の質問	3
1 水俣病問題の解決について	4
2 環境モデル都市の推進について	4
3 行財政改革について	4
4 水俣観光行政「道の駅みなまた」について	5
市長の答弁	5



○塩崎信介君の再質問	3～6
市長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	11
市長の答弁	12
○塩崎信介君の再々質問	12
市長の答弁	13
副市長の答弁	14
○塩崎信介君の再質問	16
副市長の答弁	17
総務企画部長の答弁	17
○塩崎信介君の再質問	18
総務企画部長の答弁	19
産業建設部長の答弁	19
○塩崎信介君の発言	20
休憩・開議	21
○牧下恭之君の質問	21
1 経済危機対策と水俣市の取り組みについて	21
(1) 昨年度の第1次、第2次補正予算の取り組み状況について	
(2) 国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについて	
(3) 行政の無駄ゼロへの取り組みについて	
2 女性の健康支援・がん対策について	22
3 水俣市のスクールニューディールについて	23
市長の答弁	25
○牧下恭之君の再質問	28
市長の答弁	29
○牧下恭之君の再々質問	29
市長の答弁	30
福祉環境部長の答弁	30
○牧下恭之君の再質問	31
福祉環境部長の答弁	32
○牧下恭之君の再々質問	33
教育長の答弁	33

福祉環境部長の答弁	3～34
教育長の答弁	34
○牧下恭之君の再質問	36
教育長の答弁	37
休憩・開議	37
○川上紗智子君の質問	37
1 生活保護の母子加算について	39
2 就学援助について	39
3 小学生、中学生の学力について	39
4 各自治体で発生している不正経理問題について	39
市長の答弁	39
○川上紗智子君の再質問	40
市長の答弁	41
○川上紗智子君の再々質問	41
市長の答弁	42
教育長の答弁	43
○川上紗智子君の再質問	43
教育長の答弁	43
○川上紗智子君の再々質問	44
教育長の答弁	45
教育長の答弁	45
○川上紗智子君の再質問	47
教育長の答弁	47
○川上紗智子君の発言	48
総務企画部長の答弁	48
○川上紗智子君の発言	49
散 会	49

平成21年6月11日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1

説明のため出席した者	4～1
議事日程第4号	2
陳情文書表	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○大川末長君の質問	4
1 水俣病問題について	4
2 水俣芦北地域振興計画について	5
3 水俣市中小企業振興基本条例について	5
4 公有財産について	5
市長の答弁	6
○大川末長君の再質問	8
市長の答弁	8
○大川末長君の再々質問	9
市長の答弁	10
総務企画部長の答弁	10
○大川末長君の再質問	12
総務企画部長の答弁	13
○大川末長君の発言	14
産業建設部長の答弁	14
○大川末長君の再質問	15
市長の答弁	15
○大川末長君の再々質問	15
市長の答弁	16
産業建設部長の答弁	16
総務企画部長の答弁	17
○大川末長君の再質問	17
総務企画部長の答弁	18
○大川末長君の再々質問	18
総務企画部長の答弁	18
休憩・開議	19

○中村幸治君の質問	4～19
1 農業について	19
(1) 耕作放棄地について	
(2) 農地法改正について	
(3) 水俣の農業の今後について	
2 水俣駅前駐輪場について	20
3 自転車のまちづくりについて	20
4 水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画について	20
市長の答弁	21
○中村幸治君の再質問	25
市長の答弁	27
○中村幸治君の再々質問	28
市長の答弁	28
総務企画部長の答弁	29
○中村幸治君の再質問	30
総務企画部長の答弁	30
○中村幸治君の再々質問	31
総務企画部長の答弁	31
副市長の答弁	32
○中村幸治君の再質問	33
副市長の答弁	35
○中村幸治君の再々質問	36
副市長の答弁	36
教育長の答弁	37
○中村幸治君の発言	39
休憩・開議	39
○西田弘志君の質問	39
1 小・中学校の耐震化計画について	40
2 第4次行財政改革大綱について	41
3 新型インフルエンザについて	41
4 環境施策について	41
5 道の駅、エコパークでのスポーツ大会誘致について	41

6 水俣市ふれあいセンターについて……………	4～42
市長の答弁……………	42
教育長の答弁……………	42
○西田弘志君の発言……………	43
市長の答弁……………	43
○西田弘志君の再質問……………	44
市長の答弁……………	45
○西田弘志君の発言……………	46
福祉環境部長の答弁……………	46
○西田弘志君の再質問……………	47
福祉環境部長の答弁……………	48
総合医療センター事務部長の答弁……………	49
○西田弘志君の発言……………	49
市長の答弁……………	50
○西田弘志君の再質問……………	52
市長の答弁……………	54
教育長の答弁……………	55
副市長の答弁……………	55
総務企画部長の答弁……………	57
○西田弘志君の発言……………	57
休憩・開議……………	58
質 疑……………	58
日程第2 議第63号 専決処分の報告及び承認について……………	58
専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第3 議第64号 専決処分の報告及び承認について……………	58
専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第4 議第65号 専決処分の報告及び承認について……………	58
専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	
日程第5 議第66号 専決処分の報告及び承認について……………	58
専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	
日程第6 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を	

	改正する条例の制定について……………	4～59
日程第7	議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	59
日程第8	議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	59
日程第9	議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）……………	59
日程第10	議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	60
日程第11	議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）……………	60
日程第12	議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	60
日程第13	議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	60
日程第14	議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	60
	委員会付託……………	61
	散 会……………	61

平成21年6月17日（水） ——— 5日目 ———

	出欠席議員……………	5～1
	事務局職員出席者……………	1
	説明のため出席した者……………	1
	議事日程第5号……………	2
	開 議……………	3
	諸般の報告……………	3
	発言取り消し（塩崎信介君）……………	4
	発言取消申出書……………	4
日程第1	議第63号 専決処分の報告及び承認についてから日程第13 議第76号 平成21年 度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてまで13件に 関する委員会の審査報告……………	5
	○総務文教委員長の報告……………	7
	○厚生委員長の報告……………	9
	○産業建設委員長の報告……………	11
	委員会審査報告書……………	12
	委員長報告に対する質疑……………	13

討 論	5～13
採 決	13
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	14
採 決	14
閉会中継続審査・調査申出書	16
議案上程	16
日程第15 議第78号 人権擁護委員候補者の推薦について	16
日程第16 意見第1号 朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書について	16
市長の提案理由説明（議第78号）	17
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第1号）	17
質 疑	18
討 論	19
採 決	19
閉 会	19

平成21年5月29日

平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明



## 平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成21年5月29日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成21年5月29日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成21年6月17日午前10時31分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成21年5月29日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後0時25分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長（牛迫秀基君）	局長（松永伸二君）
議事係長（栄永尚子君）	総務係長（岡本広志君）
書記（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 11人

市長（宮本勝彬君）	総務企画部長（葦浦博行君）
産業建設部長（田上和俊君）	福祉環境部長（吉本哲裕君）
産業建設部産業づくり総室長（上村彰君）	水道局長（盛下修一君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（坂本彰君）
総務企画部総務課長（本山祐二君）	総務企画部企画課長（栄永徳博君）
総務企画部財政課長（淵上茂樹君）	

○議事日程 第1号

平成21年5月29日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

第4 特別委員の補欠選任について

第5 議第63号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第6 議第64号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

第8 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

第9 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

(付託委員会)

第10 議第68号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第11 議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第14 議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第15 議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

第16 議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第17 議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第18 議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第19 廃棄物最終処分場問題特別委員長の報告について

第20 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議第77号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成21年第2回水俣市議会定例会を開会します。

---

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（松本和幸君） 会議に入ります前に、去る5月27日、東京都で開催された全国市議会議長会第85回定期総会において、瀧上道昭議員、平松辰弘議員、田中功議員、野中重男議員、以上4人の議員が議員10年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達いたします。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（松本和幸君） 被表彰者を代表し、瀧上道昭議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

瀧上道昭議員。

（瀧上道昭君登壇）

○瀧上道昭君 皆さん、おはようございます。

ただいま全国市議会議長会長から、田中議員、平松議員、野中議員、瀧上、4名が市議会議員として市政発展に貢献したとして、議員10年勤続表彰を受賞しましたので、一番年長でありますということから私がいさつすることをお許しいただきたいと思っております。

少し余談になりますけれども、私はトヨタ系のディーラーに長年勤務し、販売活動を通じ多くの出会い、経験をいたし、平成10年6月の初め、私の妻、また当時の部下、また数多くの管理ユーザーにも何事も告げず、突然退職願を出し、本部で延々と話し合ったことが今でも忘れることができません。

振り返ってみますと、あと10日遅く退職願を出しておるならば、夏の賞与がもらえたのにと、ほかの営業所の所長たちの声が今でも心に残っております。

平成11年市議選挙にみずから決断いたし、新しい風を堂々と届けたいと強く思い、市政発展に一生懸命取り組む決意で当選をさせていただき、今日に至っております。

新緑会として、平成11年9月議会、1日目の5番目、初めての一般質問の4点の中で、販売業に長年経験したトヨタの手法と大きな違いがあり、自治体の職員の対応についてかなり突っ込んだ一般質問をしたと思っております。

今後も市民の代表として、評価される議員として、積極的に行動することは不可欠であります。私たち4名、10年間の貴重な経験を胸に抱き、水俣市の活性化にさらに貢献するよう議員活動を続けてまいりますので、議員各委並びに市長初め部課長、職員、そして市民の皆様の御支援、御指導をお願いいたしまして、ごあいさつといたします。

10年表彰、大変ありがとうございました。心からお礼を申し上げます。(拍手)

○議長（松本和幸君） 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

---

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

廃棄物最終処分場問題特別委員会から、委員会調査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、繰越明許費の報告1件、水俣市土地開発公社及び財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件、以上3件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年度後期の定期監査の結果報告、平成20年度の行政監査の結果報告並びに平成21年2月分の公営企業会計及び平成21年2月分、3月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、田上産業建設部長、吉本福祉環境部長、桑畑総合医療センター事務部長、上村産業建設部産業づくり総室長、盛下水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、淵上財政課長、大淵教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において塩崎信介議員、野中重男議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

平成21年6月第2回定例会（5月29日招集）会期日程表

（会期 5月29日から6月17日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 常任委員及び議会運営委員の選任 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	31日	日			市の休日（日曜日）
4	6月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火			午前9時30分
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月	——	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

---

### 日程第3 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（松本和幸君） 日程第3、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中原泰子議員、中村幸治議員、淵上道昭議員、真野頼隆議員、平松辰弘議員、緒方誠也議員、以上6人を総務文教常任委員に、松本和幸、高岡利治議員、川上紗智子議員、福田斉議員、牧下恭之議員、田中功議員、以上6人を厚生常任委員に、塩崎信介議員、大川末長議員、西田弘志議員、谷口眞次議員、岩阪雅文議員、野中重男議員、以上6人を産業建設常任委員に、高岡利治議員、福田斉議員、真野頼隆議員、平松辰弘議員、田中功議員、野中重男議員、緒方誠也議員、以上7人を議会運営委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

---

### 日程第4 特別委員の補欠選任について

○議長（松本和幸君） 日程第4、特別委員の補欠選任を行います。

5月29日付で公害環境対策特別委員の福田斉議員及び淵上道昭議員の2人から、高速交通対策特別委員の塩崎信介議員及び牧下恭之議員の2人から、それぞれ特別委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条第1項の規定により議長において辞任を許可しました。

ただいま欠員となっております公害環境対策及び高速交通対策の各特別委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、公害環境対策特別委員に、塩崎信介議員及び牧下恭之議員の2人を、高速交通対策特別委員に、福田斉議員及び淵上道昭議員の2人を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しましたそれぞれの議員を特別委員に選任することに決定しました。

ただいま選任を終わりました常任委員会及び議会運営委員会では、正副委員長互選のため直ち

に委員会を御開催願います。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時10分 休憩

---

午前10時31分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告します。

本日開催の高速交通対策特別委員会において、平松辰弘委員長から委員長の辞任願が提出され、委員会で許可されましたので、報告します。

次に、各常任委員会、議会運営委員会及び高速交通対策特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会

委員長 平松辰弘議員

副委員長 中原泰子議員

厚生常任委員会

委員長 牧下恭之議員

副委員長 川上紗智子議員

産業建設常任委員会

委員長 西田弘志議員

副委員長 塩崎信介議員

議会運営委員会

委員長 田中 功議員

副委員長 高岡利治議員

高速交通対策特別委員会

委員長 岩阪雅文議員

副委員長 福田 齊議員

以上です。

---

日程第5 議第63号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第64号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 日程第7 議第65号 専決処分の報告及び承認について  
専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第8 議第66号 専決処分の報告及び承認について  
専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第68号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第63号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第76号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号まで、14件を一括して議題とします。

---

### 議第63号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第1号

#### 専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成21年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例等の一部を改正する条例



(水俣市税条例の一部改正)

第1条 水俣市税条例(平成8年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第38条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第47条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第47条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第47条の5第1項中「(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。))」を「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」に改める。

第54条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

第56条中「第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)」若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。))において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第10条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第10条の2第3項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第20項第2号に規定する」に改め、同条第6項中「施行規則附則第7条第7項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2及び12条の3を削る。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の3を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「(という。)」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

第2条 水俣市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第7項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

(水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 水俣市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第22項及び第23項」を「次条第20項及び第21項」に改め、同条第3号中「第16項」を「第14項」に改め、同条第4号中「次条第17項から第21項まで」を「次条第15項から第19項まで」に改める。

附則第2条第9項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第12項中「(次項及び第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第13項

を削り、第14項を第13項とし、第15項を削り、第16項を第14項とし、第17項を第15項とし、同条第18項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の10分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第2条第18項」を「附則第2条第16項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「第18項」を「第16項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「第18項」を「第16項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項を同条第20項とし、同条第23項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第21項とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定及び附則第3条第3項の規定 平成21年6月4日

(2) 第1条中市税条例附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条第2項の改正規定（「前条第1項」を「前条」に改める部分を除く。）、同条例附則第16条の3第3項第2号の改正規定、同条例附則第16条の4第3項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第17条第3項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第18条第5項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条第2項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条の2及び第20条の改正規定、同条例附則第20条の2第2項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第20条の4第2項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに同条第5項第2号の改正規定（「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。） 平成22年1月1日

(3) 第1条中市税条例附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(4) 第1条中市税条例附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(5) 第1条中市税条例第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の水俣市税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の水俣市税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）の改正時期が遅れ、市税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

## 議第64号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
専第2号

### 専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成21年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第13条第1項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条」に改める。

第21条第1項中「9万円」を「10万円」に改め、同条第2項を削る。

附則第13項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第12項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項を附則第12項とする。

附則第9項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加え、「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第8項中「第5項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第7項の見出しを削り、同項中「前項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第4項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第5項中「短期譲渡所得の金額」との次に「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」とを加え、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第3項中「第21条第1項」を「第21条」に改め、同項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第3項の次に1項を加える改正規定、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分に限る。）、附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分に限る。）、附則第6項の改正規定（同項を附則第7項とする部分に限る。）、同項の次に1項を加える改正規定、附則第7項及び第8項の改正規定、附則第9項の改正規定（同項を附則第11項とする部分に限る。）、附則第10項の改正規定、附則第11項の改正規定（同項を附則第13項とする部分に限る。）、附則第12項の改正規定（同項を附則第14項とする部分に限る。）並びに附則第13項の改正規定（同項を附則第15項とする部分に限る。） 平成22年1月1日
- (2) 附則第4項の改正規定（「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）、附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分を除く。） 平成22年4月1日
- (3) 附則第9項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日
- (適用区分)
- 2 改正後の第2条第4項及び第21条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）の改正時期が遅れ、国民健康保険税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

## 議第65号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

専第3号

### 専 決 処 分 書

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

### 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第12号)

平成20年度水俣市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ7,418千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,267,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第12号)

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		171,518	△423	171,095
	1. 分担金	11,490	△423	11,067
14. 国庫支出金		2,331,517	878	2,332,395
	1. 国庫負担金	1,231,657	△4,195	1,227,462
	2. 国庫補助金	1,081,255	5,073	1,086,328
15. 県支出金		896,863	3,053	899,916
	2. 県補助金	345,183	3,053	348,236
17. 寄附金		20	1,012	1,032
	1. 寄附金	20	1,012	1,032
18. 繰入金		237,675	7,662	245,337
	1. 基金繰入金	234,072	7,662	241,734
21. 市債		1,067,310	△19,600	1,047,710
	1. 市債	1,067,310	△19,600	1,047,710
補正されなかった款に係る額		9,569,829		9,569,829
歳入合計		14,274,732	△7,418	14,267,314

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		2,616,704	8,992	2,625,696
	1. 総務管理費	2,071,026	8,992	2,080,018
3. 民生費		4,045,045	△1,086	4,043,959
	1. 社会福祉費	1,982,824	55	1,982,879
	2. 児童福祉費	1,238,726	△1,141	1,237,585
5. 農林水産業費		373,451	0	373,451
	1. 農業費	288,850	0	288,850

6. 商 工 費		246,250	401	246,651
	1. 商 工 費	246,250	401	246,651
7. 土 木 費		1,738,272	△3,792	1,734,480
	3. 河 川 費	17,427	△300	17,127
	5. 都 市 計 画 費	1,294,210	△2,018	1,292,192
	6. 住 宅 費	59,372	△1,474	57,898
8. 消 防 費		376,553	△1,018	375,535
	1. 消 防 費	376,553	△1,018	375,535
9. 教 育 費		1,256,717	△3,424	1,253,293
	1. 教 育 総 務 費	207,651	0	207,651
	3. 中 学 校 費	168,012	△3,424	164,588
	5. 保 健 体 育 費	536,266	0	536,266
10. 災 害 復 旧 費		84,173	△7,491	76,682
	1. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	25,516	△1,030	26,486
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	56,655	△6,461	50,194
補正されなかった款に係る額		3,537,567		3,537,567
歳 出 合 計		14,274,732	△7,418	14,267,314

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	自 転 車 の ま ち づ くり 推 進 事 業	千円 8,436

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
7. 土 木 費	2. 道 路 橋 り ょ う 費	八ノ窪・湯出線 道路改良事業 (交付金事業)	千円 35,656	八ノ窪・湯出線 道路改良事業 (交付金事業)	千円 36,000

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
一 般 公 共 事 業 ( 農 業 農 村 事 業 )	千円 18,900				千円 21,100			
一 般 公 共 事 業 ( 災 害 関 連 事 業 )	3,600				3,800			
公 営 住 宅 建 設 事 業	153,300				152,200			
災 害 復 旧 事 業	29,200				21,200			
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業	248,900				240,700			
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	4,200				3,300			
自 然 災 害 防 止 事 業	12,500				12,400			



過疎対策事業	237,600			233,900		
補正されなかった事業に係る額	359,110			359,110		
計	1,067,310			1,047,710		

議第66号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

専第4号

専決処分書

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成21年4月16日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

水産振興対策事業の実施に当たり、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,664,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		161,006	831	161,837
	1. 分担金	2,341	831	3,172
15. 県支出金		842,264	787	843,051
	2. 県補助金	295,604	787	296,391
18. 繰入金		192,565	13	192,578
	1. 基金繰入金	192,565	13	192,578
補正されなかった款に係る額		11,466,639		11,466,639
歳入合計		12,662,474	1,631	12,664,105

歳出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 農 林 水 産 業 費		272,458	1,631	274,089
	1. 水 産 業 費	21,536	1,631	23,167
補正されなかった款に係る額		12,390,016		12,390,016
歳 出 合 計		12,662,474	1,631	12,664,105

#### 議第67号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会委員	”	4,500円	を
-----------	---	--------	---

「

都市計画審議会委員	”	4,500円	に
エコハウス推進地域協議会委員	”	4,500円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

エコハウス推進地域協議会の設置に伴い、非常勤の特別職としてエコハウス推進地域協議会委員の報酬額に関して整備を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

#### 議第68号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第14条の4第2項及び第3項並びに第14条の7第2項の規定の適用については、第14条の4第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第14条の7第

2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する水俣市長等の期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

(水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第21号）の一部を次のよう改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する水俣市教育長の期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関する人事院勧告に準じて、本案のように制定しようとするものである。

## 議第69号

水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市恩給条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「平成20年10月分」を「平成21年10月分」に改め、同項の表中「402,000円」を「403,400円」に改め、同条第3項中「平成20年9月30日」を「平成21年9月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(恩給年額の改定)

第2条 職員の遺族に関する遺族扶助料については、平成21年10月分以降、その年額を、水俣市恩給条例（改正後の昭和51年条例第5号附則を含む。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第3条 この条例の附則の規定による恩給年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第4条 この条例の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

(提案理由)

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じて本案のように制定しようとするものである。

## 議第70号

水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険等運営委員会条例（平成13年条例第20号）を次のように改正する。

第1条中「老人保健」を「高齢者」に改める。

第2条第1号及び第4号中「老人保健」を「高齢者」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定及び同法第115条の11の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

介護保険法第78条の2に規定する地域密着型サービス事業者の指定等に関し必要な検討を行うため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第71号

### 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成21年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253,989千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,918,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		1,468,380	77,110	1,545,490
	1. 国 庫 負 担 金	1,170,645	8,646	1,179,291
	2. 国 庫 補 助 金	290,589	68,464	359,053
15. 県 支 出 金		843,051	103,689	946,740
	1. 県 負 担 金	463,115	4,303	467,418
	2. 県 補 助 金	296,391	97,312	393,703
	3. 委 託 金	83,545	2,074	85,619
18. 繰 入 金		192,578	61,999	254,577

	1. 基金繰入金	192,578	61,999	254,577
20. 諸収入		746,621	2,691	749,312
	4. 雑入	598,800	2,691	601,491
21. 市債		810,100	8,500	818,600
	1. 市債	810,100	8,500	818,600
	補正されなかった款に係る額	8,603,375		8,603,375
	歳入合計	12,664,105	253,989	12,918,094

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		171,262	△162	171,100
	1. 議会費	171,262	△162	171,100
2. 総務費		2,038,251	25,313	2,063,564
	1. 総務管理費	1,504,274	20,904	1,525,178
	2. 徴税費	180,049	1,670	181,719
	3. 戸籍住民基本台帳費	76,400	652	77,052
	4. 選挙費	57,780	△301	57,479
	5. 統計調査費	185,556	2,141	187,697
	6. 監査委員費	34,192	247	34,439
3. 民生費		4,080,667	79,473	4,160,140
	1. 社会福祉費	2,020,686	39,608	2,060,294
	2. 児童福祉費	1,279,251	39,055	1,318,306
	3. 生活保護費	780,730	810	781,540
4. 衛生費		1,616,304	△13,976	1,602,328
	1. 保健衛生費	324,840	△18,913	305,927
	2. 清掃費	814,846	△6,562	808,284
	4. 環境対策費	126,601	11,499	138,100
5. 農林水産業費		274,089	26,131	300,220
	1. 農業費	195,162	33,992	229,154
	2. 林業費	55,760	△8,786	46,974
	3. 水産業費	23,167	925	24,092
6. 商工費		249,645	17,006	266,651
	1. 商工費	249,645	17,006	266,651
7. 土木費		1,483,124	122,190	1,605,314
	2. 道路橋りょう費	328,772	△1,350	327,422
	5. 都市計画費	927,253	25,959	953,212
	6. 住宅費	210,001	97,581	307,582
9. 教育費		870,208	△1,986	868,222
	1. 教育総務費	173,967	10,378	184,345
	2. 小学校費	119,618	409	120,027
	3. 中学校費	127,679	△7,971	119,708
	4. 社会教育費	214,919	△16,484	198,435
	5. 保健体育費	234,025	11,682	245,707
11. 公債費		1,466,335	0	1,466,335

	1. 公 債 費	1,466,335	0	1,466,335
補正されなかった款に係る額		414,220		414,220
歳 出 合 計		12,664,105	253,989	12,918,094

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
学 校 エ コ 改 修 と 環 境 教 育 事 業 (教 育 総 務 課)	自 平成22年度 至 平成23年度	千円 20,000

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	千円 112,700				千円 121,200			
補正されなかった事業に係る額	697,400				697,400			
計	810,100				818,600			

議第72号

平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,352,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		1,275,957	12,238	1,288,195
	1. 国 庫 負 担 金	713,007	12,238	725,245
6. 前 期 高 齢 者 交 付 金		949,242	116,113	1,065,355
	1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	949,242	116,113	1,065,355
9. 繰 入 金		462,932	△78,180	384,752
	1. 他 会 計 繰 入 金	282,747	2,095	284,842
	2. 基 金 繰 入 金	180,185	△80,275	99,910
11. 諸 収 入		5,649	6	5,655
	3. 雑 入	4,270	6	4,276
補正されなかった款に係る額		1,608,817		1,608,817
歳 入 合 計		4,302,597	50,177	4,352,774

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		79,908	2,095	82,003
	1. 総 務 管 理 費	42,822	1,587	44,409
	2. 徴 税 費	32,919	508	33,427
3. 後期高齢者支援金等		323,419	39,102	362,521
	1. 後期高齢者支援金等	323,419	39,102	362,521
4. 前期高齢者納付金等		436	596	1,032
	1. 前期高齢者納付金等	436	596	1,032
5. 老人保健拠出金		7,981	11,473	19,454
	1. 老人保健拠出金	7,981	11,473	19,454
6. 介護納付金		137,652	△3,105	134,547
	1. 介護納付金	137,652	△3,105	134,547
8. 保健事業費		26,893	16	26,909
	2. 特定健康診査等事業費	19,805	16	19,821
補正されなかった款に係る額		3,726,308		3,726,308
歳 出 合 計		4,302,597	50,177	4,352,774

## 議第73号

## 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度水俣市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 繰 越 金		1	46,117	46,118
	1. 繰 越 金	1	46,117	46,118
補正されなかった款に係る額		63,336		63,336
歳 入 合 計		63,337	46,117	109,454

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 諸 支 出 金		1	46,117	46,118
	1. 諸 支 出 金	1	46,117	46,118
補正されなかった款に係る額		63,336		63,336
歳 出 合 計		63,337	46,117	109,454

## 議第74号

平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成21年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		121,130	461	121,591
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	121,130	461	121,591
補正されなかった款に係る額		264,465		264,465
歳 入 合 計		385,595	461	386,056

歳出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		385,265	461	385,726
	1. 総 務 管 理 費	21,482	12	21,494
	2. 徴 収 費	10,422	449	10,871
補正されなかった款に係る額		330		330
歳 出 合 計		385,595	461	386,056

議第75号

平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成21年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,659,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 保 険 料		418,007	△828	417,179
	1. 介 護 保 険 料	418,007	△828	417,179
4. 国 庫 支 出 金		681,647	△1,656	679,991
	2. 国 庫 補 助 金	237,087	△1,656	235,431
6. 県 支 出 金		384,307	△828	383,479



	2. 県補助金	10,378	△828	9,550
7. 繰入金		401,355	6,917	408,272
	1. 一般会計繰入金	401,355	6,917	408,272
補正されなかった款に係る額		770,644		770,644
歳入合計		2,655,960	3,605	2,659,565

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		74,176	7,745	81,921
	1. 総務管理費	35,323	7,677	43,000
	2. 徴収費	6,173	68	6,241
3. 地域支援事業		61,156	△4,140	57,016
	2. 包括的支援事業・任意事業	36,428	△4,140	32,288
補正されなかった款に係る額		2,520,628		2,520,628
歳出合計		2,655,960	3,605	2,659,565

### 議第76号

#### 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,980,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰入金		749,912	5,856	755,768
	1. 繰入金	749,912	5,856	755,768
補正されなかった款に係る額		1,225,206		1,225,206
歳入合計		1,975,118	5,856	1,980,974

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		777,757	5,856	783,613
	1. 公共下水道事業費	777,757	5,856	783,613
補正されなかった款に係る額		1,197,361		1,197,361
歳出合計		1,975,118	5,856	1,980,974

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第63号専決処分の報告及び承認について、専第1号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、第1点は、個人市民税に係る改正で、住宅借入金等特別税額控除制度を創設し、平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用のある方に対し、所得税から控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除額について、市民税から減額するものであります。

次に、上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率を平成23年末まで延長するものであります。

第2点は、固定資産税に係る改正で、平成21年度評価がえ以後3年、宅地等に係る負担調整措置と地価が下落している場合に下落修正ができる特例措置を継続しようとするものです。

そのほか、地方税法において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第64号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものです。

次に、国民健康保険税の2割軽減の対象となる納税義務者の要件の見直しを行うものであります。

次に、議第65号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成20年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ741万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ142億6,731万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、地方債発行額の確定に伴う予算額の調整のほか、第2款総

務費に、自転車のまちづくり推進事業、ふるさと創生基金積立金、第3款民生費に、社会福祉振興基金積立金、第6款商工費に、産業技術開発基金積立金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業の外7件の限度額を変更いたしております。

このほか、繰越明許費補正といたしまして、自転車のまちづくり推進事業を追加し、八ノ窪・湯出線道路改良事業（交付金事業）の変更を計上いたしております。

次に、議第66号専決処分（報告及び承認）について、専第4号平成21年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、カサゴ放流事業に係る県補助金の決定により、予算措置に急施を要しましたので専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ163万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ126億6,410万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第5款農林水産業費に、水産振興対策事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金を充当いたしております。

次に、議第67号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

エコハウス推進地域協議会の設置に伴い、非常勤の特別職としてエコハウス推進地域協議会委員の報酬額に関して整備を図る必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第68号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関する人事院勧告に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第69号水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、これに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第70号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げ

げます。

介護保険法第78条の2に規定する地域密着型サービス事業者の指定等に関し必要な検討を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第71号平成21年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,398万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ129億1,809万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、法律相談関係経費、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、健康管理事業、第5款農林水産業費に、アグリサポート体制整備支援事業、第6款商工費に、まつぼっくり管理運営事業、第7款土木費に、環境共生型住宅モデル整備事業、第9款教育費に、学校エコ改修と環境教育事業等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第72号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,017万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億5,277万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、第5款老人保健拠出金及び第8款保健事業費を増額し、第6款介護納付金を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第6款前期高齢者交付金及び第11款諸収入を増額し、第9款繰入金を減額いたしております。

次に、議第73号平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,611万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億945万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款諸支出金で支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の返還金を計上いたしております。

この財源といたしましては、第5款繰越金を計上いたしております。

次に、議第74号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ

れ3億8,605万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人件費を調整いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金を計上いたしております。

次に、議第75号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ360万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,956万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費の増額及び第3款地域支援事業の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第76号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ585万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億8,097万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費で職員の異動に伴う人件費及び廃棄物処理施設技術管理者講習、認定試験の受講料等並びに牧ノ内雨水ポンプ場の沈砂池しゅんせつに係る工事請負費を増額しております。

この財源として、第4款繰入金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第63号から議第76号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第68号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第68号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第68号は、議事日程記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時58分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教委員会に付託しておりました議第68号について、総務文教委員長から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） 先ほど総務文教委員会に付託されました議第68号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関する人事院勧告に準じて制定しようとするものであるとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、今回の条例改正の減額分は幾らかとただしたのに対し、全会計で約5,650万円の減額が生じるとの答弁でありました。

また、他市の状況をただしたのに対し、新聞報道によると、城南町と水上村の議会では条例改正案が否決されているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年5月29日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第68号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

川上紗智子議員から討論の通告がありますので、これから発言を許します。

川上紗智子議員。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子です。

議第68号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてへの反対討論を行います。

本案は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関する人事院勧告に準じて、職員の夏の一時金を減額しようというものですが、私は、その臨時勧告を不当なものだと考えています。

そもそも人事院勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置です。公務員の期末勤勉手当は、過去1年間の民間の支給実績を正確に把握し、例年8月に勧告をするという仕組みになっています。もともと勧告は夏の一時金支給には間に合わないため、年末一時金に反映されており、全体として調整が行われる仕組みになっています。

それが、今回の臨時勧告は、わずか2,000の民間企業から10日足らずで集めた不十分な調査に加え、夏季一時金の支給を決定している企業が全体の2割にとどまるなど、人事院みずから不確定要素を認めざるを得なかったデータで、前倒しで大幅削減する合理性はどこにもありません。

この一時金の減額は、自民党が減額法案を変更し始めたことが発端です。選挙向けに公務員をたたいたとアピールすること、ルール無視の賃下げ実施づくりがねらいとしか思えません。

政治的圧力に屈した極めて不当な勧告と言わざるを得ません。

また、公務員の一時金の引き下げは、民間の賃金やボーナスにも多大な影響を与えることは明らかです。

内閣府が20日発表した1月から3月期の国内総生産速報値によると、15.2%減となりました。2期連続で戦後最悪を更新しました。経済財政担当大臣は、景気が急速に悪化し、厳しい状況にあることを反映したものと考えるとの談話を発表しましたが、この実質GDP減少率への影響の大きさを示す寄与度というのがありますが、それは内需がマイナス2.6%で、輸出から輸入を差し引いた外需がマイナス1.4%と、外需以上に内需の落ち込みが成長を押し下げています。

政府は、内需拡大による景気回復が求められて、そのために補正予算を出したと言っていますが、そう言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもありません。

よってこの案には反対いたします。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第68号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

#### 日程第19 廃棄物最終処分場問題特別委員長の報告について

○議長（松本和幸君） 日程第19、廃棄物最終処分場問題特別委員長の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

廃棄物最終処分場問題特別委員長緒方誠也議員。

（廃棄物最終処分場問題特別委員長 緒方誠也君登壇）

○廃棄物最終処分場問題特別委員長（緒方誠也君） ただいま議題となりました廃棄物最終処分場問題特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告いたします。

平成16年12月22日、長崎・木白野地区における廃棄物最終処分場建設に関する諸問題について調査を行うため、廃棄物最終処分場問題特別委員会が全会一致で設置されました。議員の任期満了を迎えるに至り、平成19年5月16日の臨時議会において、新たに同特別委員会が全会一致により設置され、現在の委員で調査活動を行ってまいりました。

平成19年6月20日、産業廃棄物対策室から最終処分場建設計画の概要及び主な経過について説明を受け、今後委員会として、阻止のためにあらゆる手段を考える必要があるため、共通認識を持ち決議も視野に入れながら進めていくことで一致しました。

次に、8月20日、前回の委員会後の経過と今後の取り組みについて説明を受け、9月議会に産業廃棄物最終処分場建設阻止に関する決議案を提出することを全会一致で決定しました。

次に、8月31日、決議の案文について協議しました。決議文は9月20日の本会議に提案し、全



会一致で可決されました。

次に、平成20年2月20日の委員会では、環境影響評価準備書に対する住民意見、市長意見、公聴会での公述、県環境影響評価審査会で厳しい意見等が出ており、3月21日に知事意見も出るため、建設阻止に向けた意見書を提出するには今がいい時期であるとのことから、3月議会初日に議決し、県には早急に持参するとともに、事業者に対しても同様の申入書を持参すべきだとの意見の一致を見て、意見書の案文について協議を行いました。

2月29日の本会議で、IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場建設の中止を求める意見書が可決され、それを受けて、3月6日に県知事に対し意見書を提出、同日IWD東亜熊本に出向き、事業中止の申入書を手渡しました。

次に、7月17日の委員会では、事業者が撤退意向という新聞報道がありましたので、その経過説明を受けました。6月21日付で親会社である東亜道路工業が、今後の事業の見通しが立たないなどの理由から事業中止を発表、同月26日にIWD東亜熊本が事業中止の文書等を県に提出、正式に事業中止が決定したとの報告がありました。

続いて、特別委員会の今後について協議を行いました。

委員の意見として、産廃処分場計画が事業者の撤退という形で解決し、特別委員会としての処分場建設を阻止するという最大の目的は達成された。残る跡地問題等については、今後の動きを見て十分対応できると考えることから、この特別委員会の役目は終わったと考える。一方、跡地の問題など不安を抱えている住民も少なくなく、市民会議もしばらく継続されるということからも、特別委員会の解散は時期尚早ではないかという意見に分かれましたので、再度協議することとなりました。

9月11日及び18日の2日間にわたり協議を行いました結果、意見の一致を見ることはできませんでしたが、最終的に、処分場建設計画の撤回により、産業廃棄物最終処分場問題特別委員会の目的はおおむね達成されたと判断するが、跡地の今後についても推移を見守る必要があり、12月議会中に特別委員会を開催することを申し合わせました。

次に、11月28日、産業廃棄物対策室から、土地の所有者である東亜道路は、「木白野の里」に対し産廃処分場としての用途禁止の条件つきで売却の方針であり、市への寄附並びに売却については困難との回答であったとの報告を受けました。

続いて、特別委員会の今後について協議を行いました。

委員の意見として、跡地の売却がどうなるかということではしばらく状況を見守るということであったが、市への売却は困難で、「木白野の里」へ売却される方針であり、特別委員会で検討する問題ではないと考える。一方、売却先である「木白野の里」は、産業廃棄物最終処分場にかかわりのある企業の役員などで構成されており、今後の土地利用や事業内容に大きな不安を抱えて

いる市民も多い。この特別委員会でもうしばらくは今後の動向を注視する必要があると考えるという意見に分かれましたので、産廃阻止！水俣市民会議の理事会の議論を踏まえた上で再度特別委員会を開催することとしました。

次に、12月11日、委員会の今後について協議を行った結果、「木臼野の里」へ跡地が売却されるということで、市民にも不安が残っており、もうしばらくは緊急な事態に対応できるよう、委員会の継続を全会一致で決定しました。

以上のように、当委員会の取り扱いについては、継続すべき、解散すべきとの意見が出されておりましたが、3月12日の委員会で慎重に協議を重ねた結果、設置目的である長崎・木臼野地区における産業廃棄物最終処分場建設が事業中止に至ったこと、今後残された跡地問題等については、常任委員会あるいは新たな目的を付与した特別委員会を設けることで対応できるとの判断から、本調査報告をもって廃棄物最終処分場問題特別委員会を終了することを全会一致で決定しました。

以上で廃棄物最終処分場問題特別委員会の調査報告を終わります。

---

## 委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、調査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年3月12日

廃棄物最終処分場問題特別委員長 緒方誠也

水俣市議会議長 松本和幸様

### 1 特別委員会の設置

設置年月日	平成19年5月16日
定数	10人
委員長	緒方誠也
副委員長	真野頼隆
委員	中原泰子
	高岡利治
	塩崎信介
	川上紗智子
	西田弘志
	渕上道昭
	岩阪雅文
	平松辰弘

### 2 調査内容

長崎・木臼野地区における廃棄物最終処分場建設に関する諸問題について

### 3 調査の方法及び経過

委員会の開催状況

第1回	平成19年6月15日
第2回	平成19年6月20日
第3回	平成19年8月20日

第4回 平成19年8月31日  
第5回 平成20年2月20日  
第6回 平成20年7月17日  
第7回 平成20年9月11日  
第8回 平成20年9月18日  
第9回 平成20年11月28日  
第10回 平成20年12月11日  
第11回 平成21年3月12日

詳細については委員会日誌に記録

#### 4 調査の結果

委員長報告のとおり

---

○議長（松本和幸君） 委員長の調査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。

長崎・木白野地区における廃棄物最終処分場建設に関する諸問題の調査については、委員長報告のとおり、調査目的を達成しましたので、その報告を了承し、本日をもって調査を終了したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本調査は、本日をもって終了しました。

---

#### 日程第20 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（松本和幸君） 日程第20、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

去る5月14日付で岩阪雅文議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員を辞職され、欠員となったため、同組合代表理事から、同組合議会議員1人を選出するよう要請がっております。

これから水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、真野頼隆議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました真野頼隆議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって真野頼隆議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました真野頼隆議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

---

○議長(松本和幸君) この際、議事の都合によりしばらく休憩します。

午後0時14分 休憩

---

午後0時22分 開議

○議長(松本和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会で発議の条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

ただいま議会運営委員会から提出されました議第77号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題としたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって議第77号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

議第77号 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(日程追加)

○議長(松本和幸君) 議第77号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

---

議第77号

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年5月29日

提出者

議会運営委員会

委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本和幸 様

(別紙)

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する水俣市議会の議員の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関する人事院勧告に基づく、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、本案のように制定しようとするものである。

---

○議長(松本和幸君) 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長田中功議員。

(議会運営委員長田中功君登壇)

○議会運営委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議第77号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に関する人事院勧告に基づく、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、本案のように制定するものであります。

全会一致の御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました議第77号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議第77号水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明30日から6月8日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、6月9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により6月9日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6月2日正午まで、議案質疑の通告は6月9日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時25分 散会

平成21年6月9日

平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問



# 平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成21年6月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後4時7分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（牛迫秀基君）	（松永伸二君）
議事係長	（栄永尚子君）	（岡本広志君）
書記	（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（森近君）
総務企画部長	（葦浦博行君）	産業建設部長	（田上和俊君）
福祉環境部長	（吉本哲裕君）	総合医療センター院長	（坂本不出夫君）
総合医療センター事務部長	（桑畑達美君）	産業建設部産業づくり総室長	（上村彰君）
水道局長	（盛下修一君）	教育長	（大淵洋君）
教育次長	（坂本彰君）	総務企画部総務課長	（本山祐二君）
総務企画部企画課長	（栄永徳博君）	総務企画部財政課長	（淵上茂樹君）

○議事日程 第2号

平成21年6月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |   |
|----------|---|
| 1  瀧上道昭君 | 1  行財政問題について                                |
|          | 2  農業問題について                                 |
|          | 3  教育問題について                                 |
|          | (1) 学校再編成について                               |
|          | (2) 自転車教室について                               |
|          | 4  医療センター問題について                             |
|          | 5  認知症問題について                                |
| 2  平松辰弘君 | 1  特殊勤務手当について                               |
|          | 2  農業問題について                                 |
|          | 3  水道事業について                                 |
|          | 4  公害防止事業事業者負担金について                         |
|          | 5  不正経理について                                 |
| 3  緒方誠也君 | 1  水俣病被害者救済問題について                           |
|          | 2  環境モデル都市推進に向けて                            |
|          | 3  地場企業の経営、雇用状況と地場企業製品の使用支援について             |
|          | 4  エコハウスモデル地域指定について                         |
| 4  野中重男君 | 1  水俣病について                                  |
|          | 2  民間による風力発電設置のための調査の進行状況及び税収と地方<br>交付税について |
|          | 3  安心安全な飲料水の供給について                          |
|          | 4  水俣城跡の発掘調査と文化財保護について                      |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に地方自治法第121条の規定により、坂本総合医療センター院長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 皆さん、おはようございます。

自民党議員団の淵上道昭でございます。

通告に従い順次質問を行いますので、水俣の活性化、そして市民に元気を与えてくれる答弁にぜひなるようお願いいたします。

さて、傍聴席に、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式に祈りの言葉を、生徒一人一人が考え、つくり上げた葛渡小学校の6年生と先生が、きょうは議会の勉強に来ています。子どもたち一人一人がきょうの思いを大事に胸に抱き、これからの学校生活に必ず生かしてくれることをかたく信じ、最初の質問、行財政問題について、5点、質問します。

### 1、行財政問題。

- ①、第3次行財政改革5年間の施策を展開しました。どのように評価をしているか。
- ②、見直しが進まなかったのは何が原因か、今後どのように取り組むか。
- ③、第4次行財政改革がことしから5年間実施をされます。どのように取り組むか。
- ④、昨年、ふるさと大好き寄附条例を本市でも制定をしました。取り組みと寄附は。
- ⑤、ミニ公募債が1月に発行いたしました。反応と公募額は。

### 2、農業問題について。

今の時期、水田の田植えがほぼ終了しつつあります。私も約50アール近く毎年楽しみながら、毎年つくり続けています。一方では、河川のない久木野、野川、大迫地区は今現在雨が降らないため田植えができない状況であります。一日も早く、適当な雨が降るよう強く祈りたいと思います。

さて、農業、林業は依然として大変厳しい問題が山積していると強く認識をしている中、3点を質問します。

①、施策方針の2番目に位置づけられたことは重要でございます。収入、農地の現状等を見て極めて厳しい環境の中、具体的にどのように取り組むのか。

②、荒れる農地が全国で深刻な問題となっております。放棄解消の進捗状況は。

③、長年低迷している木材価格等で林業振興が急速に低下をしております。環境保全、山村振興からも重要です。現状と取り組みは。

3、教育問題について。

平成15年9月議会で学校統廃合について初めて取り上げ、現時点で石坂川小学校、深川小学校の廃校で小学校が9校から7校になっております。当時、宮本教育長は、確かに他市町村と比べたら取り組みのおくれがあったと思う。今後、統廃合について方向性を明確にしたいと答弁され、今日に至っております。新しい環境での再編成は子どもたち一人一人が明確に成果を出します。5月19日、突然私は真野議員、塩崎議員にお願いいたしまして、3人で葛渡中学校・小学校へ2時間ほど授業参観をしました。元気いっぱいの生徒たちの姿が今も印象に残っている中、2点、質問します。

(1)、学校再編について。

①、石坂川小学校、深川小学校の廃校で葛渡小、一小に編入した子どもたちの現状はどのように認識しているか。

②、平成23年4月1日完全実施に向けた取り組みは極めて重要、取り組みはいかがか。

(2)、自転車教室について。

①、交通安全等から見て、正しい乗り方を学校で指導することは重要と思うが、いかがお考えか。

4、医療センター問題について。

3月30日、県下自治体病院第1号の院内保育所開所式に出席をさせていただきました。すばらしい施設、そして保育士さんの笑顔が今も強く印象に残っております。院内保育所の目的は、看護師確保、女性医師確保です。その目的が果たせることに期待を申し上げ、以下、4点、質問します。

①、平成20年度の決算は幾らか。

②、入院、通院は何人か。

③、全部適用の今後の見通しはどうなっているか。

④、医師・看護師確保の現状はどうなっているか。

5、認知症問題について。

人口減少と高齢化は年々進行している中、私が住む東部地区のある区は高齢化50.6%、また久木野地区のある区はそれぞれ50%を超えております。市全体で31%、高齢者対策、認知症対策

は、水俣市として極めて大きな課題として強く取り組むことが求められる中、3点、質問をします。

- ①、認知症の現状と今後の推移をどのように認識しているか。
- ②、認知症対策は極めて重要と強く認識する中、どのように取り組むか。
- ③、認知症受け入れ施設は家族からすると深刻な問題だ。市として受け入れ施設に関しての考えはいかがか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 瀧上議員の御質問に順次お答えします。

まず、行財政問題については総務企画部長から、農業問題については私から、教育問題については教育長から、医療センター問題については総合医療センター院長から、認知症問題については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 行財政問題について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 行財政問題について順次お答えいたします。

まず、第3次行財政改革5年間の施策展開をどのように評価しているかとの御質問にお答えいたします。

水俣市第3次行財政改革大綱は、水俣独自の地域自治の確立を目指してを基本理念として、平成16年度から平成20年度までの5カ年間を計画期間と定め、地域経営の基盤となる水俣市株式会社の確立を目指して、5つの視点から行財政改革に取り組んできました。

まず1つ目に、財政の健全化、2つ目に、脱お役所仕事宣言 — 市民の視線に立った業務、3つ目に、脱他人事宣言 — 市民と行政の役割の見直し、4つ目に、市勢に適合した組織・機構、5つ目に、特別会計・公営企業の経営健全化であります。

各視点ごとの成果を一部挙げさせていただきますと、財政健全化の項目といたしまして、久木野支所の休止、市長等の給与の削減、県内等出張時の日当の支給廃止があります。

脱お役所仕事宣言、脱他人事宣言の項目といたしまして、指定管理者制度の導入、村丸ごと生活博物館の普及啓発、市内全域の自主防災組織の設立、みなまた市民債の発行などがあります。

市勢に適合した組織・機構の項目といたしましては、職員数の削減、勧奨退職制度の導入、スポーツ振興課等の統廃合、総合医療センター一般職員の業務手当の廃止、職員の出張命令に関する

る専決事項の簡略化などがあります。

特別会計・公営企業の経営健全化の項目といたしましては、公共下水道施設の委託の見直し、湯之児病院の総合医療センターへの統合などがございます。

そのほかにも、市内の4つの郵便局での住民票等の証明書の交付発行、職員共済組合の解散、さわやか保育園及びへき地保育所の廃止、こどもセンターの設置、自治会制度への移行、市広報紙への有料広告の導入などを実施しております。

第3次行財政改革大綱の評価についてでございますが、具体的な取り組み事項のうち、全体の約70%を超える項目が、十分な成果または一定の成果を上げたものと評価をしております。しかしながら、能力給への移行、事務量分析の導入、総合医療センターの地方公営企業法全部適用などの未達成項目もありますので、第4次行財政改革におきまして再検討を行い、継続すべき項目につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、見直しが進まなかったのは何が原因か、今後どのように取り組むかとの御質問にお答えいたします。

第3次行財政改革の取り組み項目におきまして見直しが進まなかった項目といたしまして、歳入規模115億円に見合った歳出予算の実現、財政調整基金を取り崩さない当初予算編成の実現等がございますが、扶助費等の義務的経費の削減が難しいことや地方交付税等の減少により達成できておりません。

第4次行財政改革におきましては、適正な財政調整基金の維持に努め、歳入に見合った歳出への取り組みと、経常収支比率を平成25年度には95%以下になるように取り組むこととし、取り組み内容を一部見直しております。可燃ごみ処理の有料化につきましては、市民生活への影響を考慮し、実施に至らなかったものですが、第4次行財政改革におきましても、引き続き検討してまいります。

また、地籍調査終了地域での課税の保留見直し検討、能力給への移行の検討、総合医療センターの地方公営企業法全部適用等につきましても、それぞれ課税負担の公平性確保、評価方法、負担金のあり方等の課題もあり、実施には至りませんでした。引き続き取り組みを続けたいと考えております。

次に、第4次行財政改革がことしから5カ年間実施される、どのように取り組むかとの御質問にお答えいたします。

第4次行財政改革は、刻々と変化する社会経済情勢に的確に対応できる簡素で効率的な行政の構築と持続可能な財政運営等に向けた取り組みを実施してまいります。

その内容は、本市の人口・財政力に見合う内容とし、水俣市第3次行財政改革大綱で取り組んだ成果を踏まえ、意識改革、行政改革、財政改革の3つの改革に取り組んでまいります。今回は

特に、市民が満足する市民のための市役所であるために、職員の意識改革を中心とした取り組みを進めてまいります。これまでも、職員の資質の向上のため、研修会の開催や研修への参加等を行ってまいりました。今後はさらに経営感覚や危機感を持ち、市民とともに汗をかくなど、常に市民の目線に立ち、業務を遂行できる職員を育成してまいります。

行財政改革の推進に当たりましては、常に職員みずからが行財政改革大綱の理念に基づき、個々の推進項目の実施に主体的に取り組むこととし、水俣市行財政改革推進本部や水俣市行財政改革推進委員会等への進捗状況の報告や情報の共有化を行うとともに、広報等を通じての市民への公表及び意見等をいただくことにより、市民と一体となった行財政改革の推進を目指すこととしております。

次に、ふるさと大好き寄附の取り組みと寄附についてお答えいたします。

昨年6月の条例制定から、独自のホームページを立ち上げ、関東や関西方面で行われる同郷会や地元で行われる同窓会などで寄附のお願いをしてまいりました。また、新水俣駅や水俣病資料館など、人が行き交い集まるところにパンフレットやのぼりを立てたりして、ふるさと水俣に寄附をしていただく活動を行っております。その結果、ここ1年間で15件、110万円の寄附をいただきました。今後も、積極的に寄附のお願いをし、貴重な財源であるふるさと寄附の収納に努めてまいります。

次に、1月に募集したミニ公募債についての御質問にお答えいたします。

住民参加型公募地方債、いわゆるミニ公募債は、地方公共団体の資金調達が多様化、住民の地域参画意識の高揚などを目的に全国の地方公共団体で導入されています。本市におきましても、その趣旨を生かし、住民を対象として、防災や福祉、教育施設など、住民の行政への参画意識を高めることのできるような事業に活用すべく、実施に向け検討を進めてまいりました。そして、このほど、平成20年度の学校給食センター建設事業費の財源として学校教育施設等整備事業債の一部、公募額にして1億円分をミニ公募債により資金調達したものでございます。

折しも、世界的な金融危機の影響などから、市民の購買意欲の見きわめが困難で、募集につきましては若干の心配もいたしましたが、幸い、募集期限までに92名の方から1億250万円分の申し込みが寄せられましたので、抽せんにより購入者を決定させていただいたところです。

市民の反応について申し上げますと、市民債申込者の市政に関する御意見等の欄の記載の中には、投資先としての信頼性や比較的高い利回りなどを動機として挙げるもののほか、子どもたちを健やかに育てるための施設の建設に役立つことがうれしいなど、公募の意義を評価していただいた御意見も含まれておりました。また、約10日間という短い期間に募集額を超える応募をいただいたことから、市民の皆様の関心も高く、公募の実施につきましては一定の評価をいただいたものと考えております。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目に入ります。

今回は多岐にわたっておりますから、簡潔にいきたいなと思っております。

行財政の①、②、③、④、⑤、大体理解をいたしました。特に私も公募債は随分心配したけれども、提案した1人ですが、よく集まったなということで本当に感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、2回目の質問に入りますけれども、いわゆる第3次は、私も3次の中で財政健全化対策あたりの推進を多分五、六回取り上げたかなと思っております。一生懸命やられたなと、財政健全化推進にはですね。そのように感謝しております。

そこで、第3次行財政改革の5年間の実施でやられたわけですが、職員の削減とか、あるいは補助金の見直しとか、あたりで確認できる項目で幾ら、いかほど削減金額があったか、これ1点目。

2点目です。この第4次の資料でもあります、28ページも見せていただきました。職員の接遇向上とかいろいろ書いてあります。朝礼とかミーティングとか、特に今言った職員の意識改革は、私も再三この場でも言ってきておると思えます。苦いことも言ったかもかもしれません。しかし、やっぱりまだまだ私は不完全、もっともっと接遇とか、あるいは接客とか、そういうのに、もっと積極的に取り組むよう、これはやってもらわないかなということしております。ですから、ここにいろいろ年度ごとにありますけれども、このような進捗状況を議会としても関心を持っていきたいと思えますから、それに対しての考えといいましょうか、そこらをお伺いしたいなと思っております。

3点目、これも提案したわけですが、なかなか今聞いてみると弱いなと思えます。いろいろ厳しい面があるかと思えますけれども、これは自主財源確保の一環でございますから、もっともっと積極的にアピールしていただければ、ふるさと大好き寄附金、集まりはしないかなと思うんですね。きょうは傍聴席も結構お見えですけれども、傍聴席の方々もやっぱりいろんな方々、親戚もおられますからね。こうこうでこうですよというアピールもできるかなと思えます。したがって、まだ認識が足りないかなと、そういうPRですか、そこらも自信持って取り組んでいただきたいと思えますが、それについてお考えをお伺いしたいと思えます。

最後です。振興券、1億ですか、私も見ておりました、ロビーでですね。あっという間に売れました、1億。これは非常によかったと思えます。いわゆる消費拡大、市内の商業施設あたりに私は多大な効果があったんじゃないかなと思えます。したがって、まだまだ欲しい方がおられるんじゃないかなと思えます。そういうことでございますから、再発行をぜひやってもいいんじゃないかなと思うんですが、それについて考えを聞きたい。



4点、お伺いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、第3次の行財政改革の成果と申しますか、実績はどうなんだということでございましたけれども、まず人件費、職員の削減というのはずっとやってきましたけれども、実際16年に事務職系統で大体356人おりましたけれども、20年度末現在で306人ということで、50人の人員が削減をされております。ちなみに人件費の削減の度合いと申しますか、平均でいきますと、一般会計だけで申し上げますと、大体2億7,200万円ぐらいの削減効果が出ております。

それから、財政的な面で申し上げますと、補助金が実は90件ぐらいございますけれども、16年から20年の間に廃止したものが16件ございます。それから、新規に出てきた臨時的なものというのがございますけれども、これが14件ございます。

補助金の額でございますけれども、これにつきましては、増加したものの、補助金の負担が増加したもののというのが23件で3,425万円ございます。実は、ふえたものにつきましては、自治会制度が始まりまして、自治振興交付金とか、あるいは地方バスの補助金、あるいは市民の皆さん、地域にお配りするリサイクル還元金、ああいうものがふえております。それから逆に補助金をカット、減少したもののというのが66件ございます。総額にして8,595万1,000円ございました。これにつきましては、大きな市の外郭団体、例えば振興公社だとか、あるいは観光協会、それから社協等ございますけれども、そういう大きなところの削減がっております。トータルいたしますと、プラマイしますと、大体5,200万円程度の補助金の減少ということになっております。

それから意識改革につきまして、測上議員おっしゃいましたけれども、接遇関係はまだまだじゃないかということでございましたけれども、これにつきましては、今、我々も新しい行財政改革の中で職員の意識改革が一番重要だということで、早速、実はもう4月からはいろんな庁議あるいは課長会議、部内の会議あるいは課の会議等で、それぞれ朝礼の実施、あるいは10分前の仕事のスタンバイ等々につきましては常々奨励をしております。その成果につきましては、あるいは中間の報告につきましては、議会の方にもぜひ中間報告という形で年に一度はぜひさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、ふるさと寄附の問題ですけれども、名称がどうかと、逆に寄附という言葉がどうもひっかかるのかなということで、ふるさと納税という何か優しい言葉に変えまして周知をしていきたいというふうに思っております。これまでも関東同郷会あるいは水高会あるいは同窓会等に出向きましていろんな説明するんですけども、どうも寄附という言葉が余りよろしくないのではないかと、ふるさとにぜひ、ふるさと大好きでしたら、水俣に納税をお願いいたしますという

ようなことで、今後いろんな水俣大好き人間がいらっしゃると思いますので、その皆さんの力をおかりして収納していきたいなというふうに思っております。

それから地域振興券の再発行はどうかということでもございましたけれども、実は我々もびっくりするように、四、五日で売り切れてしまいまして、後、来られましたんですけども、済みません、申しわけございませんという形でお断りした記憶が何度も実はございまして、すごい評判だったのと、実際、各商店街で使われておりまして、おおむね好評で推移したということでございます。買えなかった人もいたんじゃないかということで指摘ございましたけれども、これにつきましては、広く議員の皆様あるいは市民の皆さんの意見を聞きまして、最終的には市長が判断するものというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、農業問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、農業問題について、収入、農地の現状等を見きわめて、厳しい状況の中、具体的にどのように取り組むのかについてお答えします。

本市の農地の状況については、中山間地域に多くの農地が集中し、不整形地で農道がない、水源が確保しがたいなど、営農上の条件が不利であることが多く見られます。また収入の状況につきましては、かんきつ類、サラたまちゃん、米、茶が本市の基幹作物となっておりますが、昨今の市場価格低迷や燃油高騰、肥料価格の上昇に伴い、農業収入も減少の傾向にあると認識しております。

そこで、本市農業の振興を図るためには、昨年9月議会において渕上議員の御質問にお答えいたしましたとおり、持続可能な経営の安定化を図る必要があり、経費が多少増加しても経営が成り立つ、もうかる農業、やりがいのある農業を推進することで、農家の生産意欲向上につながるものと考えております。しかし、いずれの農産物も高く売りたいが思いどおりの価格が見込めないという状況で、これまでのような販売価格でコスト上昇分を賄うことが困難な状況が続いております。

このような状況の中、生産者は、農協及び各生産部会などが主体となって新規の特産物や加工品の開発と、それらを生産者みずからが大量消費地への販売促進活動を行うなどの取り組みを行っております。

本市では、今年度も引き続き農業用機械導入への助成や園内道の整備、水田等の基盤整備の推進などにより農作業や生産コストの軽減、作業効率の向上等の事業について予算を計上いたしております。また、昨年度から熊本県下14市共同事業で農産物の販売開拓や新商品開発など、市町村の垣根を越えた取り組みを始めており、今年度も東京や大阪などの都市圏で開催される展示商

談会、アグリフードエキスポへJAなどの業者と連携して、サラたまちゃんやかんきつ類の農産加工品を外食産業や流通業者等へのセールス活動を実施していく予定であります。さらに、毎月第4土曜日に実施しておりますみなまた新鮮市や、ことし4月26日に開駅しました道の駅みなまたにおいても青果物や農産加工品の販売を行っております。

以上のように、市としましても、農家の経営安定化施策だけでなく、青果物や加工品がコンスタントに売れる、売りやすい環境づくりに取り組むなど、行政としてできる限りの支援を行うことで、農家の生産意欲向上を図りたいと考えております。

次に、荒れる農地が全国で深刻な話題となっているが、放棄解消の進捗状況はについてお答えします。

昨年12月議会において農業委員会とともに耕作放棄地の一筆調査を実施し、その結果を踏まえた上で解消計画を作成し、現在耕作されていない農地の活用を進めていきたいと答弁しておりましたが、その後の進捗状況といたしましては、全体調査の集計が終了し、水俣市内に1,815筆、94.8ヘクタールの耕作放棄地があることが確認されております。面積は行政区ごとに集計しており、最も面積が多いのは21区の14.4ヘクタール、逆に最も面積が小さいのは5区の0.3ヘクタールです。

これらを地域別に見ますと、山間地の多い23区から26区の久木野地区では合計で12.6ヘクタール、同じく中山間地域である9区から14区までの東部地区では19.1ヘクタール、湯出地区では4.4ヘクタールでした。かんきつ類など樹園地の多い17区、18区の袋・月浦地区では19.2ヘクタールの耕作放棄地があることがわかっています。また、農用地区域内が25.4ヘクタールで全体の26.8%、農用地区域外が69.4ヘクタールで全体の73.2%をそれぞれ占めており、市内の耕作放棄地全体のおよそ4分の3が農用地区域外に集中していることがわかっております。

市では、これらの結果を踏まえ、平成21年1月に耕作放棄地解消計画を策定し、平成23年度までに農用地区域内の耕作放棄地を中心に29.4ヘクタールを解消していきたいと考えております。

なお、平成20年度においては、熊本県の単独補助事業により耕作放棄地を解消して農地へ復元する耕作放棄地解消緊急対策事業が宝川内、江添、薄原の市内3カ所で実施され、約1.55ヘクタールが農地に復元されております。

次に、長年低迷している木材価格等で林業振興が急速に低下しているが、環境保全、山村振興からも重要である、現状と取り組みはとの御質問にお答えします。

木材価格につきましては、水俣木材市場の平均価格で杉20センチメートルの4メートル材で1万600円、ヒノキ20センチメートルの4メートル材で1万7,000円余りとなっており、1年前の同時期に比べ、杉で1,100円、ヒノキで800円余り低下しております。また昭和55年の最盛期に比べますと、3分の1以下に低迷しており、生産・流通に支障を来しております。また、取扱量は平

成11年度が2万9,264立米で売り上げが5億1,100万円、平成20年度が3万2,256立米で売り上げが3億6,200万円となっており、平均価格は、平成11年度が1万7,000円、平成20年度が1万1,000円となっています。価格の低迷により、間伐し出荷しても売上価格と同程度の搬出・運搬経費がかかり、森林所有者に対する還元はほとんどなく、森林整備が進まないというのが現状であります。このまま森林整備が行われないと、御指摘のとおり、森林の持つ公益的機能が発揮されず、ますます環境保全、山村振興の面からも問題になってくると思われまます。

現在、国や県では京都議定書に基づく二酸化炭素6%の削減のうち、6割以上に当たる3.8%を森林・林業によるものと位置づけており、間伐や間伐の実施に不可欠な作業道の開設、整備に力を注いでおります。市でも間伐の生産経費に対する補助や国庫補助を受け間伐を実施した場合、さらに市単独で補助金額のかさ上げを行っております。このかさ上げにつきましては、昨年度は経済の急激な冷え込みにより緊急的に約100ヘクタール分助成し、本年度は約250ヘクタール分を予算計上いたしております。そのほかに平成17年度から導入された水とみどりの森づくり税を活用した間伐事業も実施されており、間伐の推進を図っております。また、木材の需要拡大のため、水俣芦北地域木材需要拡大協議会で木材利用を推進し、選挙ポスター掲示板等に地元産材が利用されております。

今後も、森林所有者に少しでも利益が還元できるよう、助成や木材利用の推進を図っていききたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目に入ります。

前半に言いましたけれど、今度、宮本市長が施政方針の2番目に位置づけられております。大いに期待をいたしたいと思っております。したがって、また2回目の質問に入りますけれども、やっぱり農業問題というのは、どうしても農業をやっておる方は真剣にわかると思っております。

先般、お茶の話をおあるところで聞きました。大暴落ですよ、初めて経験した値段と言われております。非常にせっぱ詰まった方たちが今、水俣茶で有名ですけども、そういう現状でございます。

また、タマネギも昔は多かったけれども、だんだんやっぱり減ってきております。私の知り合いも減らしたり、あるいはやめたりなんかしておる。ということは、どうしても価格が、なかなかつくるにしても、後、入るお金が少ないものですから、そういうことで意欲がなくなってしまうというのが農業の一番の原点です。片一方では、少ない面積を健康のためとか、野菜をつくるとか、そういうふうにやっておられます。それはそれでよろしいでしょう。しかし、水俣の農業というのは第一次産業の最も根幹でございます。

そこで、2回目の質問に入りたいと思いますが、先ほど言われたとおり、助成とか基盤整備、今、桜野と深川ですか、今回やられます。あれは非常によろしゅうございます。しかし、どうしても水俣の農業政策は予算的にもちょっと厳しいなと思っておるんですね。ですから、担当課もその予算で、恐らく総予算の中で七、八%ぐらいかなと私思いますけれども、非常に厳しい。ですから、予算的にもやっぱりもっと考えてもらわないかなということ、まず冒頭申し上げておきたいと思います。

そこで、水俣市の今後の農業づくりをどうしても後押しする政策といいたまいますか、それが必要と思うが、それについていかがか。

2点目、今、試験的に東部に市民農園があります。この市民農園が遊休地解消対策とか、あるいは農業従事者確保への展開はどうなっておるか。

3点目、山も本当に大変でございます。先般、私、塩崎議員と九州森林大会へ行ってきました。山の現状が九州からいろいろ入ってきます。そういう中で、山、森林が、今間伐等で森林組合に業務委託されておられます。その昨年の間伐の面積等、何カ所で、また面積はいかほどか。

4点目、イノシシ、そしてこのごろはシカも出てきておるんですよ。宝川内あるいは葛渡あるいは石坂川方面に出てきております。きのうの夕刊ですかね、シカの話が載ってございましたけれども、こういうことで、イノシシ、シカがふえる一方、減りはしません。深刻な問題です、これは。さらなる対策を私は強く求めたいと思いますが、いかがお考えか。

この4点、お伺いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のとおり、私もこの農業の問題につきましても大変厳しい状況であるということで、切実にいろんなお声もお聞きしておりますので、その辺に対しては、本当に誠心誠意取り組んでいかなければならないし、このことがやっぱり水俣が元気になる一つの大きな要因であるということは受けとめおりますので、議員の今御指摘いただきましたことについては、精いっぱい努力をしていかなければならないと思っております。

まず、第1番目の、水俣の農業づくりについての後押しをすることは、もう少し予算あたりもどンドン使って、頑張るって使ってやっていけばどうかというような御質問でございますけれども、その最たるものといいたしまして、今回6月議会におきまして、耕作放棄地の解消あるいは農業機械の導入というその支援で、6月議会で2,700万円を計上させていただいております。そういったところを使わせていただきながら、農家の方々の意向に沿った、そして実効性のある施策が展開できるように今後努力をしてみたいと、そのように思っております。

それから、次に、市民農園を開園しているんだが、その結果はどうかということござ

いますけれども、ほとんどほぼ全部、あと1区画だっただろうと思いますけれども、ほとんど利用していただいているところがございます。非常に楽しんでやっただけでございます。また、外部からもそういう方もいらしておりますけれども、その中で農業者としてつながっていったということはまだございません。ぜひこういった機会をとらえながら、また農業従事者がふえていければなと思っております。一步一步積み上げながら、そして、一步一步拡大していかなければならない、その一つの方策として今後も引き続き頑張っていきたいと思っております。

それから、過去の間伐実績はいかがかということでございますけれども、これは本市の民有林の大半の間伐を実施している水俣芦北森林組合に確認をさせていただきました。

平成19年度が国庫補助対象事業で202.03ヘクタール、水とみどりの森づくり税を活用した事業で30.05ヘクタールの合計232.08ヘクタールの間伐を実施したということでございます。また、平成20年度は国庫補助対象事業が184.45ヘクタール、水とみどりの森づくりの税での間伐が72.41ヘクタール、合計256.86ヘクタールの実績ということになっているところでございます。

それから、ちょっと追加させていただきますけど、済みません、市民農園、ふれあい農園でございますけれども、現在使用区画が22区画の14名でございます。そして、残りの区画は2区画でございます。2区画残っているということでございます。

それから、最後のイノシシやシカの出没の対策でございますけれども、これは平成18年度が32頭捕獲をしていると、それから平成19年度が38頭、それから平成20年度が130頭ということでございます。非常に捕獲もふえているところでございますけれども、現在の対策といたしましては、電気牧さくに対する助成とか、あるいは猟友会へ有害鳥獣捕獲の依頼とか、また、本年度より市街地での捕獲に対するため、箱わなの設置費用というのも予算化しているところでございます。有害鳥獣のことにつきましてまた努力をしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目に入ります。

国の方で地域活性化云々ということで資料が来ておりますが、水俣の農業を含めまして、このような交付金が来ております。私は農業活性化のために、作業場とかほかの事業に農林関係を積極的に活用すべきと思いますが、これについてお伺いしたいと思います。

あと1つは要望にします。これからの水俣第一次産業を考える会議が2月26日に開かれています。非常に、これもやっぱり市長として重視しておられるという意味合いだろうと思っております。定期的にこれは確実に会合を開いて、水俣の農業の明るさが見えるような会議にしていきたい。これは要望にしておきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの第一次産業を考える会は、今度2回目を迎えるわけでございますけれども、緊急に開きたいと思っております。今後、分科会等も開きながら、その中でいろいろな課題をお受けしながら、そして対策も具体的に考えていくように考えております。

それから、今、経済危機対策にはさまざまなメニューが用意されております。したがって、現在の農道でありますとか、水路でありますとか、あるいは林道でありますとか、そういったものに充てるように、今計画をしておりますので、ぜひこれを活用して頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育問題について順次お答えします。

まず、学校再編成について、再編成した石坂川小学校、深川小学校の子どもたちの現状をどのように認識しているかとの御質問にお答えします。

昨年4月に石坂川小学校並びに石飛分校、ことし4月に深川小学校の再編成を行ったところですが、各学校にお聞きしてみますと、現在では、子どもたちもすっかり新しい学校になじんでおり、中にはリーダーシップをとっている子どもたちもいるとの声をお聞きをしております。このことは各学校間で事前に行っていただいた授業や学校行事などの交流事業もよい結果を生んでいるものと考えており、よりよい教育効果が上がっているものと考えております。

現在までのところ、再編成が影響すると思われる問題等についての報告は受けておりませんが、受け入れ校に対しては、今後も問題が発生しないよう、十分な注意を払っていただくようお願いをしているところです。

次に、平成23年4月の中学校再編成に向けた取り組み状況についてお答えします。

教育委員会では昨年8月に水俣市PTA連絡協議会との間で確認書を取り交わし、平成23年4月までに連携して中学校の再編成を進めていくことを確認し、再編成の枠組みを確定させるため、協議を続けてきたところです。

その結果、水俣市PTA連絡協議会から平成21年3月31日付で、要望事項とともに、小・中学校再編成実施計画を受け入れるとの文書回答をいただきました。その要望事項の内容は、全中学校を同時に閉校し新規中学校としてスタートすること、制服の統一化の推進、スクールバスの要望を十分に組み入れること、スクールバスの運行はPTA及び学校を含めて協議すること、受け入れ校の耐震診断及び耐震補強を閉校までに実施すること、閉校後の跡地活用は地域を含めて協

議すること、一中と二中の生徒数が均衡するような校区割を行うこと、各学校の個別要望事項については随時協議を行っていくことの8点が挙げられております。

このうち、全中学校の同時閉校等の問題などにつきましては、教育委員会としましても、より多くの皆様の御理解を得ながら再編成を進めたいと考えており、今後、各学校やPTA、各地域、水俣市小中学校再編成協議会などの関係者の御意見も踏まえ、また学校説明会も実施しながら早い段階でその方針を決定したいと考えております。特に校名や制服、校歌、校章等を変更することになりますと、具体的な検討や準備に時間を要しますので、その取り扱いについては、8月ごろまでに方針決定をする必要があると考えております。

その後の取り組みとしましては、再編成に向けた具体的な内容の協議を行っていくよう計画しております。例えば、学校間の交流授業を初め、再編成後の教育課程や部活動、備品移転などについて協議していく必要がありますので、再編成グループごとの学校やPTA、地域、教育委員会などで組織する準備組織を設立し、順次協議していきたいと考えております。

次に、自転車教室について、交通安全等から見て、正しい乗り方を学校で指導することは重要だと思うが、どのように考えるかという御質問にお答えします。

議員御指摘のように、交通安全からも子どもたちが自転車の正しい乗り方を身につけることは大変重要であり、そのためには、それをきちんと指導する機会を設けることも必要であると考えております。

現在、市内各小学校においては、毎年全児童を対象として市企画課の協力のもと、交通安全教育講習員による正しい道路の渡り方や自転車の正しい乗り方等の安全教育を開催しており、今後もしろいろな機会を活用して、子どもたちの交通安全に対する意識の高揚を図り、交通の事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 学校再編成は、教育長、本当に慎重に進めていただいて、そしていろんな意見を聞きながら進めていただきたいなと思っております。いずれにしても、23年4月1日というのが決まっておりますから、住民も意見とかあるいはいろいろな方々の意見を尊重して進めていただきたいと思っております。

正しい自転車指導ですけれども、これもいろいろしております。ぜひ、自転車あたりも、事故が起こったらおしまいでございますから、交通安全指導を各学校できちんとするようにしていただきたい。そして、あわよくば自転車乗り大会も今ありますから、そこらまで広げていただければ大変ありがたいなということで、これは要望として終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、医療センター問題について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。



(総合医長センター院長 坂本不出夫君登壇)

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、医療センター問題についての御質問に順次お答えいたします。

まず、平成20年度の決算についてお答えいたします。

自治体病院の経営状況につきましては、平成14年度から実施されました医療制度改革により、年々厳しい状況となっております。当医療センターにおいても、医師数の減少による西5病棟の休床や、外来の4診療科において、大学病院などからの非常勤医師の派遣により診療を行っているところであります。このような厳しい状況の中で、平成20年度は職員一丸となって経営努力を行った結果、約2億3,000万円の黒字を計上することができました。

次に、入院・通院の患者数についてお答えいたします。

平成20年度の入院患者数は、延べ患者数11万5,896人、1日当たりの平均患者数318人で、19年度と比較しまして、延べ患者数で1,187人、1日当たりの平均患者数で5人の増加となりました。通院患者につきましては、延べ患者数20万9,811名、1日当たりの患者数860人で、19年度と比較いたしまして、延べ患者数1万1,687名、1日当たりの平均患者数44人の減少となりました。

次に、地方公営企業法の全部適用の今後の見通しについてお答えいたします。

全適につきましては、これまで議会で答弁しましたように、平成18年度から検討を行ってきたところですが、平成19年に総務省より提示されました公立病院改革プランのガイドラインの3つの要素の1つとして経営形態の見直しを行うこととされております。医療センターにおきましても、20年度に策定した公立病院改革プランの中でも全適への移行をうたい込んでおり、この改革プランに基づき、平成22年度からの全適を目指したいと考えております。

次に、医師・看護師の確保状況についてお答えいたします。

医師につきましては、43名と昨年と同数ではありますが、皮膚科1名、眼科1名が退職で減少し、消化器科と放射線科がそれぞれ1名ずつふえております。看護師につきましては、5月1日現在217名となっております。これまでも議会の御協力をいただきながら、医師住宅や院内保育所などの環境整備を行い、医師確保に努めてきたところですが、医療スタッフにつきましては不足の状況が続いており、これからも熊大医局など関係機関との連携を図りながら、人材の確保に向け、さらなる努力を行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 いろいろ聞きたいんですけど、あと認知症がありますから、ちょっと割愛させていただきますが、一生懸命頑張っておられるなというのはよくわかります。それで、医療センターというのは、地域住民あるいは近隣の市町村にとってなくてはならない施設でございますので、今後とも我々議会も一生懸命応援しますから、精いっぱい頑張っておいて、患者さんに安心できる

施設になるよう要望いたしまして、この問題を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、認知症問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、認知症問題について、まず、認知症の現状と今後の推移をどのように認識しているかとの御質問にお答えします。

認知症高齢者の発生状況について、国からの報告では、65歳以上で10人に1人、85歳以上では3人に1人と言われております。本市の状況におきましては、第4期のひまわりプランの中で認知症高齢者の現状と推計を示しておりますとおり、要介護認定者として把握する高齢者のうち、日常生活において何らかの支援を要する認知症高齢者の数は、平成20年度末時点で960人程度おられ、既に高齢者数の11%を超えています。今後は、平成26年度まで、高齢者数の増加にあわせ認知症高齢者の数もさらにふえていく見込みとなっております。また、これらの数は、要介護認定者の見込み数であり、地域の中には介護認定を受けていない認知症高齢者も多数潜在しているものと思われまます。

このようなことから、国の施策の流れや本市の介護保険施設整備状況を踏まえますと、今後さらに多くの認知症高齢者等が地域で暮らす状況になるものと予測します。このため、第4期のひまわりプランにおいては、認知症対策を大きな柱として位置づけ、今後3年間、認知症に対応する事業へ積極的に取り組むこととしております。

次に、認知症対策は極めて重要と強く認識の中、どのように取り組むかとの御質問にお答えします。

認知症対策については、本人の尊厳を基本とし、個人の状態に着目した対応を総合的に進める必要があります。

まず、認知症を地域で支える取り組みとして、家族の集い等の介護者の支援、認知症本人の権利を守るための権利擁護事業や成年後見制度の取り組み、さらには、まちかど健康塾等により認知症予防を充実させるとともに、医療機関と連携を深め、早期発見、早期対応の仕組みづくりを進めます。あわせて小地域単位に認知症サポーターの養成を行い、地域の中に認知症に対する理解者をふやすことで、認知症に優しい地域そのものをつくり上げてまいります。また、あわせて本人に認知症ケアを行う介護サービスを充実させるため、地域密着型サービスの新規施設整備と既存事業所の質の向上を図り、介護サービス基盤を強化します。

次に、認知症受け入れ施設は、家族からすると深刻な問題であり、市として受け入れ施設に関しての考えはいかがかとの御質問にお答えします。

第4期の事業計画におきましては、特別養護老人ホームやグループホームなど居住系施設にお

ける認知症高齢者等を含む待機者の解消に向け、地域密着型サービスの施設整備を行うこととしており、市民の皆様の御要望に少しでもこたえられることができるのではないかと考えております。しかし、一方で居住系施設を整備することがすべてを解決するものではないと考えます。認知症の症状は徐々に進行していくものが大半であり、認知症の方々が最初から施設に入りたいと考えることは少なく、ほとんどの方が可能な限り住みなれた家で、地域で暮らしたいと長く願っておられます。

介護保険制度におけるサービスの役割の中で、認知症が軽度のうちは、在宅サービスと地域の見守り等により十分地域での生活は可能であり、自立状態の悪化に応じて地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの活用が検討され、さらに介護施設サービスへの入所、入院へ移行していくものと考えます。また、制度の基本理念である尊厳の尊重を踏まえ、介護施設等居住系のサービス事業所においても、極力可能な限り在宅復帰を目指したサービス提供を行う努力をしております。

今後、保険者として、状態が改善または安定した者が再び在宅へ帰るときに、家族が負担を感じることなく受け入れられるよう、必要とされる在宅サービスの研究、調査、整備を行うとともに、受け入れ家族や地域に対して、施設からの復帰についての理解を深めるための啓発活動にも力を入れたいと考えます。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 この認知症は本当に自分自身も今心配をしております。また、多くの方々がそういう危険があらわれるかないかは、ちょっとわかりませんが、1年半前か、たしか坂本院長の主催で、もやい館で認知症の講演がありました。あの資料をタベだったですかね、よく見てみたんですが、改めて認知症というのは早期発見が大事ななということを感じております。

今の答弁でもありましたとおり、減りはしない、ふえる一方という認知症ですね。そして家族がやっぱり大変なんです。私のおやじも十数年前は実際認知症だったんですよ。いろいろ見つけて回って、裏山のミカンの木の下にしゃがんでおられた風景をいまだ思い浮かべますけれども、どこに行くかわからないんですね、認知症というのは。本当に怖いなということで十分理解しましたけれども、2回目の質問に入ります。

まず1点目ですけれども、県が認知症対策に5,500万の予算措置を行っております。本市の認知症対策予算は幾らか。

2点目、要するに日常生活に支障を来す、このひまわりプランを見るならば、認知症自立度2以上の方々が推計で今年度1,000人を超えております。今後も確実にふえる中、地域をキーワードとして取り組まれるわけですが、具体的に地域展開をどのように考えられるか。

3点目、早期発見、早期対応が非常に重要でございます。よくわかっております。この仕組み

をつくるためにどう展開されるのか。

最後です。東部地区が先駆けて、かずら会という名称でふれあいモデル事業を3カ年間やってきました。先般解散をいたしましたことをどのように思われるか。

以上、4点をお伺いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 認知症対策についての市の予算でございますけれども、認知症対応に関する事業については、今現在、地域包括支援センターを事業主体として、その経費については、現時点では地域包括支援事業委託料を含む事業費で賄うことにしております。なお、国や県が認知症対策を重要な施策として位置づけております。本市としても、認知症の地域支援体制構築等推進事業、こういった事業ございますが、モデル地域指定を県に今現在要望しております。今後、本市としても、認知症対策として必要とされる事業を検討した後に、予算措置等についてもお願いすることにいたしたいと思っております。御理解、御協力についてよろしくお願い申し上げます。

それから、具体的な地域展開ということでございますが、その手順としましては、まず、認知症高齢者等を取り巻くすべての人に、認知症とは何かというのを御理解いただくということから始めます。平成20年度においては民生委員や、もちろん市職員、社協職員含めてですが、食生活改善推進員、それに老人クラブ連合会会員など300人を対象に認知症の理解者として、認知症サポーター養成講座を実施いたしております。今後、生活に携わる事業所や商店街、団体などを対象に、また住民レベルで細やかに養成講座を開催して、3年間でおおむね3,000人の理解者の養成を目指す、さらに細やかな養成講座を開催するために、講師自体も地域内で養成できないか、養成してまいりたいと思っております。

また、養成したサポーターの中から、可能な方は地域のボランティアとして活躍を期待するものでありまして、さらには認知症高齢者等の支援者となるサポートリーダーの育成についても検討を進めてまいりたいと思っております。これらの動きを広める中で、認知症に優しいまちづくりが進んでいくものと考えております。

それから、認知症の早期発見の仕組みづくりですが、認知症の方を早期に発見し、相談を受け、早期に診断し、適切な治療を行うためには、かかりつけ医の対応力の向上や認知症サポート医養成などの医療体制の整備が必要であるとされております。加えて適切な介護を行うための質の確保、これらを支える地域の支援体制が求められます。介護と医療、地域の連携をより深めるための相談や整備を行うのが地域包括支援センターでございまして、市としては国や県の構想に連動し、医師会などの関係機関との調整を行い、より連携しやすい体制を整備することで、地域

包括支援センターの活動を支援してまいりたいと、そのように考えております。

それから、東部地区におけるかずら会の活動についてでございますが、介護予防における一般高齢者施策として立ち上がってございましたふれあいモデル事業において、地域の主体性の中で事業を進めていただくために、東部地域ではかずら会というのを6行政区合同で結成していただきました。葛彩館を地域拠点として介護予防にこれまで取り組んでいただいております。

平成20年度から事業をまちかど健康塾に一本化して、引き続き事業を実施してはりましたが、地域住民による自主運営と、そういった色合いが強く、異なる自治会の共同運営という側面もございまして、事業を支えていただく方々の世話人の方々に大きな負担を強いるという結果となっております。世話人だけでは事業の継続は困難と、そういった判断から、かずら会は20年度末をもって解散をさせていただきます。ただ、利用者の中からは事業継続の声もありましたので、事業所委託の形態によりまして、まちかど健康塾として継続して実施しております。

なお、かずら会の有志の方々には大変御苦勞をおかけしておりますけれども、ここの負担を軽減することで、引き続き事業の世話人として応援をいただいております。

○議長（松本和幸君） 以上で渚上道昭議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平松辰弘議員に許します。

（平松辰弘君登壇）

○平松辰弘君 おはようございます。

ちょっと寂しいような気もしますが、朝ほど、大分お忙しくて帰られたものですから、でも頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

政風クラブの平松でございます。

初めてこの名前を聞かれる方がおられると思いますが、実は先月、岩阪、田中、中村、そして私の4人の議員で新会派を結成いたしました。今後、水俣発展のため努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しもいただきましたので、早速質問いたします。

まずは、特殊勤務手当について行います。

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない認めら

れるものと定義されております。できた当時と今では社会情勢、状況もかなり変わっております。私は、見直しが必要ではないかということで、1年前の6月議会で質問いたしました。今回、再度質問いたします。

まず、特殊勤務手当の種類とその額と率、また総額はいかほどかお尋ねいたします。

次に、これまで見直された主な特殊手当には何があるか、また見直されたその理由は何かお尋ねいたします。

そして、今後見直しが必要な特殊勤務手当には何があるか、また、その見直しが不必要なものとその理由をお尋ねしたいと思います。

次に、農業問題に入ります。

市の基幹作物にかんきつのデコポン、甘夏、それにタマネギ、お茶があります。基幹作物とはいえ、かつてほど勢いはなく、生産量、生産者数は年々減少しているのが現状であります。市の人口の減少は、統計を見ますと、農業者の減少が最も多くなっております。人口の減少を食い止め、まちの活性化のためには農業の振興は大きな要素で、大きな政策でもあると思います。幸いにも、市長は一次産業の活性化を重要視され、非常に心強く思い、期待を寄せているところではあります。

そこで、質問いたします。

水俣の農業をどのように位置づけられておられるかお尋ねいたします。

本年の農産物の生産・販売状況をどのように把握されているかお尋ねいたします。

基幹作物として、甘夏、デコポン、タマネギ、お茶がありますが、それぞれの課題と解決策をお尋ねいたします。最後に、農業振興として、実際具体的にどのようなことをされたのか、また今後どのようなことをされるのか、お尋ねいたします。

次に、水道事業について質問いたします。

命の源である水を安全で安価に安定的に供給している水道事業は、市民の暮らしに非常に安心を与えております。水俣は人口減少に伴い給水需要が減少し、厳しい経営環境にあります。今後とも努力され、市民によりよい水の供給に努めてもらいたいと思います。

今回の質問は、水道の料金のことについてであります。今、ひとり暮らしや、水を辛抱されているのか、もしくは水を大切に節約され、無駄なく使っておられるのか、水の使用量が基本水量よりも以下であるという世帯が多くあるのが現状であります。私は、基本水量、基本料金を下げように見直すべきではないかと思っております。

よって、以下、質問いたします。

現在の基本水量と基本料金は幾らか。

基本水量と基本料金は何を基準に決められているのか。

水道利用者で基本水量以内の利用者は何人おられるのか。

他市の基本水量、基本料金はどの程度把握されておられるのか。

基本水量、基本料金の見直しは今後考えられないのか。

以上、お尋ねいたします。

次に、公害防止事業事業者負担金について質問いたします。

この問題は前回、昨年12月議会で質問いたしましたが、再度質問したいと思っております。

これは、毎年、収入未済金として掲載されているもので、一般会計決算特別委員会で、統括責任者を定めるなど、強力な体制で臨んでいただきたいと要望されております。さらに、監査委員の見解として、債務につきましては、市民の税金から立てかえ払いをされたものであり、本市の厳しい財政状況の中でこのようなことが長年続いていることは、許すべきことではないと考えています。担当課におかれましては、現在まで鋭意努力をされてきておられますが、税の公平性の観点から、今後も積極的に当事者との協議を重ね、あらゆる方策を講じ、少しでも改善の方向に向かうよう、さらに地道な努力を望むものでありますと言っておられます。

市としての前回の答弁は、現在、環境対策課の企画室の方で対応しておりますけれども、現体制を含めて、どのように策を講じればいいのかを含めて検討し、誠意をお願いしてまいりたいというぐあいに考えておりますと答弁されております。

そこで、質問します。

まず、償還金の回収方法はどのように検討されたのかお尋ねいたします。

次に、このままでは永久に徴収できなくなるのではないかと、不納欠損処分になりはしないかお尋ねいたします。

最後に、新聞等で、預け、差しかえと呼ばれる不正経理が県内9自治体で発覚と報じられていましたが、水俣市は調査されたのかどうかお尋ねしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平松議員の御質問に順次お答えします。

まず、特殊勤務手当については総務企画部長から、農業問題については私から、水道事業については水道局長から、公害防止事業事業者負担金については福祉環境部長から、不正経理については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 特殊勤務手当について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

(総務企画部長 葦浦博行君登壇)

○総務企画部長(葦浦博行君) 特殊勤務手当について、まず特殊勤務手当の種類とその額と率、また総額はいかほどかの御質問についてお答えいたします。

特殊勤務手当の種類につきましては、公営企業会計を含めて、感染症防疫作業手当のように、国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対する手当として9種類、税務手当のように、その勤務に対して国が給与上何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対する手当として4種類、清掃手当のように、その勤務が危険、不快、または不健康な業務に対する手当として11種類であります。

その額と率につきましては、率で支給しているものは、税務手当が給料月額100分の3、総合医療センターに勤務する医師・歯科医師に支給する特別業務手当が給料月額100分の10、同様に医師・歯科医師手当が診療報酬1,000分の37としています。その他の手当につきましては、日額・月額または件数等で支給しており、日額200円から月額7,000円等としております。

また、平成20年度支給総額といたしましては、一般会計分が約306万円、病院事業会計が約3億47万円、水道事業会計が約78万円となっております。

次に、これまで見直された主な特殊勤務手当には何があるか、また見直されたその理由は何かとの御質問についてお答えいたします。

特殊勤務手当の見直しにつきましては、主なものとしては、平成15年度に総合医療センターに勤務する全職員に支給していた特別業務手当を医師・歯科医師に限定するとともに、支給率を100分の10から100分の7と改定を行いました。なお、見直しのその理由といたしましては、病院勤務職員の給与の適正化を図るためでございます。

次に、今後見直しが必要な特殊勤務手当に何があるか、また不必要なものとその理由は何かとの御質問にお答えいたします。

特殊勤務手当につきましては、給与均衡の原則を踏まえ、特殊勤務手当の支給原則である著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他特殊勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮する必要性が適当でないと思われるものに従事する職員に対して支給されるものであること及び社会情勢の変化等も考慮して判断すべきと考えます。

具体的には、一部の定率で支給している特殊勤務手当を勤務実績に応じた日額または月額で支給するよう見直す必要があると考えます。一方、感染症等作業手当のように、新たに感染の原因となっている新型インフルエンザ等の患者が入院した場合の病棟勤務者に対する手当の支給要件が整備されていない状況もございますので、新たに規定する必要があるとも考えております。

なお、現在定率で支給しております税務手当の賦課徴収及び定額で支給しております福祉業務



手当の支給方法について、日額とするよう、現在職員労働組合に4月22日付で申し入れを行っておりますので、今後、申し入れの内容に沿った見直しを行いたいと考えております。

また、不必要なものとその理由についてお答えいたします。

特殊勤務手当につきましては、平成11年4月に、従来44種類あったものを見直し、24種類となり現在に至っております。また、県内他市と比較しても、支給要件に該当しないものはないと判断しておりますが、今後とも支給要件に関する見直しは適宜行っていく必要があるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 特殊勤務手当についての答弁ありがとうございました。

何回もこれするんですけども、前回したときは、私は福祉と税務手当ですかね、それをやっただと思います。今先ほど答弁の方で、その後の見直しをやろうということで答弁いただきましたけれど、まず、もう一度見解をお伺いしたいんですよ。

すべて特殊勤務手当はなくせということは私は言うておりません。その現状とかにあわせて、それが本当に理にかなうのかというのが問題であって、ただ税務手当、特にじゃ税務手当をちょっと例に挙げたいと思いますけど、今言われたように、100分の3つくと、給与のですね。聞いたところによりますと、国の要するに税務省、税務局の方ですかね、そちらの職員には、要するに一般の職員、国家公務員と給料体系が違っていると、要するに3%ぐらいの上乗せがまずしてあるんだと、ところが一般の地方公共団体、特に市役所の職員の人たちはないと、これは給与表は一緒ですよ。だから、その分だけはやはり同じ種類の仕事に携わっているんで、その分は見らなければいけないんじゃないかと、先ほどの定義でありましたけれど、そういうことで3%を税務課の担当の人にはつけていると、それでは何を今やるんだらうかということで、国は別にしまして、まず、地方公共団体もやらなきゃいけないのかということと、そして、実際そういうふうには特殊勤務手当がつくほど、その理由があるのか、税務職はですね。以前は、例えば徴収取り立てに行って非常に危険な目に遭ったのか、そういうのはもちろんあったかもしれませんが、状況も変わりました。そして、職員が全部行くわけじゃないんですよ。徴収する人と、また事務する人は別ですので、そこのところの私は見解をお聞きしたいと。これは税務に限らないんですけども、ほかのにも言えるんですけども、どういう考えでおられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、税務手当の問題でございますけれども、国がやるから地方もやる必要があるのかというのが第1点だったと思いますけれども、まさにそのとおりかなと、国が

やるから地方もやる必要があるのかなというのは疑問として率直に持っております。

今現在の状況を見ておりますと、国の例えば税務職員というのは俸給表が特別にございます。我々地方公務員は同じ給与表で運用しているということで、国家公務員の場合は、もう俸給にその税務手当としての特殊性の部分を含んだところで給与表は成り立っているということ、その部分が地方の税務を担当する職員と違うということで、実は今その支給を多分している根拠というのは、国が地方で税務手当をやっていいよというようなことが認められていると、その根拠につきましても、地方交付税の単位費用の中に含まれて計算をされている。その部分が交付税として入ってきていると、それを当然職員としてはもらう権利があるんだというのが多分今のところ根拠だろうというふうに思っております。ただ、地方交付税は皆さん御存じのとおり、市の一般財源で自由に使う裁量がある財源ということになっております。

ですから、その辺のところを、ただ、今まで権利として認められてきたということでございますので、現在のところ、段階的にいろんなことを考えていくべきかなということで、先ほども申しましたように、4月22日に組合に対しまして、今は率3%で、非常に実は県内の中でも結構高額でございます。それを一定額で交渉していくと、その辺はちょっと議論をして、ちょっと削減をさせていただこうかなということで、そこからまず税務手当については始めていきたいなというふうに思っております。

後で申されました見解の方も、今、踏み込んでいきましたけども、そういう答えでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 もう一度尋ねます。

前向きな答弁でありがたかったんですが、要するに、先ほど言われたような根拠でそういう特殊手当がついていると。

1つ、尋ねましょう。そういう根拠をあなたは認めますかということを質問したいと思いません。理にかなうかな、その根拠がということで、それが見解ということですので、もう一度お聞きしたいと思いません。

そして、もう1つですけども、非常に特殊勤務手当なんかは危険とか不快とか、いろいろ健康状態ありますので、だから私は出していいと思うんですよ。一般のあれよりも危険があったら当然のことと思いますね。ただ、それに携わった日とか時間とか人とか、そういうのを特定して、先ほどそのように今からやりますと言われましたので、ほかの手当も一緒だと思いますので、そのようにするのがいいかなと思います。

こういうのを一般市民の人にちょっと私は尋ねたことがあるんですけども、ちょっと理解できないんですね、一般市民の人は。おいおいぞ、そぎゃんこっば今ごろ、この苦しい時代にまだ

そういうのがあるのかということで、少しでもそういうのは正して、やはり市民の負託にこたえな  
きゃいけないということで、私はこういうのは見直さなきゃ許されることじゃないと思っておりますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思っております。

だから先ほど言いました、もう1つ、見解と、日額とか人とか時間とかですね、そういうの  
で、やはり手当というのは、特に定義上、ふさわしいと思ったらやるべきと思っておりますので、その  
点も1つ、もう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 根拠が理にかなっているかということでございます。多分税務手  
当が支給されるようになったというのは、税の賦課あるいは徴税というのがいろんな財源として  
の国あるいは地方自治体のかなめというか、財源として確保していくためのかなめだということ  
だったんだらうと、だから当初はいろんなところに各家庭あるいは農家等に各職員が出かけて  
行って賦課をしたり、あるいは徴収をしたりというようなことで、日常、行ったり来たりという  
ことで非常に賦課も徴税も苦労したということが1点あるんじゃないかというふうに考えます。

ですから、ただ、現在もそれが続いているかという話になりますと、かなり変わってきたと。  
職員が実際外に出て行って、それじゃ賦課をすると、あるいは収納するかということになります  
と、かなり疑問かなと、それと色々な事務作業につきましてはコンピューター化されておしま  
す。ですから、非常に省力化もされてきているということから考えれば、時代の要請とは若干違  
うのかなということも考えられます。ですから、今、組合に申し出ていっている部分につきまし  
ては、かなり理解をいただいているというふうに感じておりますので、ただ、長年の権利とい  
うこともございますので、そこは段階を追って協議をさせていただきたいというふうに考えてお  
ります。

○議長（松本和幸君） 次に、農業問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、農業問題についてお答えします。

最初に、水俣の農業をどのように位置づけられているかについてお答えいたします。

水俣は、自然と資源が豊かなまちであり、これらの豊かな資源を活用し、後継者育成、観光資  
源、生産資源としての新たな価値の創出を図り、私たちみずからの手で育てていく生き方が求め  
られているのではないかと考えております。その中で、いま一度、各産業についてまなざしを変  
えて価値を見詰め直し、価値の創造と振興を図っていくべきであると考えます。

農業は、食糧の生産・供給という重要な役割を担っており、その食糧をつくり出す農業とは、  
本来優先されるべき産業であると考えております。加えて、本市の掲げる環境モデル都市の根本

にある考えは、水俣の海・山・川を守り伝え、自然とともに生きる暮らしの創造であります。里山の景観保全、酸素供給源作物の生産といった多面的機能を有する農業の普及・振興は、これからの水俣復興の大きな柱であると位置づけております。

次に、本年の農産物の生産・販売状況をどのように把握しているかとの御質問にお答えいたします。

生産・販売状況については、基幹作物である甘夏、デコポン、お茶、タマネギについてお答えいたします。

直近の出荷・販売状況を J A 共販分で見ますと、甘夏で715トンと、10年前と比較して50%の減、キロ当たり単価162円と26%の減、デコポンで402トンと135%の増、単価455円と33%の減、お茶では67トンと29%の減、単価は1,393円と13%の減と、かんきつやお茶は依然厳しい状況となっておりますが、タマネギは1,881トンと16%の増、単価109円と75%増と比較的安定しているのではないかと認識しております。

次に、基幹作物として甘夏、デコポン、お茶、タマネギがあるが、それぞれの課題と解決策についてお答えいたします。

甘夏では、デコポン等の優良系統品種への更新が進んだことから、栽培面積はこの10年で約15ヘクタール減少しておりますが、全国的に品薄状態であること、生産コストや、つくりやすさ等から、本地域の主力品目と認識しています。課題といたしましては、甘夏の市場をさらに広い地域で確保し、生産者が売りやすい環境を整えることであると考えます。デコポンと比較すると栽培しやすく、収量安定も見込めることから、販売・流通の面からの支援が必要になってくると考えておりますので、J A 等関係機関と連携を図り、新たなマーケットを創出する支援を行ってきたいと考えます。

デコポンにおいては、全国的に急速な面積拡大が図られてきたことで市場流通量が増加傾向にあり、他産地の栽培技術向上という点からも、単価的に苦戦を強いられているのが現状ですので、いかに生産コストを抑え、多収量生産を行っていくかが課題となります。対策といたしましては、今後も引き続き園内道や生産基盤の整備など、省力化や規模拡大につながるような生産性の向上に向けた施策が必要であろうと考えます。

お茶では、若年層のリーフ茶離れやペットボトル茶の普及などに起因し、荒茶としての入札価格の低迷が続いていますが、さらなる品質向上とともに、いかに水俣市のお茶を売り出していかという点が課題となっております。こういった課題に対して J A では独自に七十七夜茶をブランドとして仕上げ茶の販売を開始するとともに、立春キャンペーンやスイーツスタンプラリー等のイベントを通じてリーフ茶の P R を行うなど、消費者の購買意欲を高める取り組みを実施しております。

タマネギについては、現在もサラたまちゃん人気による品薄状態と伺っております。さらなる面積・生産量の拡大が必要であり、退職される高齢者の方でも安心して生産できるような体制づくりが課題であると考えております。安心・安全という付加価値でサラたまちゃんのイメージを国内に広く定着させ、労力や生産コストの軽減、販路の確保を支援していくことが必要であると考えます。

次に、農業振興として、実際、具体的にはどのようなことをされたのか、また今後どのようなことをされるのかという御質問にお答えいたします。

市といたしましては、これまで持続可能な経営の安定化を図り、ハウスや農業機械導入の助成や果樹園内道整備によって作業効率の向上を目指した事業を行ってまいりました。また、経営面積の大小や専業・兼業などの形態に合った施策の展開を常に念頭に置き、大規模な専業農家には、より収益性の高いハウス施設や省力化・低コストに向けた農業機械導入への支援など、自立できる経営体の育成に努めてまいりました。また小規模な農家につきましては、労力軽減のための園内道の整備や共同利用機械の導入支援、新鮮市のような販売機会を設けるなど、農家所得向上に取り組んできたところでございます。

今後は、昨年12月議会において平松議員の御質問の中でお答えしましたとおり、かんきつ、サラたまちゃん、お茶を大きな柱として、大規模農家への支援はもちろんですが、地産地消など地域内流通を促進することで、小規模・高齢な農家でも魅力ややりがいを感じられるような農業の振興に努めていきたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 ありがとうございます。

今答弁いただきまして、ちょっと私を感じたことを二、三質問したいと思います。

本年度の農業のことをいろいろ把握されておられますけども、私はここでひとつ、もう少し、政策を実現するには、まず把握することが大事なことです。数値的にはちょっとお聞きしましたけども、少し残念なのは、農家自身まで行って農家の考えとか、そういうところがわかっておられるのかというのが1つ。あくまでも数値でした。そして、ミカンにしろ何にしろ、把握されたんですけども、農家の悩みと少し違うところが若干あるなど、甘夏におきまして、先ほど答弁されましたけれども、新しいマーケット、販路の拡大とか言われましたけれども、今、甘夏が問題なのはそうではなくて、販路ももちろん、ちょっと違う意味で言われたかもしれませんが、一番わかりやすい、一番問題なのは、生産量が減っているということです。以前ありました生産量がぼんぼん減り続けると、シェアが非常に少なくなっていると、ということは商材としての魅力がなくなり、商材としての価値がなくなるということです。少なければ希少価値が上がるかということではありません。逆に商材としての価値が少なくなりますので、このままではもう

特産物としてすたれていくのじゃないかというのも大きな課題です。

もう1つ、デコボンで言われましたけれども、よその産地も少しずつ技術も上がってきて需要がふえてると、そのとおりです。値段も非常に高い水準でいっていたのが下がっております。ところが、今現在としてはまだ高いところで値段は保っておりますけれども、今後が問題であって、今問題となっているのは、デコボン、デコボンと皆さん、甘いのかなと思いますけれども、今、センサーで検査しております。なぜセンサーで検査するかというと、中には酸っぱいのがあるわけです。非常に酸っぱいのが半分ぐらいあつたりします。合格率50%とか、時期的にも年にもよってそれがあつてあります。非常にそれは問題でありまして、今後、産地化とか信用をもらうためには、そういうのをお客様に期待を裏切らないような商品を出していくということで、その改植を、要するに木によって、樹体差によってそういう差がありますので、それを改植していこうかというのが私の今思っている課題でございます。

だから、私ちょっと思うんですけども、農業に力を入れられるんだつたら、もう少し農家の方になぜ足を、出向いて聞かれないのか。例えばミカンだつたらJAで言うと選果場に行き、農協に行き、若い農業のグループがいるわけですよ。そういうのにふだん着の姿で、会議ではなくて、ふだんのような、ふだん、いかに行くか。そういうところから理解が生まれてきます。政策を講じるにしても、やはり大事だと思いますので、だからひとつ、担当課がありますね、そこをそのように農家の方に足を向けて、そういう情報とか気持ちを聞くとか、もう1つは、技術指導でも結構ですよ。そういうところに行く体制づくりをつくっていった方が農業振興のまず第一歩と思うんですよ。その点は市長、いかが考えておられるか、それが1つ。

もう1つが、先ほど園内道路とかハウスとかのいろんな支援をしましたと言いますが、これは実際には国とか県の事業なんですよ。それに少し市がちょっとつけて、窓口になって、ちょっとこないしてやったというので、ちょっと私が一番寂しいのは、単独事業というのが余らないんですよ、水俣市が。小さな問題ですけども、先ほどデコボンの改植ということを行いました。苗木を植えましょうということで、優良系統にですね。すると酸っぱいのがなくなるということで、芦北町は補助をしております、苗木の植えかえに。するとそれが早く促進するわけですよ。もう1つ、農業資材といって1年に1回、廃プラみたいに集荷して、不法投棄がないように、燃やさないようにやっているんですけども、そこにも芦北町はある程度、3分の1だったですかね、補助をしています。水俣市がやっているのは職員さんが、ただ体で補助をしているだけです。金銭的にはゼロであります。

だから、ある程度、少し力を入れられるんだつたら、そして水俣は水俣で独自のやつがあるわけですよ、芦北町とまた違ったやつが。そのところを、なぜ独自で政策が打てないかというのが私の疑問でありますので、この点をもう1つお伺いしたいと思います。

もう1つ、3つ目ですけれども、大規模農家、小規模農家のことを今後どうするのかというのを言われましたけれども、小規模農家あたりも大体これはもう、それで小規模農家は小規模農家でやらなければいけないと思っておりますけれども、私は、農業の発展の一つにはやはり大規模農家、つまり専業農家ですよ、これをいかに育てるか。これを育てると生産量、農家数、生産量がふえますので、やはりこういうのをバロメーターとして政策は打っていくもんだろなというのが私の考えでありますので、非常に大規模農家、専業農家の政策が乏しいと思っております。私の考えとしては、まず、前回も申しましたとおり、このようにミカンがなったのは園地改造をやったから、集団園地をやったからと。そういうところに、次は新規就農者を入れるとか、省力化をやるとか、もちろんほか多々ありますけど、そういうところへなぜ力を入れられないか。私は、市を挙げてやるべきと思います。大きな問題です。ただ、困難はありますけれども、私はこれがない限りは、なかなか他産地と立ち向かうことはできないと思っておりますので、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ちょっと余計なことですけれども、今、後ろに来ておりました葛渡小学校の子どもたちが、サラタマをこんないっぱい持ってまいりまして届けてくれましたので、御必要な方は、お帰りのときに取りに来ていただければと。

今、子どもたちの様子をいろいろ話を聞かせていただいたんですけれども、やっぱり、これは人から聞いた話なんですけど、学んだことは忘れる、見たことは覚えてくる、やったことは理解できるという言葉があるそうでございますけれども、要するに子どもたちが体験を通して、今、1人でもその農業の理解を深めていき、またそれが従事につながっていけばいいかなと思いつながら、これを受け取らせていただいたところでございます。

ちょっと余談でございますけれども、まず第1点の、平松議員おっしゃいました、農家を実際訪ねて、現地を訪ねて歩いて、それで受けとめるべきではないかと、全くそのとおりだと思っております。その部分は私どもが本当に足りない部分だと今反省をさせていただいているところでございますけれども、先日、担当課の方から言われまして、葛彩市場の方に参りまして、葛彩市場の方々と一緒に酒を飲みながら、いろんな話を聞かせていただきました。その中で、1人の方がおっしゃっていたんですけれども、向こうに座っている年配の御婦人は、いろいろ自分で野菜をつくりながら、その野菜を売りに出して、そして大学の息子の資金を稼いでいるんだとか、そういう話も聞かせていただきましたし、その中で、今議員がおっしゃったような、非常に悩みも抱えていらっしゃる、大変なんだよと、もっと市は頑張らんといかんぞとか、いろんな御意見も伺っているところでございますので、茶組合あたりの若い人たちとはいろんな話をしたりすると

ころでございますけれども、現場に行って実際長靴履いて入っていったということはございませんので、ぜひそういったところを体で覚えるような取り組みを今後展開していきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

それから、市独自の補助が必要ではないかというようなことでございますけれども、水俣の場合のデコポンは、高酸化が非常に課題になっておりまして、このことについては本当に早く、今議員おっしゃいましたように、改植でもしながら対応していかなければならないということで非常に大きな問題になっていると。したがって、販売競争に勝つためにも、とにかくその辺のところは突っ込んでいかなければならないということで、そういった改植等につきましては、国の補助あたりがなかなかつかないのがございますので、そういう部分につきましては、積極的に市の方で対応していくというような気持ちでひとつ頑張っていきたいと思っております。今後、JAあるいは果樹部会等とも相談をさせていただきながら積極的に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

それから第3点でございまして、専門農家をいかに育てていくのかということで、湧上議員のところでもございましたけれども、専門農家というのは本当に厳しい状況の中であって、死活問題にかかわっているんだというようなことでございますけれども、今後、先ほども申し上げましたけれども、今のところ具体的な施策というのが全体の構想としてなかなか見えにくい部分もございまして、今後、今、第一次産業を考える部会ということを立て上げて、いろんな課題をお聞きしているところでございますので、次回からは、それぞれの部会に分かれて、それぞれの部会でどのような夢を持っていらっしゃるのかということをも早くまとめて、そしてそれに向かって具体的に手を打っていきたく思います。

議員がいつもおっしゃっていますように、急いで手を打つべきものと、こつこつと育てていくもの、その両方から攻めていかなければならないと思っておりますので、できるだけ早く打てるものは精いっぱい努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御支援をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 農家に出向けということは、何もですね、もちろん市長みずから出向かれるというのが一番いいんですけども、そんな時間ないと思っておりますので、私は、担当課の職員さんに行っていたきたいと、昔は結構おられましたよ。技術員の人いられたからですね、野菜にしろ、ミカンにしろ、昔は試験場みたいなやつまでありましたよね。そういうことやったんですよ。だからずっとこられてしたんですけども、やはりお忙しいのもわかりますけれども、ただ、施策を講じるには、わからなきゃ、どうやってやるんでしょうかねということ、机上ではできませんね。



実際、先ほどタマネギの値段が百ちよつとだと言われたですね、非常によかったというけど、よくないですよ、本当は。あれから選果経費というのを何十円か引かなきゃいけないんですよ、四、五十円かかりますよ。例えば手取りが50円だったとしましょう。反当たり5トン取れます。五五、二十五万ですよ、10アール当たりですね。それだけですので、本当は手取り100円あったらいいんです。ただ、甘夏の場合は手取り100円はいきます。だから、価格を言われたけれども、今のところ甘夏の方はあれなんです。これは失礼ですけども、去年に比べてよかつたかなと言われんですけども、そもそも、そこはちよつと誤解を与えるような言い方で、ちよつと把握はされていないかと、私、そのように感じるわけですね。多分去年に比べたらよかつたという意味で言われたんかなと、私はいい方を取っているんですけどですね。だから、職員さんたち、もちろんみずから行かれるのもいいんですけども、そういう農家をもうちよつと理解するように、行くような体制を担当課は、忙しかればふやすとか、いろいろやっていただきたいというのがこれが質問です。

もう1つ言いますけれども、なかなか全体の構想、農業をやるには全体の構想がなかなか難しいと言われましたけれども、私は、まずはこのように農家事情、こういうのをまず理解する、把握するというのが先であって、そして、やはり最終的には行政がリーダーシップをとると、この気概が一番大事だと思います。個人的に申しますと、集団園地を開くと、ミカンでいうと、それがあつたおかげだから、このようなミカン農家が生まれたというのは事実であります。そして漁業者あたりが不況だつた漁業をやめて農家にかわつた人がたくさん袋あたりではおられます。そういう事実がありますので、やれないことはないんです。そこに行政、やはりここは行政の役割だなと私は思っております。だから、そういうふうに行つていかれたらいいんじゃないかと、それを顔を上げてやるべきと、大きな課題です。これは長期的ですけども、やるべきだと思いますので、もう一度御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、職員がまず出向いていって、そして職員そのものが体験をしながら体で覚えて、そこからいろいろ政策あたりを考えていくべきではないかということでございますけれども、ぜひ、そのように努力をしてまいりたいと思います。

それから行政がリーダーシップをとるということでございますので、今後も行政、それからいろいろな関係者の方々と連携を結びながら、そして指導も仰ぎながら、行政としてリーダーシップを発揮しながら、この問題には取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水道事業について答弁を求めます。

盛下水道局長。

（水道局長 盛下修一君登壇）

○水道局長（盛下修一君） 次に、水道事業についての御質問に順次お答えします。

まず初めに、現在の基本水量と基本料金は幾らかの御質問にお答えします。

本市では、一般用、一時用、船舶用等の用途別方式で、基本料金に従量料金を付加するという2部料金制を採用しております。上水道一般用の基本水量は8立方メートル、基本料金は税抜き850円、石坂川簡易水道の基本水量は10立方メートル、基本料金は税抜き950円でございます。

次に、基本水量と基本料金は何を基準に決めているのかの御質問にお答えします。

基本水量制は、水道普及率が低かった昭和初期において、コレラや細菌性赤痢等の感染対策といった公衆衛生の向上や生活環境の改善を目的として、一般家庭において一定の範囲内で水使用を促すために導入された制度であり、現在も多くの自治体で採用されています。水量設定の根拠は、以上のように、設定の目的が政策的配慮に基づくものであり、全国的に多くの自治体が5立方メートルから10立方メートルの範囲内で基本水量を設定していることから、何らかの国の指導等があった可能性が考えられます。

本市の基本水量は昭和38年当時から8立方メートルに設定されていることは確認しておりますが、この8立方メートルという基本水量が定められた確たる根拠は残念ながらわかっておりません。基本料金につきまして、本市が採用しております二部料金制では、固定費を基本料金として、変動費に従量料金として設定することとされており、基本料金の設定基準は、料金設定時における原価計算基準に基づく固定費の額ということになります。

なお、基本水量の8立方メートルを使用していないのに8立方メートル分の基本料金を徴収されるのは不公平だという声が聞かれますが、基本料金は、契約使用者が水使用の有無にかかわらず賦課される料金として設定・算定されており、使用水量8立方メートルに係る料金というわけではないということを御理解ください。

そこで、水道利用者で基本水量以内の利用者は何人いるのかの御質問にお答えします。

直近の平成21年5月分の使用水量でお答えしますと、上水道一般用の全件数1万882件のうち、基本水量である8立方メートル以下は3,342件、利用者全体の30.7%を占めております。

次に、他市の基本水量、基本料金はどの程度把握しているのかの御質問にお答えします。

日本水道協会の資料によりまして、全国の自治体の水道料金を把握しております。参考までに、平成20年4月1日現在において、本市のように用途別に料金を設定している自治体においては、基本料金に基本水量を定めている場合がほとんどでございます。

最後に、基本水量、基本料金の見直しは考えられないかの御質問にお答えします。

基本水量制においては、基本水量未満の利用者の節水努力が料金に反映されない等の諸問題があり、今後、基本水量制の見直しを含め、用途別・口径別料金体系の選択、また使用量の増加に伴い、段階的に単価が上がるようになっている従量料金を単一料金とすべきか否かといった抜本

的な検討を行い、時代に即し、本市にとって最も適した公正・妥当な料金体系への転換を図る必要があるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 答弁ありがとうございました。

この問題は、先ほど質問いたしましたとおり、非常に小さい世帯、ひとり暮らしとか、そういうのが今ふえています。これからもぼんぼんふえるでしょう。そういうことで非常に、特に貧しいというか、ちょっと困窮されている方もおりますので、わずかな額ですけれども、非常に6トン使った人と8トン、5トン使った人と8トンというのは、3トンがあると、それでもやっぱり850円であるということで、たった850円かということで申されます。そして、それは非常に一つの運営費とか、今までの投資ですね、固定費みたいな感じですかね。水道事業を運営するために、これは最低要るんだと、だから水量に合わせた値段じゃないからということを言われましたけれども、それはそうかなと私思ひまして、先ほどの答弁じゃ、ちょっと見直されるとか、今からしなきゃいけないと言われましたから、非常にうれしいんですけども、特に見直してほしいんですよ。節水努力の反映もと言われて、まさにそのとおりですね。

この前、先週末まではのぼりを掲げておられましたですね、前にですね。水を大切にしましょうとか、のぼりを、そういう標語を書いて、じゃあれは何かと、一生懸命、そして環境を今叫んでおられます。物を大切にですね、そういう人たちにやはり報いる必要があるのかなと私は思います。あれはただ単に水俣市が環境をやっているから書いただけだとか言うけれども、逆に言ったら、節水すればするほど、非常に給水量というのは減りはしますけれども、それよりもやっぱり水を大切にしようというのが非常に大きな目的ですので、私はそういう意味からすると、節水に一生懸命努力されたことに反映されるということは非常にいいことと思いますので、そのような見解で多分申されたのかなと思いますので、もう一度お伺いしますので、ちょっと私聞いていなかった部分があるんですよ。水量と料金、これは今後見直しますという意味だったんですね。そして、それは水量あたりはどのような理由で見直されるのか、その理由をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（松本和幸君） 盛下水道局長。

○水道局長（盛下修一君） 料金につきましては、最近では平成15年ですか、その前に平成9年ごろですか、ある程度時代を見ながら、時期を見ながらですね、改正の時期がありますので、今後またそういう時期になったときに、今御質問の、単純に基本水量をそのまま今の850円ですか、それをそのまま使うのがいいのか、それともそれは先ほどの答弁で申しあげましたように、あくまでも以前にはそういう水のある程度家庭に普及させる意味で、基本水量内でこれだけ使ってくれという意味で基本水量を設定した時期がありまして、今はむしろ節水をされたところで、節水

した部分については安くしろという御指摘でございますので、その辺も含めて、次の料金の見直しの時期には、そういうことも加味して検討すべきだという形でお答えしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 それじゃ、もう一度、じゃ節水しましょうというのはどういう意味でされているかなというのを1つお伺いいたします。

水俣の水を大切にしましょうということは、どういう意味でされているんでしょうかと思っ  
て、そして、それをやはり実行する市民がいたら、それを反映するのが当たり前であって、先ほ  
ど、料金改定のときにそれはしましょうと言いますけれども、料金水量についての、それじゃ、  
そういう水を大切にしましょうということを言われているのに、そここのところの水量に対する考  
え方、要するに現状も踏まえて、そのちょっと見解をもう一度お伺いしたいと思いますので、水  
量のことについての見解は言わなかったみたいで、そここのところの見解をお願いします。

○議長（松本和幸君） 盛下水道局長。

○水道局長（盛下修一君） 料金体系の全体的な見直しのときに、そういう今の口径別とか用途別  
とか申しあげましたけれども、今、目的別で変えて、そして基本料金と従量料金という2部体系  
にしておりますけれども、そういう方式も含めて基本料金を取っ払う考えも前提に入れながらで  
はありますけれども、当然、その時期にまた考えるかと思っておりますけれども、今はその時期じゃな  
いと、今早急に料金を変えるということではございません。

基本水量につきましては、今、8立方メートルという考えでやっておりますけれども、その水  
量につきましては、それを6立方メートルとか4立方メートルとか、そういうすべきか否かという  
ことについての検討を今後の料金体系見直しのときには考えていきたいと、そういうことで答弁  
とします。

○議長（松本和幸君） 次に、公害防止事業事業者負担金について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、丸島水路公害防止事業に係る事業者負担金について、ま  
ず、水俣化学工業所の償還金の回収方法はどのように検討したかとの御質問にお答えします。

この公害防止事業に係る水俣化学工業所の事業費負担額は1億545万3,000円で、水俣市は、昭  
和61年3月に水俣化学工業所に対し負担金の額を通知しております。

負担金については、水俣市が立てかえた事業費を、同社が昭和63年度から平成29年度までの30  
年で分割償還するということになっております。その額は、元金1億545万3,000円、利子9,842万  
6,915円、合わせて2億387万9,915円となっております。

償還については、平成6年度から8年度までに90万円が納入されたものの、その後は入金

ありません。平成14年と平成17年に銀行口座から合わせて56円を強制徴収しており、現在までの納入金額は90万56円です。その返済分を差し引いた返済未済額は、平成21年4月1日現在で1億4,549万9,627円です。

回収方法については、これまでも、毎年、年度当初に無限責任社員に対し納付書を持参し、さらに督促もして返済をお願いしているところでもあります。また、差し押さえのため、金融機関等に照会して資産調査も実施しておりますが、残念ながら債権の回収には至っておりません。既にこれまでも、市長みずから無限責任社員と面談し、直接返済を要請したところですが、市として今後も積極的に相手方と協議をしていかなければならないと考えております。

さらに強制徴収につきましても、金融機関等への照会にとどまることなく、差し押さえられる資産はないかなど、弁護士相談を重ねながら、あらゆる方面から検討し、回収に向けて鋭意努力してまいり所存です。

次に、このままでは永久に徴収できなくなり、不納欠損処分にならないかという御質問ですが、現在のところ不納欠損で処理する考えはなく、引き続き支払ってもらうよう無限責任社員に対し要望してまいります。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 12月にもこれはまたしまして、非常に頭の痛い問題だと思います。答弁がほとんど変わっておりません、12月のやつとですね。これじゃ本当に不納欠損しなきゃいけないんじゃないかというふうに、したくないと今言われましたけれども、取れなきゃ、何らかの手を打たない限りは、これは自動的に、そして債務者がもしずっとおられるとは限りませんので、そういうのがいつかは来ると思います。ひとつ鋭意努力をされていると言われますけれども、大体どれくらい催促されておるんですか、具体的に。督促状を出したりとか、年何回とか。そして12月に私が一般質問しましたけれども、その後されたのか、質問いたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 回収については、さきの答弁でも申しましたように、毎年、担当含めて責任社員の方に納付書を持参していると、そこで直接直談判といいますか、いろいろお話をして、納入できるようなその可能性についていろいろと詰めた話をしております。ただ、いかにせん、そういう努力をしながらも、なかなか誠意が見られないと、こういう状況になっております。正直申しまして、こちらの誠意を酌み取っていただけない状況に対して、力の及ばないところをちょっと感じているというのも事実でございます。ただ、答弁申しましたように、今後も引き続きその辺の誠意を理解していただくように一生懸命努めてまいりたいと。そのほか、また別の方法で法的なことも視野にというか検討に含めまして、弁護士に相談していくなど、ちょっとその辺の方法も検討して進めていきたいというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 難しいからですけれども、私から見たら、本当に回収される気があるのかなと、もうあきらめられているんじゃないかなというふうに私たちから見えるわけですよ。何らかの少し努力が必要だなということで、まずはその点、最後になりますけれども、本当に回収される気があるのか、それを見せてほしい。これをお尋ねします。

もう一つ、担当課で今やっておられますけれども、非常に難しいんじゃないかなと思います。私は、こういう税金・公金あたりを、監査も言われましたように、この立てかえは税金なんですよ、しかも巨額と、非常に難しくなっていると、こういうのは全庁的にもう少し考えるべきじゃないかなと思いますけれども、その点はいかがか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 現状では、先ほども言いましたように、無限責任社員の方の納入の意思というのはほとんど感じられないという状況でございますけれども、強制徴収できる資産についてもいろいろと調べてみますが、なかなか見当たらないと。今、対策室あたりを設けて、もっと強力に進めたらどうかという御質問であったかと思うんですけれども、仮に対策室なり担当を専任で充てたにしても、なかなかその辺が機能するか、現状では非常に疑問な部分もございます。

先ほど申しましたように、早急に法的措置で対応できないか、その辺も含めて弁護士相談等含めて今後対応してまいりたいと思います。そういった意味からも、市としても、この問題については何とか前進するように努力してまいりたいと思いますし、不納処分にするというような意思は今のところございませんので、御理解いただきたいと思います。

対策室の話をちょっと今いたしましたけれども、そういった全庁的なことも含めて対策室で仮に対応したとしても、なかなかそういった意識は見られない状況下においては、機能するかどうかということに、今現在のセクションとしては疑問を抱かざるを得ないという状況でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、不正経理について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、不正経理について、水俣市は調査されたのか、その結果はとの御質問にお答えいたします。

熊本県や熊本市を初め、八代市、宇土市、玉名市等の自治体において、預け金や差しかえなどによる不正経理がテレビ、新聞等で報じられております。本市におきましては、4月に主に庁議メンバーで構成する水俣市調査検討委員会を設置するとともに、4月の課長会議で、不適切な経

理に係る調査概要について説明した後、市長部局を初め、教育委員会、病院、水道局、選挙管理委員会等の各行政委員会へ調査依頼を行っております。その内容は、預け金・差しかえ・不適正な現金等についての調査で、平成18年度から平成20年度の3カ年について、各課長、室長、局長等へ調査を行うよう指示したものでございます。

その結果、一部の部署より、差しかえ、つまり契約した物品と異なる物品等を納入させたものがあるとの報告がなされております。今後、早急に各課所属長等へのヒアリングを実施し、内容の確認等を行い、議会への報告を行いたいと考えております。

不適切な経理は、市民の市政に対する信頼感を失うとともに、公務員としての責任感、倫理観を大きく失うものでありますので、今後、物品購入事務の見直しを行い、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 一部でそういうのが少しあったということで、まだ全部じゃないということで、今後、すべての部署が出てくるのを待っておられるということですので、私もそれじゃ、結果が出るまでお待ちしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で平松辰弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時05分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 こんにちは。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたします。

サブプライムローンの破たんから、リーマンブラザーズの破たん、アメリカ発の世界不況は日本にも大きな影響を与え、GDPはマイナス15.2%となり、有効求人倍率も過去最低を記録し、4月の失業率も前月よりさらに悪化し、5%の大台に乗り、5年半ぶりの高水準となっております。20歳前後の失業率は9.6%、国の将来を支えるべき若年層の失業率が特に高くなっています。さらにアメリカの巨大企業GMの倒産の影響を考えれば、雇用はさらに悪化し、危機的状況も考えられ、デフレに陥る可能性も出ていると言われております。地域の雇用、経済を守るため一層の

取り組みが必要です、執行部のさらなる努力を期待しておきます。

選挙より経済対策が大事と、08年度第1次補正予算、第2次補正、09年度当初予算と3段ロケットでの対策をとり、さらに09年度第1次補正予算の4段目のロケットを発射し、解散を先延ばしにして、麻生総理は赤字国債大乱発のばらまき経済対策を実行していますが、時代はさらに深刻化の可能性を考えれば、衆議院解散の決断さえできない麻生総理として、刻印が押されるのもそう遠くないのではないのでしょうか。

お隣の出水市においては、パイオニアの工場は2月末に閉鎖され、NECの工場も12月末での撤退を表明しています。従業員約1,000人が大変な状況に置かれ、出水市政に与える影響も大変なものになると考えられます。跡地への企業進出を強く期待したいものであります。

5月31日、みなまた未来コンサートを見せてもらいました。午後0時30分からの開催は天気にも恵まれ過ぎて大変暑かった。しかし水俣市外、県外からの参加者の多さに、コンサートの内容とともにうれしさを感じたところでもあります。ぜひ、このような企画をたくさん行い、水俣を訪れる人をふやしたいものです。主催のRKK、協賛のコスギ不動産、九州産交等に感謝をし、関係者の御努力に敬意を表しながら、来年以降の開催もお願いしたいものであります。

世の中が大変な不景気の中で、水俣は昨年6月、産業廃棄物最終処分場建設阻止を、宮本市長を先頭に市民の力で勝ち取りました。昨年7月には地球温暖化防止の環境モデル都市に認定され、本年3月には環境首都コンテストで堂々の1位を獲得、4月には道の駅オープン、5月にはエコハウスのモデル地域に選定されました。また、本日の熊日新聞は、過疎地の現況を引き出したとして水俣市に総務大臣賞を掲載をいたしております。水俣へのフォローの風は大変強くなっています。就任以来、環境に特化した市政運営に精力的に取り組む宮本市長の施策の正しさが評価されていると言えます。ぜひ、市民が第一、環境が大事の姿勢を貫き通していただきたいと思っています。

前置きはこれくらいにして質問に入ります。

水俣病被害者救済問題も大きな山場に差しかかっています。市長は5月26日、27日、知事に同行して被害者団体等との意見交換を行われましたが、後戻りのない真の恒久的な解決を求め、以下、質問いたします。

- ①、3月議会後の市長の動きについて。
- ②、与党提出法案について、被害者団体は何を問題としていると把握されていますか。
- ③、チッソ分社化問題について、被害者団体、患者団体、市民は何が問題ととらえていると把握されていますか。
- ④、市長はどのような解決策を望まれていますか。

次に、環境モデル都市推進に向けてお尋ねをします。



- ①、公共施設、家庭生活でのエコ対策強化の考え方について。
- ②、北九州市、沖縄県宮古島市と水俣市で環境モデル都市3市連合が結成されたと報道されているが、その内容とねらいについて。
- ③、環境首都を目指しての意気込みと問題点克服について。
- ④、さらなるごみ減量化について。

次に、地場企業の経営、雇用状況と地場企業製品の使用支援についてお尋ねをします。

- ①、地場企業の経営状況と雇用状況の現状をどのように分析されていますか。
- ②、地場企業製品使用支援についての基本的な考え方について。
- ③、連合、新栄合板労組からの要請の内容と市の対応について。

次に、エコハウスモデル地域指定についてお尋ねをします。

- ①、内容について。
- ②、波及効果のねらいについて。
- ③、市エコハウス推進地域協議会について。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病被害者救済問題については私から、環境モデル都市推進に向けては副市長から、地場企業の経営、雇用状況と地場企業製品の使用支援について及びエコハウスモデル地域指定については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病被害者救済問題について、3月議会以降の市長の動きに関する質問にお答えします。

私は、3月議会以降も水俣病問題の早期解決を目指して、国や県、関係国会議員に対し要望活動等を行ったり、水俣病被害者団体等と意見交換を行ってまいりました。

具体的には、4月2日に上京し、環境省や関係国会議員、チッソの関係者に対して水俣病問題解決への取り組み推進を働きかけました。また、4月14日には県庁を訪れ、水俣病問題解決への取り組みの推進をお願いしております。4月30日には、松野信夫議員を初め数名の民主党国会議員が水俣を訪問されましたので、口頭で要望活動を行ったところです。また、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の後に実施されました水俣病被害者団体と環境省、熊本県との意見交換にも出席し、各団体からの要望等に耳を傾けましたし、先月26日、蒲島熊本県知事が水俣市を訪問され、水俣病患者団体、被害者団体、市内の各種団体と意見交換をされたときも同席させていただき、それ

それぞれの団体の要望事項、問題点の把握に努めたところでございます。

また、4月末に現在裁判で救済を求めている水俣病不知火患者会や、政治による救済を求めている水俣病出水の会や水俣病被害者芦北の会の会長や関係者の方々と会い、各団体からの要望等を直接聞いたりしております。そのほか水俣病被害者団体に対して電話にて情報交換を行ったり、各団体の事務所等に職員を派遣して情報収集を行っております。

以上のような被害者団体等からの聞き取りの結果をもとに、5月28日に上京し、環境大臣や園田PT代表、民主党の松野議員等に面会し、地元市長として住民や被害者団体の声を伝えるとともに、被害者の早期救済に向け、要望活動を行ってまいりました。

次に、与党提出法案について、被害者団体は何を問題としているのかとの質問にお答えします。

被害者団体については、与党案を受け入れることを表明している水俣病被害者芦北の会、条件つきで認めている水俣病出水の会、与党法案自体を否定している水俣病不知火患者会、この法案では本質的な解決にならない、恒久策ではないと述べている水俣病被害者互助会があります。水俣病被害者芦北の会は、地域指定解除については懸念を表明されていますが、それ以外については受け入れ、早期の救済の実現を求めておられます。

水俣病出水の会は、救済内容は受け入れていますが、団体加算金を要求されています。

水俣病不知火患者会は、法案が関西訴訟最高裁判決を踏まえていない加害者（国・県）が救済措置の対象者を確定するのはおかしいと主張し、裁判による救済を求めるとされています。さらに地域指定解除及びチッソ分社化についても反対されています。

次に、チッソ分社化問題について、被害者団体、患者団体、市民は何が問題ととらえているかという質問にお答えします。

チッソ分社化については、今回の政治解決に伴う一時金の原資を確保するとともに、将来にわたり認定患者の補償を安定的に確保するため、現在の会社を補償業務に当たる親会社と液晶事業などを行う事業会社に分割し、事業会社の発行する株を親会社が100%引き受け、その後、被害者の救済が終了し、市況が好転したときに株式を売却し、売却した資金で補償賦課金の確保、公的資金に係る借入金の債務の返済に充てる内容となっています。

被害者団体等がチッソの分社化を問題にしているのは、分社化後、事業会社は、チッソとは別の法人となり、親会社のチッソも株式譲渡後は清算することになるから、水俣病の原因企業がなくなり、第一義的に水俣病問題被害者の損害賠償等に対応すべき相手がなくなってしまうことに対する危惧と、株式売却後、事業会社が水俣から撤退するのではないかとということです。

分社化し事業会社を設立するときには、環境大臣の許可が必要であり、その許可条件の一つに、特定事業者、チッソの事業所が所在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないことという条

文は明記されていますが、将来にわたり水俣で事業を継続していくことになるのかとの不安があります。

チッソは水俣市にとって欠かせない存在であり、水俣から撤退もしくは縮小された場合、水俣市の地域経済は崩壊してしまうのではないかという不安があり、患者団体や市民が問題と考えています。

次に、市長がどのような解決策を望んでいるかという質問にお答えします。

今回、水俣病の解決に向けては、政治解決により早期救済を求める団体や、裁判により救済を求める団体など、解決のための思いや方策は団体ごとに分かれています。しかし、高齢化が進み、皆一様に求めているのは早期救済であります。その救済を実現するには、政治解決は必要だと考えています。

現在、水俣病救済法案については与野党間で協議されていますが、私としては、被害者を初めとした市民の多くが受け入れられる内容で、与野党合意が得られ、法案が成立し、水俣病問題の解決の道筋が示され、多くの被害者が救済されることを望んでいます。そのためには、現在市民の間にある地域指定解除や分社化についての不安の声を解消し、市民が安心して受け入れられる内容となるよう、今後も努力していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

精力的に市長が動いておられることに対して感謝を申し上げたいと思います。被害者団体の意見を聞き、国に伝えることに徹しておられる市長、水俣の市長として至極当然なことだと思えます。被害者の意向抜きにはどのような解決策も将来に禍根を残し、再発の火種を残すことは過去の水俣病問題歴史が物語っています。

5月15日の西日本新聞記事は、被害者、市民の意見を聞き、まとめ、地元から発信するリーダーが今こそ必要と書いていますが、まさに市長の役目であり、今の市長の動きこそ、リーダーとしての働きであると確信をいたしております。

蒲島知事は5月29日、法案の早期成立を目指して上京し、国会議員を訪問されましたが、民主党8人、自民党2人で、問題の多い与党法案への民主党歩み寄りの決断を求めたとあり、与党法案に強く反対している松野議員との会談は予定に組まず、最後に予約なし訪問となったと言います。5月27日の記者会見では、地元の多様な意見を与野党に正確に伝えたいと伝達者の姿勢だったという記事から考えれば、行動は別な感じを受けます。市長は発言と行動が一致した、地元の意見を確実に伝えるリーダーとなってほしいと思います。

5月11日の参議院決算委員会で社民党の近藤正道議員は、04年の最高裁判決で否定された国の認定基準が維持され、救済対象者の3年以内の確定と発生地域の指定解除、認定申請者と訴訟中

の人の対象からの排除、認定申請者と新保健手帳所持者の3分の2が対象にならないことなどを指摘、まさに水俣病の幕引きを図る中身と強く批判をしています。

蒲島知事は、地域指定解除について、地元の知事の発言は協議に大きな影響を及ぼしかねない、賛否を申し上げるべきではないと6月4日の記者会見で話をされていますが、地元の知事だからこそ、被害者の立場に立ってきちんと削除を求めるべきであり、どこを向いているのかと言いたい。

市長は5月28日、地元の市長として被害者の意見を聞き、環境大臣に公害地域指定解除を与党法案から削除するよう求めたと報道されていますが、その感触はどうだったのかお尋ねをしたい。

6月4日の与党と民主党の協議の様相を熊日新聞は、相当進んできた。問題点が明確になったので、詰めていける自信はある。チッソ分社化などについては丁寧な説明が要るとして、法案に反対している不知火患者会と近く協議するとの与党PTの園田座長の話と、根本的な相違点である分社化や公害地域の指定解除は簡単に譲れない。協議は被害者救済の枠組みを詰めている段階、分社化や地域指定解除、まだ突っ込んだ議論はしておらず、問題は山積しているとの話を載せ、水俣病救済法案与野党協議認識にずれとしていますが、与野党協議が進んでいる事実は喜ぶたいと思います。

また、公的診断のみ採用から、1995年政治決着時の公的診断と民間診断の組み合わせに一步前進の提案も喜ぶたい。5月29日の熊日新聞は、救済幅広くで与野党一致、民主党松野座長は、与党は最高裁判決や最新の医学的知見をもとに対象の広げ方を検討するはずだと言っています。報道した問題の救済対象者の範囲についても、与党側がもう少し分析したいとして検討が進んでいるというふうに感じます。

平成16年最高裁の判決が出ていることを無視しての救済策づくりは将来に問題を残す、最高裁判決が出ている事実をとらえながら、真の恒久的解決策をつくるべきであり、3年で打ち切り、公害地域指定の解除は論外と言わざるを得ません。

分社化については、3月28日の患者支援者緊急共同声明は偽装倒産計画と切り捨てています。蒲島知事は後藤会長と会談した後、撤退する心配はない、経営者の表明は大きな意味があると語っています。しかし、そう簡単なものではありません。学者知事の水俣の事情を知らない理解であると言えます。

経営者といえどもオーナー経営者ではなく、一時期の経営トップであり、退陣も時間の問題である。まさに、会長が言ったからって担保にはならないの聲が水俣では通る。市民に問いかけてみても分社化反対であります。なぜかと問えば、撤退する、撤退をしやすくなると心配する声が多いのも事実であります。問題点が明らかになり、救済範囲、公的診断のみの問題点などについて

では協議が進んでいると考えます。市長が申し入れた指定解除の問題、分社化の問題が対立点として最後まで残る感じがします。この際、市長として公害地域指定解除問題で知事に働きかけ、地元として認めることはできないと環境大臣、与野党に働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

分社化問題については、6月2日、不知火患者会はチッソに対して分社化撤回を申し入れています。6月6日の熊日新聞は、森弁護士の記事を載せ、水俣湾埋立地の有機水銀処理の費用課題を載せています。被害者、市民の納得は得られていないし、問題点も多いと思います。

しかし6月4日の読売新聞は、集団訴訟中の不知火患者会の一部が政治決着を求め、原告の1人は、望みは一日も早い与野党合意、救済法ができれば裁判をやめると報道しています。高齢化の中で一日も早い救済を被害者は求めているのは事実であります。この際、チッソ分社化問題を切り離し、被害者救済に絞り、真の解決策を早期にまとめ上げる。その後、時間を置かずにチッソの問題に踏み込んで協議することを与野党が合意する。その点を考えるべきではないでしょうか。

2月12日の熊日新聞は、法案が野党の反対で成立困難であることはチッソもわかっている。国会に上がるだけで御の字。突破口を得たら後はどうにかなるとチッソは考えているとの報道もあります。

2回目の質問をします。

公害地域指定解除について環境大臣に申し入れたときの感触と蒲島知事へ働きかけて、県・市が一緒になって法案からの削除を、再考を申し入れることについての市長の考え方と、チッソ分社化問題を切り離しての救済策づくりについていかがお考えかお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず最初の、市長が5月28日に環境大臣に公害地域指定解除を与党法案から削除するように求めたと報道されているけれども、その感触はどうだったかということでございます。

5月28日に私も上京いたしまして、環境大臣に直接お会いをいたしまして、地域指定解除については、法案から取り除いてほしいという要望をいたしました。そのことに対しまして大臣は、救済法案について与党と民主党の協議の推移を見守りたいと、そういうような回答でございました。

それから、市長が公害地域指定解除問題で知事に働きかけて、そして地元として認めることはできないということをさらに環境大臣あるいは与野党に働きかけるべきではないかと、そのことについてはどうかということでございます。

水俣病の地域指定解除の問題につきましては、これまでも再三知事にもお話をさせていただいておりますし、御理解も受けているのではないかなと思っているところなんですけれども、引き続き環境大臣あるいは与野党も含めまして、今後もこれまで同様働きかけてまいりたいと、そのように思います。

それから、公害地域指定解除について、県・市一緒になって法案から削除を申し入れることについての市長の考えと、もう1つは、チッソの分社化問題を切り離しての救済策づくりをしたらどうかという御質問でございますけれども、公害地域指定解除につきましては、県・市一緒ということでございますけれども、このことにつきましては、これまでどおり、私も法案から外していただくように働きかけていきたいと思っております。また、チッソの分社化についても、これまでと同じようにお願いをしてまいりたいと思っております。現在、与野党で協議されておりますので、その推移を十分見守りながら、申すべきところはきちっと申し上げていかなければならないと、そういうように思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

市長は、チッソ分社化問題については、チッソが地元に残る保証ないし担保が欲しいと要望されております。チッソ分社化問題について少し考えてみたいと思っております。

問題点を整理をいたしますと、患者、市民の皆さんが心配をされているのは、加害責任からの逃避であり、分社化されれば、被害者は手も足も出ない状態になる。会社の売却益で補償総額が左右しかねない。あるいは水俣からの撤退で、被害者だけでなく、水俣市や周辺地域も切り捨てられる。また、水俣湾水銀ヘドロ等新たに発生する原因者負担の問題はどうなるのか、売却益で積立後の基金不足時の対応等がどうなるのかということで心配をされています。

企業側の分社化のねらいは、分社化は新救済策や補償完遂のために必要で、地域経済の安定にもつながると4月28日の杉浦元法務大臣は言っていますし、チッソの悲願、子会社が水俣病の原因企業のレッテルから解放され、自由に経済活動ができる。いつまで続くかわからない債務負担からの解放であるというふうにチッソは言っています。

チッソが水俣からの撤退に対する不安の対応としては、水俣市議会で後藤会長が来て説明をいたしています。5月18日、読売新聞は、チッソは水俣を撤退せず、宣言方針というのを記事として載せております。5月19日の西日本は、チッソ株取得要請、安定株主をふやし、チッソの意向が通るようにしたいとも載せています。5月29日、蒲島知事との会談後の記者会見で後藤会長は、チッソ水俣存続を理由を挙げて表明をいたしております。蒲島知事は大変評価をいたしております。

これだけの企業の発言があれば、県知事ではないが信じ評価するのが正常な関係かもしれませ

ん。水俣で信用されないのはなぜか、今までのチッソの水俣病患者、労働者、市民にとってきた態度から見れば、因果応報と言わざるを得ません。チッソもこのことをしっかり踏まえ、過去を反省し、殿様の態度を改め、市民との融和に努め、市民を二分する選挙戦等に深入りせず、一企業として水俣の事業活動に力を入れ、雇用の維持拡大を図りながら、市民、患者の信頼を得ていくことが大事だと思います。

分社化問題は、チッソと市民の新しい関係をつくる試金石ではないかというふうにも考えます。我々は長い間、加害企業と被害者が同居する中で難しい判断をさせられてきました。被害者救済のため、雇用の場確保のため、各種県債を発行し、数々のチッソ支援策の実施をしてまいりました。我々が考えなくてはならないのは、民間企業であるチッソはつぶれることもあり得るということであります。倒産すれば三方全損、これを防がなくてはなりません。また、チッソが水俣でのやる気をなくせば、水俣本部の空洞化も市民の目にわからないうちに、今の状態でもできるということであります。その防止のために我々は内部で長い間戦いを組んでまいりました。5月20日、熊日新聞の、新日本ソーラーシリコン太陽電池素材を大幅増産、建設中の工場、生産能力1.5倍の記事を見て、水俣に建設できなかったのか、今でも残念であります。

いろいろな問題、課題を乗り越えた後、チッソが1,500億の重い鎖から解放され、正常な事業活動を行い、いい人材の確保と正常な融資を受ける体制をつくり、企業間競争に打ち勝ち、営々として水俣で事業活動を行い、株主配当のできる正常な企業体制づくりも、新しい関係を視野に考えなければならない課題だと考えます。

そこで、3回目の質問をします。

チッソも撤退しないことを宣言していますが、①として、水俣はチッソの発祥の地であること、②、水俣病を発生させた企業の子会社であることを踏まえ、水俣で事業活動に力を入れて雇用の維持拡大に努力する、このことを子会社の経営方針として明記する。このことを国・県・市が認知をする。将来的に水俣病の問題がなくなるまで、子会社の株式10%を保有したチッソを残し、地域、被害者と向き合う。このような提案を考えてみてはいかがかと思います。市長の見解をお尋ねして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） チッソが撤退しないことを宣言しているけれども、その歯どめといいますか、そのために株式10%を保有したチッソ、そういったところを考えたかどうかというようなことでございます。

私もこれまでずっと申し上げてまいりましたけれども、やっぱりチッソが水俣に残って、そして水俣の住民の皆さん方と一緒に、市民と一緒に今後も地域の発展に寄与していただきながら、

水俣市民と一緒に生きていていただきたいと、そういう強い思いも持っております。それからしまして、今、議員がおっしゃった方法も一つの方法であろうかと、そのように今受けとめているところでございます。そういった案も含めまして、どのようにすれば将来にわたり、チッソが生き生きとして、そして水俣に残っていただけるのか、そういう案も我々も知恵を出しながら、いろいろ考えていかなければならないと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市推進について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境モデル都市推進についてお答えいたします。

まず、公共施設、家庭生活でのエコ対策強化の考え方についてお答えします。

これまで公共施設、家庭生活に対するエコ対策としましては、ソフト対策が中心となっており、施設整備的な、いわゆるハード対策は経費的な問題から難しい状況にありました。しかし、低炭素社会実現を目指す環境モデル都市の取り組みを推進していくためには、ハード面の対策も必要であると考えます。そこで、今年度は家庭用の太陽光発電システム及び太陽熱利用温水器システムの設置者につきまして、その設置費の補助を行い、既に募集を開始したところであります。この設置補助を多くの方々に利用いただくことで取り組みが進み、CO<sub>2</sub>削減に寄与するものとして大いに期待をしております。

また、エコモデルハウス事業、自転車共同利用システム構築事業、学校エコ改修事業等の補助事業が採択されることとなりましたので、公共施設等のエコ対策にも弾みがつくものと期待をしております。

国の緊急経済対策として地球温暖化防止に関する事業に対する交付金等、環境施策に対する優遇措置も認められるようですので、ハード・ソフト両面からの取り組みが進むよう、情報収集に努め、検討していきたいと考えております。

次に、北九州市、宮古島市との環境モデル都市3都市連合についてお答えします。

昨年12月に設立されました低炭素都市推進協議会の会長であります北九州市長から、せっかく九州・沖縄地域で3都市が環境モデル都市に認定され、それぞれいい取り組みをするのだから、連携を深めるような取り組みはできないかとの提案が3月末ありました。そこで、設立目的・活動等を検討しましたところ、本市の環境モデル都市の取り組みを促進するものであると判断しましたので、提案を受け入れ、4月29日に設立の運びとなったものです。

この3都市連合の設立の目的は、低炭素社会づくりに向け、環境モデル都市としてのすぐれた取り組みをお互いに共有し、高め合うとともに、共同して九州・沖縄地域、さらには国内外へ取り組みの情報発信を行うというものです。また、この3都市連合の活動としては、各都市の取り



組みに関する情報交換、産・学・官・民の交流、国内外への共同情報発信などとしています。具体的な取り組みは、今後、情報交換や意見交換を行うこととしておりますが、各都市の共通認識として、取り組みレベルの向上を図ること、国からの支援獲得や要望活動など連携して関係機関への働きかけを行うこと、市民環境交流の実施、アジア地域を中心とした情報発信、環境モデル都市九州・沖縄エコツアーの開催など、検討・実施していきたいと考えているところです。

この3都市連合での活動を十分活用しながら、環境モデル都市のさらなる推進ができるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、環境首都を目指しての意気込みと問題点克服についてお答えします。

環境モデル都市を推進する水俣市は、2001年（平成13年）から始まった全国の11から成るNGOで組織される環境首都コンテスト全国ネットワーク主催の同コンテストに第1回からエントリーしてまいりました。その間に、市の方針として環境首都まちづくりへの挑戦を掲げながら、住民協働によりさまざまな環境施策を推進してまいりました。その結果、これまで第4回と第5回、そして昨年の第8回のコンテストで3度にわたり総合1位を獲得しております。ただし、総合1位とはいえ、環境首都の称号獲得には至っていません。

コンテストは、15にわたる分野で質問票に回答し、これを採点・評価される形式で行われます。今回の総得点は726点と、昨年の646点から大幅にアップしました。さらに、今回は日本の環境首都の4つの条件のうち、総合1位と総合点が70%（714点）以上、そして15分野のうち、満点の50%以下の分野が3つ以下の条件を見事クリアし、残りの条件である15分野のうち、3分野以上が満点の90%以上については、環境産業の推進が93.3%、環境マネジメントシステムが88.0%、持続可能なまちづくりと一体となった交通政策86.3%と、環境首都まであと一歩というところに迫りました。水俣市の教訓をもとに、これまで市民と行政が一体となったさまざまな環境施策に加えて、近年の環境基本条例の改正及び第2次環境基本計画の策定等により、住民協働による持続可能な地域社会の創出に向けた取り組みが大きく評価されたものであると考えております。

一方、得点結果で課題となっている項目には、地球温暖化防止・エネルギー政策、住民とともにチェックする仕組みづくり、情報公開等があります。これにつきましては、国の環境モデル都市の認定以降、太陽光を初め自然エネルギーの積極的活用を進めるため、助成制度の創設、エコハウスの普及等、予算化して新たな取り組みを進めています。あわせてアクションプランの立案・実施に係る市民組織も立ち上げており、市民の視点で意見や評価を取り入れながら、温室効果ガスの削減に向け、市を挙げ、強力で推進しているところです。

既存の環境施策に上積みを図りつつ、さらにこのような新たな取り組みを進めることで環境首都の条件を満たし、今年こそは環境首都水俣の称号を獲得できるものと信じております。議員の

皆様にも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、さらなるごみ減量化についての御質問にお答えします。

特に、レジ袋の削減がエネルギー使用面での削減につながるのではないかとのお尋ねですが、水俣市でのレジ袋の年間消費量を、経済産業省のデータをもとに算定しますと、約728万枚と推定できます。これだけのレジ袋を製造するために使われる石油の量は約133キロリットル、200リットルのドラム缶で666本分程度となります。これを家庭でのエネルギー消費量として換算してみますと、水俣市では、1世帯当たりの1年間のエネルギー消費量はドラム缶34本分程度ですので、およそ19世帯が1年間に消費するエネルギーを賄う量であると推定できます。また、容器包装プラスチックとして処理をした場合に、年間にかかる処理費用は約24万円になります。

率直に申しまして、レジ袋の削減のみでは、ごみ減量やエネルギー使用の削減に関して劇的な効果が期待できるものではないと思われまます。しかしながら、レジ袋の使い捨てを当たり前とせず、マイバッグを持参するなどといった具体的な行動で削減を図ることは、ごみの発生抑制や環境問題を意識するきっかけづくりとしては有効なものであり、住民の環境意識の高揚、さまざまな環境に配慮した行動への波及効果が期待でき、このことは最終的にはごみの減量化につながっていくものと考えております。

水俣市としましては、これまで、水俣市ごみ減量女性連絡会議や水俣高校と協力し、マイバッグキャンペーンなどの啓発事業を実施してまいり、また、水俣市が認定した市内14店舗のエコショップにおきましても、店内における啓発やポイントの付与など各店舗で工夫いただき、レジ袋の削減に尽力をいただいております。今年度は、さらに削減を進めるために、市内事業者の皆様と消費者団体として水俣市ごみ減量女性連絡会議、そして行政の3者で、レジ袋の無料配布廃止に向けた取り組みを開始したところです。

5月19日に第1回目の会議を行いました。事業者の方も無料配布廃止については前向きであり、実施に向けた問題点を整理し、市民への協力をお願いするなど、レジ袋無料配布廃止を全市的に取り組めるよう努力をしております。

レジ袋の削減という取り組みには、ごみの減量も含め、環境に配慮した行動へのさまざまな効果があると考えておりますので、今後は、レジ袋の削減を切り口にさらなるごみ減量化、エネルギー削減へ向けた努力を行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

公共施設、家庭生活のエコ対策については、ハード面・ソフト面からしっかりやっていきたいと、特に低炭素社会の中では、やはり今からやっぱり厳しく、ハード面についても取り組みを開始したということですがけれども、水俣も昨年市庁舎での緑のカーテンづくりをやらせまして、こ

ともしも取り組んでおられます。ことしは環境モデル都市として、地球温暖化の中で環境モデル都市が新たに加わったわけですから、さらに強化していただくものと思っ、今回立ち上げたわけですけれども、6月6日のTKUのテレビで取り上げられて、水俣のマイはしの使用とか緑のカーテンとか、あるいは市長の歩いての通勤とか、そういう点が報道されています。水俣は頑張ってるなというふうに感じたわけですけれども、新聞で菊陽町での取り組みが紹介をされています。23の公共施設で緑のカーテン始めますということで職員講習会をやったということですが、このような取り組みをして、微々たるものですが、やっぱり水俣はやっているなという、さらに進めていただきたいなというふうに思いますので、こういう取り組みを考えられないかということ1つ。

また、公共施設のエコ対策は、いかにしてエアコンの利用時間を短くするかということだと思いますけれども、快適な職場環境をぎりぎり維持しながらの取り組みでないとなかなか長持ちしないということになると思います。

そこで、今、ガラス窓からいかにして、あるいは天井からいかにして太陽輻射熱を遮断するかというのがよく取り組まれております。そこで、ガラスコーティング剤というのが注目をされていますし、いろいろコーティング剤が水俣でも、また1つの業者の取り組みが宣伝をされているわけですが、そういう取り組みをしてみる気はないかお尋ねをしておきたいと思っ。

2回目の質問は以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

森副市長。

○副市長（森 近君） ただいま第2質問、緑のカーテンを公共施設全部に広げる考えはないかということですが、今、庁舎につきましては、1階、2階、それと建設部の方をやっております。今回の市報の中でも、アサガオの配布、そういったこともやっておりますので、公共施設のみならず、いろんな家庭におきまして、緑のカーテンにつきましては取り組んでいきたいなと、そういった意味で、少し遅くなるかもしれませんが、今の公共施設の中でも取り組める部分があれば推進をしていきたいと思っ。

次に、ガラス等の熱を遮断するコーティング剤の普及ですが、これにつきましても、ある業者さんからいろんな話があつておまして、今、公用車の屋根に塗ったり、いろんなことの実証実験をやっておりますので、今後、そういった結果を見ながら、基本的にはエコ庁舎と言われるような形で、照明からいろんなものまで、そういったことが取り組めるような形でしていきたいなと、また、後でありますけれども、エコハウスとか学校のエコスクール化の中でもいろんな建設素材、そういったシステム等につきましても、取り入れられるものについては今後取り入れていきたいと思っ、いろいろな情報をいただきながら進めてまいりたいと思っ。

す。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 環境モデル都市3都市連合が結成されたわけですが、これについては、ぜひ低炭素社会のモデルづくりを高め、情報を発信すると、そういうことで協力していきたいということですので、ぜひ頑張ってくださいというふうをお願いしておきます。

環境首都を目指しての意気込みと問題点については、今後市を挙げて取り組んでいくと、今年度こそぜひ獲得したいという意気込みをいただきましたけれども、水俣市は確かに環境首都コンテストで1位となって評価をされました。ごみ減量などが評価されたというふうに新聞は報道していますけれども、NPO法人の杉元代表は、水俣をぜひ環境首都に育ててほしいとあいさつをされて、市長は市民協働の取り組みをさらに充実させたいと謝辞を述べられました。参加自治体平均が281点だというのに、水俣は726点と大変な点数になっていますが、市役所、市民の取り組みが評価されたものだというふうに感じています。

2009年の環境省の外郭団体・環境生活文化機構から田中商店が五合瓶のリユースでリサイクル功労者を獲得されたと、また、地域環境保全に貢献した人と団体への環境大臣賞が地域環境保全功労者に資料館の語り部の会、水俣第二中学校が選ばれて表彰されたと新聞報道はあります。また、教育旅行プランニングが県の環境賞を受賞したということもあります。昨年7月には地球温暖化防止の環境モデル都市を受け、今回のエコハウスモデル地域にも選定されました。まさに環境に特化したまちづくりを掲げる宮本市政及び市民が評価されたもので、この際、環境首都を取りにいき、日本初の環境首都の称号をとるべきと思ひ、先ほどの答弁で安心したわけですが、ただ、ごみの減量化については、3月議会でも西田議員がやっていますし、今回も取り上げておりますが、石油133キロリットル、ドラム缶666本程度だと、19世帯分だというふうに、そこら付近にやっぱり注目がいつているんじゃないかなというふうな感じがします。

レジ袋というのは、非常にごみの減量化に取り組む姿勢の問題だと、その象徴的な問題ではないかと、なぜ水俣がやれないんだと。名古屋は全市で取り組んでいますし、熊本市も導入を目指して社会実験をしているということを考えれば、非常に疑問が残るところであります。レジ袋はほとんど利用されずに捨てられていると、杉並区の試算では7割が捨てられていると。レジ袋は原油を使用することは先ほど言われましたけれども、製造過程で熱エネルギーを使う、あるいは焼却にも熱エネルギーを使う。そして地球温暖化抑制のためのレジ袋削減は簡単にできる私たちの緊急課題だというふうに思います。

風に舞い散乱し飛散する、あるいは海に漂うレジ袋、あるいはごみのポイ捨てにリユースされるレジ袋です。魚が、あるいは鯨が飲み込んで死んだという情報もいろいろあります。やっぱりレジ袋の被害は多様であって、やはり環境モデル都市を目指す水俣にとっては、やっぱりこれに

取り組むというのは喫緊の課題なのであると、やっぱり早急にすべきだと思います。

日野市議会は、ことし3月、東京都に対して事業者へのレジ袋無料配布中止の働きかけを要請する意見書を提出したと。杉並区では、レジ袋1枚に5円の杉並環境目的税をかけている。私は、これは自分たちが行動すれば全然金の要らない問題だから、10円でも100円でもいいからレジ袋は有料化すべきじゃないかというふうに考えています。やはりここら付近は、ごみ減量だけではなく、温暖化防止、環境対策面等を考えれば、レジ袋削減、そのための有料化、マイバック持参、環境モデル都市として、環境首都を目指す水俣として最大限に取り組むべき喫緊の課題だと思いますので、再度、ここら辺の気持ちもう一回聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） レジ袋削減につきましては、今、議員が申し上げられたとおりだと思っております。いろんな形で消費者団体、学校等協力してやってきましたけれども、やっぱりアンケートをとってみても、常時持参しているというのは、やっぱりまだ40%程度というようなことで、この前の会議で事業者の方から難しいという意見が出るかなと思っていましたけれども、大半の事業者の方がやりたいと、しかし自分とこだけをまずというのはなかなか難しいという御意見がありましたので、大型店あたりとも話をして全市が一緒にできるように、事業化の予定では相当先になっていたんですけれども、なるだけ早くやろうやということで、やりながら、問題があれば、またそれは改善をしていくというような方向で進めていきたいと思っておりますので、また議会の方にも報告をしながら、市民の方々に周知が時間が要るものですから、方針を固めて、そういった形で取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さんの御協力、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、地場企業の経営、雇用状況と地場企業製品の使用支援について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、地場企業の経営、雇用状況と地場企業製品の使用支援についてお答えします。

地場企業の経営状況と雇用状況の現状の分析については、ことし3月議会でもお答えしておりますが、本年2月に市内事業所の経営・雇用状況の情報をできるだけ詳しく把握するため、担当職員が市内事業所を訪問し、雇用の動向、今後の経営の見通しや課題等についてヒアリングを実施いたしました。従業員50人以上の医療・福祉関係等を除く市内主要18社を訪問し、調査させていただきました。結果としましては、昨年からことし2月における雇いどめや解雇された非正規職員は、計190名でございます。世界的・全国的な経済不況の影響もあり、部分休業や出勤調整

など雇用調整以外の方法で経営を切り盛りされている事業所も多く、正規社員は何とか解雇しないように努めているものの、非正規社員を中心に、本市においても雇いどめや解雇が行われている状況にあります。

最近の雇用状況につきましては、ハローワーク水俣にお尋ねしましたところ、水俣・芦北管内のことし4月の有効求人倍率は県平均の0.34倍に対し、県下でも下から2番目の0.22倍という状況でした。また、昨年4月から有効求人倍率は0.3倍を中心に推移していたものが、ことし4月では、有効求職者数1,534人に対し有効求人数342人であり、過去最低だった平成16年9月の0.23倍を下回る数値となっており、景気の回復がいまだ見えないことから、しばらくは厳しい状況が続くのではないかと考えております。

このように先行きの見えない状況の中で、どの企業においても、景気が回復するまで国の雇用調整助成金制度やセーフティーネット保証制度等を活用しながら、雇用が維持できるよう努力いただいているところでございますが、今後も経営状況につきましては、かなり厳しい状況が続くのではないかと考えております。

次に、地場企業製品使用支援について基本的な考え方についてお答えします。

さきに述べましたように、本市の地場企業もかなり厳しい状況であります。ことし3月議会において、議員提案により、水俣市中小企業振興基本条例を制定していただいております。条例の目的は、本市における中小企業の健全な発展を図り、もって市民生活の向上及び活力のある地域社会の実現に寄与することであり、基本方針として、中小企業の振興は、中小企業のみずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、国・県その他関係機関の協力を得ながら、中小企業者、市及び市民が一体となって推進することとなっております。

地場企業製品使用支援につきましては、この基本条例の考え方にに基づき、本市としても地場企業の製品をこれからも積極的に使用してまいりますとともに、地場企業の皆様とともに連携し、市内外に向けてもPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、連合、新栄合板労組からの要請の内容と市の対応についてお答えします。

要請につきましては、雇用の確保、地域経済の活性化のため、市営住宅建設等公共施設発注に当たり、新栄合板の製品の使用について配慮をしてほしいとの内容でした。これまでも本市で発注する公共工事につきましては、使用材料について地元優先ということで工事監理を行っており、基礎、躯体の型枠材、内装下地の構造用合板として、市営住宅・学校等公共施設建設工事に極力地元の製品を使用しているところです。厳しい地域経済状況の中、地場産業の育成を図るとともに、今後とも地場製品の使用についても努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

経営状況と雇用状況については大変厳しい状況が続いているということで、一層の取り組みを要望しておきます。

地場企業製品の使用支援の基本的な考え方については、基本条例の趣旨にのっとり、市内外にPR等もしていきたいということですので、ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

3番目の、連合、新栄合板労組連合からの要請についてであります。企業誘致が大変厳しい中に、現在、水俣にある企業をいかに支援していくのか、やっぱり雇用を守るためにも大事な市の施策の一つだろうと思いますから、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

合板の現状を述べてみますと、九州にただ一つの合板会社であります。そして、九州の杉の間伐材を使用して、杉の生産順位も1位が宮崎、2位が鹿児島、そして5位が熊本というふうになっておりますし、間伐材を購入するのも宮崎、鹿児島、大分の順だと、そういうような関係もあって、立地条件的には水俣が一番いいという企業ですので、ぜひ支援をしていただきたいと思います。

現在、国産材7、輸入材3という形で、国産材移行が進んでるわけですが、そういう面では、袋湾をきれいにするということにもなるんじゃないかというふうに考えています。従業員数も新栄合板関係で300人、正規従業員114人で、契約社員が180人いるということですが、毎年幾らか正社員に引き上げているという取り組みをされています。

従業員割合が出水が3割から4割、津奈木、芦北が2割、水俣も出水と同じで3割か4割だというふうになっているそうですけれども、現在、2月から国の雇用助成金をもらっているということで、合板自身は基本給が安いから残業で稼げという企業だというそうですけれども、そういうことで残業もできないという状況で、5万から7万円ダウンして、手取り十二、三万円の生活をしてるということで、月産70万枚の生産体制だったのが40万枚体制になっていると、このままでは40万枚体制になってしまうんじゃないかということで、労働組合等も心配をして取り組んでいると。社長も人員削減は極力したくないというふうに言っているそうですけれども、平成13年、71名のリストラがあったんですけれども、そういうことのないように、組合としても1枚でも2枚でも売ろうということで取り組みを開始してるということを言っていますし、共済金を解約してでも生活費に充ててるという状況です。

2年間赤字、賃上げは2年間ゼロで、年末手当もゼロという形の中でしていますし、2月には28日のうちに8日仕事して20日休んだと、3月、4月は11日仕事で20日休んだというぐらいで、非常に厳しい状況に置かれています。

合板の将来性が悪いのかなといえ、将来的には九州の林業活性化に協力していますし、日本の間伐材で合板を生産しているところはほかにない。しかも南洋材はもちろん、ロシアの針葉樹も今後削減をされてくると、輸入が難しくなってくるとなれば、やっぱり木材の九州各県の杉の

木利用を考えれば、非常に将来性はあるんじゃないかと、今を乗り越えれば、やっぱり今後飛躍の可能性はあるんじゃないかと。ある時期、津奈木に工場をつくろうかという計画もあったといえますので、ぜひ、今を応援して乗り切っていただきたいなというふうに考えます。

それで、2回目の質問ですけれども、さきの問題で、市内外にPRをしていきたいということで大体わかったんですが、市発注工事には業者に新栄合板品の使用を要請すると、これについても取り組んでいるということだし、入札条件に新栄合板品利用を入れると、これも極力、そういうふうに要請もしているということですので、わかりました。

特に九州の杉山を守る観点から九州各県、各市町村への働きかけをPRをしたいということで、ぜひこういう取り組みもしていただきたいなと。それと、間伐材購入の大分、宮崎、鹿児島、熊本、こういうところには、ぜひ強く申し入れをしていただきたいと、強くとは言わんけれども、申し入れをしていただきたいと思います。それと、雇用者が多い出水、芦北、津奈木、こういうところへも市としてぜひ公共工事で使ってくれという要請もしていただければいいんじゃないかというふうに思います。

それと同時に、1つだけ、市報等により合板のPRと、ぜひ1枚でも2枚でも使うときがあれば使ってほしいということもしていただきたいなというふうに思いますけれども、この点だけ、1つだけ聞いておきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 緒方議員の第2の質問ですけれども、どういうふうにしてPRをしていくかというのは、地場産業の育成も含めたところで非常に重要な課題だと考えております。その中で、私も2月に新栄合板さんを訪ねたときに、非常に間伐を使っていろんな壁材とか、そういうのもできるんだという提案をいただいております。市の中では、先ほど申しましたように、仕様書の中に地場企業の製品を使うということで特記事項としておりますけれども、今度、補修等の中にも、そういう地場企業の育成も含めて、特に森林の間伐というのが先ほどの一般質問ございましたけれども、そういう森林を守るという意味からも間伐材のそういう有効利用というのは非常に重要だと思いますので、それも含めまして、先ほど言われました鹿児島の出水、また芦北とか、そういうところも従業員さんが多いということですので、ぜひ市としても、そういう呼びかけをさせていただきたいと思っています。

○議長（松本和幸君） 次に、エコハウスモデル地域指定について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、エコハウスモデル地域指定についてお答えします。

21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業、通称エコハウスモデル事業は、近年



増加している家庭部門からの二酸化炭素排出量の中・長期的に削減していくため、建設、居住、改修、建てかえのライフサイクルにわたって環境負荷が少なく、かつ快適な暮らしを実現するエコハウスを全国的に普及させることを目的とした環境省100%の補助事業です。

ことし3月に公募が行われ、58の応募の中からモデル地域として選出された水俣市を含む20の地方公共団体が地域特性を生かしたエコハウスのモデルハウスを整備し、これを活用した環境に配慮した家づくりの普及活動を展開していくこととなります。まだ構想の段階ですが、本市では、月浦台地福祉ニュータウンにモデルハウスとして木造2階建ての住宅を建設し、新エネルギーの利用、省エネルギーの推進、リサイクル材の使用、居住者の生活における環境に配慮したライフスタイルの提案を行いながら、自然環境との共生とあわせ、健康で快適な優しい住まいづくりを目標に事業を進めていきます。

波及効果につきましては、環境負荷低減が可能な住宅設計、建設手法を習得した地元の工務店による住宅供給等の産業活動、環境に配慮したライフスタイルの普及により、二酸化炭素排出量の削減とあわせて地場産業の振興が図られるものと考えております。

水俣市エコハウス推進地域協議会につきましては、地域におけるエコハウスの普及を図るため、学識経験者のほか、建築士、施工業者、不動産業界などエコハウス建設の推進にかかわるさまざまな分野の方々を視野に入れ、現在、環境省と協議しながら構成メンバーの選定を行っているところです。

協議会設立は6月下旬を予定しております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問を行います。

現在時点でのメリットというのはほかに考えられないのか、あるとしたらどういうことかお聞きしたいし、エコハウス推進地域協議会については、環境省と一緒に調整を打ち合わせ中だということですが、構成メンバーはさまざまな分野からということですが、何名ぐらいを考えておられるのか。その中に、できれば女性の人も入れていただきたいなというふうに思いますが、そういうことは考えられないのかどうか、その2点です。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、簡潔にお願いします。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 一番メリットとしては、環境に優しい住宅をつくることによって、いろんな普及活動をするようになります。建設につきましても、極力地元業者を使って施工しますし、その普及活動につきましても、いろんな業界の関係者に集まっていただいて、普及についても視野を広く持って、市内外も含めて普及できるので、さらにいろんな建設の、地元以外に出ていく、そういう事業も展開できるんじゃないかと思えます。それと、環境モデル都市の推

進ということで、非常にCO<sub>2</sub>の削減を目的とした住宅の建設でございますので、本市の環境モデル都市推進については非常にメリットがあるものと考えております。

協議会のメンバーにつきましては、市の職員と、あとは建設関係者、事務所職員とか工務店とか有識者と、大体10人程度を考えております。女性につきましては、逆に言えば、家にいる時間が一番長いところですので、ぜひ女性の方も一緒にそのメンバーの中に入れてさせていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

市民の皆さんの生活の向上と安定を願いながら質問いたします。

今、私も何人もの方から、会社を解雇になる、仕事はないですか、生活のめどが立たない、仕事を何かあったら紹介してください、こういう話をお伺いします。失業保険がある方もいらっしゃいますし、ない方もいらっしゃいます。それぞれこういうお話を聞くたびに胸が痛い思いであります。

雇用に関する有効求人倍率、失業率など各種の指標は軒並み最悪の状況であります。生活保護世帯が119万世帯、人口では165万人を超えました。与党は補正予算で内需を喚起すると言っております。しかし、社会保障費は毎年2,200億円ずつ減らして、雇用を守る努力はされていない。フランスでは、雇用に関する大臣がルノーという会社に行きまして、乗り込んで、リストラ計画を撤回させるということをしましたけれども、日本ではそういう取り組みはありません。農業では、政策の中心である価格保証、所得保障が議論になっておりません。こういう状況では日本の景気回復はさらにおくれるのではないかと危惧しているところであります。

政治を根本的に変えないといけない、そういうことを願いつつ、以下、通告に従い、質問に入りたいと思っております。

1、水俣病について。

①、自民と公明の特別措置法案では、政府と関係県及び事業者は救済措置の開始後3年以内を

めどに救済措置の対象者を確定し、支給をしなければならないと書いてあります。この法案は、加害者が救済対象者を確定し、特定すると考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

②、特別措置法案では、どのようにチッソを分社化しようとしているのか。

③、分社化では、現チッソと事業を行う新会社に分けるといふふうになっております。新会社の株式はどこが発行し、その売り上げはだれが手に入れるのか。

④、新会社の株を購入するのはだれか。

⑤、報道によれば、市長は、チッソが水俣に残り事業を続ける保証をしてほしいと要望されております。自民党の園田座長や環境省からは約束はとれたのか。

以上、5点であります。

2、民間による風力発電設置のための調査の進行状況及び税収と地方交付税について。

①、風力発電設置のための調査は、今どの段階まで来ているのか。

②、固定資産税は固定資産投資額に係数を乗じて税額が出されます。新たに固定資産税が市の収入として入る場合、その分だけ歳入がふえることになるのか、それとも市税という自主財源がふえたら、ある比率で地方交付税は減額されるのか。

以上、2点であります。

3、安心安全な飲料水の供給について。

①、市内には簡易水道が幾つあり、その給水人口はどれくらいか。

②、その簡易水道での問題点と課題はどのようなものか。

③、簡易水道を利用している市民からはどのような要望が出されているか。

以上、3点であります。

4、水俣城跡の発掘調査と文化財保護について。

①、調査報告書が出されております。今回の調査で何が確認されたのか。

②、調査結果は水俣市が発行しております「新水俣市史」に新たな事実を書き加え、同時に補強する資料が今回出てきたのか。

以上、2点であります。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、民間による風力発電設置のための調査の進行状況及び税収と地方交付税については産業建設部長から、安心安全な飲料水の供給については福祉環境部長

から、水俣城跡の発掘調査と文化財保護については教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病問題について、自民と公明の特別措置法案では、加害者が救済対象者を確定し、特定すると考えるがいかがかという質問にお答えします。

ことし3月に自民党及び公明党から国会に提出された法案、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案では、第6条、最終解決に向けた取り組みの条項に、政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して救済措置の開始後3年以内をめどに救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならないとうたわれており、同法の第2条の定義に関する条文では、この法律において、関係事業者とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業をいうとうたわれているため、この法案では、国・県・関係事業者が救済対象者を確定し、特定することになるのではないかと思います。

次に、自民と公明の特別措置法案では、どのようにチッソを分社化しようとしているのかという質問にお答えします。

この法案を見ると、まず第8条で、チッソが特定事業者として環境大臣の指定を受けることになります。そして第9条で、チッソが特定事業者として事業再編計画を作成し、つまり分社化についての環境大臣の許可を受けることとなります。この際、大臣の認可には補償協定の将来にわたる履行や公的債務の返済、救済期間の開始、対象者の確定時点において支障が生じないことなどが条件としてつけられています。

そして第12条では、その後、事業会社の株式の全部または一部を譲渡しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を得なければならないこととなっており、第13条では、株式譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結するということになっています。

次に、分社化では、現チッソと事業を行う新会社に分けると言うが、新会社の株式はどこが発行し、その売り上げはだれが手に入れるのかという質問にお答えします。

法案では特定事業者、つまりチッソが新会社の株式を発行し、その売り上げは特定事業者、つまりチッソに入ることとなります。

次に、新会社の株を購入するのはだれかという質問にお答えします。

株の売買については、株が市場に出ることになりますので、機関投資家であったり、個人投資家であったりしますので、だれが購入するかわかりません。

次に、報道によれば、市長はチッソが水俣に残り、事業を続ける保証をしてほしいと要望している。自民党の園田座長や環境省からは、約束はとれたのかという質問にお答えします。

私は、先月28日上京した際に、斉藤鉄夫環境大臣と会談し、分社化後、チッソが水俣に残ることの保証をお願いしました。これに対し大臣は、救済法については与党と民主党の協議が進めら

れているところであり、その推移を見守りたいと述べられ、チッソが残ることについては言及されませんでした。

自民党の園田座長に対しても、分社化後、チッソが水俣に残ることの保証をお願いしましたところ、法律で制約することは難しいと思うと述べられました。しかし、本市としましては、今後もチッソが水俣で事業を継続していただくよう働きかけていく必要があると思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

だれが被害者を確定し、特定するかというのは、御答弁いただいたとおりです。それで、加害者が被害者を確定し、特定するというのは、これまで水俣病の歴史の中になかったんです。公序良俗に反すると後で批判された34年の見舞金契約のときも熊本県が見舞金を出す人を特定しました。あるいは1995年の政治解決のとき、この時点では国と熊本県の責任は確定しておりませんでした。だから、環境省や熊本県において、つまり国・熊本県において給付対象者を特定したんです。総合対策事業の人と保健手帳の人を特定したというふうになっています。これまでに全くない方式のものを今回はやられようとしている。これがこの特措法の一つの特徴であります。私は、こういうところは根本的におかしいというふうに考えています。このことは、もう指摘だけにしておきたいと思います。

次に、分社化は今御答弁いただきましたので、この分社化の中身について、法案そのものに私は問題あると思っておりますので、2回目の質問はその辺に絞って幾つかお伺いしたいと思います。

今、市長も御答弁されたんですけれども、救済の終了を待って分社化するというような御答弁がありました。同じようなことを3月議会でも市長はおっしゃってございまして、そのときは、患者への補償が完遂する前に加害企業がなくなってしまうことになりはしないかというふうに私がお尋ねしたんですが、市長は、補償の完遂ができて初めて株式の売却がされると、そのことを法案には示されているというふうな答弁をされたと思います。

それで、この補償の完遂という要望なんですけれども、これを厳密にちょっと法案から見てもかなければいけないんじゃないかというふうに私は思っています。市長からも幾つか答弁あったんですけれども、この法案は、第1条に、救済されるべき人があとう限りと言っております。まだ出てきていない患者さんや名乗り出てこれない患者さんは想定しておりません。そして、今答弁ありました第6条でも、救済措置の開始後3年以内をめぐりに対象者を確定しとして、その後に出てくる人たちのことは一言も書いておりません。つまり、救済の終了を待ってというのは、とらえようによっては、いろんなとらえ方があるんですけれども、厳密に読むと、法案ができて3年以内ということがもう枠がはめられてるというふうに見るのが正確な見方ではないかなという

ふうに思っています。

つまり、それが終わったら、6条で明記されておりますように、3年以内に救済対象者を特定し、それが終わったら株式を売却するというふうには私は取れるというふうに思います。現に、熊本日日新聞2月14日付で園田座長はこういうふうにおっしゃっています。救済策の実現は株の売却が前提となると、つまり救済策が実現できれば、3年以内に特定して、できれば売却するというのが熊日の2月14日付の記事で私は読みました。

それで、3年以内に救済策が終わると、その後は売却するというふうには私は判断するんですけども、市長はどのように考えられるでしょうか。これが1番目です。

全部で4問お尋ねしますけれども、2番目は、もし3年で救済策が実現して、株式が売却されて、加害責任のある現チッソが消滅したとする。そして、この法案のように地域指定が解除されたらどうなるか。行政に対して認定申請はできません。また、行政は、そもそも受け付けてくれないわけですから、救済を求める人たちは裁判しかないということになります。そうすると、しかし、裁判を訴えたとしても、加害企業は消滅してなくなっているわけですから、相手は国と熊本県だけになる。しかし、国と熊本県に100%請求できるかということ、水俣病全体における国と県の責任は、最高裁判決で25%となっているんです。だから、25%の分しか請求できないというふうには私はなってくるというふうに思います。これは被害者にとって不利益だというふうに考えます。こういうふうな事態になりますと、汚染者負担原則が崩壊するというふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。これが2点目です。

3点目、この法案では、株式を売却して今後の支払いのための原資等をつくるんだというふうに言われています。現在、チッソが抱えている債務は、公的資金の債務が1,340億円、民間金融機関からの債務が408億円、認定患者への支払いで約500億円、与党の特措法の救済策での支払いが約100億円として想定したら、合計は2,300億円になります。これは3月議会でも12月議会でも、ほぼ2,300億円になるだろうというふうに言いましたし、この間の報道等でも言われているとおりであります。

ところで、株は幾らで売れるのか、これも提起したことですけれども、もっと厳密に今回は提案したいと思います。3月14日付の熊日新聞、株式投資に詳しいアナリストが談話を載せております。そもそも、その企業の株式というか、資産価値、株の価格は経常利益の約10倍だというふう言われているそうです。チッソが過去最高の利益を上げたのは、経常利益で120億というふう言われています。ですから、120億の10倍ですから1,200億円です。

与党の特措法は、分社化し、株式を売れば支払うべき原資がつくり出せるというふうに言っていますけれども、今見たように、2,300億円には到底到達しそうにありません。しかし、今、市長答弁ありましたように、株式の売却は環境大臣の許可によって、市場の状況を見てというふう

になっているから、それまで売らないんだと、市場が好転すればいいんだという議論になるかもしれませんが、しかし、その状態を続けていくと、これまでと全く変わらないということになってしまうんです。ですから、幾らの価格で売れるかということがわからない段階でも、株式を売却し、現金を手に入れていくと、そして分社化するということが想定されているのではないかというふうには私には思えてなりません。

つまり特措法の本来のスキームは、もともと考えられたスキームは、結局は各種の支払いのための原資をつくり出すというふうには言っているんですが、そうではなくて、それは二の次で、とにかく幾らでもいいから株を早く売って分社化する、チツソを加害責任から解き放ち、解放することが主題ではないのかというふうには私には思えます。市長はどのように考えられるでしょうか。これが3点目です。

4点目、今回の特措法については、当初与党が作成に着手し、チツソに一時金支払いの同意を求めました。しかし、チツソが納得しないということで、チツソの悲願である分社化も取り入れて最終案をつくったというふうには報道等でされております。ところで、この与党の特措法の分社化について、専門家からはどういう意見が出ているか、2つだけ紹介したいと思います。

1つは、公害弁連、公害等をずっと取り組んできている全国の弁護士集団の団体であります。ここは最近パンフレットを出されておりますけれども、詐害行為取消権・否認権の剥奪というのが法案に入っているというふうには言っています。難しい話なんです、先ほどの水俣化学の支払うべきお金をなかなか払わないと。水俣市、なかなか、催促するんだけど、払ってもらえないという話がありました。あの例で例えると、例えば債務者の人が資産持っているのに、その資産を奥さんとか子どもに譲渡して、自分は何もありませんということで万歳するというふうにしたら、債権者は、それは詐害行為だ。その詐害行為に対して取り消しをする権利がありますよというのが詐害行為の取消権という議論です。これは憲法上保障されています。ところが、今回の法案では、詐害行為取消権の除外をするというふうになっていますから、取消権そのものがなくなってしまうよということが法案に入っているということです。このことについて、この公害弁連は憲法29条で保障されている人権である財産権を侵害すると、違憲の疑いが強いというのが公害弁連の見解であります。

もう1つ紹介します。熊本日日新聞、ことしの4月3日付の記事であります。創価大学法学部の松田健児教授が熊日に投稿されております。

ちょっと紹介しますと、加害企業・政府の管理下で消滅・再生させる精密な分社化手続を盛り込んで、与党が国会提出した特別措置法案に目を見張った。国会の立法史に、恐らく存在しないような民法条項の適用を除外する規定が存在するためである。

途中飛ばします。

憲法上の裁判を受ける権利に触れるような規定を、なぜ、悪質な公害事件の最終解決を図る法案に盛り込む必要があるのだろうか。法案の立法方針は、加害企業が患者補償の原資をすべて確保する点にあり、その確保のため、政府が一定条件下で不動産などの株式への返還や株式売却を加害企業に認可するとしている。ただ、これらは原則的に、不動産の価値の散逸を生じやすい金銭への変換、あるいは不当に安価な譲渡に該当するため、債権者の権利を損なう典型的な詐害行為とされている。そのため法案は、その仕組みの核心をなす不動産の処分が被害者に対する詐害行為として取り消されることのないよう、民法典などの諸条項の適用除外規定を盛り込んでいる。

さっき私が例で申し上げたとおりです。取消権の除外が入っているということです。

最後に、松田教授はこういうふうに言っています。

被害者から詐害行為取消権を奪い、その利益を加害企業に享受させる法案からは、再生を最優先に考え、地域の被害者に向き合おうとせず、政治力を頼む加害企業の姿が透けて見える。それに応じた議員立法案には、加害企業に一方的に最終解決を与えた点において公平性が、被害者が今なお抱える身体的、精神的、社会的苦痛の回復よりも加害企業の再生を優先させた点において道義が欠けているというのが松田先生の話であります。

こういうふうに私も思うんですけども、この間、ずっといろんなものを学習してきて、本当にそうだなというふうに思ってきました。

それで、4点目の質問をします。

私は今、特措法が出たりして、国会でもいろんな議論がされておりますし、市民の間でも話題になっています。議会でもいろんな議論がされています。患者団体もいろんな意見をおっしゃっていますし、国会でも県議会でも話題になっています。こういうときだからこそ、原点に立ち返るべきだと私は思うんです。原点とは何かというと、最高裁判所の判決が出ているわけですから、三権分立の我が国において、この最高裁判決というのは、行政施策において尊重されなければいけないことです。それをもとにして国と県も責任に応じたものを患者救済のために負担する。それに加害企業チッソも参加するべきだということを説得していく、それが政治の責任ではないかというふうに私は思います。そのように考えますけれども、市長のお考えはいかがでしょう。

以上、4点です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの4点についてお答えをしたいと思います。

まず第1点でございますけれども、救済策が3年で終わり、それが終われば株式の売却になる



と思われるけれども、どうかというようなのが第1点でございました。

法案の内容につきましては、基本的には国等において説明されるべきものだと思っております。これまで私も国等からいろんな説明を受けた内容、あるいは現在私が理解しております範囲内でお答えをさせていただければと思っております。

今、野中議員からも御指摘がございましたけれども、私もこの面については危惧をいたしております。しかし、ただいま申し上げましたように、与党法案によれば、今申し上げましたけれども、第6条の、最終解決に向けた取り組みにおいて救済措置を実施し、3年以内をめどに救済措置の対象者を確定し、速やかに支給すること、認定等の申請に対する処分を促進すること、紛争を解決することに取り組むこととなっております。したがって、救済の終了とは、それらすべてが終了することというぐあいに私は理解しております。したがって、救済措置の終了と株式売却の時点が必ずしも一致するものではないのではないかなと、そのように思っております。

それから、第2点でございますけれども、救済策が実現し、そして株式が売却されたら、チッソは消滅するのではないかと、ということは、汚染者負担の原則はそこで消滅するのではないかとというような御質問でございます。

指定解除につきましては、これまでも述べてきておりますけれども、今申し上げました第6条あるいは第12条において、被害者の救済が終了した後に実施されることとなっております。汚染者負担の原則を守ることににつきましては、この法案では、国や県も重視されていると、そのように思っておりますので、株式売却の時期というのは、より厳しく歯どめがかかっているのではないかなと思っております。ですから、そういう推移を見きわめながら、その都度、必要なことは申し上げていかなければならないと、そういうように思っております。

それから、3つ目でございますが、今回の特措法は、とにかく幾らでもいいから早く株を売って、そしてチッソの加害責任を解放することが主題ではないかという御質問でございます。

私もチッソにはやっぱり水俣病と向き合い、そして被害者救済と地域貢献を果たしていただきたいと、そういう思いは同じでございます。特に被害者の方々の胸中を考えると、非常に複雑ではないかなと、そんなふうな思いは受けております。ただ、株式の譲渡につきましては、先ほども申し上げましたけれども、第12条でいろんな条件もつけられております。制限がされております。ただ、一方では、厳しい現実や動きがあります。それもまた事実でございます。今後とも被害者の救済が最優先されなければならないと思っておりますので、やはり被害者救済が最優先されるように努力をしていきたいと思っております。

それから、4番目、国と県は最高裁の判決を受けて、国と県も責任に応じた応分の負担をするから、それにチッソも参加してくれと説得するのが政治の責任ではないかという内容でございま

す。議員のおっしゃることも十分理解できるところでございますけれども、御承知のように、今回の与党法案では、一時金はチッソが負担すると、それから療養手当と医療費の自己負担分については国と県で負担されると、そのように伺っているところでございます。また、最高裁判決後に再開しました新保健手帳につきましても、国と県で負担されているという状況でございます。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に答弁いただきましたので、とらえ方が少し違うところがあるんですが、議場で詰めた議論をさらにするかといったら、なかなか、条文そのものを突き合わせやるのが一番いいかなというふうに思いますので、これ以上聞きませんが、法案の解釈についても、非常にいろんな意味で解釈できるような部分があります。特に1条、2条というのは、どうでも取れるような解釈というか、案文になっておりますので、その辺は注意しながら見ておかないと、とんでもないことになっちゃうというふうに私は思っています。

それで、3回目の質問をしますけれども、チッソの分社化等については、いろんな方がいろんな意見を今言っておられます。熊日の5月12日に愛林館の沢畑さんという方が投稿されておりました。チッソの液晶などの設備が古くなったときに、水俣に再度投資して新しい設備をつくるのだろうかというふうに言われています。また、私が存じ上げているある経済界の方は、チッソの分社化を許したら水俣は大変なことになるというふうに言われました。先日、青年会議所主催の市長のマニフェスト検証会でもそのような意見が出たというふうに伺っております。

市長は、市民のこのような不安を国や関係者に伝えてこられたと思いますけれども、今後についてはどうされるのか、市民の意向・不安を受けて、今後どうされるのかということが第1点であります。

第2点、同じように、水俣、芦北関係のところに行きますけれども、5月27日付の西日本新聞及び5月28日付の熊日新聞で、津奈木町の西川町長が蒲島知事との懇談会の中で、チッソが分社化されれば、立地条件のいいところに移ると水俣撤退の可能性を指摘し、歯どめ策が必要ではないかと述べたと報じられております。この発言はかねてから市長がずっと言われてきたことと同じ趣旨ではないかなと思いますけれども、隣町の町長がこういうふうにおっしゃったことについてどのようにお考えか、これが2点目であります。

3点目、市長は事あるごとに、チッソが水俣に残る保証をというふうに言ってこられました。そのことへの回答はいまだにないというのが、さっき1番目の回答だったというふうに思うんですけれども、結局、よく考えますと、法律を起案した一番の当事者が保証を出せないということは、チッソが水俣に残るということを法案起案者は想定していないのではないか、法案起案者が想定しているのであれば、それは法案のこの部分に書いてあるでしょう、だから、新しく事業会社を立ち上げたとしても、ここは残るんですよと、事業するんですよと説明されるはずですよ。

うされないということは、そもそも法案起案者においては、ここに残って仕事をされるということをご想定していないんじゃないかというふうに私は思いますけれども、このことについてはどうお考えでしょうか。

4点目です。そうは言っても、この特措法の第3条に地域経済に貢献するというのが書いてある。先ほどの緒方議員の質問の中でも、地域経済に貢献するということが書いてあるからという話がありましたけれども、ところが現実はこちらなんです。これも先ほど引用されたものですが、5月9日付の西日本新聞、チッソは分社化に伴う水俣からの撤退を否定しているが、株主の意向や経営環境の変化などで、事業継続を100%確約するのは理論上困難。このため、チッソは親戚企業に株を買ってもらおう要請をすると報じています。

この報道のように、新事業会社の水俣での事業継続の100%保証は理論上ないと私も思います。後藤会長は水俣に残ると言っておられますけれども、そもそもそれは株式を売ってお金を手に入れたのが後藤会長です。だから、その人に権限はそもそもないというのが理論上のことですよ。こういうふうに言っておられますけれども、保証も権限もないというふうに私は思っています。

それで、私は、先ほど市長答弁いただきましたように、基本的には、どこで営業して、どういう利益を上げていくのか、どういう部門を主に生産していくのか、それは新しい株主の意向であるというふうに思いますけれども、この辺については、理論上そうだと思っておりますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

5点目いきます。6月6日付の熊日に、水俣湾ヘドロ処理に関する森弁護士の記事が入っていました。私は3月議会でこのことを取り上げましたけれども、このときは、まだはっきりしていないということでした。つまり森弁護士はこういうふうに言っています。ヘドロ処理工事が再度必要になったときに分社化して加害企業チッソがなくなっていたら、国と県は費用をどうするのだろうかというのがこの記事ですけれども、前は、まだどこがどうするのかははっきりしていないということの答弁でありました。今度はちょっと違う観点からお尋ねしますが、もし、水俣湾のヘドロ処理工事が再度必要になったときは、国と熊本県で費用を負担してよいというふうにお考えでしょうか。

以上、5点です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、第3の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず第1点でございますけれども、分社化について、市長は今後どう対処されていくのかというような御質問だったと思っております。これはもう先刻から申し上げておりますけれども、チッソ

は、本市の最も重要な産業の一つでございます。経済的にも重要な位置を占めておりますし、今後も水俣に残っていただくように、その方策を考えていかなければならないと思っております。

それから、2つ目、隣町の町長さんの発言に対して市長はどう思うかということでございますが、これはもう、ただいま申し上げましたとおりでございます。もし、チツソが水俣からいなくなった場合、本市の経済的な影響というのは非常に大きいと、水俣に残っていただくように働きかけていかなければならないと思っておりますし、今申し上げたように、そのための方策をみんなでやっぱり考え出していかなければならないのではないかなと、そんなふうに思います。

それから、3番目でございますけれども、チツソが水俣に残る保証をと訴えているんだけど、当事者が保証を出せないというのはちょっとおかしいのではないかなというような御質問だったと思います。チツソが水俣に残る保証ということになりますと、それが営業の自由をうたった憲法に支障があるというように伺っておりますし、そのことを制限するのは難しいのではないかなと思いますが、水俣に残っている事業を継続していただくためには、今申し上げましたように、私も何らかの保証が必要ではないかなと。引き続き国や県に対してその気持ちはお伝えしていかなければならないのではないかな、そんなふうに思っております。

それから、後藤会長は水俣に残ると言っておられるが、理論的には株主の意向で動くのではないかなということだと思いますけれども、経営権だけで、一般的に言うと、今、議員がおっしゃったように株主の意向で動くことになると、そのように思います。

それから、ヘドロ処理の工事が再度必要になったときにはどうするのかということでございますけれども、この件につきましても、水俣にとりましては、大変重要な問題だと受けとめております。しかしながら、今、現時点におきましては、なかなか判断できる問題ではないのではないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、民間による風力発電設置のための調査の進行状況及び税収と地方交付税について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、風力発電設置のための調査の進行状況についてお答えいたします。

風力発電につきましては、ことし2月27日、市議会全員協議会において、西日本プラント工業株式会社の開発計画を説明し、御意見もいただき、また、これまでの議会の一般質問においても御質問いただいております。

このような中、4月13日に同社が九州電力と電力購入の契約を締結したと新聞発表がありました。この計画は、本市と鹿児島県伊佐市との県境の鬼岳稜線、鬼岳地区から石飛地区に風車7基

を設置予定で、1基当たりの出力は最大2,000キロワット、合計で1万4,000キロワットとなっております。この電力量は、約1万世帯の年間の電力を賄える数字となっております。

御質問の調査の進捗状況については、5月21日に石飛地区、5月22日に鬼岳・葛渡地区の住民の皆様に対して、事業概要と今後の環境影響調査についての説明会が本市も同席して開催されております。環境影響調査は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が作成した風力発電のための環境影響評価マニュアルを参考に、事業特性及び立地場所の地域特性を勘案し、騒音、低周波音、電波障害、動植物、景観の項目について、今回実施された説明会の後から夏ごろまでに実施されると説明がありました。

動植物調査の中で、クマタカなど猛禽類の調査につきましては、昨年10月から既に実施されております。今後の予定につきましては、調査結果をもとに地元住民の方々に説明会を開催し、地元及び水俣市の合意を得た後に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して補助金申請をされるとお聞きしております。

次に、税収の増加と地方交付税との関係についての御質問にお答えします。

地方交付税のうち、普通交付税の交付額は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、施設等を維持していくために要する財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額である基準財政需要額から、標準的な状態において徴収が見込まれる税収等を一定の方法によって算出した額である基準財政収入額を差し引いた差額をもとに決定されます。

ここで、各地方公共団体の税収増加への取り組みを反映させることや、基準財政需要額が実際の財政需要を完全に捕捉できないこと等を理由に、基準財政収入額の算定に当たっては、法定普通税、各種税交付金及び地方特例交付金の合計額の25%が留保財源として控除されることになっております。したがって、税収が増加すると増加額のおおむね75%は基準財政収入額に加算されることとなりますので、他の状況に変化がないとすれば、普通交付税の交付額はその分だけ減少することとなります。なお、実際の歳入総額で考えますと、税収の増加額の残る25%、すなわち留保財源分だけ歳入総額はふえることとなります。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

御説明いただきました。2地区で説明してマニュアルに沿って調査をしていると、クマタカなどについては、10月から調査しているということでした。税額についても、詳しい説明でしたけれども、簡単に言っちゃうと、ふえた分の25%は、それぞれの市町村に残りますよということですね。それで、ついつい誤解してしまうんですけれども、設備投資がされて、固定資産税かけられて、それがそのまま市なり町が使える財源として残るわけではないと、75%は交付税がその分だけカットされるんだよというようなことで、私も御説明いただいてよくわかりました。

それで、この風力発電についてはさまざまな意見があるというふうに私も思っております。地球温暖化防止に役立つ新しいエネルギーだからどんどん進めていいではないかというような議論もあります。水俣市内で使う電力をすべて賄うなど画期的ではないかなどの意見、何で反対が出るのか、反対をする人たちの気がしれないというような意見もあります。

一方、人間への影響、動植物への影響あるいは動植物の生態系への影響、環境の点などから、本当に大丈夫なのか、まだ解明されていない部分がいろいろとあるのではないかと。先ほど部長の答弁の中で、騒音とか低周波だとか、いろんな5項目ぐらい挙げられましたけれども、こういうのが大丈夫なのかという、そういう意見もあります。

私が今回この問題を取り上げたのは、現時点で、これは大いに賛成とか、大いに反対だとか、まだ資料がそろっていない段階で何とも判断つかないのではないかとというふうに思っているからなんです。ですから、議会でも市民の間でも、あるいは行政の中においても冷静に基礎的な事実関係を調査していく、積み上げていく、その上で民主主義的な議論をして、メリット・デメリットを含めて議論を起こしていくことが必要なんじゃないかというふうに思って、この問題を取り上げました。

それで、一つだけ参考に申し上げます。先ほどの固定資産税の関係なんですけれども、こちらから行きますと、長島の尾根の上には風車がいっぱい立っております。あそこの町の税務課に行って、いろんなことを聞いてきました。ちょっとだけ紹介しておきます。

会社名は長島ウインドヒル株式会社と言います。設備投資額は93億円です。それから、その中には構造物とか機械だとかいろいろとあるわけなんですけれども、固定資産の決定税額は幾らかと、1億3,000万円です。しかし、この1億3,000万円のうち、75%の9,900万円は地方交付税が減額されると、長島町に残るのは、約3,000万円ぐらいは新たに税収としてふえたとして残るといような説明をいただきました。このように事実を少しずつ積み上げていくことが必要なんではないかなというふうに思っています。

水俣市の場合も総投資額が幾らになるのか、7基つくるということですので、幾らになるかわかりませんが、そういう計算になるんじゃないかなと、今申し上げたような計算になるんじゃないかなと思います。

それから、長島町の風力発電でも、ツルが、ナベヅルだとかがいっぱいこの出水平野には来ているわけなんですけれども、帰りの北帰行のときは、長島上空で気流に乗って上昇していきます。そして、南からの風あるいは偏西風、いろいろとあるんですけれども、風に乗って朝鮮半島だとかシベリア方面に帰るといふふうに言われていますけれども、この風車建設の位置が鳥の渡りの関係があつて変更されております。そういうことがありますので、改めてちょっと事実関係を確認するために2点だけお尋ねしたいと思います。

2つの地区で説明会を開いたということですが、住民の皆さんの意見はどうだったのか、どんな意見が出たのか、そのときに住民の皆さんと約束したことは何かあるか、これが1点目です。

2点目は、風力発電は風がないと発電しません。水俣では風力調査は既に終わったのか。そして、十分に風が吹いて発電できるというふうな報告が水俣市に来ているのかということをお答えいただきたいと思います。

なぜ、こういうようなことを聞くかといいますと、熊本県が設置している阿蘇の方では、風が吹かずに、採算ベースに乗っていないというのがありました。それから、水俣でも、いろんな調査がされているんですけれども、こんなに風が吹かないところで風車が回るのだろうかというようなことを言った人もいます。ですから、風があつて、十分発電できるという調査データを市の方、お持ちかどうか。

以上、2点についてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 野中議員の2回目の質問にお答えします。

まず、2地区で住民の説明会をしたときに、意見とか約束したことはどういうことだったかについてお答えいたします。

住民の皆さんからの意見につきましては、騒音や低周波音による健康被害の不安、希少猛禽類への影響を徹底して調べてほしいという意見がございました。それと、計画に対して、今回の説明会がなかなか資料がそろっていないということで、必要な資料を欲しいと、正確な位置とかも含めて資料が欲しいということがございましたので、そういうことも踏まえて、8月以降ぐらいに、ある程度そろえて説明会を再度開催するということになります。先ほど申しましたのは確認事項でございますけれども、今回、説明会で出たいろんな住民の皆さんからの意見をいろんな角度で調査して、またさらにいろんなそういう環境に関する調査を行って、中間報告を踏まえて、8月に、また同じ地区で説明会を開催するということが確認事項でございます。

それと、風力の調査は終わったかという御質問でございますけれども、同社において、石飛地区におきまして、平成17年10月から18年9月までの風況の調査が実施されておりまして、同社におきましては、希望する風力について確保できるというふうな報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目はちょっと簡潔にいきます。

地域説明会で猛禽類の資料について、産廃関係で調査した資料を使うというのがちょっと波紋を呼んでおります。それで、改めて私ここでちょっとはっきりさせたいと思うんですけれども、

産廃関係で調べたのは、産廃処分場予定地との関係で、クマタカとかサシバだとかハチクマだとか、猛禽類が行動圏として使っているのか、えさ取り場として使っているのか、生態系にどう影響を与えるかということ調べたのが産廃関係の資料です。今回は全く場所が違います。構造物も違います。ですから、これを参考にするとしても、このデータがあるからということにはならないと。独自に調査する場所が違うわけですから、これ、環境省の調査の指針に沿ってちゃんと調査されるべきだというふうに思いますけれども、この辺はどうお考えでしょうか。

それから、2番目です。長島町の風力発電についてなんですけれども、ここの採算はどうなんですかと聞きましたけれども、採算については役場では答えていただけませんでした。いろいろお考えがあってそうなんだろうと思うんですけれども、水俣市から長島町に、この企業は利益上がっているんでしょうかというふうに聞くのはできないかどうか。2点目であります。

3点目は、先ほども言ったんですけれども、水俣市で独自にいろんな調査をして資料を集めて、それを市民に提供しなきゃいけないと私は思うんです。例えば日本で、あるいは世界でいろんな風車があるんですけれども、風車は民家からどれくらい離れているのか。というのは、騒音とか低周波等の関係がありますから、どれくらい離れたところに設置されているのか。あるいは低周波の発生というのはないのかどうか。それも考えて距離を離してあるとかというのものもあるかもしれません。それからバードストライク、鳥の羽のあたりなんですけれども、私は野鳥の会に入っておりますが、野鳥の会の雑誌で最近毎号出てくるのは、ワシ、タカ類が、あの羽で切られて死亡した例が毎号のように載っています。それから希少猛禽類の生態に影響を与えないか、あるいは導入を許可した自治体の判断基準は何であったか、こういうものを担当課・係において十分調査を進めていただきたい。そして議会にも出し、市民にも情報を提供してほしい、そしてみんながこのことを考える、そういう材料があった方がいいというふうに思います。

私も野鳥の会の皆さんと一緒にクマタカなど猛禽類の調査を今やっておりますけれども、引き続き今後も自主的に続けながら、データは専門家の意見も入れて提案していきたいというふうに思っております。

それで、質問は以上、3点です。簡潔にお願いします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず1番目でございますけれども、基本的にクマタカの調査のときに活用したいということで説明会いたしましたけれども、基本的に、あくまでも参考程度でございます。同社によりまして、責任持って十分な期間というか、環境省の指針によりまして、1.5年以上となっております。10月から始めるとなると、来年の3月まででございますので、西日本プラントさんは、1年間を見て専門家の意見を聞くとなっておりますので、環境省の指針どおり、1年半、ちゃんと調査してもらおうように、こちらの方から要望したいと思います。



長島町の資料についてということでございますけれども、まだ我々も実際、調査自体も入っていない段階でございますので、今後、いろんな方の意見を聞きながら、ぜひ、そういう長島町、ほかのところもいろんな風車がありますので、そういうところもぜひ資料を取りそろえて、市民の皆さんに公表できるような形をしたいと思います。

3番目の質問と重複しますけれども、そういう形で積極的にいろんな調査、いろんな環境に対する影響は出てくるかもしれませんので、必要な限り、そういう資料収集して、できるだけ多くの資料を集めて、市民も含めて議論できるような形に持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、安心安全な飲料水の供給について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、安心安全な飲料水の供給についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣市内の簡易水道等の施設数及び給水人口についてお答えします。

水俣市内には、水道法第3条第3項の規定に基づく給水人口101人以上の簡易水道が、市営の石坂川簡易水道及び民営の簡易水道7施設を合わせて8施設、水道法第3条第6項の規定に基づく専用水道が民営の1施設、給水人口100人以下の、いわゆる飲料水供給施設が民営の60施設あり、合計で69施設あります。これら69施設の給水人口は、合計で約3,700人となっております。

次に、これらの簡易水道等の施設における問題点と課題についてお答えします。

簡易水道等の施設の維持管理につきましては、市営の石坂川簡易水道を除き、地元住民により組織された水道組合により行われ、安心安全な飲料水の供給が図られているところであります。しかしながら、水質において、渡野簡易水道では、pH値が基準値を超過したアルカリ性で、かつ弗素を多く含んでいるという問題、深川簡易水道では大雨時に水が濁るという問題、釣橋簡易水道ではマンガンを含有しているという問題を抱えており、水俣川中流域に存在するこれらの簡易水道においては、安定した水質の確保が課題となっているところであります。また、簡易水道等に共通の課題として、過疎化及び少子・高齢化に伴い、今後、地元住民による施設の維持管理が困難になることが予想されます。

次に、簡易水道等を利用している市民からどのような要望が出ているのかについてお答えします。

先ほど、渡野簡易水道並びに久木野地区に存在する鶴簡易水道及び有木田頭簡易水道につきましては、設立時において市が事業認可を受けて、経営を地元住民による組合に委託しているという経緯がありまして、地元住民からは、経営を組合から市に移管してほしいという要望が出てお

ります。そのほか、各施設の老朽化等に伴う施設整備に対しての要望がありますが、市としましては、水俣市簡易水道整備事業費補助金交付要綱に基づき対応いたしております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、1点だけお伺いします。

私が御意見を伺ってきたのは、深川とか渡野地区だとかの皆さんから伺ってきました。今答弁あったように、pHが正常ではないとか、あるいは弗素が出てくるとか、水が濁っているとか、あるいは鉄さび等が出てくるだとか、飲料水はペットボトルで水買ってきて飲んでいるんだというような話も聞いたことがありました。こういう要望をずっとしていたんですけども、宮本市長になってから、今動きが出ておまして、全体の調査もされて、これを動かそうというふうになっております。それで今後、渡野・深川・久木野方面などについては、安全な水を供給するというふうに要望出ているわけですけども、今後の手順についてお答えいただけないでしょうか。

以上、1点です。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のありましたとおり、渡野地区の住民の皆様からは、以前から簡易水道の水質改善に関する要望を受け、井戸の掘削や水道施設の改良を実施してまいりました。さらに平成19年度、庁内に、私、福祉環境部長を本部長といたしまして、水道局、それと環境対策課の職員から成る水俣市簡易水道事業統合計画策定プロジェクトというのを設置いたしております。そのプロジェクトにおいて、市内に存在する民営の簡易水道等についての調査、それから住民説明会を実施し、現在、これらの結果を踏まえて水俣市の簡易水道事業統合計画というのを策定を進めているところでございます。

この統合計画におきましては、水質や経営等問題を抱える簡易水道につきまして、地元の意向等を踏まえまして、渡野、深川及び釣橋の各簡易水道及び中鶴、それから深川下向、松山、今俵、市渡瀬8組及びひご山の各飲料水供給施設を市の上水道へ統合し、さらに久木野地区の鶴及び有木田頭の簡易水道を相互に統合する、そういったことを予定いたしております。これらの簡易水道等につきましては、今年度中に統合計画を策定し、国の承認を受けた後に順次経営を市の方に移管し、施設整備を行いたいと、そのように予定を立てております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣城跡の発掘調査と文化財保護について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、水俣城跡の発掘調査と文化財保護についての御質問にお答えします。

まず、水俣城跡の調査で何が確認されたかという御質問についてお答えします。

平成18年度に実施した発掘調査で出土した遺物としましては、土師皿と呼ばれる素焼きの皿の破片、中国や朝鮮などで焼かれたと思われる輸入陶磁器の破片などがありました。また遺構の主なものとしましては、柱を建てた跡と思われるものが約60基です。これは地面に穴を掘ってじかに柱を建てる掘っ立て柱のようなものの跡です。上に建っていた建物の規模や内容を推定することはできませんが、さくを立てたり、何らかの建築物があったことが想定されます。また、盛り土という土木工事をしていることも判明しています。これは、土地が傾斜したままでは建物を建てたりするのに都合が悪かったため、平たんにするため土を盛ったものと考えられます。

これらの遺物や遺構などは、室町時代から戦国時代にかけてのもので、非常に限られた調査範囲でしたので、断定はできませんが、敵の侵入を防ぐためのさくを立てたり、それらの施設を築くための造成工事を行ったことも想像されます。調査が行われた範囲には、水俣城に伴う何らかの施設が存在していた可能性を示唆するものと思われま

す。また、これまで城内では確認されていなかった縄文時代の遺物、石器や土器などを含む層が確認されました。縄文時代早期・前期と後期・晩期という2つの時期のもので、同じシラス台地上に陣内台地遺跡という縄文時代の遺跡があることから、シラス台地上の西の端に位置する城跡の範囲まで、当時の生活圏であったのではないかと考えられます。

次に、この調査結果が水俣市が出している「新水俣市史」に新たな事項を書き加え、同時に補強する資料は出たかという御質問にお答えします。

まず、市史が編さんする段階では、城の規模や構造的なものについてはほとんど未解明でありましたので、今回、城郭の一端を示す可能性のある遺物や遺構が出土したということに関しましては、今後の城郭研究及び市史編さんに貴重な資料を得られたものと認識をしております。

特に水俣城内には東西に2つの高台があり、今回の調査が行われた東側の高台を高城、西側の高台を古城と呼び、市史では、2つの高台に築かれた城は年代が異なり、高城が古い時期の城で、古城が新しい時期の城と位置づけています。これは、古城側で石垣やかわらといった近世城郭に属する遺物や遺構が確認されていることに起因することと思われま

すが、今回の高城側の調査では、それらよりも古い戦国期を中心とした遺物や遺構が確認されましたので、高城が古く、古城が新しいとする記述を補強するものとして評価してよいと思っております。

ただし、今回の調査範囲は非常に限られたものでございます。城といっても存在した時期も長期間にわたり、その範囲もまだ広いものと想定していますので、さらに調査の積み重ねが必要かと思

います。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 最後に提案と質問をいたします。

水俣の文化行政については、私は進んでいるというふうには思えません。先人の方々がいろいろと努力されておりますけれども、まだまだこれから発展させなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

私は議員になって1年目くらいに旧石器・縄文時代の遺跡環境を随分勉強させていただきました。例えば初野にある地下式板石積石室墓というのは、初野ひばりヶ丘にあるんですけども、神社の後ろに再現してあるんですが、実はこれは発掘した当時の設計図をもとに復元したんじゃないで、ただ石を並べて、ひつぎみたいな格好をつくったというふうな中身なんです。だから専門家から見ると、何でこんな復元になっているんだというふうに言われています。

また、資料館も独自に持っておりませんし、公民館の4階にはありますけれども、市民の目につくところではありません。水俣城の調査も今回やっとされたわけですけども、これからのきっかけになるんじゃないかなというふうに思います。

それで、このブルーの表紙のこの資料集、本当によくまとまったものを教育委員会は出していた、つくっていただいたというふうに思っています。この中にいっぱい課題が書いてあります。例えば南福寺遺跡と高城の今度発掘した遺跡と権現山遺跡との関係とか、あるいは今おっしゃった縄文時代の早期・前期、後期・晩期、それとの関係だとか、あるいはお城の関係でいえば、古城、高城、それから一中の後ろの高台との関係だとか、あるいは石垣の広がりとの関係だとか、この辺のところをしっかりと調査していただいたらどうかなと思っています。

私もこの資料で初めて見たんですけども、慶長肥後国絵図というので、加藤清正が徳川幕府に出した絵図があるんですけども、3層のお城がこの絵図の中に描かれているんですね。水俣にも3層のお城があったんだということが初めて僕もこれで知りました。こういうのは貴重な資料だと思いますので、お城と城址あたりをきちっと発掘調査をするということが文化財を残すことになりますし、またお金が大変だと思うんですけども、いろんな調査をすることが雇用の創出等にもなるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺については、今後取り組んでいただきたいなと思っているんですが、いかがお考えでしょうか。教育長でも結構です、市長の方でも結構ですから。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 教育委員会としましては、現段階では本格的な調査というところまでは難しいかもしれませんが、まずは水俣城跡の周辺の調査とか、あるいはまた城内の遺構とか遺物、その残存状況の調査とか、そこあたり絞った形での調査は必要かと、そういうふうに考えておりますので、今後、何らかの形で調査を進めると、そういうふうな方向で検討してまいりたいと、そういうように考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時7分 散会

平成21年6月10日

平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

## 平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成21年6月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時19分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（牛迫秀基君）	（松永伸二君）
議事係長	（栄永尚子君）	（岡本広志君）
書記	（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（森近君）
総務企画部長	（葦浦博行君）	産業建設部長	（田上和俊君）
福祉環境部長	（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長	（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長	（上村彰君）	水道局長	（盛下修一君）
教育長	（大淵洋君）	教育次長	（坂本彰君）
総務企画部総務課長	（本山祐二君）	総務企画部企画課長	（栄永徳博君）
総務企画部財政課長	（淵上茂樹君）		

○議事日程 第3号

平成21年6月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 塩崎信介君
  - 1 水俣病問題の解決について
  - 2 環境モデル都市の推進について
  - 3 行財政改革について
  - 4 水俣観光行政「道の駅みなまた」について
- 2 牧下恭之君
  - 1 経済危機対策と水俣市の取り組みについて
    - (1) 昨年度の第1次、第2次補正予算の取り組み状況について
    - (2) 国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについて
    - (3) 行政の無駄ゼロへの取り組みについて
  - 2 女性の健康支援・がん対策について
  - 3 水俣市のスクールニューディールについて
- 3 川上紗智子君
  - 1 生活保護の母子加算について
  - 2 就学援助について
  - 3 小学生、中学生の学力について
  - 4 各自治体で発生している不正経理問題について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、塩崎信介議員に許します。



(塩崎信介君登壇)

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブの塩崎です。

きょうは、雨のせいか傍聴者が少なく、非常になんまりとですけれども、気合いを入れてやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、本題に入る前に一言申し上げます。

昨日の一般質問者の発言において、チッソに対して加害責任の逃避、水俣から信用されない殿様の態度などの発言がありました。チッソは毎年地元から十数名ずつの採用をしたり、最近の4年間で250億円の設備投資をしております。少しでも地元へ貢献しようと頑張っています。チッソに働く者として憤慨するとともに、非常に残念でなりませんでした。

チッソが責任を果たしていくことは当たり前のことですが、そこで今働く若い世代にどれほどの責任があるというのでしょうか。水俣市民でもある多くのチッソ社員のためにも、ぜひとも考え直していただきたいと思います。

では、本題に入ります。

水俣市は、ことし市制施行60周年を迎えることができました。1949年4月1日より、60年間の長きにわたり、市民の安全と生活を守りながら、地域経済のさらなる発展のために精魂を傾けてこられた行政の方々に、この場をかりて深く感謝の念を述べさせていただきます。

また、私ごとであります。ことしの1月に無事私も還暦を迎えることができました。この60年の人生経験をこれからの議員活動に生かせるよう、さらなる切磋琢磨をしていきたいと思っております。

さて、この節目に当たり、宮本市長のコラムとしてある新聞に掲載されていましたが、その中の一節に、若干中は中略しますが、「本市は小さな地方都市でありながら、公害を引き起こさないための環境モデル都市づくりを全世界に発信することで、水俣市民がふるさとに誇りを持ち、小さくともほっとする、安心できる、ぬくもりのあるまちを目指しながら、市民が安心して生活できる水俣づくりに取り組んでいくべく決意新たにいたしております。」を拝見いたしました。

この中で私が一番大事なことだと感じたのは、水俣市民がふるさとに誇りを持つということです。日本全国どこへ行っても、だれに聞かれても、私は水俣で生まれました。水俣は住みやすく私は大好きですと自信を持って言える水俣市にすることが私たち議員の役目であると思っております。

今、国会において、水俣市の将来にとって明暗を分けるかもしれない水俣病被害者新救済法案が審議されていますが、誇りある水俣を確固たるものにするために、ぜひ、この機会に法案が成

立することを祈願して質問に入ります。

1、水俣病問題の解決について。

和解派の人も訴訟派の人も、この救済を求めている人々が一番苦慮されていることは高齢化が進んでいることで、一刻も早く救済されること、これは全員が望んでることではないかと思えます。この機会を逃すことがないようにすることは行政に課せられた責務であり、市民の期待にこたえることではないでしょうか。

そこで、下記について質問いたします。

①、今回の法案は、水俣市にとって将来を左右する大事なことであると思うが、市長はどう思われるか。

②、報道によると、新保健手帳受給者が熊本県下で1万8,000人近くおられるとのことであるが、水俣市での受給者数、年齢構成、診療時個人負担金はどうなっているのか。

③、分社化すればチッソが撤退する不安があると以前市長より発言があったが、この時期に来て市長の考えに変化はなかったか。

2、環境モデル都市の推進について。

今、世界じゅうは低炭素社会づくりを目的に温室効果ガス削減に向かって、国連を中心とした動きが活発になってきた中、水俣市が新たな環境分野で世界に名をなすチャンスが訪れました。この機会に環境に特化した経済基盤づくりを進め、その結果として雇用の拡大につながることを市民は期待して待っています。

そこで、下記について質問します。

①、環境モデル都市九州・沖縄3都市連合の設立の目的、活動方針は何か。

②、ごみゼロ推進宣言を行い、リサイクル推進を進めていくとのことであるが、具体策はあるのか。

③、環境にマッチした企業誘致を実践中との市長より話があったが、具体的に進んでいるのか。

3、行財政改革について。

宮本市長は常々口にされています。市役所は市民の役に立つところ、一見、当たり前のことのように見えますが、果たして市民の方々はそう思っておられるのでしょうか。今度の第4次改革大綱は、第3次改革大綱の反省を踏まえて、新たな視点から3つの改革と8つの推進項目と決め、実効性のある改革に取り組むものと明記してあります。

そこで、下記について質問します。

①、第4次行財政改革大綱の主な内容は何か。

②、第3次行財政改革大綱の反省点、よかった点、悪かった点はなかったのか。

③、市庁舎本館の老朽化対策はどうなっているのか。

4、水俣観光行政「道の駅みなまた」について。

今回、水俣市の観光行政活性化のため、熊本県選出の金子恭之国土交通副大臣の御尽力により、道の駅として平成21年3月26日に認定をいただきましたが、なかなかの盛況でした。ゴールデンウィーク期間中は大変なにぎわいを見せていたとのことでありました。このにぎわいがきっかけとなり、今後の水俣市の観光行政に弾みがつくことを期待したいと思います。

そこで、下記について質問します。

①、4月26日開駅以来1カ月以上経過したが、観光入り込み客数、特産品の売り上げ状況はどうであったか。

②、バラ園が目当ての観光客が目立ったようであったが、今後の目玉は何かあるのか。

③、今後、年間を通して観光客を呼び込むための新たな情報発信を考えているのか。

これで壇上からの質問を終わります。

市長及び執行部よりの明快な答弁を期待します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題の解決については私から、環境モデル都市の推進については副市長から、行財政改革については総務企画部長から、水俣観光行政「道の駅みなまた」については産業建設部長から、それぞれお答えします。

まず、水俣病問題の解決について、今回の法案は、水俣市にとって将来を左右する大事なことであると思うが、市長はどう思われるかという質問にお答えします。

水俣病被害者救済に関する法案については、ことし3月、与党から、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する措置法案が衆議院に提出され、その後4月に民主党から、水俣病被害の救済に関する特別措置法案が参議院に提出されました。

水俣病問題は、現在、熊本県、鹿児島県合わせて、認定申請者が約6,300人、保健手帳所持者は2万人を超え、司法で救済を求めている方も1,700人を超えているような状況であります。このような方々がどのように救済されるのか、大変重要な問題であり、また与党法案には、水俣病の地域指定解除の問題や、チッソの分社化に関する条項も入っておりますので、これらの法案は本市の将来を左右する極めて重要な法案であると強く認識しております。

今回の水俣病救済法案については、現在与野党で協議されておりますが、昨日も申し上げましたとおり、私としては与野党の合意が得られ、被害者の広い救済と地域の振興、さらにはチッソ

の水俣での事業の継続が図られるような法案が実現するよう願っておりますし、水俣病問題解決に向けた道筋がつけられることを期待しております。

次に、報道によると、新保健手帳受給者が熊本県下で1万8,000人近くおられるとのことであるが、水俣市での受給者数、年齢構成、負担金はどのようになっているのかという質問にお答えします。

新保健手帳については熊本県が管理しておりますので、熊本県に問い合わせたところ、現在の交付者数については公表しておらず、公表している平成20年10月末での数値は、熊本県全体で1万5,881人、そのうち水俣市の交付者数は2,994人となっております。その年齢構成については未公表となっております。新保健手帳交付者に対しては、医療費の個人負担は全額国と県が支給することになっており、その負担割合は、国が8割、熊本県が2割となっております。

次に、分社化すればチッソが撤退する不安があると以前市長より発言があったが、この時期に来て市長に変化はなかったかという質問にお答えします。

チッソの分社化問題については、きのうの緒方議員への答弁でも申し上げましたとおり、チッソが分社化した後に水俣から撤退するのではないかという市民の心配する声が多く出ています。私自身も、チッソは本市の最も重要な産業の一つで、従業員も多く、経済的にも大変重要な位置を占めておりますので、もしチッソが水俣からいなくなった場合、本市に与える経済的な影響は甚大で、まちが大きく疲弊するのではないかと現在でも心配しております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 この水俣病問題に関しましては、きのうも緒方議員と野中議員、こういう方の質問に対して市長が答弁されたということで、ある程度理解しているつもりなんですけれども、市長のお考えとしては、先ほど言いました与野党合意の法案を期待していると、これはまず、要するに救済を求める方を救済していきたいということなんですけれども、先ほど私も壇上で言いましたように、非常に高齢化が進んでいますと、これは非常に救済を求める方々の切実な願いということだと思っております。

そこで、ひとつちょっと参考までに、これは平成21年4月22日に民主党に対して水俣病の芦北の会、この会長である村上喜治さんが民主党に出した要望書と申しますか、それをちょっと中を抜粋して読ませていただきます。

この中で裁判をしている被害者も、本心では、早期の政治救済が一番と思っていると聞いています。弁護士や支援者の声と被害者の気持ちは違います。救済がおくれれば、苦しむのは被害者だけです。救済されないで亡くなる被害者がふえていくだけです。高齢の被害者は本当に待てません。金額が多いとか少ないとか、また分社化とかが問題ではなく、生きていうちに救済してほしい、これが一番の被害者の希望です。平成7年の救済を超えるような救済とか言っているの

は、被害者ではありません。争いが長引いても苦しめない支援者や弁護団だけです。長い間、水俣病闘争されて、平成7年に救済された人より多くもらったら、自分たちは地元で暮らしていきません。被害者の救済を第一に考えていただければ、反対して救済をとめるのではなく、前に進めるために与野党で協議して、一日も早い救済を実現していただくことしかないはずです。

これは慰霊祭前に行かれたということで、非常に救済を求める方の正直な意見だと私は思っております。

きのうの市長の答弁の中でも、いろいろ陳情という形で、あちこちに行かれているわけですが、その中で、2次質問の1つとしまして、5月28日に環境大臣とか自民党、民主党と面談をされたと、こういうことの中で、これは新聞記事ですけど、西日本の5月29日のやつですけど、救済法早期成立、水俣市長が要望ということで、この中で宮本市長の発言の中で、地元の反発が強いと、法案から外してほしいと要望、チッソ分社化については、分社化後、チッソが水俣市に残る何らかの保証ができないかというふうな新聞記事になっています。

これは市長の考えということで、それはいいんですけども、そういう中で、1つ質問ということで、2次質問の1つということですけど、5月28日、市長は環境大臣に直接お会いして、今回の法案の地域指定解除について、地元の反発が強い、法案から外してほしいと申し入れたと報道されているが、どのような状態になれば、指定地域解除してもよいとお考えなのか、観光業者、水産関係者を初めとする多くの市民は、むしろ早期の地域指定解除を望んでいるのではないのでしょうか。このことを1つ質問をお願いしたいと思います。

もう1つ、これも新聞記事なんですけども、これはやっぱり29日に蒲島知事が東京でチッソの後藤会長とお会いになったと、その中で後藤会長は、分社化後も水俣撤退の考えがないことを表明したと、これは以前水俣の全協に来られて、そういう発言をされているということで、その中で後藤会長は、水俣製造所には15万坪の土地、1,300人の熟練した社員、安い電気や豊富な水が存在する点を挙げ、水俣は大事な生産基地、ここを離れていくようなことはないと強調されたと、この4年間で、先ほども言いましたけども、設備投資をしてきたと、これを見ても心配ないと理解いただけると思うと、これに対して蒲島知事の方は、今国会中に与野党合意に至るよう働きかけたということで書いてあります。

最後に、チッソから水俣に残るという、これは知事の発言ですけど、意思表明を引き出せたと、民主党幹部も今国会で与野党協議を進めて法案化したいという意見だったという新聞記事が載っていますけど、2次質問の2つ目ですけど、分社化についても、チッソが水俣に残る何らかの保証ができないかと申し入れたということで、2007年12月の、先ほど言いました全員協議会で後藤会長が言われましたということと、5月29日、今紹介しました新聞記事で撤退はないというふうに話されております。

後藤会長から、二度も、水俣からの撤退はないとの発言がなされている中で、市長は地元の代表として、法案の成立、すなわち早期救済、早期解決のため、より積極的な発言が求められているのではないですかの質問を2つ目ということでお願いをしたいと思います。

続きまして、2次質問の3つ目ですけども、保健手帳の分布状況ということで、先ほど教えていただきましたけども、受給者に関しては、水俣市の場合は2,994人と、年齢構成的にはちょっと不明ということで、要するに負担金としては、国と県で8対2で負担をしていますよということですけど、今、保健手帳を持っていない方、一般の方が診療に行かれた場合は、個人負担として3割負担と、保健手帳をもらっている方は全額無料という形ということをお聞きしましたけど、今、この財源としましては国保から出されていると、国保というのは個人の保険料、それと国からの補助、県からの補助という形で運営されているというふうに聞いていますけど、その中で、この新保健手帳が出された平成17年10月以降、要するに金額が、もともと2,000万円ぐらいあった金額が平成20年10月ごろに5,000万円ぐらいまで上がっていると、その後、今は平成21年、きょうは6月ですけど、非常に水俣病関係の医療費が増加していると、ということは、もう3倍から4倍ぐらい、医療費の総額としてはそんなにふえていないんですけど、要するに水俣病関係だけは非常にふえているということで、このままいきますと、要するに国保財政が逼迫すると、そうなる、一般の患者さんといいますか、一般の人たちの要するに保険料のアップにつながるんじゃないかと、それに関してどういう対策をとるつもりでおられるのか、2次質問の3番目としてお願いしたいと思います。

それと、以前、きのうもちょっと話がありましたけど、愛林館の沢畑館長は、水俣病関係ということで、これは2009年5月12日ですか、愛林館館長という形で新聞記事載っています、2009年5月12日です。これに関して、チッソ分社化に反対すると。行政というのは、要するに中立という立場であると思います。この人は愛林館館長ということですけど、要するに水俣市の予算の中で、要するにこの人の委託料といいますか、そういう金が行っていると思うんですけど、そういう意味からすると、正の職員じゃないんですけども、準職員につながるということであるとすれば、こういうのが新聞に堂々と出されるということに対して、行政として何も対策がとられないという、非常に不平等じゃないかなと私は思っておるんですけど、それについて2次質問の4番目ということでお答えをお願いしたいと思います。

あと最後、2次質問の5つ目ですね。5月19日に、突然市長より、水俣病に関して意見交換をしたいということで、夕方4時ごろですか、市長室の隣の会議室に保守系の議員、5月19日16時、保守系の議員8名で市長と面談をさせていただきました。お話によると、それ以外の議員の方は前の日にやりましたということでしたけど、その中で水俣病に関していろいろお話をさせていただいたんですけども、その中で、今まで市長は、分社化はチッソは撤退する不安がある、ど

うしても地域貢献という意味からして、水俣にとってチッソは必要なんだと、患者救済を優先していただいて、地域貢献をしていただくということがチッソの役目だというふうな発言を常にされていますけど、そのときの発言で、これは私はつきり聞いていますので、この中には、森副市長もおられて、葦浦総務企画部長もおられたということで、間違いないと思いますけども、発言内容は、市長からのお言葉で、夢のような話であるが、チッソに不測の事態が発生したとき、国策で新たな企業誘致、または環境大学を誘致できないかと思っていると、そういう発言がありました。

ということは、悪く取ると、もうチッソはつぶれてもいいんだと、そういうふうなニュアンスにも取れるわけです。逆に言うと、不測の事態に対して地元の行政が逆に力を入れると、応援するというのが地元の行政の役目じゃないかと思うんですけど、こういう発言をされたというのに、市長の真意はどこにあったのか。2次質問の5番目ということで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、分社化と、それから指定解除につきましては、私の思いをちょっと語らせていただいて、答弁にかえさせていただければと思います。

まず、この水俣病問題が今非常に重要な局面に来ているということは同じように認識をしております。私も、きのうの答弁でも申し上げましたとおり、これまで多くの方々と話をさせていただきながら御意見をちょうだいをしてきたところでございます。認定申請をしていらっしゃる方もおられますし、あるいは訴訟で解決を求めていらっしゃる方もおられますし、政治解決、いろんな思いの方がそれぞれいらっしゃいますし、市民は市民で、またいろんな感情をお持ちの市民の方もいらっしゃるということは事実でございます。

これは一度お話をさせていただいたかと思いますが、私はつい先日になりますが、胎児性水俣病患者のお母さん方とお話をさせていただく機会がございました。その中で、いろいろお母さん方の話を聞いていたんですけども、こんなことを言っておられました。もし、自分が死んだら、後はだれが面倒を見るのか、この子はだれが面倒を見るのかというような話もございましたし、自分が亡くなったときには、お母さん、一緒に自分も連れていって欲しいというような子どものそういう発言もあったということでございます。

そういう話をお聞きしながら、やっぱり非常に心をえぐるような、そういうような問題も抱えている、非常に複雑な今入り組んだ状況の中にあるのではないかなと、私はそのように受けとめております。

それと同時に、そういう厳しい状況の中で、今回最終的な、本当に最終的な解決を望むので

あれば、やはり丁寧にやっていかなければならないと思いますし、私が強く今思っていることが2つございますが、漠然とした言い方かもしれませんが、1つは、やはり水俣病救済へ向けて、もっとお互いに心を添えなければならぬのではないかと、これが1つでございます。それから、もう1点は、水俣の将来に思いを馳せなければならぬのではないかと、この2つを今強く思っております。

1つは、今議員もおっしゃいましたように、高齢化あるいは亡くなっていく方、だれしも早い救済は望むことでは一致しているということは間違いございません。ただ、その中で、今申し上げましたような指定解除の問題でございますけれども、法案によりますと、すべてが終了した後で指定解除をするということは読み取れると思います。しかし、そういった今非常に混沌とした状況の中で、なぜこの指定解除が今出てこなければならぬのかというのがわからないんです。ですから、これは被害者の心考えたときに、今出てくる話ではないのではないかと、ということで法案から外してほしいと、そういう思いを今伝えているところでございます。

それから、分社化についてもそうでございますけれども、これは昨日も申し上げましたけれども、チッソがなくなるということは、水俣市民にとっては考えられないことだと思っておりますし、将来もチッソが水俣に残って、いろんな形でお互いに力を合わせながら、水俣の発展に寄与していただきながら、水俣が伸びていかなければならない。そこで、先ほども、今議員の方からおっしゃいましたけれども、将来にわたって思いを馳せたときに、やっぱり確かな、確実な、水俣に残って行って頑張ってくださいという保証が欲しいと私は申し上げているところでございます。

後藤会長がおっしゃっていることが、県知事の前で、あるいはこちらの議会の前でおっしゃっている話ですので、大変厳しく重い言葉だということは受けとめております。それは十分受けとめておりますけれども、私は被害者の方々、そして市民の方々を代表する首長として、やっぱりここはお互いの意見をしっかり受けとめながら、正しいことをきちっと伝えていかなければならない、そういう仕事を私はしていかなければならない、そういう思いで、この分社化についてもきちっとした保証が欲しいと申し上げているところでございます。

したがって、分社化については何らかの確約が欲しいし、不安を払拭する何かそういったものがないかということは今後考えていかなければならぬのではないかなと思っております。

議員と同じように、今回も、きのう申し上げましたけれども、与野党がしっかり協議を重ねていただき、党派を超えて高度な政治決断をしていただきたいという思いで今いるところでございます。被害者の理解を得られる、そして多くの被害者が救われる、そういう法案の成立を望んでいるという思いを述べさせていただいて、今御質問いただきました分社化と、それから指定解除についてはお答えにさせていただきたいと思っております。



○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 国民健康保険に関しまして、新保健手帳に関連いたしましたところの質問でございましたけれども、そのほか新保健手帳以外にもいろいろ手帳等の制度がございますが、水俣病に関連する医療が伸びれば、その手帳をお持ちでない一般の方々に保険料アップにつながるようなことになりはしないか、その辺の対策はどうかということでございますけれども、平成17年10月13日にこの新保健手帳の申請受け付けが再開になっております。その後、何回か議会の委員会の場でも資料等を出しながら説明させていただきましたけれども、確かに水俣の国民健康保険に係る医療費の伸びというのは、その制度以降かなり伸びてきているというのも現実でございます。

ちなみにちょっと数字的に言いますと、平成17年の12月、10月から始まっていますので、2カ月後の12月の時点をとってみましても、水俣病に関連する保健手帳あるいは医療手帳その他の関連する医療費というのが、月でしまして3,500万円程度だったのが、3年後の20年12月には約3倍ぐらい伸びております。そういった意味で、国民健康保険財政においては、非常に負担増加になっているということでございます。

水俣病に係る国保税の負担増に対しては、これは従来からございまして、平成16年度までには国の特別調整交付金というのがございました。そういった負担増に対する調整交付金は3分の1の交付があっておりまして、3分の2は不交付ということで補てんがなされておられません。再々、水俣市においては、そういった制度のほころびといいますか、その辺を埋めてほしいということで、国の方にも強く要請をしまっておりまして、県の方にも要請をしまっておりまして、けれども、県では、17年度から県独自に特別調整交付金を創設したということでございます。

国と県合わせますと、なお15分の8の交付にとどまっております。その後、新保健手帳が開始されました17年度末から、国保財政、先ほど申しましたように、負担が増加の一途をたどっていると。何とか財政負担の解消を国に強くお願いしてきたところでありますけれども、国においては、こういった水俣だけに限らず、発生地域の現状というか、実情にかんがみて、平成19年度において国の交付割合を若干伸ばしてございます。15分の7ということで伸ばしてございます。国と県とを合わせますと、おおむねこれで3分の2の負担軽減というのが措置されております。

とはいいいながらも、3分の1の未補てん部分がございまして、これも19年度以降にその額を見ますと、平成19年度が未補てん部分が3,500万円程度やはりございまして、さらに20年度においては7,200万円と、2倍ほどに未補てんの額がふえている状況にございまして、これらのことから、先ほど議員の方でも御懸念ございましたが、手帳をお持ちでない方の、そういった負担の不公平というのがないように、また、そういった方々の保険料の負担に直接はね返らないように、ぜひお願いしたいということで、国保税への負担増加に対することについては、国に対して

も、これまで以上に国保財政の負担をなくすように、負担を軽減とかということじゃなくて、もう負担をなくしてくれというような強いスタンスで要請をしていきたいというぐあいに思っております。

そういったことで、大変厳しい国保財政状況下にありますが、水俣市を初め発生地域一丸となって、これまでも国、環境省のみならず、厚労省等にも要望を重ねておりますので、今後においても引き続き先頭になって要請してまいりたいと、要望してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 久木野ふるさとセンターの館長の言葉でございますけれども、このふるさとセンターは、久木野振興協議会へ委任して、そこで雇用しているということでございます。発言につきましては、個人の立場でされたのではないかなと思いますので、そういったように私は理解をしているところでございます。ただ、機会がありますれば、いろいろお気持ちはお聞きしたいと、そのように思っております。

それから、もう1つ、大学誘致の話でございますけれども、今、このような厳しい経済状況の中に、万が一、そういうことはないし、これまでもチッソの支援に対しては、皆さん一生懸命頑張ってきたし、これからも当然それぞれ頑張っていられると思っておりますが、万が一、こういう経済状況の中で不測の事態が起きたときに、そういうことはないと思っておりますけれども、もしそういう状況が起きたときに、水俣の将来を本当に考えたときに、国からの支援がやっぱり必要になってくるだろうというような思いで、その一つの、そういうことも考えられるのではないかなというようなことで提案申し上げたつもりでございます。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今の最後の答弁ですけど、非常に市長の立場という意味からして、このことはやっぱり非常に大きいわけですね。我々は議員という市民の負託を受けて、要するに水俣をいかによくしようと、先ほど市長が言いました、私が一番心配しているのは水俣の将来なんですね。これはもう市長も同じだと思います。ということで、まず、要するにチッソ103周年、市制60年と、この歴史の長さといいますか、歴史の重みというのは非常に大きいと思うんです。何遍も言いますが、要するにチッソは水俣から撤退をしないと、あんだけ言っているという中で、これから先はやっぱり、新聞等を見ますと、チッソ城下町とか何とか書いてありますけど、私もそうだと思うんですね。チッソがあつて水俣という形になるわけですよ。

そういう中で、市長がこういう発言されるというのは、非常に私も残念でなるとですけども、要するに、じゃ、水俣村になったらどうするんだと、極端な話ですけど、そこになっちゃいかんわけですね、やっぱり。将来を考えたときに、子どもたちの将来、子どもたちの雇用の場

所、確かに環境大学あたりはいいかしらんですけど、要するにチッソの不測の事態があっちゃんかんわけですよ、まず。あっちゃんかんわけですよ。それは頭の中に置いといていただいて、公式の立場でそういう発言というのは、やっぱり私はおかしいと思うんです。チッソとともにやっていくと、救済を求める方を、要するに救済していくために分社化というのは、基盤強化するための大前提はそこなんだということですよ。

今はだから与野党で協議されています。今言われる指定解除の問題が非常にクローズアップされていて、どういう状況になるかわからんですけども、はっきりチッソも、会長も分社化がなかったら、今回の法案は受けないというふうな発言されています。そうなったら、また今のままずっと、水俣は今のままずっといくわけですよ。

ここで、3次質問、1つですけど、じゃ、市長はずっと今のままでいいのかという考えがあるのかどうかですね、今の水俣の現状のままでいいと思っておられるのか、水俣の将来を含めたところですね、そこを1つお聞きしたいと。

あともう1つは、やっぱり水俣市とチッソというのは、そういう深いきずなで今まで歴史がありますよという中で、やはりチッソを応援していきます、支援していきますと口では言われとるんですけど、要するに、それが見えてこないんですよ、市報にしても。これは私が前に、田浦にある東海カーボンの話をちょっとしたことあると思うんですけど、やっぱりああいうチッソをアピールするというか、そういう姿勢をやっぱり行政として見せていただきたいと。要するに、チッソとしては、そういうことで全力をもって、今、世界で名立たる、皆さん御存じですけど、液晶という形で何とかこの不況を乗り越えて、それで、あちこち企業はもう従業員を解雇したり、人員削減等いろいろやっていて、きのう、野中議員も言われていましたけど、要するに仕事がないから何とかしてくれというお話は、あれは現実に本当だと思うんですよ。

そういうことの中で、要するに今のチッソとして、要するに企業存続のため、従業員の生活基盤の確保のために努力しているわけですよ。その結果が今になっておるわけですよ。そこはやっぱり私は認めていただきたいと。確かに公害という形になりましたけど、今は、昔の歴史の流れからいきますと、いかにもチッソが勝手にやったような言い方、ずっとなってますけど、それも今さら言うてもしょうがないという考えはありますが、私は、正直なところ、そういう考えがあります。

そういう意味からして、そういうチッソの不測じゃなくて、本当に水俣が村化したときに、そういう将来があっちゃんかんわけなのかと、それに対して市長はどう思われるか、ちょっと最後質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私が今申し上げました地域振興の意味でございませうけれども、ちょっと言

葉が足りなかったかもしれませんが、チッソを支援していくのはもちろんでございます、これはもう。ただ、不測の事態はないと思いますが、私の気持ちとしては、将来の水俣を考えたときに、水俣病で疲弊した時間の代償として、国に対し、地域振興の意味で大学誘致でありますとか、あるいは企業誘致でありますとか、そういう地域振興の意味で申し上げたところでございます。

それから、今のままでいいのかというようなお話でございますけれども、それはもう議員と全く同じで、いろんな形で高齢化もしておりますし、さっきも申し上げましたとおりでございます。早い救済を望んでいるのは一緒だと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市の推進について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境モデル都市の推進について順次お答えします。

環境モデル都市九州・沖縄3都市連合の設立についてお答えします。

昨日の緒方議員にもお答えしましたとおり、北九州市長から提案がありましたので、本市の環境モデル都市の取り組みを促進するものであると判断し、4月29日に北九州市において設立の運びとなったものです。

この3都市連合の設立の目的は、低炭素社会づくりに向け、環境モデル都市としてのすぐれた取り組みをお互いに共有し、高め合うとともに、共同して九州・沖縄地域、さらには国内外への取り組みの情報発信を行うことです。また、この3都市連合の活動としては、各都市の取り組みに関する情報交換、産・学・官・民の交流、国内外への共同情報発信などとしています。この3都市連合での活動を十分に活用しながら、環境モデル都市のさらなる推進ができるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、ごみゼロ宣言を行い、リサイクルの推進を進めていくとのことであるが、今後の具体策はあるかについてお答えします。

ごみゼロ推進の基本的考え方としましては、資源やエネルギーなどの無駄遣いをなくし、環境をよくしていこうという考え方であり、具体的には、将来、ごみになるものをなくし、ごみの焼却や埋め立てをゼロにしていこうという取り組みです。

本市のごみ処理につきましては、現在22分別のうち、可燃ごみと瓦れきを除く20品目について資源化を図り、40%を超えるリサイクルを誇っており、全国平均の19.6%と比較しますと、かなり進んでいると言えます。しかしながら、隣県であります鹿児島県の人口約3万5,000人の志布志市では、ごみの資源化率は75%であり、ごみ全体の4分の3が資源としてリユース、もしくはリサイクルされております。とりわけ本市と異なりますのが、草木類、容器包装以外のプラス

チック類、廃食油、たんす等の粗大ごみも再使用や再利用が進められております。

今後、本市におきましても、環境モデル都市を進めるため、さらなるごみの資源化を図る必要がありますが、まずは可燃ごみの中に混在する紙類等を資源ごみに分別することが、ごみゼロ推進に相当の効果があると思われまます。

昨年、ごみ減量女性連絡会議による可燃ごみの組成調査におきまして、燃やすごみの中に紙ごみや生ごみ、プラスチック類など、資源化できるものが50%以上も混入しておりました。今後、ごみゼロに向けた具体的な手だてとしましては、燃やすごみから資源ごみ分別を徹底するとともに、小型電子機器類や現在焼却処分しております草木類、廃食油など新たな分別の取り組みを進めたいと思っております。また、リサイクルよりもさらにエネルギー消費の少ないリユースを進める運動として、リターナブル瓶や家具類の再利用、さらにはごみ排出抑制を図るためのマイバッグ持参運動、レジ袋削減などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、住民主体の取り組みが肝要でありますので、自治会長やリサイクル推進員を対象にした研修会、各地区の公民館で開催しているごみの分け方の出前講座においても、可燃ごみの減量とリサイクル率の向上に向けた意識の啓発を図るとともに、婦人会やPTAなど各種団体で構成しているゼロ・ウェイスト円卓会議の中でも論議を深め、できるところから順次取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境にマッチした企業誘致の実践についてお答えします。

昨年7月に国より環境モデル都市の認定を受け、今年3月にアクションプランを策定いたしました。その行動計画の中で、2005年の排出量を基準とし、2020年に33%、2050年には50%の温室効果ガスの削減を目標に、環境配慮型暮らしの実践、環境にこだわった産業づくり、自然と共生する環境保全型都市づくり、環境学習都市づくりの4つの分野でそれぞれ取り組みを始めております。

具体的な取り組みの中の産業に関する分野では、竹などの地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出、地産地消の促進と安心・安全な農林水産物づくり、太陽光発電等の新エネルギーの積極的な活用などに取り組むこととしています。

このような中、今年2月27日に市議会全員協議会において、西日本プラント工業株式会社による風力発電開発計画について説明させていただき、御意見もいただきました。去る4月13日には九州電力が同社と電力購入の契約を締結したとの発表がありました。

この計画では、本市と鹿児島県伊佐市との県境の鬼岳稜線、鬼岳地区から石飛地区に風車7基を設置予定で、1基当たりの出力は最大2,000キロワット、合計で1万4,000キロワットとなっております。この電力量は、約1万世帯の年間の電力を賄える数字となっており、温室効果ガス削減に大きく寄与するものと期待をしております。現在、地元に対する事業概要及び環境影響調査に

ついでの説明会が開催され、調査が行われていると聞いております。

なお、企業誘致につきましては、昨年からの世界不況の影響もあり、各企業が新たな投資を控えていることから、苦戦をしている状態ではありますが、これからも環境モデル都市にふさわしい、さまざまな企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 環境モデル都市という形でいろいろ、3都市連合にしましても、環境にマッチした企業誘致にしましても進めていくというお話だったんですけど、この環境モデル都市という形で、この間の新聞に、リサイクル功労賞ということで、田中商店と、ここはガラス瓶ですか、これを洗って繰り返し使えるということで、リサイクルの中でもリユースという形で表彰されたということは、やっぱり水俣にとっても非常にいいことであるし、田中商店に関しても非常に励みになる表彰じゃなかったかなと思って、水俣市にとってよかったかなと思っています。

その中で、20年度の補正だったか、電気自動車を購入するという形で、今は非常に電気自動車がクローズアップされて、テレビ等でやっているんですけど、非常に値段的に高いということで、水俣市でも予算が300万円ぐらいだったんですね。あと国からの補助が130万円か何かあるという形で、これは一応そういう環境モデル都市ということで、アピールのために市内で走らせるということだったんですけど、いろいろ将来的に考えてみると、今、太陽光発電のお話出ましたけども、エコハウス事業の一環として、将来は、車はしょっちゅう動いているわけじゃないから、昼間は太陽光で車は電気自動車のバッテリーに充電して、夜はそのバッテリーから電気を使うという形で将来構想があるということで、非常に将来にとってはいいことなんですけども。

---

————— 2次質問 —————として、水俣での取り組みとして、村丸ごと生活博物館という形でのエコツアーを実施して、低炭素社会を学ぶ上で非常に効果のあるものであるというふうに書いてあるんですけども、2次質問—————として、その効果というのは、具体的にどういう効果があるのか。

これはいただいた資料の中で、もう一回言いますが、事業計画の中で、共同低炭素ツアーの開催ということで、その中で水俣市は何位、北九州は何位ということで、宮古島は何位と書いてあったんですけど、水俣市では、村丸ごと生活博物館のエコツアーを実施しており、これらは低炭素社会を学ぶ上で非常に効果のあるものであると書いてありますが、私は頭石にも1回行ったことあるんですけど、非常に頭石も趣旨としては、ないものねだりはしないと、あるもので利用してやっていくという、今でいうと、昔に戻るといいますか、そういうふうな生活をやっていくということで、ある程度年齢の方が行かれるとなつかしいということがあると思うんですけど

ど、これが低炭素社会を学ぶ上で非常に効果があるという、内容がちょっと私ぴんと来んもんですから、じゃどういふ効果があるのか、具体的にわかる範囲で教えていただきたいと思ひます。

その一点、お願いします。

○議長（松本和幸君）

答弁をお願いいたします。

森副市長。

○副市長（森 近君） 村丸ごと生活博物館、エコツアーが低炭素社会にどう効果があるのかということですが、これにつきましては、新聞記事が水俣の取り組みの紹介をしました。その中で、それぞれの各都市がエコツアーをやっているというようなことで、村丸ごとをそういった形で紹介をしてあります。ですから、具体的に村丸ごと生活博物館でCO<sub>2</sub>削減が何%できるかというのは、うちのアクションプランの中でもカウントはしておりません。ただ、そういった暮らしの提案とか、村を守っていく、自然、里山を守っていく、そういった取り組みをやっていくかきやならないというのは、この計画の中に盛り込みながら、やっぱりみんなで協力しながらやっていきたい。特にお年寄り、何も無いと言われたまちにみんなが来て、やっぱり昔の暮らしを土地の人たちに伝えていく、やっぱりもったいないという気持ち、そういったものは、やっぱり意識としては必要なんじゃないかなということ、お互いにそういったものを学びましょうという形でツアーを組むという形になっております。11月ぐらいに北九州から見えるということがあります。

また、水俣からも環境塾のメンバーが今度北九州市に視察に行くというような形で、こういった形で官民のいろんな形の交流が進むことで、お互いのいいところを学んでいく、そういった形をできればなということで目的になっております。

○議長（松本和幸君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、行財政改革について順次お答えいたします。

第4次行財政改革大綱の主な内容は何かとの御質問にお答えいたします。

第4次行財政改革大綱は、前日の洲上議員の御質問にお答えしましたように、意識改革、行政改革、財政改革の3つの改革を掲げておりますが、特に職員の意識改革を中心として取り組んでまいります。

内容について申し上げますと、まず意識改革としては、職員の意識改革、人材育成の推進、市民参画と地域協働の推進の3つの項目を掲げ、職員の待遇向上、職員服務規程の徹底、朝礼やミーティングの徹底、余裕ある出勤の徹底、人材育成のための研究体系の構築、人事評価システ

ム導入の検討等を掲げております。

行政改革については、市民サービスの向上、事務・事業の見直し、定員管理と組織・機構の適正化の3つの推進項目を掲げ、職員の接遇研修の徹底による市民サービスの向上、窓口業務時間の延長の検討、事務マニュアルの見直し、職員数の削減等による適正な定員管理等を取り組み項目として掲げております。

財政改革としては、健全な財政運営の推進と民間活用の推進の2つの項目を掲げ、適正な財政調整基金の維持、各種手当を含む給与制度全般の抜本的な見直し、各種施設の跡地や閉校した校舎等の活用・検討、外郭団体への適正な関与のあり方の検討等を取り組み項目として掲げております。

次に、第3次行財政改革大綱の反省点、よかった、悪かったはなかったのかとの御質問にお答えします。

前日の淵上議員の御質問に答弁いたしましたように、職員数の削減、勸奨退職制度の導入、スポーツ振興課等の統廃合による組織の簡素・効率化、市長等の給与の削減、各種団体への補助金の削減等、歳出規模の縮減を図ってまいりました。さらに、アドプト導入や指定管理者制度の活用、自主防災組織の設立、久木野支所の休止や市立保育園の廃止、受益者負担の見直し、市広報紙への有料広告の導入等に取り組み、一定の成果を得たものと思っております。

しかしながら、能力給への移行、事務量分析の導入、総合医療センターの地方公営企業法全部適用の未達成項目もございますので、第4次行財政改革におきまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市庁舎本館の老朽化対策はどうなっているのかについてお答えいたします。

市役所庁舎本館は、昭和35年に建設され、既に48年が経過し、全体的に老朽化が進んでおり、毎年施設設備等の修繕が発生しております。建築基準法が昭和56年に改正されましたが、市庁舎本館は法の耐震基準と建築基準に適合していないものと考えております。また、地震等の災害時には重要な防災拠点となる建物ではありますが、耐震診断については現在まで実施しておりません。

まず、耐震診断が必要ではございますが、耐震化工事につきましては、学校等の公共施設を含めたところで優先順位をつけ、財政状況を勘案しながら耐震化工事に取り組んでまいりたいと考えております。また、避難する場所として、市役所庁舎本館裏の秋葉会館が指定されておりますが、耐震基準改正後の平成6年に建設されたものでございますので、安全が確保される建物であると考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 時間が足りなくなりましたので、簡単にいきます。



この①番、②番に関しましては、きのう、洲上議員の方でも同じような答弁がありましたので、これは水俣株式会社ということで、やっぱり民間の立場に立ったところでの接遇を含めたところでやっていただきたいと。

この中で、2次質問の1つですけど、以前、市庁舎の問題に関しまして、PFI方式で、要するにチッソの方から、そういうやつを建てて、PFI方式で使ってはどうかという話があって、その委員会もしばらくやっていたということで、最近、その委員会が開かれていないということらしいんですけど、その1点だけ、今後、その委員会はまた再開するつもりがあるのか、今のまま耐震的に基準に合わないという状況で、緊急時の避難場所という役目もある中で、今のままで進めるつもりなのか、1点だけお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 八幡社宅の跡地に市役所庁舎を建てたらどうかということをチッソの方から御提案をいただきましたけれども、既にもう何回も協議を、協議というか、勉強会と申しますか、それを何回かやってきたところでございますけれども、最終的には結論がまだ出ておりませんが、方向としては、場所的には、非常にあそこはハザードマップでも御存じのように、実は浸水が起きる。堤防が決壊した場合は、浸水が起きて、あそこは1メートル弱の実は水が来るといようなところでございますし、土地の形状からいけば、非常に低位で、土地のかさ上げも必要だということ、それとろんな、カーバイト残渣があったり、土地の地耐力にかなり支障があるという部分がございます、かなり難しい部分もあるなというのが、今のところ結論なんですけれども、3月末に実はチッソの方から御連絡ございまして、しばらくこの勉強会につきましては凍結をしましょうかという御相談がっております。ただ、終わったということではございません。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣観光行政「道の駅みなまた」について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、水俣観光行政「道の駅みなまた」について順次お答えします。

まず、4月26日の道の駅開駅以来の観光入り込み客数の状況についてお答えします。

観光入り込み客数は、エコパーク水俣全体で、本年5月の1カ月間、計4万1,562人であり、昨年5月に比べ、約2.8倍でございました。中でもバラ園を含む道の駅内では3万2,313人であり、昨年の5月に比べ、約5.5倍と大幅に増加しております。

次に、道の駅の中にあります観光物産館まつぼっくりの売り上げ状況でございますが、本年5月の特産品等を含めた売り上げは1,160万円で、昨年5月に比べ、約5.4倍に増加したと聞いてお

り、1カ月間だけの結果ではありますが、かなりの経済効果が出ているものと考えております。

次に、バラ園以外で今後の目玉となるものがあるのかとの御質問にお答えします。

道の駅開駅以降のにぎわいは、バラ園との相乗効果によるところが大きいと考えております。また、開駅にあわせ、市内の菓子職人の皆様により、4月26日から5月17日までの期間、みなまた土産物菓子博が開催されましたが、大盛況でありました。お菓子はバラのイメージとマッチしており、この10月から秋バラが開催されますが、この時期におきましても引き続き実施していただければ、今後の目玉の一つになるものと考えております。

また、昨年10月から毎月第4土曜日に、みなまた新鮮市が行われておりますが、これも目玉の一つと考えており、今後さらに地元産の生鮮物や加工品等の品数をふやし、道の駅に来られる方々のニーズにこたえていきたいと考えております。また、御指摘のように、今後の目玉が必要ですので、バラのシーズン以外の時期にも観光客が立ち寄っていただけるよう、道の駅の新しい目玉となるようなオリジナル商品の開発も検討していきたいと考えております。

次に、今後、年間を通して観光客を呼び込むための新たな情報発信策を考えているのかとの御質問にお答えします。

道の駅となったことで、県内外のほかの道の駅においても、水俣の観光ポスター掲示や観光パンフ配布などができるようになりました。また、それぞれの道の駅が連携して企画イベントを実施することもでき、お互いの誘客につなげることができると考えております。その一つとして、ことしは九州・沖縄の道の駅すべてが参加するスタンプラリーを7月から11月にかけて実施されることになっております。このように多くの方々が道の駅へ立ち寄っていただく機会をふやし、道の駅から湯の児・湯の鶴温泉を初めとした観光情報を提供していくことができると考えております。このほか、道の駅専用ホームページへの掲載により、新たな情報発信ができるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 時間の関係で、あと要望という形で、今回の道の駅は、インターネット上見てみますと、国土交通省道路局、全国「道の駅」マップ、九州・沖縄というところを見てみますと、非常に詳しく、ちょっとコピーして、非常に詳しく載っていますけども、だけど、水俣市のホームページを見てみますと、エコパーク水俣「ローズガーデン」という書き方しかしていないということで、これがちょっと、せっかく道の駅という認定があったにもかかわらず、直していないということは、ちょっと宣伝という意味からしても、もう少し積極的にやっていく必要があるんじゃないかなと、これがちょっと今後の湯の児・湯の鶴も踏まえた観光行政の弾みになるということですので、その辺、行政の力の入れ方をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時52分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い順次質問いたします。

まず初めに、経済危機対策と水俣市の取り組みについて。

昨年の経済危機以来、政府・与党は切れ目ない連続した経済対策に取り組んできました。しかし、想像をはるかに超える景気後退の中で、いま一段の対策を講じなければ、景気は底割れしかねない状況が続いています。あるいは雇用情勢も新年度を迎え、さらに厳しさを増しています。そうした中、水俣市でも定額給付金の支給が4月より本格的に始まり、また、高速道路料金の大幅引き下げや環境対応の自動車減税などによって、国民の皆様にも少し明るさも見えてきています。

5月14日付の朝日新聞には、街角景気、雲間に光、4カ月連続上昇、給付金・高速1,000円など好感という記事が出ていました。また、その隣に月例報告として、景気悪化緩やかに、内閣府3年ぶり上方修正へという記事が載りました。平成20年度第1次補正、同第2次補正、そして平成21年度本予算の75兆円の景気・経済対策が効果を発揮しているということでもあります。もっと言えば、定額給付金や高速料金引き下げ、雇用対策、中小企業への緊急融資制度などによるものです。

こうした経済対策をばらまきということは無責任に述べる人がいますが、それは違います。何をばらまきと言うか、答えられる人はいません。要するに、選択と集中があるかどうかが大それたと思います。経済は人々の感情で動く。需要創出につながる対策は当然として、公明党は、生活の安心があって初めて消費が拡大できるとの考えのもと、国民の安心感をはぐくむよう強く主張し、その先頭に立って取り組んでいます。

昨年度の第1次・第2次対策が水俣市ではどのように展開されたのか、市民にどのような生活の安心をもたらしているかを総括しながら、国の総力を挙げた矢継ぎ早の史上最大の経済対策に呼応して、水俣市も時を逃すことなく、適切かつ大胆に次の一手を打っていくことが極めて重要です。

その第1は、何と言っても雇用の安心対策です。国の雇用調整助成金は、本年2月だけで187万人もの雇用を守るなど大きな効果を発揮しています。今後も利用の急増が見込まれています。本市におきましても、緊急雇用創出事業として臨時職員の募集などに取り組んでいただきましたが、本市には、地域雇用創出推進費がどれだけ交付され、地域の元気回復のために、現在どれだけの雇用の対策が行われているのかお尋ねいたします。

また、我が市の中小企業は、業況の悪化により、年末から年度末にかけての資金繰りが大変に苦しい状況に追い込まれている声は私どもにも寄せられています。国の中小企業の資金繰り支援策を利用するためには、市町村の認定が必要です。水俣市では、現在どれだけの認定がなされたのか、本市の中小企業の経営状況をどのように認識されているのかもあわせてお尋ねいたします。

平成20年度までは、地方道路整備臨時交付金であった財源が、新年度からの道路財源の一般財源化により創設された地域活力基盤創造交付金については、本市においてはどのような政策意図でもって取り組まれようとしているのかお尋ねいたします。

平成21年度補正予算が5月29日に成立しました。新経済対策で示されているさまざまなメニューは、都道府県に設置される基金によるところになりますが、各自治体からの積極的な取り組みが何よりも大切です。

そこで、本市は新経済対策に示された、特に市民の安心に直結し、関心が高い以下の項目について、市長はどのような考えで取り組まれようとしているのかお尋ねいたします。

ア、教育費の負担軽減について。

イ、太陽光発電の導入加速について。

ウ、公共事業の前倒し執行について。

次に、行政の無駄ゼロへの取り組みについて。

大胆な、絶え間なき経済対策の打ち出しにあわせ、一方で最も大事なものは、行政の無駄ゼロへの取り組みであります。未曾有の経済不況の中で、市民は必死に知恵を出し、節約し、汗をかいて、まじめに働いています。そうした中で行政の無駄に徹底的に切り込み、行政改革を断行するのは当然のことです。そのためには、政治の強力なリーダーシップが必要です。さらなる行政改革の断行、行政の無駄ゼロに向けて、市長の強い決意と具体策をお尋ねいたします。

次に、女性の健康支援・がん対策について。

若年性乳がんについてもっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくない。これは、乳がんを発症し、24歳6カ月で生涯を閉じるその瞬間まで、人を愛し、人に愛され、人を支え、人に支えられた長島千恵さんの遺言です。

2年前の7月に、「余命1ヶ月の花嫁～乳がんと闘った24歳最後のメッセージ～」が放送され、

大反響を呼びました。それに関した本が刊行され、たちまち40万部を突破し、映画も完成し、今年5月9日から全国で公開され、大変な反響を呼んでいます。その主人公が長島千恵さんです。

そしてまた、彼女の思いを乳がん検診プロジェクト「余命1ヶ月の花嫁」乳がん検診キャラバンが昨年から行われ、ことしも「千恵さん号」は桜前線とともに3月末に沖縄をスタートし、5月22日、北海道札幌会場まで29会場で約3,000人の20代、30代の女性が受診し、キャラバンを通して早期発見の大切さを啓発してきました。

国においても現下の厳しい不況を克服するために、政府・与党が発表した経済危機対策にも、私たち公明党が取り組んでいる女性サポートプランで主張する女性の健康支援策やがん対策が盛り込まれています。なぜ経済危機対策なのに女性のがん検診なのかと思う向きもあるかと思いますが、この対策の目標は安心と活力です。女性が安心して社会の中で活動していただくことは、ひいては活力にもつながるものだと思います。また少子化対策にも資するものだと思います。

女性の健康を応援するために、市長並びに当局に積極的な取り組みを期待し、以下、お尋ねいたします。

今年度、女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗鬆症などの予防に役立つ事業を展開し、健康パスポート発行や女性の健康実態調査、がん予防と連携した取り組みなどが各地で実施されています。健康パスポートには、病歴や妊娠・出産などの記録が記載できるだけでなく、パスポートを通じた情報提供により、女性特有の病気の予防に役立てるものです。水俣市でも積極的な取り組みが必要と思いますが、いかがかお尋ねいたします。

今年度、市町村のがん検診事業を支援する地方交付税が大幅に増額されました。がん検診の効果や必要性などの情報提供にどのように取り組んでおられるのか。平成18年度決算で見ると、水俣市の女性特有の乳がん受診率は46.5%で、県の平均の16.3%、国の平均12.9%を大きく上回っていますが、国が平成18年度に策定した、がん対策推進基本計画では、平成23年度までにがん検診の受診率を50%以上にすると目標を定めています。特に毎年9月は、がん征圧月間です。ことしの9月こそ、今までとは違った住民挙げてのがん征圧月間にすべきと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

新経済対策でも子宮頸がんでは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳の間、それぞれ5歳刻みの対象者の検診の無料化などが打ち出されています。水俣市の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、水俣市のスクール・ニューディールについて。

国会で審議中の新経済対策に含まれているスクール・ニューディール構想は、事業規模1兆円というプロジェクトで、さまざまな方面から高い関心が寄せられています。この構想が注目され

る背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中・長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点が含まれているからです。

このスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には、公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実などICT、すなわち学校内の情報通信技術環境を整備しようとするものであり、予定されていた耐震化も前倒しして3年間で集中的に実施しようとするものであります。

国の新経済対策では、低炭素革命を中・長期的な成長戦略の柱として位置づけています。その代表的な取り組みが最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上でも太陽光発電に係る期待は大きく、学校施設への太陽光パネル設置は、その大きな推進力となるはずです。また、温暖化の防止や子どもの遊び場として注目される校庭の芝生化を進めることの教育的効果もはかり知れません。

また、学校耐震化に関しては、特に緊急性の高い1万棟余りについて、11年度までの5年計画だったものを、2009年度補正予算で2年間前倒しするという取り組みです。学校は、子どもたちが1日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要です。

学校におけるICT環境の整備も急務の課題と言えます。ICT技術は、今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子どもたちの教育現場にあってはならないという決意で、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビの設置など、ICT（情報通信技術）化などを進め、教育環境を充実させるのと同時に、経済の活性化を図るのがねらいであり、積極的に学校のICT化も進めてもらいたいと思います。

そこで、お尋ねいたします。

水俣市の小・中学校での太陽光発電パネル設置への取り組みについて。

小・中学校の耐震化の進捗状況と前倒しでの取り組みについて。

校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と今後の取り組みについて。

小・中学校のICT環境に対応できる教師の技術習得についてお尋ねいたします。

東京都の緑の東京10年プロジェクトでは、校庭や園庭の芝生化で300ヘクタールの緑を創出する方針が打ち出されました。1校当たり2,800万円の予算です。また、大阪府は橋下知事が小学校の校庭芝生化に約2億7,000万円を新年度予算案に盛り込むことを決めました。担当部局の要求を5倍にふやし、年間50校を対象に、1校530万円を上限に助成するとのことでした。

芝生はいいけど、高いというのが常識でした。ですが、鳥取方式が知られるようになってから変わりました。この鳥取方式は破格の安さです。植えつけまでの経費が1,000平米で5万円以下

です。2003年に始まって、中国5県で85カ所、全国で165カ所と大人気で、視察も相次いでいるようであります。

声を幾つか紹介しますと、転んだときのすり傷が全くなかった。夏の気温が一、二度下がった。子どもたちの外遊びが1.5倍にふえた。5年生の男女とも50メートル走の記録が1秒以上速くなった。子どもたちはおおらかになっているなどです。

もう少しメリットと特徴を申し上げますと、田植えのように50センチ間隔で植えますが、生育の早いティフトンという芝生を使うので、2カ月半ぐらいで一面芝生化します。専門業者は不要です。子どもたちや地域の方が一緒に校庭づくりに取り組みます。除草剤や農薬を一切使用しないので、環境と利用者に優しいことから、校庭の芝生化にはもってこいです。

環境面でも土ぼこりや水たまりの防止、CO<sub>2</sub>やヒートアイランド対策、それに景観もよくなります。さらに、とっておきのメリットがあります。苗植えに、芝刈りにと、地域の皆様が、子どものためならと参画してくださる契機になることです。学校・子ども・地域の交流、助け合いのコミュニティーが生まれ、社会活動、協働の場を提供するからです。

文科省も、PTA・地域・NPO団体等と連携し、芝生の維持管理を促進することで、地域との学校の連携が進むことを視野に入れているようです。つまり、今後の重要な課題である、学校と地域の連携・協働を達成するために、芝生化という事業は有効であると言えます。

今後の重要な課題である学校と地域の連携・協働を達成するために、芝生化という事業にぜひ取り組むべきであると思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済危機対策と水俣市の取り組みについては私から、女性の健康支援・がん対策については福祉環境部長から、水俣市のスクール・ニューディールについては教育長から、それぞれお答えいたします。

経済危機対策と水俣市の取り組みについて順次お答えいたします。

まず、地域雇用創出推進費の交付状況及び雇用対策についてお答えします。

地域雇用創出推進費の中で本市が取り組んでおりますのは、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業の2つです。

まず、ふるさと雇用再生特別基金事業は、地域の実情に応じて創意工夫し、新たな事業に取り組むことで雇用機会を創出し、失業されている方を雇用するもので、3カ年事業であります。本

市では、今年度4月からインターネット通販による地元特産品販売事業を株式会社みなまたに委託して実施しております。2人を雇用しております。さらに追加事業として、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、耕作放棄地の下草刈りや農地保全活動を行うアグリサポート体制整備支援事業では、10人の雇用創出を予定しております。このふるさと雇用再生特別基金事業の総額は、当初予算・補正予算合わせて2事業、2,547万1,000円、雇用については12人を予定しております。

また、緊急雇用創出事業は、失業者等を6カ月未満の短期間、臨時職員として雇い入れる事業であり、これも3カ年事業であります。今年度4月から公道や農道、水路、公共施設の環境美化等の業務や各種事務補助的な業務について、延べ16人を順次雇用しております。このほか、追加事業として、今回の補正予算に6事業を計上させていただいており、さらに12人の雇用を予定しています。この緊急雇用創出事業の総額は、当初・補正予算合わせて10事業、2,465万8,000円、雇用については28人を予定しています。

したがって、地域雇用創出推進費の総計で、5,012万9,000円が県から交付され、40人の雇用を創出する予定となっております。

次に、中小企業資金繰り支援策及び中小企業の経営状況についてお答えします。

国の中小企業資金繰り支援策は、一般にセーフティーネットと呼ばれておりますが、本市における本年度の認定件数は、5月末までで22件となっております。過去の認定件数は、平成18年度が13件、19年度が26件、20年度153件となっております。平成20年度から認定件数が増加した要因としては、この制度の対象となる業種が平成20年9月末で170業種だったものが順次拡大され、現在では780業種になり、借入しやすくなったということが考えられます。しかしながら、認定件数の増加は対象業種の拡大だけによるものではなく、本市における中小企業の経営がかなり厳しい状況にあることをあらわしているものであると認識しております。

次に、地域活力基盤創造交付金はどのような政策意図で取り組まれようとしているのかについてお答えします。

地域活力基盤創造交付金は、道路特定財源の一般財源化に際し、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金にかわるものとして、地域の活力ある基盤の創造に資するよう、道路を中心に、関連する他のインフラ整備やソフト事業も対象とした新たな交付金です。これまでの地方道路整備臨時交付金は、道路整備事業のみを対象としていましたが、この地域活力基盤創造交付金は、道路整備事業に加えて、通学路の防犯灯の設置、過疎地域におけるスクールバス、福祉バス、救急車の購入等の関連事業、また医療・福祉施設の交通アクセス情報マップの作成、高齢ドライバーの交通安全教育、交通安全関連のボランティア活動の経費支援などのソフト事業も対象となるように拡充されております。



これまでは道路本体の整備事業を優先して行ってきましたが、今回の制度拡充により、補助金あるいは交付金が受けられずに、なかなか進まなかった道路関連事業が実施できるのではないかと期待できます。

次に、経済危機対策に示された教育費の負担軽減についてお答えします。

現下の不況下において、国は平成20年度に小学校就学前3年間の幼児教育期に第2子以降の子における負担軽減策として、1人当たり3万6,000円を支給する子育て応援特別手当を実施したところですが、平成21年度においては、本手当を第1子まで拡大し、今年度に限り実施されることとなっております。

本市の子育て応援特別手当の対象者は、平成20年度は368人、平成21年度は700人程度となり、多子世帯の負担軽減につながるものと考えております。また、子育て応援特別手当以外でも、就学前の教育費の負担軽減といたしまして、幼稚園児の保護者負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費補助を行っているところであります。

さらに、児童福祉の観点から申し上げますと、現在極めて厳しい経済状況にあつて、子育て支援は重要な課題であると強く認識いたしており、保育所に入所している家庭については、所得税及び市民税に応じて国の基準額より安く保育料を設定するとともに、一人親家庭、障がい者のいる世帯及び多子世帯の子育て支援として保育料の軽減を図るなど、子どもにかかる経費の削減に努めております。

本市といたしましては、今後も教育費の削減については、国の施策の動向を見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の導入加速についての御質問にお答えします。

太陽光発電は、新エネルギーとして、近年、設置が一般家庭へも徐々に普及してきております。今回、国が太陽光発電システムへの補助を再開したことに伴い、本市におきましても、早速市補助金の交付につきまして本年度の当初予算で計上し、市議会で御承認をいただきましたので、補助金交付要綱の制定や広報などの準備を進め、6月1日から補助金交付申請の受け付けを開始したところであります。

太陽光発電システムの導入を初め、環境モデル都市の取り組みを推進するためには、環境行動に対する個人の意識を高めることが重要であります。そこで、7月から約1カ月、全住民を対象に市内23カ所の公民館等に担当課職員が出向きまして、環境モデル都市に関する地域講座を開催することとしております。その中で、本市の環境モデル都市の取り組み、市民ができる具体的な取り組みとあわせて、太陽光発電や太陽熱エネルギーの新たなシステム設置に対する市補助金制度の説明を行い、一般家庭における設置を促進してまいります。

次に、公共事業の前倒し執行についてお答えいたします。

国の補助を受けて実施する補助事業は、国・県への事務手続を経る必要があり、早くても7月以降が発注時期となります。前倒し執行となれば市の単独事業に絞られ、市道の強化舗装工事等の事業が主になります。21年度予算では、昨年と同様に市道の強化舗装7件、側溝改良6件、局部改良5件の合計で約5,000万円を予定しています。現在、そのうち4件を発注しているところです。また、今回平成21年度で国の追加経済対策により強化舗装工事6カ所で4,200万円の内示がありますが、強化舗装工事も補助対象となる事業であるため、7月以降の発注になる予定です。

次に、行政の無駄ゼロへの取り組みについて、さらなる行政改革の断行、行政の無駄ゼロに向けて市長の強い決意と具体策をお尋ねいたしますとの御質問にお答えします。

水俣市第4次行財政改革は、本市の人口・財政力に見合う内容として、社会経済情勢に的確に対応できる簡素で効率的な行政の構築と持続可能な財政運営等に向けた種々の取り組みを実施してまいりました。昨今、金融危機の折、本市もさらに厳しさを増す財政運営が予想されますので、事務事業の効率化や、無駄を省き、少ない経費で成果を上げることがを基本に、市民サービスに多大な影響を与えることがないように、財政の健全化を図りながら、職員数の削減や経費節減等を推進し、行政のスリム化に取り組んでいく必要があると考えております。その具体的な実施項目としましては、定員適正化計画の見直し、組織体制のスリム化と部制廃止の検討、施設管理の一元化等の検討、給与制度全般の見直し、市所有財産の活用等の検討等、限りある財源を有効活用し、効果的な行政運営を行っていくため、また、行政の無駄ゼロに向けて行財政改革を積極的に推進してまいります。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 商工会議所の早期景気観測4月調査結果によりますと、依然として厳しい水準ながら、製造業を除くすべての業者でマイナス幅が縮小している。来月以降も、受注や売上げの減少、雇用情勢の悪化を懸念する声が寄せられているが、一部には、高速道路料金値下げや定額給付金などの効果、期待感も出てきているとあります。2兆円を超える家計緊急支援対策費による定額給付金、プレミアムつき地域振興券の進捗状況と経済効果はどうかお尋ねをいたします。

平成21年度補正予算による都道府県に積まれる基金15本のうち、緊急雇用創出資金の配分案が既に各都道府県に内示をされております。この基金は平成20年度補正による1,500億円に3,000億円を追加するものであり、非正規労働者・中高年齢者等の一時的な雇用、就業機会の創出を目的とする緊急雇用創出事業を行うものであります。さきの補正と同様、都道府県に積まれる基金であり、都道府県、市町村の直接の事業にも充当できるとされておりますので、また、人材確保、人材高度化が求められております介護、福祉、子育て、医療、教育等の分野は重点分野とされて

いるところであります。重点分については、更新を1回可能として、実質1年間の雇用が可能となります。こうした基金を活用して、どのような事業に取り組むのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、定額給付金の進捗状況ということでございますけれども、定額給付金の進捗状況につきましては、6月8日現在で対象となる1万2,385世帯中、1万1,785世帯の方が申請されております。申請率は95.15%となっております。また支給につきましては、次回の6月16日の振り込み分までで1万1,737世帯への支給が終わる予定で、94.76%の支給率となっております。

それから、プレミアムつき地域振興券の進捗状況でございますけれども、これは前回は申し上げたと思いますが、4月22日に開始いたしまして、市民の方を中心に延べ1,656の方が購入をいただいております。そして窓口設置いたしまして、4日間で完売するというような状況でございました。現在は、8月14日を振興券取扱店から市への換金請求の締め切り日として業務を執行しており、5月末現在、登録事業者数が168店でございましたけれども、登録店から市への換金請求済み額が7,389万6,000円、率で申し上げまして67.2%の換金受け付けを終えている状況でございます。

経済的な効果につきましては、おおむね好評ということが言えるのではないかと思います。マスコミ報道等を通じまして、既に中央の方では給付金・振興券ともにさまざまな御意見があることを承知しておりますけれども、現在執行中の事業でもあるということでございますので、両事業が終了してから評価をしていきたいと、そのように思います。

それから、基金を活用してどのような事業に取り組んでいくのかという御質問でございますけれども、本市における緊急雇用創出事業は、公道、農道、水路、それから公共施設の環境美化などの環境関連事業として4事業、水俣市立図書館における郷土資料等の整備などの教育文化関連事業とし3事業、それからカーブミラーの調整・点検・清掃等の治安防災関連事業として1事業、それからみなまた未来コンサートの広報宣伝、会場設営等の観光関連事業として1事業、地場企業の訪問調査等の産業振興関連事業として1事業、合わせて10事業でございます。このうち、今、4事業については4月から取り組んでおりまして、残り6事業についてはこれから取り組む予定でございます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 この地域活性化・経済危機臨時交付金は、例えば商店街活性化へのための国3分の2補助事業でありまして、その事業者負担分が3分の1についても自治体単独で補助する予算を6月補正で計上すれば、地元の商店街の負担はゼロから3分の1に軽減できます。同じように、現在、ものづくり中小企業の仕事が減って設備がとまっています。このようなときに、試作

品の製作を行うと、国から3分の2の補助金が出ますが、この事業者負担分は3分の1についても自治体単独で補助する予算を6月補正で計上すれば、その負担はゼロから3分の1に軽減できます。国の予算が542億円も計上されています。いわば、設備の雇用調整助成金として活用することができます。この交付金を既存事業にも活用できます。多様な活用パターンは5月20日に都道府県を通じて各市町村に届いていると思いますが、究極の交付金の活用法もあります。100年に一度の交付金、どう活用して商店街、ものづくりへの自治体補助金の創設等で、商店街、中小企業の活性化に取り組んでいくのかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 交付金を活用して、商店街、それから中小企業の活性化にどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

国の1次補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本市には2億1,000万円が交付金としてされることに決定しております。商店街活性化につながる事業も含めまして、現在、各課からの要望を聞いて財政課で調整をしているところでございますけれども、また、県商工政策課より今回の交付金を活用して既存のまちなかづくり推進事業に対する県の補助率の上乗せを検討中であるということでもございましたので、早速市でも各商店街に情報提供を行っておりまして、事業希望の調査をしております。現在、2商店街が申請の準備をされているところでございます。

ものづくりへの補助金につきましては、平成14年度に水俣市産業技術開発基金を創設いたしまして、水俣市産業技術開発・ものづくり補助金として活用されています。また、中小企業は展示会などへ出展する場合につきましても、水俣市地場産業活性化支援事業補助金を活用いただいているところでございます。これらの補助事業につきましても、国からの交付金の対象となるのであれば活用を図っていきたく考えているところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、女性の健康支援、がん対策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、女性の健康支援対策事業について、水俣市でも積極的な取り組みが必要と思うがいかがかとの御質問にお答えいたします。

この事業はさまざまなライフステージに応じて、女性が自分自身の健康状態を主体的に把握・管理し、健康づくりを実践していくためのサポート体制構築の第一歩として、国が実施主体となり、全国30カ所の都道府県等に委託されて今年度からスタートするものです。具体的には、思春期から30歳代における妊娠・出産を含めた女性の健康づくり、中・高年期の健康づくり、女性のがんの3つの分野について調査・研究され、女性の健康づくり対策の樹立を図る内容となってい

ます。本事業について、熊本県も受託されると伺っておりますので、本市といたしましては、国の先駆的な取り組みの成果や県の動向を踏まえ、女性の健康づくりについて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、がん検診の効果や必要性などの情報提供にどのように取り組んでいくかとの御質問にお答えします。

当市においては、子宮がん及び乳がん検診は、毎年10月に特定検診やほかのがん検診と同時に受けられるようセットにして実施しています。その事前準備として、7月に検診対象者に申込書の配布と同時に自身の健康管理の重要性についても理解していただくチラシを同封し、啓発に努めております。また、若い世代の受診者が少ないため、毎月実施している1歳6カ月児健診時に、子宮がんや乳がんの検診の重要性についても周知を行い、そのほか、健康まつりや各種教室等を実施する際にもパンフレットやチラシ等を配布し、関心を持っていただくよう努力しているところです。

議員御指摘のがん征圧月間ですが、一人でも多くの住民を10月の検診につなげる意味からも、9月をがんに対する知識を深め、検診の重要性について考える月間として、広報や市が実施するさまざまな事業を通し、さらなる周知を図っていきたいと考えております。

次に、新経済対策でも子宮頸がんでは20歳から40歳まで、乳がんは40歳から60歳までの間、それぞれ5歳刻みの対象者の検診無料化などが打ち出されているが、市の取り組みについてはどうかについての御質問にお答えします。

この事業は、女性特有のがん検診推進事業として、一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポンを配布するとともに、検診手帳を交付することにより、検診受診率の向上、がんの早期発見、早期治療を図ることを目的とした事業で、平成21年度のみ単年度事業となっております。国において、検診費・事務費等10分の10の補助率であることは示されておりますが、具体的な対応につきましては、今月16日に県からの説明が予定されておりますので、詳細についてはその後具体化してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 生命を守るがん対策の強化充実を求める署名を水俣市でも行いました。水俣市でも1万1,042名の署名が集まり、熊本県としては59万3,548名の署名を蒲島県知事に手渡しをいたしました。知事は、検診の大切さは認識していると、全国一がん発生率の低い県を目指したいと決意をされています。

近年、子宮頸がんや乳がんに罹患する若い女性が急増をしております。事実、毎年子宮頸がんでは約8,000人が罹患し、約2,500人が死亡、乳がんでは3万5,000人が罹患、約1万人の女性が命を落としています。なぜ検診に行かないのか。さまざまなアンケートや意識調査から明らかな

ように、恥ずかしいとか怖い、痛そう、知らなかったという実態があります。かつて受診率が低かったイギリスでは、1988年にセンターをつくり、コンピューターで管理をして、対象女性全員に受診勧奨通知を送った結果、飛躍的に受診率が伸びて80%台となり、死亡率も毎年7%ずつ低下していったようであります。水俣市において、直接本人に通知が行っているようであります。多くの女性に検診に行ってもらうために無料であること、個人に通知がされること、いつでもどこでも受けられる、必要性を啓発することがポイントだと思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

また、新経済対策の子宮頸がん、乳がんの5歳刻みの検診の無料化を実施したときに浮いた財源で乳がん検診の自己負担を下げられないのかお尋ねをいたします。

ちなみに、乳がん検診の一般で40歳以上の検診では3,000円かかります。熊本市では1,500円です。水俣市は倍の検診料となっております。命を守る受診に余りにも差があってはならないと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 受診率を上げるということの意味で、検診を受けてもらうためにはということでございますけれども、検診を受けていただくためのポイントについては、今、議員申されたとおりでございます。ただ、検診料金に関しては、国・県の補助制度が見直され、がん検診は平成10年度から一般財源化されております。子宮・乳がん検診以外のがん検診との均衡、あるいは本市の財政事情等を総合的に判断しまして、利用者の個人負担につきましては御理解いただきたいというぐあいに思っております。

また、いつでもどこでも受けられるように受診期間を選択できるようなメニューを整えていくことは、受診率をアップするというところに有効と考えますが、検診の受け入れ体制あるいは検診後のフォローアップ、それから検診料金の高騰など非常に課題が多く、対応には時間を要すると考えております。また個人通知や啓発につきましては、さらなる努力をいたしてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、子宮・乳がん検診は基本的には2年に1回の受診とされており、偶数年齢の方々を対象と今現在いたしております。このため、今回の新経済対策による5歳刻みの年齢層において、本市の検診と重複対象となる年齢は、子宮頸がん検診で平成21年4月1日現在満25歳、それと満35歳に達している方々、乳がん検診では、同基準日現在で満45歳と満55歳に達している方の4つの年齢層で、検診料に対する負担軽減額は対象者全員が受診したと仮定いたしましても62万3,000円程度となり、自己負担軽減につながるような減額は望めない見込みでございます。また、本年度のみの経済対策で自己負担金を下げるのは、かえって市民に不公平感を与えてしまうこと

が懸念され、慎重に対応したいというぐあいに考えております。

それから個人負担金のことでございますが、本市では検診における個人負担金は検診料の3割程度を設定しておりますが、子宮がん及び乳がん検診につきましては、先駆的にパイロット検診として導入したと、そういった経緯がございます。ほかのがん検診の個人負担率よりもそういった意味では少し高目というぐあいになっておりますので、この件については、他市の状況も踏まえて今後検討してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 個人負担率も検討するというような答弁でありました。国が平成21年度限りの措置と位置づけていることから、平成22年度以降の事業実施を危惧する声も今言われたようにありますが、この事業は5年間の実施期間が必要であり、22年度以降の財政措置は継続することが政府・与党で確認をされていますので、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

では、どうしたら検診率や精検受診率を上げられるかで、がん検診を受けなさいと啓発しても効果は上がりません。がんがどういう病気であるかを知ることが大切であると思います。乳がんのデータで説明しますと、DNAが傷ついてがんが1個できて、それが1センチになるのに15年かかります。1センチのがんが10センチになるには5年です。1センチ以下のがんは発見できません。早期がんは乳がんだと2センチです。1センチが2センチになるには1年半、この間で発見することが大事だと言われております。1センチまでの早期がんでしたら、治癒率は9割以上あるそうであります。だから、実際の検診も乳がんは2年に1回、肺がんは進行が少し早いので1年に1回ということになっています。こう聞くと、検診は大事だと納得はできると思います。

では、こうした情報はどこで、だれに教えるのか。学校で生徒に教えるべきですが、それが今現在できていません。授業を聞いた中学生の半分は将来がんになります。そのときに、ああ、あの日聞いたということが必ず生きてくると思います。学校が大事だと思います。保健の授業では、好ましくない生活習慣はがんになる確率が高くなることを教えています。しかし、既になんか対策は国の施策です。がんそのものを学ぶことが必要な状況になっています。予防を大事にする水俣市として、学校でがんを学ぶ機会をつくるべきと思うがいかがかお尋ねをいたします。

また、マンモグラフィ検診を推進しているNPO法人が、マンモグラフィ機器の寄贈受け入れについて自治体からの応募をスタートいたしました。寄贈を受けて検診率を高めようと思われないかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） がんの検診率を上げるためには、学校でもがんを取り上げて、がんについて取り上げて学習すべきじゃないかと、そういうふうなお尋ねでございますが、基本的には学

校で作成されます教育課程の中で、保健学習等を中心としまして、小・中学校、段階的に学習していくと、それが適当ではないかなと、そういうふうに考えているところです。

現在、小学校におきましては、がんにつきましては、生活習慣病の一つとして取り上げておりまして、その予防として日ごろからの生活習慣が大切であると、さらには喫煙とか過度の飲酒の害等についても学習をしているところです。また、中学校におきましては、予防の一つとして、検査に関する、検査によつての早期発見、早期治療、そういう重要性も取り上げておりますし、また、ストレス等に対する適切な対処と、そういうのを学習をしているところです。

私自身もがん対策の重要性というようなことにつきましては十分認識をしているつもりですので、今後学校でも系統的にがんの予防に対する関心とか、あるいはまた態度を育て、そして子どもたちが大人になったときにがんの受診率が向上するように、学校でも積極的に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） マンモグラフィ検診車の寄贈を受けて受診率を上げていただいたらどうかと、そういった御意見だったかと思えますけども、検診車の維持あるいは管理の問題あるいは機器を取り扱う技術者の問題とか、マンモグラフィを読み取る医師等の陣容の問題などが考えられるわけでございます。したがいまして、現在市の方でということは独自に考えておりませんけれども、市が検診を委託しております総合保健センターなどの検診機関に広域での取り組み・導入について考えられないか、そういった働きかけをしてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市のスクール・ニューディールについて答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 水俣市のスクール・ニューディールについての御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の小・中学校での太陽光発電パネル設置への取り組みについての御質問にお答えします。

御承知のとおり、今般、文部科学省から、すべての小・中学校に太陽光発電設備の導入方針が示されたところでございます。教育委員会としましては、現在、第一中学校、第二中学校、第一小学校、第二小学校への太陽光発電設備の設置を計画しているところでございます。そのほかの小・中学校への設置につきましても、予想発電量、設置場所等の調査を行った上で進めていきたいと考えております。

次に、小・中学校の耐震化の進捗状況と前倒しでの取り組みについての御質問にお答えしま



す。

耐震化の進捗状況としまして、現在11校20棟の耐震診断を実施中で、7月末までにはすべての対象校の耐震診断が終了する予定であります。本年度の計画としまして、まず優先度調査で優先度が最も高かった久木野中学校体育館の耐震化に着手していくこととしておりますが、加えて経済危機対策としまして、文部科学省より学校耐震化事業の前倒しの検討を求められておりますので、優先度が高かった葛渡中学校校舎、第二小学校校舎・体育館及び水東小学校校舎についても、前倒しして耐震化できるように考えているところです。そのほかの学校施設につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、昨年庁内で設置しました水俣市立小中学校施設耐震化推進委員会と十分協議を行いながら、順次耐震化を予定しているところです。

教育委員会としましては、事業の前倒しにより、より早く学校施設の耐震化を進めるべく取り組んでいきたいと考えております。

次に、校内LANや電子黒板、デジタルテレビなどの設置状況と今後の取り組みについての御質問にお答えします。

まず、現在の校内LANの状況につきましては、各小・中学校のパソコン教室と職員室のみに整備しております。また、電子黒板は保有しておらず、デジタルテレビにおいては、水俣第一小学校に平成20年度に購入した1台で、全校で157台がアナログテレビとなっており、小・中学校のテレビのデジタル化率は0.6%となっております。ICTは、近年、国・県においてその整備を強力に推進されており、本市としましても、今年度実施される学校ICT環境整備事業を活用して整備を進めたいと考えているところです。

なお、この事業での達成目標は、まず1つ目が、テレビのデジタル化率を100%にすること、2つ目は、普通教室を校内LANでつなぐこと、3つ目は、校務用パソコンを教員1人1台とすること、4つ目は、教育用パソコンを3.6人に1台となるように配置することとされています。この目標は努力目標ではありますが、本市としましては、まず、現在教育に使用しているアナログテレビの全デジタルテレビへの買い換え、次に、小学校のパソコン教室の教育用パソコンを2人で1台から、中学校並みの1人で1台使えるよう台数を補充したいと考えております。また、校務用パソコンが現在学校規模により各校1台から4台ずつ、割合にして16%くらいの台数しか配置していませんので、校務の効率化や情報漏えい対策のための校務用パソコン充実と、普通教室でもパソコンを使った授業ができるように校内LAN工事を計画しているところです。

また、電子黒板につきましては、学校の使用状況を考え、むしろプロジェクターを購入したいと考えております。現在、学校におけるプロジェクターは光源が少なく、暗幕等の設備のない教室においては使用できません。教育委員会にはプロジェクター1台がありますが、現在このプロジェクターを小・中学校で回しながら使っている状況でございます。このような状況から考えま

して、使用頻度の高いプロジェクターを各学校に配置する方が望ましいのではないかと考えております。これらについては、財源を勘案して、できるところから実施していきたいと考えております。

次に、小・中学校のICT環境に対応できる教師の技術習得についてお答えします。

水俣市の小・中学校における教職員へのアンケート結果では、現在のところ、授業を行うためにICTを活用できると回答した教職員の割合が93%、実際の授業でICTを活用できると回答した教職員の割合が72%、ICTを活用して校務ができると回答した教職員は91%という結果になっています。近年、ICTの普及に伴いまして、教職員の活用技術もおおむね向上していることが推測されます。現在、教職員向けの研修として、熊本県教育委員会が主催する熊本県情報化推進事業における指導者養成研修におきまして、管内代表の小・中学校教員がICT活用に関する研修を受けたのち、校内リーダー研修会で指導を行っています。そして、最終的にはそれぞれの学校で全職員を対象に研修が行われています。このような研修は毎年行われておりまして、昨年度の水俣市の小・中学校でもすべての学校がICT活用に関する校内研修を行っており、教職員の技術習得に効果を上げているものと考えています。

なお、今後、新しいICT機器が学校に取り入れられることになった場合には、市教育委員会としましても、新たに機器活用の研修の開催などが必要になるかと思っています。

次に、小・中学校の校庭の芝生化への取り組みについての御質問にお答えします。

小・中学校の校庭の芝生化については、平成19年9月議会において谷口議員から御質問がっております。その際は、校庭の芝生化はいろいろな効果がある反面、その管理に手間取ることから、学校と協議をしていきたいと答弁をしております。その後、学校と校庭の芝生化について協議をしたところですが、学校からの要望等はございませんでしたので、その後は進展していない状況でございます。今回、議員御指摘いただいております鳥取方式は、植えつけ、管理など相対的に容易であり、経費も安くなると聞いておりますので、よく調査をした上で、再度、学校と協議してみたいと考えております。そして、学校からの要望があれば、十分話を聞いた上で対処をしていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 学校の耐震化工事及びICT環境整備については、地元企業を積極的に活用してもらいたいと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

それと、校庭の芝生化を進めるために維持管理は二の次で、まずは子どもの豊かな教育環境づくりへの熱い思いが第一だと思います。まさに、チャイルドファーストの精神が根幹になればだめだというふうに思います。面倒と思われている芝生の刈り込みは、児童が喜んでやっているそうであります。そして、校庭の芝生化は市民協働のまちづくりを推進する上でも有効なアイテ

ムであると確信をしております。

トルシエ監督も勉強に訪れた鳥取方式だということでありまして、校庭の芝生化を中核としたエコスクールの展開、また、ゲーム機を捨てて外遊びをする子どもたちをふやす絶好のチャンス到来というふうに思っておりますので、最後に教育長の校庭の芝生化に対する思いをお尋ねして、質問終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、ICT化につきましては地元企業の活用ということでございますが、それにつきましては私たちが十分に検討していきたいと思っておりますし、また、地元の企業の活性化というのは大事じゃないかなと、そういうふうに思っておりますけれども、このことにつきましては、関係各課と十分協議をしながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、芝生化についての私の思いをということでございますけれども、議員から御指摘がありましたように、この芝生化についてはさまざまな面で非常に効果があると、そういうふうに指摘をされておりましたけれども、そういうようなことについて、私も、非常にこれについては、取り組みの内容としては、非常にすばらしいことではないかなと、そういうふうに思っているところです。

先ほど申し上げましたように、この鳥取方式というのは、維持管理が非常に容易で、工事等についても安価で上がると、そういうふうなことも聞いております。今後、このことにつきましては、保護者とか地域の協力というのはどうしても必要になるかと思っております。学校とも希望の有無とともに、地域とか、あるいはまた学校の協力、協働ができるのか、そこあたりも十分学校と協議をしながら、学校で将来にわたり対応ができると、そういうようなことであれば、私たちが積極的に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後12時05分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

派遣切りなどの雇用破壊や世界金融危機による経済危機によって、子どもの貧困がますます深刻さを増しています。私は、この間、お2人の働くお母さんのお話を聞いて思ったことがあります。お1人は熊本市内のタクシーの運転手さんでした。たまたま乗ったタクシーの運転手さんが女性だったのでお話をしましたところ、フルタイムで働ける仕事は今の時代タクシーぐらいしかないと言って、朝から夕方までタクシーに乗っていらっしゃる。何でそんなに頑張っているのかというのをよくよく聞いてみると、今、1人私立の大学に行っていると、もう1人息子がいると、その子も大学に行きたがっているんだけど、もうあなたはだめよと言うわけにはいかないので、一生懸命働いて今お金をためているんだとおっしゃいました。そして加えて、どうして学費は日本はただじゃないんだろうかと、大学まで学費がただだったら、本当に行きたい子には全部行かせてあげられるのだけでも、どうしてだろうというふうにおっしゃいました。

もう1人は、やっぱり娘さんを大学にやっている方でした。どうしてもこの勉強がしたい、この資格を取りたいということで4年制の大学に行くと、だけれども学費が本当に高いということで、毎日のようにパートをして、少しでもたくさんためとかなないと続かないということで頑張っていたらっしゃいました。

今、大学生の中で、私たちがというか、私が学生時代とは違った現象が起きています。私が大学生のころは、学費値上げ反対と言っていました。ところが今、学生たちは、学費を下げしてほしいという運動を始めています。ある県の大学生のアンケート調査で学費について聞いたところ、学費を下げしてほしいという学生が93%、そして、しかもその半数以上が、自分は親兄弟に迷惑をかけているというふうに答えていました。一方では、子どもを大学にやるために必死になって働いているお母さんやお父さん方がいる。大学に行かせてもらっている子どもたちは、そんな思いで大学生活を過ごしている。思いだけではありません。1つ、2つ、3つとバイトを掛け持ちして授業すらままならないような状況で、必死になって大学生活を送って勉強している子どもたちはたくさんいます。そういう子どもたちが、そういう学生が、日本の学費は世界で一番高いんだよ、ヨーロッパの学費はただなんだ、この事実を知ったときに、ぱっと明るくなるそうです。自分たちの責任じゃなかったんだということを感じるんですね。そして、学費を下げしてほしいという思いがもっとももっと強くなって、さらには、どうしてお金のあるなしで、学べる人、学べない人が区別されるんだろう、みんなただだったら、学びたい人はみんな行けるのにとということで、大学生の間では、今、学費を下げしてほしい、そしてゼロにしてほしいという運動が広がっています。

私も子どもを持つ親としてもそうですが、私自身も大学に行った経験から、やっぱり勉強したい人が経済的な問題であきらめることなく、だれもがきちんと教育を受けられる、そんな日本にぜひしていきたいものだという思いを込めて質問に入ります。

1、生活保護の母子加算について。

①、この5年間、水俣市の生活保護を受けている世帯数はどのようになっているのか。

②、生活保護の母子加算とはどのようなものか。

③、この4月に生活保護の母子加算が全廃されたことによって、打ち切られた世帯数と人数は幾らか。

2、就学援助について。

就学援助制度というのは、義務教育は無償とした憲法26条など関係法に基づいて、小・中学生のいる家庭に学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度ですが、この今の深刻な不況による失業や収入源など困難になっている家庭の子どもたちを支える上で本当に大事な制度になっていると思います。

そこで、お尋ねします。

①、近年、就学援助費の支給人数とその全児童・生徒に対する比率はどうなっているのか。

②、就学援助について国の財政措置はどうなっているのか。

3、小学生、中学生の学力について。

①、この間の取り組みが実って学力が向上していると聞く。いつからどのように向上しているのか。

②、向上の要因はどのように考えているのか。

4、各自治体で発生している不正経理問題について。

このテーマは、昨日の質問の中にもありましたけれども、発言通告をしておりますので、重なるかもしれませんが、させていただきます。

①、熊本県、熊本市で発生している不正経理の中身はどういうものか。

②、水俣市では不正経理はなかったのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、生活保護の母子加算については私から、就学援助及び小学生、中学生の学力については教育長から、各自治体で発生している不正経理問題については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

生活保護の母子加算について順次お答えいたします。

まず、当市における過去5年間の生活保護受給世帯数についての御質問にお答えします。

平成16年度からの生活保護受給世帯数について順に述べますと、平成16年度が293世帯、17年度が330世帯、18年度が346世帯、19年度が363世帯、20年度が371世帯と年々増加の傾向であります。なお、直近の6月1日現在の受給世帯数は375世帯となっております。社会全体の不況が続く中、この増加傾向はしばらく続くものと推測されます。

次に、母子加算についてお答えいたします。

母子加算とは、父母の一方もしくは両方が欠けているか、またはこれに準ずる状態にあるため、父母の他方または父母以外の者が児童を養育しなければならない場合に、養育に当たる者に対する扶助費で、一般生活基準額に加えて支給されるものです。この母子加算は昭和24年5月に母子世帯の特別需要に対するものとして創設されました。この特別需要とは、配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補てん、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担を持つ児童の健全な育成を図るための費用などとされています。

次に、ことし4月に母子加算が全廃されたことによって、母子加算が廃止となった世帯数と人数についてお答えします。世帯数は11世帯で30人となっております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

厚生労働省の2006年度の全国母子世帯等調査結果によりますと、母子家庭の平均年収は213万円、全世帯の平均所得の37.8%にしかすぎません。また、その国の平均的な所得の半分以下の家庭で暮らす子どもの割合を子どもの貧困率と言いますが、OECD・経済協力開発機構の調査では、日本の貧困率は14.3%とOECDの平均を上回る貧困率の高い結果となっています。中でも、母子家庭ではその6割が貧困ライン、その国の平均的な所得の半分以下の暮らしを送っています。しかも、先ほどお話にありましたように、1980年、1983年の厚労省の資料でも、母子加算は、一方の配偶者が欠ける状況にある者などが児童を養育しなければならないことに伴う特別の需要に対応するために必要だと言っておりました。それなのにそれを廃止しました。今現在、母子世帯の生活状態は変わったのでしょうか。政府から母子加算を廃止した根拠をどのように聞いているのか、お答えください。

また、北海道の東川町というところがあります。旭川市の近郊ですが、ここではこの4月から生活保護世帯の母子及び高齢者など及び住民税非課税で一人親世帯などの高校生などに対して月額8,000円の福祉給付金を支給することに決めました。そこの町長はこう言っています。母子加算が全廃されると聞き、一人親世帯でも明るく元気に頑張っている親子の姿を見て応援したい気持ちになった。厳しい時期でもあり、生活が困難な町民の激励になればと思うと福祉給付金支給創設の動機を語っています。

市長、水俣の母子世帯も同じような思いで今頑張っていると思うんです。水俣でも、ぜひ市独自に支給することはできないでしょうか。

以上、2回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、今回母子加算が廃止された理由は何か、どのように聞いているのかというような御質問でございますが、これは母子加算を含めた生活扶助の額が一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたため、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性というその観点から、一律機械的な給付が見直しをされて、世帯の自立に向けた新たな給付に転換されたものであると、そのように伺っているところです。

それから、北海道の東川町のお話が今ございましたけれども、水俣市としてもこのような福祉制度を独自につくる考えはないかという御質問でございます。

母子加算の廃止によりまして生活に困窮されている家庭におかれては、その影響は大変大きいものがあるのではないかなということは十分認識しているところでございますけれども、市独自の制度の創設ということになりますと、今非常に経済状況が疲弊している状況でありますし、解雇されて苦しんでいらっしゃる方、あるいは毎日の生活に困窮されている世帯などいろいろな市民の方々に思いを馳せなければならないと思うんですけれども、非常にそういう厳しい状況もございまして、今後他市の状況でありますとか、あるいはいろんな見解等をもう一度見直しながら、そういったところを参考にしていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 今の政府の、厚生労働省の母子加算廃止の理由ですけれども、聞いていておかしいというふうにお思いにならないでしょうか。結局、生活保護を受けていない低所得の母子世帯の収入と比較して、母子加算を加えた生活保護基準の方が高いからということで、低い方に合わせるということだと思んですが、先ほどもお話ししましたように、母子家庭の平均年収はとても低いです。それで、そういうことを言っているわけですけども、ここの背景には社会保障費を削減するとした小泉元首相の構造改革があって、それに基づいて強行されたものだと私は考えます。もし、公平性の確保と言うなら、先ほども言いましたように、ただでさえ低い母子家庭の平均年収、大変な暮らしをされている、大変な努力をされていると思います。ですから、母子加算を取り上げるのではなく、必死に働いても生活保護水準以下の暮らししかできないワーキングプアの母子家庭の暮らしを引き上げることこそが、政治の責任のはずではないかと思うんです。厚生労働省の説明には私は納得できません。母子加算をなぜ設けたかというところの趣旨と大きくかけ離れていると思うからです。

先ほど、話の中に自立のためという話があったような気がするんですけども、母子加算の廃止

をするかわりに、就労促進費というのを厚労省は出しています。これは、生活保護を受けている母子世帯で働いているところには1万円か5,000円やるといふものです。けれども、病気や障がい、育児などで就労できない世帯には支給されません。ですから、その分、今までよりも収入は減るわけです。しかも、母子加算が廃止されると保護基準が下がります。これまでなら保護を受けられた人が受けられなくなり、一層苦しい人たちが広がっていきます。母子家庭の母親の8割以上は、もう既に働いています。けれど、その半分は臨時やパート、仕事をかけ持ちして体を壊す例も珍しくありません。

母子加算の廃止は、健康で文化的な最低限度の生活と、子どもの成長・発達権を侵害するものであり、憲法25条と子どもの権利条約に違反するとして、加算廃止の取り消しを求めて裁判に立ちあがっているお母さんたちがいます。そのお1人は、昼間は看護助手、夜は回転寿司の店などで働いて、今、16歳の息子を育ててきました。長年の無理がたたって、2006年から夜の仕事をやめました。収入が少なくなったため、足りない分を生活保護で補っていました。仕事が1つになって体は楽になった。けれど、息子が公立高校に入学した2007年の4月から母子加算が廃止になった。ふろは2日に1回にするなど節約しているけれども、月8,700円の修学旅行の積み立てをするのも難しくなった。お母さん自身が育った家庭も家計が苦しくて、高校生のときに保母になる夢をあきらめた。だから、息子には夢をあきらめずに教育を受けさせたい。そんな願いを持って裁判に立ち上がっていらっしゃいます。

母子加算の廃止で削減された国の予算は約200億円です。ほかに幾らでも節約をできるところはあります。深刻な不況が一人親世帯を直撃している中、暮らしの実態を無視して強行された母子加算を復活するように、ぜひ政府に意見を上げていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、川上議員からの御質問でございますけれども、私もお気持ちは十分わかりますし、理解をしているところでございますけれども、今、北海道の話も出ましたけれども、いずれにいたしましても、国の制度でこういう状況に来ておりますので、市独自でこれを変えていくということに対しては、かなり厳しいものがあるのではないかなというような思いはしております。もちろん、考えてみる必要はあると思っておりますけれども、今後機会あるごとに、そういった状況があるんだということは、機会をとらえて訴えていければと思います。

国にも機会があれば意見を述べていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、就学援助について答弁を求めます。

大淵教育長。



(教育長 大淵洋君登壇)

○教育長(大淵 洋君) 次に、就学援助についての御質問にお答えします。

まず、準要保護世帯に対する就学援助の支給児童・生徒数と全児童・生徒数に対するの比率につきましては、平成15年度256人、9.23%、平成16年度271人、10.1%、平成17年度241人、9.32%、平成18年度227人、8.95%、平成19年度228人、9.26%、平成20年度220人、9.19%となっております。毎年の比率は全体のおよそ9%から10%となっております。また、本年度につきましては、現時点で、全児童・生徒数2,315人に対して支給対象者197人で、その比率が8.51%となっております。年度途中で就学援助の申請がありますので、今後支給対象者は増加するものと思われま

す。

次に、就学援助についての国の財政措置についてお答えします。

準要保護児童・生徒への就学援助費については、平成17年度より国の補助制度が廃止されています。所要の授業費が地方財政計画及び地方交付税を算定する際、全児童・生徒数を測定単位として基準財政需要額に算入することとなっておりますので、本市の自主事業で実施をしているところでございます。

○議長(松本和幸君) 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

まず、就学援助費の支給人数と比率の問題ですけれども、今のこの景気悪化の社会状況の中で、支給率はもっとふえていっているんじゃないかと私は予想していたんですが、そうではない、余り変わらないということだったんですね。先ほど、生活保護の方を聞きましたら、毎年ふえる傾向にあるということで説明を受けたんですけれども、イコールではないにしても、この間のさまざまな工場閉鎖での首切りとか派遣切りとかあるわけですから、ふえていんじゃないかなと思うんですけど、数はこうだということで、教育委員会としては、この数字をどのように見ていらっしゃるのかというのを教えてください。

それから、2つ目は、国民の権利であるこの就学援助制度をすべての保護者に知らせて、この制度を活用することが必要であろう保護者が、障害がなく申請できるようにするためにさまざまな工夫をされていらっしゃると思うんですけれども、制度の周知の仕方、手続の仕方はどのようになっているのか、どのような配慮をいらっしゃるのかお聞かせください。

○議長(松本和幸君) 答弁を求めます。

大淵教育長。

○教育長(大淵 洋君) 就学援助の対象者の比率が、昨今の状況から考えて高くなっていると予想したけども、余り変わっていないと、どういうふうに見ているかというふうなことでござい

すけれども、確かに平成20年度までの結果を見ますと、状況としては余り変わっていないと、そ

ういうふうな状況じゃないかと、そういうふうに思います。

しかし、状況を見てみますと、雇用先からの解雇による生活状況の悪化のために就学援助の申請をされたと、そういうふうな保護者もございますので、若干のぶれはありますけれども、全体的にはお知らせあたりはきちんと届いているんじゃないかなと、そういうふうに思っているところでは。

平成21年度を見てみますと、確かに比率は8.5%と、それまでの状況と比較しますとかなり減っているところでは。しかし、年度途中での申請もございます。過去3年間を見てみますと、20名から22名、年度途中での申請がっておりますので、そういうふうなものを加味しますと、これまでの状況から、昨年度の状況よりも若干ふえるんじゃないかなと、そういうふうなことも考えております。私たちも、申請がありますと、その都度早急に対応するように今後ともしていきたいと、そういうふうに思っているところでは。

それから、2つ目ですけども、申請についての周知とか、あるいはまた手続についての御質問ではなかったかと思っておりますけれども、まず、この就学援助の制度につきましては、広報みなまたで、毎年ですけども、毎年2月の広報みなまたで、その仕組みと内容を全体的にお知らせをしているところでは、また、特に小学校新1年生と中学校新1年生につきましては、初めての方もございますので、各学校での入学説明会でも皆さん方にこの制度について知ってもらえるようにしているところでは。さらに、それとは別に地区の民生委員とか、あるいはまた学校の校長先生方に対しては、児童・生徒の家庭での生活状況とか、あるいはまた学校での実態等も十分把握していただいて、そして、その状況に応じて必要と思われる方に対しては申請をしていただくように指導助言をお願いしていると、そういうふうなことでございます。

現在、全体的な広報とともに、家庭の実態把握、両面からの取り組みをして、多くの方に知ってもらえるようにして、必要ならば手続をしてもらうと、そういうふうな取り組みを私たちもしているところではございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。

随分と知らせるために努力もされていると思うんですけども、申請をするに当たって、申請しにくいような状況というのは、今はもうないんでしょうか。

いろいろ子どもの間であたりとかして、そうならないように配慮されていることは幾つか聞いているんですけども、例えば、単純に比べられないと思うんですけども、都市部の方ではもっと就学、これを受けている人が多いんです、率としてですね。例えば東京の品川区、板橋区というところでは、35%を超えているということなんですけども、どんなによい制度があっても、そのことが必要な人に伝わらなければ何の意味もないと、また、制度をつくっておしまいで

はなくて、使いやすくしていくために、常に改善をしているということで、その改善の仕方が学校現場の事務職員とか先生と教育委員会の方で、就学援助についての検討をずっと継続してやってきていると、保護者にとってわかりやすく、使いやすい制度にしていくためにはどういうふうにしていったらいいだろうかということで検討を重ねているというんですね。この間、随分努力をされているかと思うんですけども、さらに、本当に必要な人のところに情報が届いて、その必要な人が申請しやすい状況をつくるためにはどうしたらいいだろうかということ、ぜひ検討をしていただけないかなというふうに思うんですけども、今後さらにこういう点を改善したいとかいうのが今ありましたら、お答えいただければと思います。

ぜひ、子どもたちにとってはとっても大事な支えですので、支えが必要な子にはきちんといくようにしてほしいという思いがあって、その要望もして質問は終わりますけど、お答えをお願いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 申請したいけれども、なかなかできない部分もあるんじゃないかと、申請しやすい方法あたりを考えてはどうかと、そういうふうなことでございます。

今、ほかの何かいい方法はないかということでございますけれども、今現在、私たちがとっているのは先ほど申したとおりですけども、もしかしたら、民生委員とか、あるいはまた学校に対してなかなか伝えにくいと、そういう方ももしかしたらおられるんじゃないかなと、そういうふうなことも私たち考えまして、以前、家庭から直接教育委員会に対しても申請ができるような、そういうふうな受け付け体制もとってきているところです。また、年度当初だけでなく、途中でも生活が困られた場合は受け付けると、そういうふうな体制もとってきているところです。

ほかに方法はないかということでございますけれども、私たちもまた今の体制、今の私たちがやっている方法に対して、また学校とか、あるいは民生委員の方々からの意見もあろうかと思えますので、皆さん方の意見よく聞きまして、また今後の対応を考えてまいりたいと、そういうふうに思っているところです。

○議長（松本和幸君） 次に、小学生、中学生の学力について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、水俣市の小・中学生の学力についてのうち、まず、学力が向上していると聞かすが、いつから、どのように向上しているかという御質問にお答えします。

本市では、全小・中学校において、従来から年度末または年度初めに全国標準学力検査を実

施し、児童・生徒の学習の定着状況を把握しているところです。本学力検査は小学校6年生、中学校3年生のみを対象に、国語と算数、数学だけの教科で実施しています全国学力学習状況調査とは別に実施をしておりますが、その内容は、学習指導要領に準拠した妥当性のある問題をもとに、広く全国の児童・生徒を対象に実施しているものであり、本市では、小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象として、教科も小学校では国語、社会、算数、理科の4教科、中学校では国語、社会、数学、理科、英語の5教科を実施しています。そして、児童・生徒の学力検査結果を累積的・相対的に分析をし、各学校の学習指導に役立てるとともに、学習向上のための対策に生かしているところです。

いつからどのように学力が向上しているかというお尋ねでございますが、この標準学力検査におきましては、水俣市は平成15年以降、偏差値が毎年全国標準を上回っている状況にあります。特に、平成18年度以降は小学校において、国語、算数は年々向上しており、4教科を総合しても着実な伸びを示しております。中学校においては、数学、英語が全国標準とほぼ同じ水準にありますが、社会、理科は高い偏差値で推移し、5教科を総合すると小学校と同様向上を続けております。このような状況から考えますと、全国標準学力検査から判断する限り、基礎学力の定着が図られていると受けとめることができるのではないかと考えております。

次に、学力が向上した要因をどのように考えるかについてお答えします。

水俣市では、平成17年から市全体の学力向上を図るための取り組みとして、児童・生徒の学力向上施策と教職員の資質・指導力向上施策を2つの大きな柱として推進してまいりました。

1つ目の、児童・生徒の学力向上施策におきましては、学力向上プロジェクト会議を開催し、取り組んできました。具体的には、平成19年3月に水俣市学力向上宣言を提言し、読み・書き・計算の確実な定着や教育方法の工夫・改善、家庭との連携など3つの重点事項を定め、確かな学力の定着を目指して各学校で取り組んでもらっているところです。

そのほかの施策として、学力向上研究推進校を指定し、当該校には2年間の期間の中で、研究テーマを設けて実践的かつ効果的な指導のあり方を研究し、児童・生徒の学力の向上に貢献いただいているところです。しかも、その内容は、市内のすべての教職員を対象に研究発表会を行うことにより、ほかの学校にも広がりを見せて効果が上がっているものと考えています。さらに、すべての小学校では放課後補充教室を実施し、低・中学年の児童を中心に国語・算数など基礎的な学力の定着を図る補充指導を行っているところです。

2つ目の、教職員の資質・指導力向上施策につきましては、具体的な取り組みとして、教育セミナーや教育フォーラムを開催し、教職員のニーズに応じた研修の機会を設け、教職員の資質・指導力の向上を図っております。そのほか、教職員の個人研究の助成や研究論文の応募などを実施して、教師一人一人の指導力の向上を図るとともに、発表の機会や研究紀要への掲載を通し

て、広く学校現場に普及するように努めているところです。

このほか、それぞれの学校での取り組みについて申しますと、徹底指導と能動型学習を取り入れた熊本型授業を中心に据え、教職員の指導力の向上とともに授業の質の向上を目指す研究授業など実践的な校内研修を充実させております。また、各学校では家庭学習の定着に努めており、特に中学校においては生活ノートの中に学習の仕方を明記し、効率的に学習できるよう努めていただいているところです。さらには、朝の全校読書なども定着しており、国語力の向上のみならず、落ちついた雰囲気の中で授業が開始されるようになってまいりました。

このように、市全体としての取り組みや学校としての教育活動を通して、教職員みずからの指導力や資質の向上を初め、子どもに対する指導の成果が序々にではありますが、学力の向上としてあらわれてきたものと考えているところです。教育の成果は一朝一夕にあらわれるものではありませんが、今後とも市教育委員会と学校が相互に連携しながら児童・生徒の学力向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 学力の向上というのは、単にどこの学校に進学したとか、どこに就職したとかの問題ではありません。一人の人間がこの社会で生活していく上での力を身につけていくことができているかどうかということだと思います。その学力の向上というのは、特別な子どもだけでいいのかというと、決してそうではない、すべての子どもたちが向上することが必要だと思います。この社会で生きていく上で必要な人類が積み上げてきた英知を吸収し、身につけていく力がどの子にも必要だと思います。今御答弁があったように、水俣ではここ数年間の努力が実って向上しているとのことでした。とてもうれしいことだと思います。意識的に力を入れてこられた前教育長の市長や、現在第一線で仕事をされている関係者の皆さんの努力は大であったと思います。感謝したいと思います。

そこで、2回目の質問ですが、教育は人を育てることであり、将来につながる崇高な仕事です。水俣市でさらに子どもたちが伸びていくために、今後どのように展開していかれるかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今後、学力の向上を図るためにどのような取り組みを進めていくかと、そういうふうな御質問だったかと思いますが、この学力向上につきましては、学校教育におきまして、教育委員会の重要な課題の一つとして、私たち考えて取り組んでいるところですが、まず、現在学力向上への取り組みとして、1つ目が、基礎的・基本的な知識・技能の習得、2つ目としまして、思考力・判断力・表現力等の育成、3つ目としまして、学習意欲、そう

いうふうなことを基本教科の中で重視をして取り組んでいるところです。

本市では先ほど申しましたように、学力向上宣言をして、現在そのようなことについて取り組んでいるわけですが、今後、特に先ほど申しました中で、思考力・判断力・表現力等の育成、そういうことに特に今後は力を入れるべきではないかと、そういうふうな報告を受けているところです。今後、その報告を受けておりますので、プロジェクトの会議とか、あるいはまた校内での研修、研究指定校の取り組み、そういう中で、さらに重要改善等図るような手だてを打つ必要かあるんじゃないかと、そういうふうに思っております。昨年度から、特にことしからですが、教育事務所でもその対策をとられ始めましたので、今後は教育事務所、教育委員会、そして学校、3者の連携を図りながら、お互いに学力の定着が図れるように取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 先ほどの項目の質問とダブるんですが、これからますます子どもたちの周りの環境というか、状況が悪いことが起こる可能性が大きい状況になっています。それで、子どもたちの周りに何かあったときにも、きめ細やかな指導を含めてやっていただきながら、学力の向上の取り組みをさらに今後とも一層進めていただきますよう要望して、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、各自治体で発生している不正経理問題について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、各自治体で発生している不正経理問題について順次お答えいたします。

まず、熊本県、熊本市で発生している不正経理の中身はどういうものかとの御質問にお答えいたします。

不正経理問題につきましては、預け金や差しかえなど物品調達にかかわる不正経理で、熊本県や熊本市を初め、八代市、宇土市、玉名市などが新聞等で報道されております。主な不正経理の中身は、物品等が納入されないまま代金を支払い、支払い代金の中から後日必要に応じて納品を行わせるものを預け金、契約した物品と異なる物品等を納品させるものを差しかえといいます。

次に、水俣市では不正経理はなかったのかとの御質問にお答えいたします。

前日の平松議員の御質問に申し上げましたとおり、調査の結果、一部の部署より差しかえがあるとの報告がなされておりますので、早急に各課所属長等へのヒアリングを実施し、内容の確認等を行いたいと考えております。

今後、市民の市政に対する信頼感を失わないよう、厳格な予算執行手続を実施するなど改善策を講じ、再発防止に努めてまいります。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 公金の管理は厳密さが本当に必要だと思います。今、御答弁にありましたように、一部差しかえの事実があったということですが、調査をした結果、全容がわかり次第、議会に報告していただくことを要望して、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時19分 散会

平成21年6月11日

平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑



## 平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成21年6月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時56分 散会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（牛迫秀基君）	（松永伸二君）
議事係長	（栄永尚子君）	（岡本広志君）
書記	（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（森近君）
総務企画部長	（葦浦博行君）	産業建設部長	（田上和俊君）
福祉環境部長	（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長	（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長	（上村彰君）	水道局長	（盛下修一君）
教育長	（大淵洋君）	教育次長	（坂本彰君）
総務企画部総務課長	（本山祐二君）	総務企画部企画課長	（栄永徳博君）
総務企画部財政課長	（淵上茂樹君）		

○議事日程 第4号

平成21年6月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 大川末長君
  - 1 水俣病問題について
  - 2 水俣芦北地域振興計画について
  - 3 水俣市中小企業振興基本条例について
  - 4 公有財産について
- 2 中村幸治君
  - 1 農業について
    - (1) 耕作放棄地について
    - (2) 農地法改正について
    - (3) 水俣の農業の今後について
  - 2 水俣駅前駐輪場について
  - 3 自転車のまちづくりについて
  - 4 水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画について
- 3 西田弘志君
  - 1 小・中学校の耐震化計画について
  - 2 第4次行財政改革大綱について
  - 3 新型インフルエンザについて
  - 4 環境施策について
  - 5 道の駅、エコパークでのスポーツ大会誘致について
  - 6 水俣市ふれあいセンターについて

(付託委員会)

第2 議第63号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第3 議第64号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第4 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第12号)

(各委)

第5 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

(総務文教・産業建設)

第6 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条

例の制定について

(総務文教)

第7 議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務文教)

第8 議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)

第9 議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算 (第3号) (各委)

第10 議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) (厚生)

第11 議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算 (第1号) (厚生)

第12 議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (厚生)

第13 議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第1号) (厚生)

第14 議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (産業建設)

平成21年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市二の丸1-4 山田 浩志		総務文教
陳第5号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 大石 利生		厚生
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理		厚生
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	水俣市江添1072-11 坂本 龍虹		厚生

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件、株式会社みなまた環境テクノセンター及び株式会社みなまたの経営状況報告各1件、以上3件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情4件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成21年3月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自由民主党の大川末長でございます。

九州は、一昨日から梅雨に入っております。おのおの、梅雨については備えをしたいと思いますが、特に行政におかれましては、市民の安心・安全を守る意味から、事前の情報をキャッチし、市民への周知にはどうぞ配慮をいただきたいと、こういうふうをお願いしておきたいと思えます。

それでは、順次質問に入ります。

### 1、水俣病問題について。

水俣病問題は、与野党がそれぞれ解決案を出し合い、協議に入っているが、折り合いがつかないでいる。被害者はもちろん市民もこの成り行きには高い関心を持って見守っている。そして、市民の大多数は早期に被害者の納得いく解決ができるよう望んでいる。市長は、これまで、まだ自分の出番ではない、その時が来れば積極的に動くと言ってこられた。私は、その出番はとっくに来ていると思っている。そして、今が解決の正念場であるとも思っている。

そこで、次の質問をします。

①、市長は、現在この問題にどのような取り組みをされているのか。

②、蒲島知事が重い腰を上げられ、水俣で関係者と面談されたことについて、市長はどう思われるか。

③、市長は、この解決案に与党プロジェクトが出しているチッソの分社化案を強く懸念されているが、なぜか。

## 2、水俣芦北地域振興計画について。

この振興計画は、水俣病の発生により社会基盤や経済基盤を破壊するとともに、幾つもの深刻な問題をもたらし、地域の活力を著しく低下させたということで、熊本県が疲弊した当地域の再生と創造を図るため策定したもので、県政の重要な課題として昭和54年に第1次が策定され、現在第4次計画に取り組んでいるところである。計画の推進に当たっては、県と地元市長が地域振興に関するみずからの役割を自覚して事業実施に取り組むということになっている。

そこで、次の質問をします。

- ①、第1次から約30年が経過しているが、水俣分についてどう総括するか。
  - ②、水俣病で被害をこうむった地域として、もっと効果的かつ具体的な地域振興策を強く国や県に要望すべきではないか。
  - ③、今回の政府の地域振興に関する交付金は、どのような用途になっているか。
- ## 3、水俣市中小企業振興基本条例について。

水俣市の中小企業は、これまでの経済活動を通して地域の歴史、伝統、文化をはぐくみ、市内全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、本市の発展と市民生活の向上をもたらしてきた。しかし、国際化や少子・高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化する中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は非常に大きいものがある。このような状況の中、活力と希望あふれる水俣を築くためには、中小企業の自助努力はもちろん、意欲ある中小企業を社会全体で育て、支援していくことが重要である。このようなことから、中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、水俣市はその責務を果たすため、この条例は制定されたものである。

そこで、次の質問をします。

- ①、この条例を市内中小企業または庁舎内へどのように周知されたのか。
- ②、市の責務については、中小企業に関する具体的施策を実施するに当たり講ずべき措置が3項目あるが、どのように対処するのか。

## 4、公有財産について。

平成20年12月議会でもこのことについて質問しました。そのとき、現在、普通財産として管理している遊休地が9カ所あるとのことでした。中でも、母子寮跡地、袋の学校跡地あたりは遊休地資産としておいても面積が広大なことから、草払いなど管理に多額の経費がかかるものと思われるし、市としての活用が見込めなければ早期に売却など処分されるべきだと思うがどうか。

また、久木野の愛林館近くに久木野村時代の市営住宅跡地がある。ここは現在草ぼうぼうの荒地で、近隣の民家から苦情が頻発し、管理予算がないということで、所管の係長がみずから草刈りをされている。以前、売却の計画があったのか、土地評価をされて約76坪で70万円程度であっ

たと聞いている。地目は宅地ということであるが、ここは車道もなく、どう見ても宅地としての価値はないと思われる。この際、地目変換をし、再評価をされ、売却された方がよいのではないかと思うがどうか。

また、水天荘跡地、湯之児病院跡地は行政財産ということであるが、ここは今どこの所管になっているのか。水天荘跡地は何かの研究施設として使用されていると聞かすが、どのような研究で、その成果はどのようになっているのか。また、このまま売却せず使用されていくのか。そして、湯之児病院跡地もこのままでは老朽化が進むばかりで景観的にも好ましくないが、活用策はあるのか。もし売却するとしても、このままの状態では買い手はつかないのではないか、取り壊して更地にした方が売却しやすいと思われるが、どうされるのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、水俣芦北地域振興計画については総務企画部長から、水俣市中小企業振興基本条例については産業建設部長から、公有財産については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題についてお答えします。

まず、水俣病問題は解決の正念場を迎えているが、市長の現在の取り組みについてとのお尋ねについてお答えします。

水俣病問題につきましては、これまで水俣病問題の早期解決に向け、高齢化した水俣病被害者の早い救済の実現、患者補償完遂と地域経済社会の安定のためのチッソ株式会社に対する抜本支援策の堅持、さらには被害者を含めた住民が地域で安心して暮らしていけるような保健福祉施策や未来に向けての地域振興策等につきまして、機会あるごとに国会議員の先生方を初め、国・県等へお願いをしまいったところでは。

昨年、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる新たな水俣病被害者救済策の検討が進められて以降は、熊本県・鹿児島県の3市3町の関係自治体とともに、与党プロジェクトチーム座長の園田先生を初め関係国会議員、環境省に対し患者救済を第一として、原因者負担の原則を堅持しつつ、新たな混乱を招くことがないかを慎重に見きわめ、地域の将来に禍根を残すことがないような救済策の実現を要望いたしております。

また、4月には民主党の救済法案が参議院に提出され、今国会での法案成立に向けた修正協議が始まりましてからは、与野党問わず、地元の意向を十分酌んでいただいた納得できる法案が実

現されるように要望を重ねてまいりました。さらに、これまで水俣病被害者団体とも個別に意見交換を行い、意向を国・県等にお伝えしてまいりましたが、去る5月26日には蒲島知事とともに被害者7団体との懇談及び経済団体等との懇談による意向を踏まえ、国等に対し、地元のさまざまな思いと、与野党協議による地元が納得できる救済策の実現をお願いしてまいったところで

す。

次に、蒲島知事が水俣で関係者と面談されたことについてどう思うかについてお答えします。

今回の水俣訪問につきましては、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の後、被害者団体からの要望を踏まえ、遅くとも夏までには訪問し、1日かけてゆっくり話をしたいとの知事の思いが実現したものであります。知事も多用な中に4日間水俣病問題に費やしていただきました。意見交換後の記者会見では、その成果について、1つには、現場の要望を聞くこと、もう1つには、水俣病の救済策について要望を聞くことであり、それをもって上京したいと考えている。実際に患者宅を訪れ、その介護の苦しみを聞くことができた。聞くのと実際に見るのでは違うことを感じた。団体の意見を聞いて、それぞれの思いも多様で深いことがわかった。分社化についても、いろいろな意見が出た。大事なことは政治が結果を出すことだと思っていると述べられました。

私としては、今回の知事の地元訪問により、被害者が高齢化する中、被害者救済は大枠で一致するものの、救済策やチッソ分社化、地域指定解除については多様で複雑な思いが交錯していること、さらには認定患者や胎児性患者の生活や福祉問題、地域経済の振興などさまざまな課題が数多くあることを十分受けとめていただいたものだと思っております。

次に、市長はチッソの分社化案を強く懸念されているがなぜかについてお答えします。

今回の与党プロジェクトチームの救済法案では、被害者救済に伴う一時金は、関係事業者であるチッソの同意を得てチッソが負担することとなっております。チッソの負担金捻出のスキームは、チッソ補償部門の特定事業者・親会社と事業部門の事業会社・子会社に分け、事業会社の株式売却益を一時金や患者補償、公的債務の返済に充て、補償支給業務については環境大臣が指定する法人に引き継ぎ、特定事業者・親会社はその後清算することになります。ただし、事業会社の株式売却については、患者補償金の確保や、公的債務の返済に支障が生じない売却益が見込まれるような市況の回復まで、暫時凍結するなどの制約を課しております。

救済法案の実現に際しては、一時金を含め将来の患者補償の完遂のための財源を原因者負担の原則に基づき、チッソに負担させるためには、分社化も一つの手段であるとは思われますが、これまでチッソが水俣で創業を開始して100年余り、チッソの発展とともに水俣も発展してまいりました。チッソの地域経済に及ぼす影響は言うまでもなく、極めて大きいものがあり、今後とも本市地域経済のかなめであると認識いたしております。このことは、市民の大方が意を同じくするところであると思えます。

このようなことから、分社化によって事業会社が第三者に譲渡され、補償部門が国の指定する法人に引き継がれ、特定事業者であるチッソが清算された場合、果たして事業会社である生産工場が水俣に存続するのかが懸念するところであり、雇用などの地域経済に及ぼす影響を考えたとき、事業会社の存続について担保が得られないか、もしくは法案に何らかの形で盛り込むことができないかなど、さまざまな観点から安定した地域経済の確保が得られるように、今お願いをいたしているところでございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

市長のこの問題に関する動きを見ていると、何かしら、はれものにでもさわるような、そんな動きに見えてなりません。知事の動きにしても同じようなことが言えます。

ある新聞記者が最近こんなくだりの記事を掲載しました。

1995年の政治決着の際、国や各被害者団体と交渉した元水俣市長の吉井正澄さんは、政治解決には地元の声を確実に伝えるリーダーが欠かせないと指摘したこと。また、水俣病問題の解決に向け、被害者や市民が何を不安に思い、どんな解決を望んでいるかをしっかり聞きまとめ、地元から発信するリーダーが今こそ必要だとも言っております。ここで言うリーダーとは、蒲島県知事であり、宮本市長であると思います。私がこれまで一般質問の中で、渦中の栗を拾う気持ちで取り組むべきとか、あるいは直接面談した折に市長の動きが見えないなどと言うと、そのときに来たら積極的に動くとか、それなりの動きはしてきたと言われるが、時事に鋭いさきの記者の目には、市長のリーダーシップ不足が映っていたものと思われまます。

昨日、塩崎議員が紹介した芦北の会が民主党に出された要望書の中に、裁判をしている被害者も、本心では早期の政治救済を望んでいると聞いている。弁護士や支援者の声と被害者の気持ちは違うということをおられる。これこそ被害者の本音であろうと思う。このような意見を市長は吸い上げておられないのではないかと。市長は、国、県、被害者、チッソ、市民と、だれはばかることなく動ける立場にある人です。もっと縦横無尽な動きで意見集約をされ、それを市長自身の意見として発信していくべきと思うがどうか。

また、5月26日、蒲島知事との面談では、水俣市のリーダーとしてどんな意見を述べられたのか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、リーダーシップをもっと発揮して、国や県に対しても、患者を含めて水俣市民の声を届けるべきではないかという第1番目の御質問だったと思います。



先般から申しておりますけれども、御承知のとおり、この水俣病問題は非常にさまざまな立場と考え方が入り組んでおります。そこは御理解いただきたいと思っております。その中で、その意見をくみ上げて、それを私の立場として、被害者の立場あるいは市民の立場を総合的に見つめながら、そして受けとめながら今までやってきたつもりでございます。全体に公に公表しながら進めていく部分もありますし、あるいは患者さん方々とのいろんな立場や思いも私の胸に秘めながら、そして進めていかなければならない、いろんな場面がございます。

そういう中で、これまで議員さんから御指摘いただいたように、まだまだ努力が足りない部分があるかもしれませんが、私といたしましては、その思いは関係各社には伝えてきているつもりでございます。

今、正念場を迎えているというような議員の御指摘でございますので、その辺も含めまして、さらに今後、この問題の早期解決に向けて努力をしてみたいと思っております。

それから、懇談会のときに蒲島知事に私がどういうことを言ったかということでございますけれども、これは同じでございます。その会場で皆さん方のいろんな意見を聞かせていただきましたし、団体の方々の意見も聞かせていただきました。もちろん商工関係の意見も聞かせていただきましたし、その意見を聞きながら、私も蒲島知事が言われたことと同じような内容でございますけれども、いろんな立場のいろんな方の考えがある、しかし、その中で共通していることは、早い救済を望んでいらっしゃるんだと。じゃ、そのために努力をしていかなければならないと思うけれども、丁寧な取り組みが必要なんではないか。上の方でぱっと決めて、ぱっとおろしてくると、こういうやり方ではやっぱりいカンのではないか。一つ一つ丁寧に解決をしながら、そして多くの方が救済をしていただけるような、そういうような形にまとめていただければどうだろうかというような話はその場でさせていただきました。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

チッソは与党PT案をのむ条件として分社化案を提示している。市長は、その分社化案を強く懸念され、分社化しても水俣から出ていかないというチッソに、出ていかないということであれば、何か担保を設定せよと言われ、それがないと分社化案には難色を示されている。一方、蒲島知事は、分社化しても水俣から出ていかないという後藤会長の言葉に一定の理解を示されたような気がいたします。

私は、後藤会長の言葉を信じるべきだというふうに思います。なぜならば、チッソはこれまでみずから犯した過ちに厳しい世論の批判を浴びながら、紆余曲折を繰り返しながら、すべてに満足のいく償いはできなかったかもしれないが、誠心誠意を尽くしてきたと言っても過言ではないと思います。また、現状から逃げも隠れもできない立場にある。仮に、チッソが水俣から撤退

し、よそへ事業所を構えようとしても、このような一方的な企業論理は決して世論が許さない。もうそのときはチッソの終えんにつながるくらい、経営陣にしても株主にしても、わきまえているはず。そんな軽率な行動がとれるわけがありません。

市長が、分社化を許せばチッソは水俣から出ていきやしないかというような憶測で物を言われると、市民はそれを真実と受けとめてしまう。市長が、そんな市民を不安に陥れるような発言をされていていいのでしょうか。逆に、市長みずからもっと信頼関係を築かれ、市民も温かい目で見れば、チッソだって発奮し、もっと地域に貢献しようという気持ちになるはず。地元にとってはなくてはならない企業と言いながら、みずから水俣本部へ出向かれ、信頼関係を築こうという努力をどれだけしてこられたのでしょうか。私の目には、日に日に敵対関係を深めていっておられるようにしか映りません。市長は、中立の立場にあるということを忘れないで対処すべきだと思います。

これから、多くの被害者を救済していくために多額の原資が必要となります。それには安定経営を続けなければならない。今でも債務の返済に四苦八苦しているのに、これ以上債務を膨らますと不測の事態を招きかねない。そのためには、みずからその原資を工面したい、それには分社化以外の方法は考えられないというチッソの言い分になぜ理解を示すことができないのか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） これまでも再三申し上げているつもりですけれども、分社化そのものを否定しているということではございません。私が今御説明申し上げましたけれども、分社化された後の事業者がどうなっていくかということの問題にしなければならないということでございます。今、議員からの御指摘をいただきましたけれども、もちろん後藤会長がおっしゃられましたことは非常に重く受けとめなければならないと思っておりますけれども、私は市長として、分社化につきましては、予測できる、これから水俣の将来にわたって予測できるさまざまな事態を想定して御意見を申し上げているところでございます。分社化がいいとか悪いとかの問題ではなく、今後水俣市が将来にわたって、元気よく生きていくためにはどうしなければならないのか、市長としてどういう態度をとっていかなければならないのかという点から、この分社化のところを検討しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣芦北地域振興計画について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、水俣芦北地域振興計画についてお答えいたします。

まず、これまでの約30年をどう総括するかという質問にお答えいたします。

水俣病の発生で疲弊した水俣芦北地域の住民が安心して生活できる条件整備を図る必要があることから、昭和53年6月20日に熊本県の具体的提案を待って対処するとの閣議了解に基づき、県においてこれまで第4次にわたる水俣芦北地域振興計画が策定され、国の支援のもと、各種施策を推進し、当地域の振興に取り組んでいただいております。

本計画の成果として、まず九州新幹線、南九州西回り自動車道など交通基盤の整備が挙げられます。その他の事業として、水俣湾公害防止事業などによる水俣湾の環境復元、水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備、環境モデル都市の推進、環境関連産業の集積、芦北七浦パークコースト整備構想及び交流拠点施設整備、地域内幹線道路の整備、公共下水道事業、公営住宅建設事業などハード事業の財源確保がなされ、事業が推進されてきました。昭和54年から平成20年までの30年間における総合投資額は約5,800億円となっております。しかし、水俣病問題や人口減少など過疎の問題、観光や商工業、農業など経済振興の問題など生活環境整備も含めまだまだ足りない部分が多く、引き続き本計画に取り上げていただくよう、今後も積極的に要望してまいります。

次に、水俣病で被害をこうむった地域として、効果的かつ具体的な振興策を強く国や県へ要望すべきと思うがとの御質問にお答えいたします。

水俣芦北地域振興計画の推進につきましては、これまでも機会あるごとに国、県に対し要望活動を行い、水俣地域の振興策を盛り込んでいただき、その実現に取り組んでまいりました。平成23年度から始まる次期計画については、これまでの地域振興策の効果・検証も踏まえ、環境モデル都市の推進、企業誘致、第2次エコ産業団地の開発、観光再生事業、バイオエネルギーの創出、自転車のまちづくり、新エネルギーの積極的な活用など環境モデル都市を地域経済の発展につなげる取り組み、また、安心して生活していける生活環境の整備など、水俣病で特に疲弊した当地域の振興について効果的なものを盛り込み、特に事業の採択、財源の確保については国・県へ要望をしてみたいと思っております。

次に、政府の地域振興に関する交付金はどのような用途になっているのかとの御質問にお答えいたします。

アメリカのサブプライムローンの問題に端を発した世界的な金融・経済情勢悪化の影響から、深刻な景気後退局面にある日本経済に対し、政府は国民の生活を守り、経済の再生を図る観点から、大規模な総合経済対策を打ち出してきております。この中で、地方の経済対策として、地方公共団体の交付金を設けております。これら交付金の用途は、国の緊急経済対策に伴う地方負担のほか、地域活性化に資する地方単独事業の財源としても幅広く活用できるものであり、本市としてもその充当について慎重に検討を重ね、有効活用を図っているところです。

交付金の用途につきまして順次御説明いたしますと、平成20年8月29日に決定された安心実現のための緊急総合対策に基づき実施された地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につつまし

では、本市に対し1,358万4,000円が配分され、学校給食センター建設事業、子育て支援施設整備事業、単独漁港整備事業、環境モデル都市推進事業、地域特産品開発調査研究事業、障害児保育対策事業、湯の児地区雨水排水工事、新型インフルエンザ対策事業の8事業に充当し、平成20年度において事業を完了いたしております。

また、平成20年10月30日に決定された生活対策に基づき実施された地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、本市に対し1億6,576万9,000円が配分され、地域商品券事業、水俣市子育て支援基金積み立て、新型インフルエンザ対策事業、市道強化舗装事業など合計18事業に充当しており、このうち水俣市子育て支援基金積み立て及び林業経営支援事業を除く16事業につきましては、平成21年度に繰り越して事業を執行中でございます。

また、平成21年4月10日に決定された経済危機対策に基づき、この5月29日に成立した平成21年度第1次補正予算に1兆円が盛り込まれた地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、本市の交付限度額2億1,000万円が既に示されておりますが、国の第1次補正に伴う追加公共事業の配分が未確定であること、交付金を活用して取り組むべき地方単独事業の絞り込みが必要なことなどから、充当事業につきましては現在検討を行っているところであります。今後、交付申請のスケジュールに従い、充当事業の検討を行い、実施計画の策定を進めていく予定でございます。

同じく、経済危機対策に基づき平成21年度1次補正予算に1兆3,790億円が計上された経済危機対策・公共投資臨時交付金につきましては、国の1次補正に伴う追加公共事業の地方負担分に対して割り当てられるものでございまして、国の事業配分が確定していない現状では、交付金の配分額も不明でございますので、今後、追加公共事業の配分が固まり次第、速やかにその活用を図れるよう、事前の調査・検討を進めてまいります。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

この水俣芦北地域振興計画で水俣市にとって大きく評価すべきところは、やはりエコタウン事業承認により、水俣産業団地へ環境関連の事業が集積したことではないかというふうに思います。ほかにもいろいろ、今、部長の方から述べられましたけども、特にこの4次の計画の内容を見てみますと、当地域の振興を図るための施策を総合的に網羅しており、これが水俣病の発生により被害を受けた地域の振興策かと思われる。しかし、行政とすれば、このような総合的な計画にならざるを得ないのかなということも理解できます。ただ、私が調べる限りでは、この計画には特別な財政措置や優遇制度が設けられていないように見受けます。これでは、効果も見えにくいし、もっと的を絞り、重点志向でないと真の振興策にはならないのではないかと思います。

第4次の計画は平成22年度までです。既に次の第5次の計画策定の準備に入られているようで

あるが、私はこの計画推進も水俣病が終結すると途端にしりすぼみになるのではないかと、そういう気がいたします。県にしても、国にしても同様のことで、もう水俣病解決と同時に水俣芦北地域の振興策についての力の入れようというのは、やはりだんだん薄れていくような気がしてなりません。そういう意味では、今、策定準備をされている第5次の計画は最も重要なものになってくるという気がいたします。その中へどのような計画を盛り込もうとしておられるのかということをお尋ねします。

と同時に、私はこういうことを計画の中に織り込んでいただきたいという提案をしたいと思います。

1つ、南九州西回り自動車道の水俣までの供用開始時期の短縮、2、デコボン、お茶、サラタマの一大産地の形成、3、水俣市立総合医療センターの充実、特に医師の優先派遣など、4、水俣市内県道・市道の改良率の引き上げ、こういうものを織り込んでいただいたらどうかというふうに考えます。特に、西回り自動車道、今のところで水俣までの供用開始は、いろいろ聞くところによりますと、七、八年ぐらいかかるような、そういう気がしますけれども、この際、計画の中に織り込んでいただいて、1年でも早く供用開始ができるような、そういう、特に市長はこの期成会の会長でもあられますので、そういう点を強く要望するよう、この策定の中へ織り込んでいただけたらというふうに思います。

また、デコボン、お茶、サラタマというのは水俣の基幹作物でございます。以前、平松議員が構造改善事業というようなことを申されましたけれども、そういう大々的に、やはりこの一次産業の発展を市長も第一義に挙げられておりますので、この際、そういうことを要望されるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがか。

以上です。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 振興計画に今後どのような対応をしていくかということだったかと思えますけれども、議員もおっしゃいましたけれども、水俣芦北地域振興計画というのは、53年の閣議了解に基づいてやっているわけなんですけれども、実はこの内情は、各市町村の寄せ集めの計画と言われるとおり、財政上特別な配慮も実はされてこなかったということで、通常のいろんな補助事業、あるいは特別枠の中からもいろんな事業を要望してやってきたというのが実情でございます。ですけれども、例えば西回り高速については、やはり国土交通省に行きまして要望活動をするわけですが、そういった中では、ちゃんと御理解いただいてそれなりの配慮をしていただいたからこそここまで来たのだらうというようなことで、予算的にはかなり国土交通省あたりも、西回りについてはそれ相応の配分をしていただいているというふうに理解しております。

今、おっしゃいましたように、水俣地域の振興を図っていく、産業振興を図っていく上でも、どうしても交通基盤の整備というのは第一重要かなというふうには実は思っております。水俣病が終われば、振興策もちょっと力が入らなくなっていくんじゃないかということもあると思いますけれども、そういうことがないように、私どもは、今言いました西回りを初め一次産業の振興、医療センターの医師の充実も含めて国・県に要望していく必要があるのかなと。特に水俣市の場合は、水俣病が終わっていった、それじゃ地域振興をどうやっていくかというようなことで、今、我々も一生懸命考えているわけなんです、市長も申し上げておりますとおり、地域にあるもの、第一次産業とか、農業、林業、漁業あるいは温泉とか観光、こういうやつを充実していった、これを振興していくというのが重要かなと。ですから、地元にあるものをいかにして計画の中に盛り込んでいただいて、振興策として財源を確保してやっていくかということが重要かなというふうには思っておりますので、議員おっしゃいました基盤整備、県道・市道も含めて計画に盛り込んでいった、より強力な要望をしていく必要があるのかなというふうには思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 補正予算の用途については、きのうの牧下議員の質問にも答弁がありましたので、大体理解はできましたけれども、これをひとつ、20年度の補正についてはまとめたものを議会にも出していただきましたけれども、今度も、この21年度も、まだどういうふうに分けるかということは今の段階では決まっていないと思いますが、それが決まり次第、一覧にしたものを議会にも提出していただけないかと、これは要望としておきます。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市中小企業振興基本条例について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、水俣市中小企業振興基本条例についてお答えします。

ことしの3月議会において、議員の皆様の提案により水俣市中小企業振興基本条例を制定していただいております。条例の目的は、本市における中小企業の健全な発展を図り、もって市民生活の向上及び活力のある地域社会の実現に寄与することであり、基本方針として、中小企業の振興は中小企業みずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、国・県その他関係機関の協力を得ながら、中小企業者、市及び市民が一体となって推進することとなっております。

この条例を市内中小企業または庁舎内においてどのように周知されたかにつきましては、市内中小企業につきましては、水俣商工会議所よりこれから周知されるとお聞きしております。庁舎内につきましては、今後、課長会議等において周知を図りたいと考えております。

次に、市の責務については、この基本条例第5条に市の責務があり、基本的施策に基づき具体

的施策を実現するに当たり講じる措置として、1、市が発注する工事、委託業者、物品購入等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めること、2、中小企業が製造または加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること、3、中小企業の経営の安定を図るため効果的な融資及び補助制度の充実に努めること、4、国・県及び関係機関との連携または協力による施策の推進に努めることと掲げられております。

本市におきましては、この基本条例制定前から市内の中小企業の振興に努めており、従来より、市が発注する工事や物品購入等は原則市内業者に発注をしております。これからもこの基本条例の考えに基づき、中小企業の振興に努めるところですが、中小企業の皆様におかれましても、第6条の中小企業の責務の規定に基づき事業活動に努めていただくとともに、市と連携し、水俣市発展のために寄与していただきたいと切に願っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

3月議会でこの条例が制定されたんですから、もう3カ月たっておるんですが、市内の中小企業者あるいは庁舎内を調べてみますと、せっかく制定された条例が周知されていないというふうに思います。いわゆる条例がなおざりにされているようです。せっかく中小企業を振興しようという意図で制定された条例ですので、いち早く関係部署とそういう周知の方法あるいは周知をしていただき、この条例が生きたものになるようにしなければならないというふうに思います。市長はこのことについてどう思われるかということですね。

とりもなおさず、産業経済問題は自由競争の原理で動くことから、行政がこれに直接介入もしくは深入りすることは好ましいことではありませんが、行政ができることは誘い水をもって誘導したり、あるいは側面的な支援しかないではありませんか。特に、近年厳しい状況に置かれている市内中小企業に活力を取り戻していただくことが、ひいては水俣市全体に活力をもたらすものと、そのためにはこの条例をもっと血の通った条例にし活用すべきと思うが、今後どのような形で活用されるおつもりか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 御指摘のとおりでございます、今後その周知に向けては徹底がなされるように努力をしてみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問を行います。

過去にこういう事例がありました。湯の児海岸どおりの桜の木のシロアリ駆除が熊本の業者に発注されていたり、あるいはみなくるバスの看板が人吉の業者に発注されたり、市内業者ができないことであればいざ知らず、自分たちもできるのにと市内の業者は行政の無神経さがたまらないと嘆いておられました。これは条例制定以前の問題で、行政は当然配慮すべきことであろうと思います。市長はこのことをどう思われるか。

また、ややもすると、地産地消というと農水産物に限られているように思われがちであるが、市内で製造・加工された物品においても、ぜひ地産地消を心がけ、利用の促進に努められることが市の責務であることを、この際、各部署へ徹底していただきたい、そのように思います。

おとといの緒方議員の質問の中に、地元の製造加工品を市内で消費してもらうようにという質問がありましたが、全くそのとおりだというふうに思います。そこら辺を再度やはり徹底される、そうしないと担当職員あたりは、平気で、先ほど言ったように、シロアリ駆除をよそに出してみたりとか、そういうことを行いますので、その辺は徹底していただきたいと、このように思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、桜の木の駆除ですかね、そのことについてはちょっと、今、私、把握しておりませんので、お答えできませんけれども、今、いろんな形で建築関係の方々とか土木とかいろいろお話をお聞きしながら、非常に厳しい状況というのはしっかり受けとめておりますので、現在は、市内業者でできることであれば優先して市内業者を入れているつもりでございますので、今後引き続きそのことは努力をしていきたいと思っております。引き続き、担当課にもそういう話をさせていただきながら、徹底していくように申し上げたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） お尋ねの地産地消につきましては、いろんな農作物等の地産地消が一番今言われているわけでございますけれども、ことし1月から給食センターの方で米の、100%米を地元から入れるということとか、基本的にはいろんな農作物につきましては、規格とかいろんな値段等もいろいろ検討すべきところがございますけれども、基本的には地産地消を推奨するというので、これからも品目的にも給食センター等につきましても上がっておりますし、できるだけ地産地消を推奨するような形で進めていきたいと考えております。商工関係につきましても、極力地産地消に心がけていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、公有財産について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部部长 葦浦博行登壇）



○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、公有財産の管理処分についてお答えいたします。

公有財産の管理処分につきましては、第4次行財政改革大綱にも定めておりますが、遊休公有財産となっているものにつきましては、利活用の方向を見定めた上で、売却、賃貸などの処分を進めてまいりたいと考えております。

まず、母子寮跡地につきましては、本年度中に処分できないか検討を進めたいと思っております。

袋中学校跡地につきましては、土地の一部に個人名義の土地があり、その処理が終了した後、処分の手続を行う予定にしております。

久木野山神の土地につきましては、平成16年に払い下げの希望がありましたが、土地の測量及び不動産鑑定を行っております。この評価額に測量及び不動産鑑定に要した経費を加算し、その金額を購入希望者に伝えたところ、高過ぎるとの返答でございましたため、その後この話は進展しておりません。この件につきましては、再度払い下げ額を検討し、購入希望者に提示をしたいというふうに思っております。

水天荘につきましては、現在商工観光推進室の所管となっております。平成12年3月に国民宿舎を廃止し、平成13年度から、みなまた環境テクノセンターの水天山分室として、スッポンの製品加工の研究や毛髪水銀調査の研究を行っていましたが、平成21年3月に閉鎖をしております。施設の売却につきましては、平成17年10月に水俣市ホームページと市報に競売広告の記事を掲載しましたが、売却には至っておりません。現在では、使用する者がいなくなり、速やかに処分について検討する必要があると考えております。

旧湯之児病院につきましては、平成17年3月末日に業務を廃止し、同年10月に水天荘と同様に競売広告を出しましたが、東京都や市内の業者からの問い合わせはあったものの、売却には至っておりません。現在、総合医療センターの所管となっておりますが、建物を取り壊して更地にすることも視野に入れて、今検討を進めております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

久木野の市営住宅跡地は、不動産鑑定士に鑑定依頼されたようで、評価額が33万2,000円と、それに鑑定料、測量料を入れて70万ぐらいになったということでございます。土地の評価額より経費の方が高くなっている。このような評価の仕方では売れるはずがないというふうに思います。まるで鑑定士を養っているようなものではありませんか。目的より手段の方が大きいことを無駄と言いますが、この無駄の最たるものというふうにはしか見えません。この地区あたりは通常1反当たり、反当たりの取り引きをされて、20万とか30万とかそういう相場であるというふうに思います。こういう地区の評価はわざわざ熊本あたりから鑑定士を呼んで評価をせずに、近隣の

隣接した土地の固定資産評価などを基準にできないものか、こんな評価額の倍もするような価格を設定して、当然売れるはずがないというふうに思いますので、その辺の評価の仕方、あるいはこれは恐らく宅地で評価をなされていると思いますけども、現地は草ぼうぼうの、いわゆる雑種地でございますので、地目変換なども考えるべきじゃないかというふうに思いますが、いかがかお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、議員がおっしゃった意味も十分実は理解できるというふうに思っております。当初、不動産鑑定を入れるというのは、根拠を市は求めるために入れるということでございますけれども、今おっしゃいましたように、平成16年の実は話でございます。既に5年経過して、水俣市の地価も相当実は下がってきております。そういう意味でいきますと、適正な価格というのは、当然推しはかれるかなというふうに思っておりますので、評価の仕方も含め、十分御納得いくような数字を出せるような形で検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

これも、昨年12月議会で質問しました教育会館についてでございますけれども、結果的には、良好に管理されていない公有財産ということになるのではないかとこのように思います。通常普通財産の貸し付けは、契約書によって、期間、目的、使用料、賃貸料などをはっきりさせることになっているはずですが、それも、普通3年から5年ぐらいで更新するのが通常ではないかというふうに思います。どういう理由で契約更改を拒んでいるのか、土地代、家賃を払わない理由は何か、免除しているのであればその理由は何か、場合によっては訴訟の提起などを考えられないか、何年か前にも一般質問でこの件が取り上げられていたことを調べて承知しておりますが、そのままになっております。行政としてこのままずるずる引きずっていても、市民に対して示しがつかないのではないかと。いずれにしても、市民に納得いく管理状態にすべきと思うがどうか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 教育会館の問題でございますけれども、これは、昨年の12月議会で御質問いただきまして、その後、会館使用者と何回も会っております。その中で、管理の問題もさっき言われましたけれども、市もほとんどその内容を知らなかったという、ちょっと不手際ございましたけれども、かぎもきちんと我々の方にいただきまして、中にいつでも入れるよう

な、まずそういう要求をいたしまして、かぎもいただきました。あと、有償・無償の問題、これは昭和36年に再契約して、そのときに無償契約でということがずっと生きていくということでございまして、できれば、途中、平成9年ごろに老朽化に伴いまして、どっか出ていって欲しくないかという話も市の方ではした形跡がございます。けれども、行く場所がないということでそのままたやみになっているということで、ただ、相当に建物も老朽化をしてきておりますし、そして、その契約がもう既に50年近くなっているということで、無償というのは今の時代にどうかというようなことで、こちらの方から御提案も申し上げます。できれば有償でやってくださいということで、有償についてはある程度理解をいただいたのかなと、まだ返事はいただけていませんけれども、話の中ではそういうふうにご我々は感触を持っております。その後の対応につきましては、今、顧問の弁護士さんともいろいろ相談しながら、どういうふうに対応していくかということをご今検討を進めております。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時35分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

政風クラブ会派の中村幸治です。

今回の一般質問は最後から2番目ですが、執行部の明解な答弁をよろしくお願いいたします。

さて、皆さんも御存じのとおり、平成15年の豪雨災害が起きた7月が今年も近づいてきました。湯の鶴の新屋敷地区でも2人の犠牲者が出ました。毎年、湯の鶴の消防団員と遺族の方で慰霊をされています。今年も災害がないように心より願っています。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

最初は、農業問題です。

1、農業について。

(1)、耕作放棄地について。

①、全国で耕作放棄地がふえています。当市の現状はどのようになっているのか。

②、耕作放棄地がふえた原因は何が考えられるのか。

③、農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地対策にはどのようなものがあるのか。

④、耕作放棄地の再生への現状と今後の対策をお尋ねします。

(2)、農地法改正について。

①、現在、国会で農地法改正についての議論がなされていますが、主な改正案はどのようなものがあるのか。

②、法改正に伴って、農業委員会の体制にどのような影響があり、どのように対処されるつもりなのかをお尋ねします。

(3)、水俣の農業の今後について。

①、若者が農業に参入できるか。

②、農外企業が農業に参入できるのか。

③、水俣の農業を守るための課題と対策をお尋ねします。

次に、水俣駅前駐輪場について質問いたします。

①、水俣駅前駐輪場設置の目的について。

②、自転車は何台置けるのか。

③、毎年放棄自転車を処理されていますが、年何回の処理で何台ぐらいの処理自転車があり、処理費用はどれくらいかかっているのか。

④、駐輪場の整理が悪く、置き場以外にとめてある自転車が多く見受けられますが、原因は把握されているのか。また、その対策は考えられているのか。

⑤、駐輪場についての今後の課題をお尋ねします。

次は、自転車のまちづくりについてです。

①、自転車のまちづくりの目的をお尋ねします。

②、水俣市全体の自転車保有台数は何台か。

③、市役所職員で自転車通勤は何人か。

④、自転車通勤できる範囲の職員はどれくらいか。

⑤、市民ノーマイカーデーの現状はどのようになっているのか。

⑥、3月議会で委員会を早急に立ち上げると答弁されましたが、進捗状況をお尋ねします。

⑦、前回の政策でハード面が問題であり、なかなか実行できなかったと反省をされましたが、今後クリアできる政策があるのかをお尋ねします。

最後に、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画について質問いたします。

①、中・高生の貸し出し冊数が低い原因は何か。

②、ここ5年間の年間貸し出し利用者数が減っているのに、平成19年度の年間貸し出し冊数が多くなっているのはなぜか。

③、活動目的に全庁的な連携・協力体制があり、具体的な取り組みとして、日本一の読書のま

ちづくり推進に係る推進体制の整備強化を挙げられていますが、どのような体制なのか。

④、この推進計画を進めるための実施計画はどのようになっているのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、農業については私から、水俣駅前駐輪場については総務企画部長から、自転車のまちづくりについては副市長から、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画については教育長から、それぞれお答えいたします。

農業について順次お答えいたします。

まず、耕作放棄地について、全国で耕作放棄地がふえています。当市の現状はどのようになっているかについてお答えします。

平成20年度に農業委員会とともに耕作放棄地の一筆調査を実施いたしました結果、水俣市内に1,815筆、94.8ヘクタールの耕作放棄地があることが確認されていますが、この詳細については、洲上議員の御質問に答弁したとおりでございます。

次に、耕作放棄地がふえた原因は何が考えられるかについてお答えします。

平成15年度に全国の農業委員等を対象にした全国農業会議所の調査によると、耕作放棄地の発生要因として、高齢化、労働力不足との回答が最も多く、各地域を通じて8割を超えています。これに次いで多い回答は、土地条件が悪いとなっておりますが、この回答を地域類型別に見ると、平地農業地域では約4割であるのに対し、中山間地域では約6割となっており、この土地条件の差異が中山間地域における耕作放棄が特に進んでいる主要な原因と考えられています。水俣市においても、平成21年4月現在の高齢化率が30.8%と高い値を示していることから、全国的な状況と同じく農業者の高齢化により、これまで耕作していた農地を管理し切れなくなったこと、中山間地域に多くの農地が集中しており、不整形地が多く、農道や水源がないこと、また、担い手の一つであった兼業農家の減少などが耕作放棄地がふえた要因であると考えます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく遊休農地対策はどのようなものがあるかについてお答えします。

農業経営基盤強化促進法とは、効率的かつ安定的な農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用の集積、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に推進していくことを目的としている法律です。この法律に基づき、水俣市では平成18年8月に耕作放棄地の解消・発生防止に関する基本構想を策定し、認定農業者に対しての農地利用の集積や、そ

の他農地の農業上の利用の推進を図る。つまり、この基本構想は、農地を必要とする担い手に対して農地の利用集積を推進していくことが盛り込まれております。また、耕作放棄地については、農業委員会が定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認めるときは、所有者等に土地の利用を促すよう、相手方の紹介やあっせんを行うなどの措置を行うことになっております。さらに、農業委員会の指導を受けても解消が期待できない耕作放棄地については、利用の促進に関する勧告を行い、勧告に従わない場合は、その農地を利用したい組織などと協議を行っていただき、最終的には利用権設定を推進し、耕作放棄地を解消するようになっております。

現在は、全体調査により耕作放棄地の現状が明らかになったばかりであり、これまでお話しした状況に至っておりませんが、平成21年度にまず農地の所有者等に耕作放棄地の取り扱いについての意向調査を行い、希望者などへの積極的な利用権設定やあっせんを推進していく方針であります。

次に、耕作放棄地の再生の現状と今後の対策についてお答えします。

平成20年度においては、市と農業委員会が一体となって東部センター葛彩館横の遊休農地に水俣東部ふれあい農園を開設し、約12アールの遊休農地を解消したほか、洲上議員にも答弁をいたしました。県の耕作放棄地解消緊急対策事業により1.55ヘクタールの耕作放棄地の解消をいたしました。今年度は国の直轄事業として、耕作放棄地再利用緊急対策交付金事業、県の単独事業として子どもたちによる耕作放棄地再生モデル事業、アグリサポート体制整備支援事業など耕作放棄地解消に向けた事業が実施される予定ですので、こういった国や県の補助金、交付金等をうまく活用しながら、国・県の事業で補えない部分については、市単独事業で1ヘクタールの解消を計画するなど、市内の耕作放棄地の有効活用を促進していきたいと考えております。

次に、農地法改正について、現在、国会で農地法改正について議論がなされているが、主な改正案はどのようなものがあるのかについてお答えします。

農地法等の一部を改正する法律案につきましては、5月8日の衆議院本会議で可決され、参議院に送付されたところであります。主な改正法律案としましては、まず法律の目的の見直し、農地転用規則の見直し、農地の権利移動規則の見直し、遊休農地対策の強化などとなっております。法律の目的につきましては、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地耕作者主義の原則、すなわち農地についての権利の取得を促進すべき対象が、農地を効率的に利用する耕作者と明記された点などが見直されております。

農地転用の規制につきましては、現行法では、国または都道府県が農地を農地以外のものにする場合は許可不要とされていたものを見直し、許可権者である都道府県知事などとの協議を行う仕組みを設けたり、違反転用に対する罰則の強化などが見直されております。

農地の権利移動規則につきましては、農地の権利を取得しようとする者が農地のすべてを効率

的に利用すること、個人の場合は農作業に常時従事すること、法人の場合は農業生産法人であることなどの現行の許可要件を原則とした上で、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合には、農業委員会は許可しないとの要件を新たに設け、農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得の排除や、農業生産法人の出資制限の見直し、農地の権利取得に当たっての下限面積について、この下限面積というのは、農地の権利取得に際して、農地取得後の経営面積を定めたもので、本市におきましては40アールとなっておりますが、現行の都道府県知事からは、地域の実情に応じ、農業委員会の判断でこれを引き下げられるようになることなどが見直されています。

また、遊休農地対策の強化につきましては、遊休農地のうち、地域の農業振興を図る観点から、市町村が指定したものについて必要な措置を講ずるという現行の仕組みを、すべての遊休農地を対象とした仕組みにするなどの見直しがなされております。

以上が今回の農地法改正の一部であります。主な改正案であります。

次に法改正に伴って、農業委員会の体制にどのような影響があり、どのように対処されるつもりなのかについてお答えします。

今回の法改正に伴い、農業委員会の役割と機能が新たに加えられ、農地事務は質・量ともに増大は避けられないものと考えられます。今後、法律の施行日までは、施行法、施行令、施行規則などが出されることとなります。その段階で農地事務の具体的な内容などを確認し、それに基づいた調査及び審査、判断の透明性と公平性の確保が保たれるような体制づくりが必要になるものと考えております。

次に、水俣の農業の今後について順次お答えいたします。

まず初めに、若者が農業に参入できるかについてお答えいたします。

近年、農業者の高齢化や後継者不足等により担い手の確保が大変厳しい状況となっており、認定農業者等の担い手や集落営農組織のさらなる支援とともに、若手も含めた新しい担い手の育成・確保は重要な課題と認識いたしております。これまで、就農を希望する方については、その都度個別に御相談に応じ、その内容に応じて農業委員会やJA等の関係機関に取り次ぐなどを実施しており、昨年度は就農希望者1名については、JA農業インターン事業を活用した研修に参加され、その支援を行ったところでございます。

しかしながら、直接農業委員会やJA等へ相談される案件については、なかなか把握することができないということもございますので、今年度中に農林水産振興室にワンストップ支援窓口を設け、窓口を一本化して農地や経営相談、施設整備や融資等への相談をお受けすることで、相談される方の手間を省くとともに、関係機関一体となったきめ細やかな支援を行うことで、さらに

農業参入しやすい体制整備に努めていきたいと考えております。

次に、農外企業が農業に参入できるかについてお答えいたします。

一般企業が農業に参入する方法としましては、新たに農業生産法人を設立する、既存の農業生産法人に出資して運営に参画する、特定法人貸付事業を活用して直接企業が参入するといった3つの形態がございます。特に、最後に申しあげました直接参入する方法といたしましては、平成17年に農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことを受け、本市でも平成18年に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しを行い、市内全域を対象区域として企業が農業参入できるように整備しておりますので、先ほど申しあげましたワンストップ支援窓口を活用して本制度の周知を図りながら、農業参入への促進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、水俣の農業を守るための課題と対策についてお答えします。

2月に開催いたしましたこれからの水俣第一次産業を考える会議でも、さまざまな課題、対策案等をちょうだいしておりますが、農業を守るといいますか、今後さらに農業振興を図るためには、大きく分類して3つの課題が考えられると思います。

まず1つ目は、担い手の確保です。果樹や茶、畜産といった専業農家はもちろんですが、農業従事者の高齢化や担い手不足は、特に山間地域や中山間地域の水田農業において顕著であり、生産力の低下や農地の荒廃化を招くなど、産業としての停滞とともに農村環境の悪化が懸念されています。

2つ目は、基盤の整備です。水田農業を主体として、農道整備等も含めた基盤の整備は本市の喫緊の課題であり、耕作放棄地の増加や農業離れを加速化させる大きな要因ともなっております。

最後の課題は、販売並びに流通です。農産物価格の低迷は、農家の経営安定に大きな打撃を与え、再生産性を阻害されることで離農に直結するなど、有利販売による価格の安定や流通体制の整備は、農家の切実な課題ではないかと考えております。

これらの3つの課題解決に向けた対策といたしましては、まず、担い手の確保につきましては、さきに述べましたワンストップ支援窓口を就農相談も含めたさまざまな営農支援の窓口となり、芦北地域振興局やJA、農業委員会等の関係機関の協力を得ながら、意欲ある担い手の育成・確保に努めたいと考えております。また、兼業農家や高齢化農家が主体となる集落営農組織も本市の重要な担い手であり、農業機械の共同利用や農作業受託といった役割を担うことで、個々の農家の労力軽減となりますので、今後、久木野を中心とした水田農業地域を主に組織化を進めていきたいと考えております。

次に、基盤の整備ですが、水田の区画整備につきましては、第2期となります県営中山間地域総合整備事業を活用して順次進めていく計画でありますし、その他農道整備や簡易な圃場整備等



につきましては、各集落や地域の実情、御要望等を勘案しながら、より有利な予算獲得に努めていきたいと考えております。また、お茶や果樹等の樹園地につきましては、園内道の整備や既存農道の舗装化を進めるとともに、水田農業も含めて農業機械や施設の導入も農業にとって基盤と言えますので、認定農業者や集落営農組織、その他農業団体の導入に対し順次適切な支援をしてまいりたいと考えております。

最後の販売並びに流通につきましては、特に生産量の多いかんきつ類やタマネギは、本市のみならず、津奈木町や芦北町、JAといった関係機関一体となった取り組みが不可欠であり、消費者にとって魅力となる付加価値をつける、いわゆるブランド化を図ることが重要となります。近年の消費者は、本物志向、安全・安心志向がより高まっておりますので、品質向上や低コストとともに、消費者ニーズに即した生産技術の向上を図り、価格安定化につながるよう関係機関と連携し、支援していきたいと考えております。また、消費地となる都市部から遠い本地域にとりまして、流通コストが大きなネックとなり、市場等でも高単価で取り引きされても、農家収入はなかなか反映されないといった課題がございます。

このようなことから、流通コストのかからない本市周辺部での販売・消費を念頭に置き、給食炊や新鮮市など販売機会の創設や販路開拓に向けた支援など地産地消の推進に取り組んでおりますが、今後もさらに推し進め、小規模・高齢な農家でも安定的・計画的な収入を得ることで、魅力ややりがいを感じられるよう対策を講じていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、耕作放棄地がふえた原因ということで答弁をいただきましたけど、確かに高齢化、これが1つですね。これは何かでちょっとお聞きしたんですけど、現在農業をされている6割の方が65歳以上という格好の高齢化が進んでいるというような状態みたいなんです。それと2番目が農地の受け手がいないということ、それと生産性が低いのでつくらない、それと土地条件が悪い、これは先ほども言われたように、道がないとかいろんな条件が悪いということ、それでもう一つは基盤整備実施地区が少ないという、こういうのも全国的には原因の一つかなということで、1点だけちょっとお聞きをしたいんですけど、答弁の中にも若干あったのかなと思うんですけど、簡単な草刈りとか、泥を入れるだけで耕作放棄地の解消という部分があるのかなという気がしますので、基盤整備というのは必要ということで先ほども言われたと思いますけど、大きな基盤整備ということではなく、道路がないところに道路をつくるとか、そういう簡単な農道整備等、こういうのを今後される予定があるのかどうか、また、その予算というのは確保できるのかどうか、これを1点お伺いしたいと思います。

それと、農地法改正について時間をかけて答弁をしていただきました。私がこれを取り上げた

のは、今後、農業委員会というのが、今一生懸命頑張っておられるということにはわかるんですけど、ますますそちらの方が重要視になってくるのかなということを思ったものですから、これを1つ、ちょっと取り上げてみました。

そこで、質問なんですけど、農業委員会の事務局は現在3人なんですけど、農水室と仕事の内容等を検討し、事務局を強化するというために、農水室の職員と農業委員会の事務局の組織体制というのを見直される考えはないのか、これを1つお伺いしたいと思います。

それと、農業問題についてなんですけど、私、水俣の今後の農業問題について、こういう考え方をちょっと持っているんです。それは、まず、水俣の農業を守るためにはどこに視点を置くか、私は2つの目的があるのではないかなという考え方を持っています。1つは、農地を守る目的、農地を守るということは、先ほどもあったように、耕作放棄地関係等をどうしていくのかという格好のもとに立った政策を打っていくと、それともう1つは、雇用を守る、または雇用を増加する、この2つが大きな目標という格好で、簡単な大きな目標を立てていただいて政策を打っていくというのが必要かなという気がします。

農地を守るためだけならば、耕作放棄地をなくすというような考え方に立てば、個人、団体、農業をされていない方に作物をつくってもらおうというような対策を考えると、それと市民農園、これのシステムをつくるということですね。市民農園ということであるならば、水俣市以外の方たちも参加をしていただいて作物をつくっていただくと。それと、会社を定年退職される方がふえてくるということですので、その方々に農業をやっていただくという、こういうことを考えてみてはどうかなと思います。

そこで、2点ほど質問なんですけど、先ほども言ったように、農業をされていない方々をどう巻き込んでいくかということで、各地区の団体、例えば、これは例えなんですけども、婦人会とか老人会あるいは自治会等に呼びかけをして農作物をつくってもらおうという、そういう体制がでないものかですね。

それともう1点は、定年退職者を農業に参加していただくということで、退職者の農業参入についてどう考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

それと、雇用を守るという観点から考えた場合、まず1番目に考えられるのが、先ほども答弁であったと思うんですけど、農業で生計が立てられる農家、これを育てることが1つの目的、それと企業参入、それと第六次産業の確立、これをつくって消費者へ加工、いろんな部分の中で、今現在六次産業ということが言われていますので、これをどう考えるかということになってくると思います。

それで、1点だけ質問なんですけど、今後の専業農家をふやす、あるいは企業参入という考え方があるのかどうか、その点をお伺いします。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、5つ御質問があったと思いますけれども、1番目は、耕作放棄地の基盤整備や農道整備についての御質問だったと思います。

御承知かと思えますけれども、現在、久木野地区で圃場整備を実施しておりますけれども、この整備事業に申し込みをされておりますけれども、国の補助の問題とか、あるいは地域での意見のまとまりがなかったために先送りされた部分が残っているというようなことがあります。今後、これらの地区につきましては、再度いろいろ御意見をお聞きしながら、整備の意思があるのかどうかとか、そういったこともお聞きしながら、地域におきましても、補助等についてはいろいろなお考えもございまして、また、補助率によって、いろいろなまた考え等も出てきております。したがって、そういったところも勘案しながら、ことしは経済危機臨時交付金というのがございまして、それにおきまして実施効果の高いといえますか、市単独の事業も検討するようにしていきたいと、そのように思っているところでございます。

それから、2つ目、農業委員会の事務局は、現在3人であるけれども、組織体制を見直す考えはないかということだと思いますけれども、法の改正によりまして、農業委員会の役割とか、農業委員会が非常に重要になってくるんで、さらに重要になってくるのではないかなというようなことに対する御質問だと思いますけれども、これは先ほどお答えいたしましたけれども、今、施行法、施行令、それから施行規則、そういったものが出された段階でございまして、それによって業務量もまた変わってくると思いますので、その業務量を見ながら対応していきたい、このように思います。

それから、3番目、各地区の団体、例えば婦人会等が休耕地や荒れ地に何かつくってもらう体制はできないのかということでございます。これも答弁の中で申し上げたと思いますが、現行の農地法につきましては、下限面積が決められております。そういう点からしますと、ちょっと難しいところもございまして、今後、法改正がありまして緩和措置が出てきますと、可能になるのではないかと考えておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと、そのように思います。

それから、定年退職された方の農業参入についてはどう思われるか。実際、タマネギ農家に定年退職された方が実際入っていらっしゃるということもございまして、先ほど申し上げましたけれども、ワンストップ支援窓口を設けておりますので、そこら辺で、できるだけいろんな形で関係を広げながら、その中で参入につながるような窓口にしていきたいなと思っております。

それから、今後、専業農家をふやす、あるいは企業参入のお考えはないかということでございます。専業農家や企業参入につきましては、大規模な農地を活用するモデルとして、収益性の高い施設整備あるいは省力化に向けた農業機械の導入の支援と、そういったものを引き続き考えていきたいなと思っております。

それから、企業参入につきましては、議員御質問の農外企業の参入でもちょっとお答えいたしましたけれども、農・商・工が連携した農林水産業への企業参入と、積極的に推進してまいりたいと思っておりますので、ぜひ、まずはワンストップ支援窓口の活用をいただいて、御案内を広げていきたいなと思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問を行いたいと思います。

私は、専業農家をふやすというのは、水俣の今の農地ではなかなか難しいのかなという考え方を持っています。ということであるならば、将来できるかどうかわかりませんが、農地を開くためには、1つ大きな山をすばっと切って、そこに農地をつくるとか、あるいは先ほど言われたように、基盤整備を早くするとか、そういうことが必要なのかなと思うんですけど、なかなかこれは現実的に難しいのかなということを考えています。

そう考えますと、水俣はやっぱり兼業農家、こちらを育てる、そういう方向にある程度力を入れるということも大事なのかということで、半農半漁、あるいは、これは1つの例なんですけど、湯の鶴あたりで半農半旅館という格好で、旅館をしながら農業をすると、そういう考え方という方法もあるのかなということで、そういう将来の水俣の農業をどうするか、そういうことをよく考えていってもらえればなと思います。

そこで、2点だけ質問したいんですけど、農業委員会の体制ということ为先ほど質問したんですけど、農業委員会あるいは農水室に将来の水俣を考えるということであるならば、外部から1年ないし2年、農業のスペシャリストというか、何か全国から募って、そういう人を配置するというのも1つの策かなと思うんですけど、これについてちょっと見解をお伺いしたいと思います。

それと、もう1つ、今も話をしたんですけど、目先の農業も大事だと思います。ただ、水俣の将来を考えるならば、10年、20年後の農業経営戦略、これをどのように立てられているのか。

その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、農業委員会あるいは農林水産振興室に外部からスペシャリストを配置する考えはないかということでございます。

現在、このスペシャリストの配置というのは、JAあしきたと芦北地域振興局に今御指導をお願いしているところでございます。議員お尋ねのスペシャリストの配置につきましては、今後、農業を展開していく中で十分検討しながら、必要であれば、検討しなければならないと思っております。

それから、10年、20年後の農業経営戦略は立てられているのかということでございます。

近年の経済状況の悪化を見ながら、なかなか厳しい状況が続いていくのではないかなというようなちょっと悲観的な考えも持っているんですけども、いずれにいたしましても、今、第一次産業を考える会というのを立ち上げております。その中で、いろんな今課題も出していただいておりますし、この前、平松議員にも申し上げましたけれども、今後それぞれの分科会、それぞれの専門部会に分かれて、いろんな形でまた課題をさらに突っ込んで出していただき、その中で検討させていただき、そのことについて本当に急ぐものは急ぐ、じっくりいくものはじっくりいくというようなことをしっかり考えながら、前回、平松議員にもお答えしましたとおり、急ぐものは急いで、きちっとした形で具体的に姿の見える、そういう運営をしていきたいと思っておりますので、今後、第一次産業を考える会あたりを中心にして、そしてこれからの農業振興計画にぜひ盛り込みながら頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣駅前駐輪場について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、水俣駅前駐輪場に関する御質問にお答えいたします。

まず、駐輪場設置の目的についてお答えします。

本駐輪場は、鉄道を利用する方が駅まで自転車で来られたり、駅から目的地まで自転車で移動される場合、また、自転車で駅周辺に来られる方々の利便を図るために設置されております。

次に、自転車の駐輪可能台数についてお答えします。

自転車専用駐輪場には262台が駐輪できます。また、自転車とバイク兼用の駐輪場には28台の自転車の駐輪が可能です。

次に、放棄自転車の処理に関して、年間実施回数、台数及び費用についてお答えします。

放棄自転車の処理については、年1回、5月か6月ごろに長期間放置していると思われる自転車に対し警告シールを貼付し、一定期間経過後に撤去しております。撤去は、法律の規定の通り6カ月間保管し、その後、廃棄処理を行っております。処理台数は年間60台程度で、処理は環境クリーンセンターに依頼しており、処理費用については減免いただいております。

次に、自転車が置き場以外の場所に置かれている原因及びその対策についてお答えします。

原因といたしましては、まず、自転車利用者のマナーの問題があると考えております。駐輪場

を整理した後、駐輪できる場所があるにもかかわらず、区域外に駐輪してある自転車も多く見られます。また、撤去作業を年1回しか実施しておらず、放棄自転車が駐輪場内にふえ、駐輪できない状況となっております。対策といたしましては、春と秋の全国交通安全運動期間中に、自転車の利用者に対して、マナー向上を目的としたキャンペーン等を実施しているところです。

次に、駐輪場についての今後の課題についてお答えします。

先ほど申し上げましたように、駐輪場内に放棄自転車が 많이 ことから、定期的に駐輪場内を整理する必要があります。また、自転車をきちんと駐輪場に駐輪していただくよう、利用者のマナー向上を図る必要がございます。

駅前には市の玄関でもあり、景観を損ねない駐輪場であることが大切です。今後、警察、地域、高校等関係機関とも連携をとりながら、整理された、利用しやすい駐輪場となるよう努めてまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問に入ります。

現状の把握の中で、今、部長が話をされたんですけど、私もあそこの駐輪場を大分見せてもらいました。その中で、まず、あそこは高校生の自転車が多いということですね。それで、これは水俣高校、水俣工業高校の生徒の自転車が多いんですね。八代、出水の生徒は少ない。といいますのは、私が調査したときに、朝6時30分の八代行きと6時5分の出水行きの時間帯の中では、高校生は2人だけあそこに自転車を置いていました。それと6時43分の八代行きの時間帯は6台、それと6時53分の出水行き、これは8台ということで、合計16台ということで、水俣高校・工業高校の生徒の自転車が多いのかなと。それと、答弁にもありましたように、放置自転車が多いということですね。それとラックが高いのと低いのあるんですけど、あの高い部分に載せにくいという格好で、載せていないのが多いということですね。それと、もう1つ言われましたように、駐輪場以外へ置いている自転車が多いということなんですけど、これを見ますと、高校生の自転車が結構多いんですね。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今年の水俣高校、水俣工業高校の生徒の電車通の生徒数、これを把握されているのか。

それと、もう1点、自転車置き場の数、これが現在で足りていると思われているのか。

この2点を質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 水俣高校、水俣工業高校の電車通学者の数は把握しているかということでございますけれども、水俣高校につきましては、生徒数が577人に対しまして、電車通学が85人、14.7%、それから水俣工業高校が260人で電車通学が34人ということで13%というこ

とになっております。

それから、自転車置き場の数は足りているかということでございますけども、駐輪場の可能台数は大体290台でございます。今申しましたとおり、水俣高校・工業高校の生徒さんの通学者は大体119名でございますので、残り171台でございますので、本当は十分足りているというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは3回目の質問ですけど、部長が言われましたとおり、私も水俣高校に自分で出向いて、教頭先生あるいは担当の先生とお話をさせていただきました。

今言われたとおり、電車通学は85名と、それと工業高校はちょっと行けなかったものですから、電話で確認をさせてもらったんですけど、34名と、大体80%から90%が自転車を利用しているのかなという答えをいただいております。

ということは、この駐輪場は高校生の自転車を管理するとうまく管理ができるのかなと。要するに、290台ですか、先ほど部長が言われました。その台数に関して119台、もし両校が自転車を利用するということであるならば、それだけの数をあそこに置いてるという格好になるんです。だから、水俣の玄関として恥ずかしくないという駐輪場をつくるならば、そこにまず視点を置く、そこをどう解決していくかによって、ここの整備がある程度なされてくるのかなという考え方を私持っています。

そこで、お尋ねします。

水俣高校、水俣工業高校両校と駐輪場のことで話をされたことがあるのかどうか。

それと、もう1点、3年生は3年間自転車を利用して、3月には卒業していくと、ほとんどの電車通学ということであるならば、水俣市内の子どもではないんですね。じゃ、その卒業したときに、その自転車をどうしているのか。家に持っていつているのか、それとも放置してるのか、そこの部分で放置自転車の数関係等もある程度見えてくるのかなという気がします。

やはり水俣は環境モデル都市ですので、ごみを出さないという観点、そこを考えていってほしいということで、もう1つの質問なんですけど、今後、この水俣高校・工業高校を含めて協議の場を持つ必要があると思いますけど、この点をどう考えられるか。

この3点を質問します。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 両校と駐輪場のことで話をしたことがあるかということでしたけれども、具体的にはしておりません。

それから、今後協議の場を持つ必要があると思うがということでしたけれども、今、議員おっしゃいましたように、駅というのは水俣の玄関口ということで、景観上も当然いい景観でなけれ

ばならないというふうに考えております。まして、環境モデル都市ということであれば、なおさら駅前については、もう少し注意を払うべきだったかなというような反省も実はしております。

今ありましたように、そういう通学者の放置自転車につきましては、やはり3年間、卒業していくときに放置していくのが多いので、多分そのまま残っているのかなというのがあります。市の方も年に1回しかその整理をやっていないということにも問題があるのかなというふうに思っておりますので、もちろん学校に事前にその辺の話をしに行くということは、これは大事かなと思いますので、ぜひそれをやらせていただきたいというのと、もう一步、我々としては進めて、市の方でも条例化するなりして、処理が簡潔にできるような方法をちょっと検討してみたいなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、自転車のまちづくりについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、自転車のまちづくりに関する御質問に順次お答えします。

初めに、自転車のまちづくりの目的についてお答えします。

本市では、これまでの環境に関する市民協働での取り組みが評価され、昨年7月に国の環境モデル都市に認定されました。このアクションプランの環境配慮型暮らしの実践として、自転車のまちづくりを掲げています。目的としましては、地球温暖化防止のため、車中心の交通システムを見直し、二酸化炭素の排出量削減に効果が期待できる自転車利用を推進するため、自転車のまちづくりに取り組むことといたしております。また、自転車は心身をリフレッシュし、健康づくりにも効果があると言われており、そのことも自転車のまちづくりを推進する目的の一つとなっております。

次に、水俣市全体での自転車の保有台数についてお答えします。

本市における自転車の保有台数については調査を実施しておりませんので、実際にどれだけの自転車が保有されているかわかりませんが、水俣警察署にお尋ねしましたところ、津奈木町と合わせて年間約600台から700台の自転車の防犯登録がされているとのことでした。そのほかにも、購入しても防犯登録がされない場合もありますので、予測は大変困難ではありますが、ほとんどの世帯が自転車を保有し、家族構成によっては数台の自転車を保有している世帯もたくさんあると思われることから、水俣市全体では、約1万台から2万台の自転車が保有されているものと推測されます。

次に、自転車通勤をしている職員数についてお答えします。

企画課において、平成20年3月に実施したアンケート調査並びに今年4月に実際に自転車の台数を調べた結果では、本庁勤務職員のうち、約100人が自転車通勤をしている状況です。



次に、自転車通勤のできる範囲の職員はどれくらいかという御質問にお答えします。

自転車通勤の範囲については、坂道などの地形的な条件もあるため、具体的な取り決めはありませんが、水俣市一般職の職員の給与に関する条例において、通勤手当の支給が自宅から勤務地までの距離が2キロメートル以上となっていることから、本庁勤務の職員に関しましては、手当の支給対象外となる、少なくとも173人の職員が徒歩か自転車での通勤が可能ではないかと考えています。

次に、市民ノーマイカーデーの現状についてお答えします。

市民ノーマイカーデーは、環境モデル都市を推進する施策の一つとして、今年3月から毎月第1及び第3水曜日に設定をしました。導入に際しましては、各世帯へチラシの回覧等を行い、現在も啓発活動等を実施しておりますが、残念ながら、広く市民に浸透していないのが現状ではないかと思えます。しかし、環境モデル都市として、CO<sub>2</sub>削減のためには重要な施策の一つであると考えますので、今後も引き続き市内事業所へ協力をお願いするとともに、環境モデル都市推進課など庁内の関係部署とも連携をとりながら、ノーマイカーデーの推進に努めてまいります。

次に、今年3月市議会で答弁しました自転車のまちづくり委員会の立ち上げの現状についてお答えします。

自転車のまちづくり委員会につきましては、当初企画課を事務局として新たに立ち上げる構想でしたが、環境モデル都市推進課において、モデル都市推進のための委員会が立ち上げられ、その中の5つの円卓会議の一つに、自転車・公共交通円卓会議が設置されました。環境モデル都市推進課とも協議した結果、構成メンバーが余り変わらないこと、また、検討していただく内容が重複することもあり、自転車のまちづくりに関することは、自転車・公共交通円卓会議の中で協議をしていただくこととしました。今後は、円卓会議の中で十分に協議していただき、自転車のまちづくりの推進を図ってまいります。

次に、前回の政策において、ハード面の問題がなかなか実行できなかったが、今後クリアできる政策はあるのかとの御質問にお答えします。

ハード面の整備につきましては、財政的な問題等もあって、これまでなかなか進まなかった経緯があります。現在、環境省の事業を活用して市民自転車共同利用システムを計画しておりますが、今後も国の補助事業等を活用しながら、ハード面の整備につきましても検討してまいります。

今後は、先ほど述べました円卓会議において、整備箇所、また整備方法等について協議をしていただき、それをもとに活用できる国の補助事業等についても検討してまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問に入ります。

自転車のまちづくり推進に関する提言書というのが平成11年度に作成されたということは、もう皆さんも御存じだと思います。私、その中で、今回3つのことについて一応考えてみました。1つは、自転車通勤についてなんです。これはノーマイカーデーにもかかわることだということです。2つ目は、事業を成功させる組織ということについて。それと3つ目が、ハード面、つまり道路についてですね。

まず、1番目の、自転車通勤についてなんですが、提言書の中でも、市役所としては積極的に取り組んでいくということ言われています。役所の職員が率先して取り組むということによって、市民とか事業所に、ノーマイカーデーの運動展開、こういうのができてくるのかなという気がします。

そこで、現在の市役所の自転車の通勤者は先ほどの答弁の中では100人という格好を言われました。それと、通勤手当の関係で2キロで173名が通勤範囲というような格好を言われたんですけど、提言書の中では、通勤範囲の考え方は3キロが一番多いのかなということ言われています。それと、10キロ以内であるならば、自転車を使うのが可能かなということ言われているんです。そういうことを考えた場合、今、100名という数字が市役所内での自転車通勤の数なんですけど、これが目標が達成できたのかどうか、そこを1点お聞きをしたいと思います。

それと、当然、自転車通勤がふえるということであるならば、駐輪場の環境整備、これが出てくると思います。それで、市役所の駐輪場の現状、これがどうなっているのか、そこを1つお聞きしたいと思います。

それと、2つ目は、組織についてなんですけど、やっぱり組織というのは機能して初めて組織が成り立っていくということなんです。この自転車のまちづくりというのは、もうこれは失敗は許されないのかなという考え方のもとに頑張っていたきたいという気持ちが私も物すごく強いです。それで、答弁の中で、この組織としては自転車・公共交通円卓会議ですか、これを設置して行うということなんですけど、これ2点ほどちょっと質問したいと思いますけど、自転車のまちづくり委員会という名称、これはもうなくなるということなのか。

それと、今後のまちづくりの事業について、11年度の提言書を基本とするのかどうか。

この2点をお伺いしたいと思います。

それと、あと1つ、ハード面なんですけど、これ、去年の6月に道路法が一部改正をされて、歩道への自転車の乗り入れ、これの考え方が少し若干変わったのかなという理解をしているんですけど、自転車の安全上は、道路を通るよりか歩道を通った方がより安全と、ただ歩行者にとっては、自転車が歩道を通るということは危険性が増すのかなということが考えられます。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいんですけど、水俣市内の道路で自転車が通行可能な標識、これがあるんですけど、その設置されている場所と現状というのはどのように把握されているの

か。

以上、質問いたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、自転車のまちづくりの第2の質問にお答えいたします。

まず、市役所での自転車通勤の目標を達成できたかということですが、確かに提言書の中では、3キロぐらいはできるだろうということもありますし、10キロ以内なら可能なのかなと。ただ、今回いろいろ調べてみたら、やはり水俣の場合、大体2キロから3キロが役所に通勤する場合、坂道とか何かがなくてできるのかなということで、一応2キロまでが173名、5キロまでが68名いますので、合わせますと大体240ぐらい、四、五十いるのかなと。ただ、この中に子どもを育てていて、どうしても子どもたちの送り迎えがあったり、いろんなことができるということで、やはり我々としては、100名という今現状ですので、これをあと50人ぐらいはふやしていく必要があるのかな。ただ、これも毎日、じゃやるのかなということもありますので、今のところ、週に1回は必ずというような形で、今、環境ISOの中で通勤手段の調査も行っていきますので、個人個人が、じゃ、去年はこれだけだったけども、自分としては今月はこれだけ歩いたり、自転車とか公共交通機関を利用したいというような目標を設定してもらって、それをチェックしていくと。それで全体的な年間の達成を見ていくというような形の両方あわせながらシステム化していく必要があるのかなと思っておりますので、今後とも職員につきましては、また自転車通勤の奨励をしていきたいと思っております。

また、市役所の駐輪場の現状ですけれども、屋根がついている分は30台分ぐらいしかありません。そういった意味で、駐輪場も今後考えていく必要があるのかなとも思いますけれども、ただ、実態として、これがあるからできないという意見もあったんですけども、雨の日は、やはり皆さん、余り自転車で来られません。それであれば、今ある、屋外でもいいから、ちゃんときれいに整理をして置いていくということと、乗らない自転車が放置してあります。こういったものを整理していけば、今の状況でも、職員につきましては、月に何回、週に何回乗ってくる分については確保されているんじゃないかなかなと思っております。ただ、状況を見ながら整備も考えていく必要があるのかなと思っております。

3番目に、まちづくり委員会ですけれども、自転車のまちづくり委員会につきましては、先ほど言いましたように、名称を自転車・公共交通円卓会議の中で議論するという形で決めておりますので、名称は変わっていきますけれども、ただ、この自転車のまちづくりについては、交通手段だけじゃなくて、いろんな、サイクリングをやっている人とか、いろんな自転車が好きな人とか、そういった人たちがやっぱり入って楽しみながら、交通システムとあわせてやっていかなきゃな

らない。また健康面での影響とか、そういったことも住民の方々に知らせていく必要があるなど  
思っておりますので、その中では、また作業部会等をつくりながら、委員会構成メンバーを見直  
して、自転車のまちづくり委員会に匹敵するような形で今後考えていきたいと思っております。

また、11年度の提言を基本とするかということですので、一応、せっかく皆さん頑張ってつ  
くっていただいた提言書ですので、なかなかこれも達成できていない部分がありますので、これ  
については十分参考にしながら、今後の検討の土台にしていきたいと思っております。また、市内の  
自転車通行可能な標識の設置場所ですけれども、これは国道3号の六つ角から旧警察署までが今つ  
いております。それで、確かに3号線はなかなか自転車で走りにくいということで、その部分に  
ついてはいいのかなと思っておりますけれども、そのほかの場所は車も自転車も同じ路面を走ったり、歩  
道を自転車が走ったりしておりますので、この辺については、今後、自転車のまちづくりの中  
でも、そういった自転車と歩行者、また車道と自転車の相互関係、そういったのを調査しながら、  
新たなルールづくりも考えていく必要があるのかなと思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、3回目の質問です。

駐輪場の件は、私も何日か調べさせてもらいました。言われるとおり、屋根のあるところは少  
ないということなんですけど、私が調べたときには、大体裏の方、市役所の裏の方に90台ぐら  
いとめてありました。それで、やっぱり放置自転車があるんですね。それともう1つ、表玄関の横  
に駐輪場をつくってあるんですけど、あそこは私はお客様の駐輪場かなと、私も前はとめていた  
んですけど、そういう気持ちがあって、このごろは裏にとめるんですけど、ここに若干職員の方  
がとめている部分もありますので、そういうところを注意してもらいたいということ。

それと、もう1つは、駐輪場以外にやっぱりとめられている分もあるんです。これははっきり  
言って、私見せてもらいましたので。ということであるならば、この駐輪場のそういう悪い部分  
を、放置自転車を処理するとか、そういう部分を今後の対応としてどうされるのか、これだけ、  
1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 市役所の駐輪場の管理につきましては、今御指摘がありましたように、そ  
ういったことも含めて、放置してあります自転車の撤去だったり、案内板の設置、また市民が使  
う場所と職員の駐輪場の区分けと、そういったものにつきましては、今後ちゃんとした形で指導  
してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画について答弁を求めま  
す。

大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 次に、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画についての御質問に順次お答えします。

まず、中高生の貸し出し冊数が低い原因は何かの御質問についてお答えします。

水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画の策定に向けて、平成19年度において市民アンケート調査を実施しましたが、その結果、中高生への市立図書館の本の貸し出し数字が低い状況にありました。また、学校図書館の利用につきましても、小学校では多くの児童が学校図書館を身近に利用しており、読書量は多いと言えますが、中学校、高校ではその利用は少ない状況にあります。

その原因としまして、アンケートの結果では、中・高校と校程が上がるにつれて、部活や通塾等によって市立図書館へ行く時間がないとの回答が42%と半数近くもあります。また、中高生世代の多くの子どもたちは、情報や知識を身につける手段として、本よりもインターネットや携帯電話等への興味を抱いており、本市の中高生にも同様のことが言えるものと思われます。さらに、市立図書館を利用する中高生の多くは、試験や受験勉強のために市立図書館を利用しておりますが、本を借りて読む時間はなかなかとれないように見受けられます。このような状況から考えますと、中高生の貸し出し冊数が少なくなる原因としまして、子どもたちの学習や興味、生活実態の変化のあらわれとして受けとめることができると思います。

しかし一方では、本を読むことが好きが84%、また、本を読むことは大切であるとする小中高生は89%となっているアンケート結果から見ましても、一人一人の読書意欲や意識は非常に高い傾向がございます。

そこで、昨年から市立図書館を利用する中高生に、より多く本に手を伸ばしてもらうために、中高生世代に共感される小説等を初め、さまざまなジャンルの図書を並べたヤングアダルトコーナーを設置するなどの取り組みをしているところです。

次に、ここ5年間の貸し出し利用者数が減っているのに、平成19年度の年間貸し出し冊数が多くなっているのはなぜかとの御質問にお答えします。

市立図書館の年間の貸し出し利用者数は、ここ数年減っている状況にありますが、年間貸し出し冊数は確かにふえております。このことは、移動図書事業の充実を図るために、平成18年度から市内幼稚園、小・中学校への巡回スクールライブラリーを実施していることや、読み聞かせを行っている保育園や学童クラブ等に対して団体貸し出しを行っている数字があらわれたものと思えます。

このように市立図書館の利用促進のためには、移動図書館車を積極的に地域へ出向かせ、学校等を対象にした巡回スクールライブラリー、団体貸し出し等も効果的ではないかと考えています。特に、市立図書館と学校との連携による取り組みは、より多くの児童・生徒が本に親しみ、

豊かな心をはぐくむための機会として、また市内小・中学校の学校図書館の支援・充実を図る上で、今後とも大いに活用していきたいと考えております。

次に、活動目的に全庁的な連携協力体制があり、具体的な取り組みとして、日本一の読書のまちづくり推進に係る推進体制強化を挙げられているが、どのような体制なのかについてお答えします。

現在、必要に応じ、庁内の関係機関と連携して日本一の読書のまちづくりに取り組んでいるところです。具体的には、昨年度から健康高齢課及びこどもセンターと合同で4カ月児、6カ月児健診時のぐるりんぱブックスタート事業による絵本の贈呈や読み聞かせを実施しております。また北袋地区では、高齢者向けの読み聞かせを実施しています。先月オープンしました水俣市ふれあいセンターでは、企画課とともに絵本コーナーを設置し、市民が気軽に絵本に触れる機会を設けました。さらに、昨年はJICA研修員に協力してもらい、母国語での絵本の読み聞かせを行っていただきました。特に今年度進めております環境絵本大賞募集事業でも、環境対策課等と連携を図ることにより、事業の効果を上げていきたいと考えているところです。

このように推進体制については、事業の内容により、庁内のさまざまな部署と連携協力することはもちろんのこと、水俣市読書のまちづくり推進協議会と連携を図りながら、日本一の読書のまちづくりを推進してまいりたいと思います。

次に、この推進計画を進めるための実施計画はどのようになっているかについてお答えします。

本推進計画に関する実施計画は策定していませんが、本推進計画は、今後の読書のまちづくりを推進していくための実施計画も含むものととらえておりますので、この推進計画について御説明します。

この推進計画は、将来像を、すべての市民が読書に親しみ、人生をより深く生きる<sup>いのち</sup>生命安らぐまちと定め、地域、家庭、学校及び図書館という4つの視点で取り組むこととし、それぞれの基本方針を、市民だれもが読書に親しみ、心豊かに暮らす読書環境づくりの推進、2、子どもの未来を見詰め、感性を磨き、健やかな成長を願う読書活動の推進、3、学校で本に触れ、親しむ機会をつくる読書活動の推進、4、だれもが利用しやすい、足を運びやすい図書館活動の推進と定め、それぞれに活動目標を掲げ、具体的な取り組みを設定し、その取り組み時期を短期期・中期・長期と定めて計画をしております。

また事業の実施に当たっては、優先順位を定め、今年度にあつては、市制60周年事業でもあります環境絵本大賞の募集事業を中心に、学校図書館ボランティアの配置や、第2・第4土曜日の読書の日におけるおりがみ教室や、英語版の絵本の読み聞かせなど関連事業の実施、短期的な事業の実施を初め、昨年度から実施している図書館まつり等を継続し、読書のまちづくりを推進し

ていきたいと考えております。

今回の推進計画では、施策の指標を設け、事業の進捗状況について検証する評価委員会等を設置し、事業の効果的な推進を図ってまいります。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁がすばらしい答弁で、時間がちょっとなくなりまして、ちょっとあれなんですけど。

まず、いつも組織論なんですけど、私、現場の声をよく聞いてもらいたいということなんです。体制をとるのに、まちづくりの推進協議会の名簿、これを見てもみますと、学校図書館の担当者あたりは入っていないんですよ。だから、とにかく物事を進めるには現場、この意見をよく聞くというのが大事かなということを1点申し上げたい。

それと実施計画、今言われたんですけど、これも大事な部分ですので、ぜひ、これを早くつくっていただきたいということで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

いよいよ最後になりました。議員の皆さんも執行部の皆さんも、最後、びしっとした議論をして終わりたいと思いますので、最後までよろしく願いをいたします。

先日、水俣で塾を経営されている方と話をする機会がありまして、昨年、生徒の減少に歯どめがかからないということと言われていました。これはよそ地域でもこういった現象はあるそうなんです、この方は鹿児島島の川内と国分にも塾を持っておられまして、水俣は中でもやっぱり非常に厳しいということと言われていました。

教育関係のお金というのは、少子化によって、みんながお金をなるべく右肩上がりを使うようなお金だったんですけど、ここに来まして、世界同時不況、こういった不況、水俣の疲弊したところがこういった部分にもあらわれてきたのかなというふうに思います。

今議会で水俣病の問題がいろんな形で話されております。患者補償の問題、指定解除の問題、分社化の問題、患者さんの立場の意見、原因企業に立った意見、いろんな意見があると思うんで

す。それは別に全然それで構わないと思うんですけど、水俣病の被害者は水俣病の患者さんだけでしょうか。どうもやっぱり水俣市民がどこか置いていかれているような気が少し私はしております。

よそに行って、水俣出身と言えず、肩身の狭い思いをした方、水俣病というイメージで、観光、商業、工業、農林水産業が落ち込んでしまったのは、過疎化していく地方都市、そういったことだけではなく、水俣病問題が大きくかかわったことは間違いないと思います。

汚染者負担原則、PPPの原則はわかります。しかし、水俣病は原因企業だけの責任ではなく、疑わしい排水があったときに、法的にとめることができたにもかかわらず、法を行使してとめなかったことは違法であると、国の責任も最高裁で問われたわけです。

バブル崩壊の後、日本経済は失われた10年と呼ばれました。非常に困窮しました。水俣は昭和31年5月1日に、チッソの会社病院ですかね、よく言われていましたが、あそこの細川医師が原因不明の子どもがいるということで保健所に届けられて、昭和31年、それからもう50年たっております。水俣は、失われた50年と言えるんじゃないでしょうか。

きのうも大学の誘致の話とか、けさは大川議員の地域振興の話とかございました。非常に地域振興という部分が私も足りないと思います。もう大学の誘致でも国の機関の移転でも、京都議定書は京都でありましたけど、それは京都に大きい国際会議場があるわけです。そういう会議場を水俣につくるとか、いっそ環境省を水俣に持ってくるでもいいでしょうし、環境省の出先の機関を水俣に優先的に持ってくる、そういった施策をぜひとっていただきたい。お金だけで水俣病を解決しても一過性で終わってしまいます。後にはなかなか何も残らないということになります。発展途上国にお米だけやってもだめ、米のつくり方を教えなければならないということと同じだと思います。

30年、50年後の水俣を考えますと、今の水俣のイメージを払拭するきっかけを、いい人材が集まり、情報や知恵や頭脳が集まる仕掛けを水俣病患者補償と並んで、地域の支援を国はもっとやっていただきたいというふうに思っているのはたくさんいらっしゃると思いますし、大体水俣の人間がどんだけ50年苦勞しているとかいうと、国とか、そういう官僚の人がどれだけ知っているかというのを、ぜひ強く言っていただきたいというのがあるんですけど、幾ら私がここでほえましても変わりませんので、こういうところは、ぜひ宮本市長に代弁をしていただいて、国の方に積極的に伝えていただきたいというふうに思っております。

こういった思いを踏まえつつ、水俣市の市政がよりよいものになってほしいという思いを込めて、以下、質問させていただきます。

1、小・中学校の耐震化計画について。

この質問は、前回やり残しておりましたので、今回は最初にさせていただきます。



本来、学校は安心・安全な場所であってほしいという思いから質問をいたします。

①、学校施設は水俣の将来を担う子どもたちの命を預かる大事な場所であります。耐震化の現在の進捗状況をお尋ねします。

②、耐震化することによって、施設の使用期間はどのくらい延びるかをお尋ねします。

2、第4次行財政改革大綱について。

今後、厳しい地方財政を考えると、行財政改革は待ったなしの本市の重要課題の一つと思い、以下、質問いたします。

①、第4次行財政改革大綱の基本的な考え方について、また、行財政改革に向けた市長の決意をお尋ねをいたします。

3、新型インフルエンザについて。

まだ、県内、水俣でも感染者は出ておりませんが、これだけ人の移動が激しい時代、いつ本市で感染者が出てもおかしくはないと思います。転ばぬ先のつえではありませんが、用心にこしたことはないと思い、以下、質問をさせていただきます。

①、本市で発生した場合の対策について、行動計画はできているか。また、どんな内容かお尋ねします。

②、インフルエンザの予防接種が他の自治体より本市は高いという声があるが、現在の予防接種の補助状況と、今後接種料金を下げることはできないかお尋ねします。

4、環境施策について。

いよいよ環境モデル都市行動計画ができ、目に見える形として動き始めました。本市の今後のまちづくりの方向性を決める大切な事業ととらえ、以下、質問をいたします。

①、環境省の21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設推進事業に選定され、エコモデルハウスの計画が進んでいるが、内容及び本市へのメリットをお尋ねします。

②、エコ改修事業のスケジュール及びこの事業を行うことで、本市の環境建築、環境教育に対し貢献するものは何かお尋ねします。

③、環境モデル都市を成功させるには、市民への周知と、市民も参加してもらい、モデル都市を市民、行政が一体となつてつくり上げていくことが重要と考えます。今後、どういった方法を考えているかお尋ねします。

④、レジ袋無料配布廃止について、進捗状況と市内の事業者、消費者の反応はどうかお尋ねします。

5、道の駅、エコパークでのスポーツ大会誘致について。

道の駅、バラ園整備は水俣の活性化の起爆剤になると期待されるところです。産廃問題も終結し、宮本市長の将来に対する投資的施策ととらえ、以下、質問いたします。

①、道の駅に指定登録されてから、バラ園を含め、現在までの状況についてお尋ねします。

②、今後、エコパークの活性化については、スポーツ大会の誘致などで流動人口をふやし、エコパーク内の施設と相乗効果を上げることが大事と考えます。現在のスポーツ大会の状況と誘致活動についてお尋ねします。

6、水俣市ふれあいセンターについて。

今回の施設は、今までにないものであり、広い意味での市民サービスの一つとして、ぜひ定着してもらいたいと思い、以下、質問をいたします。

①、障がいの有無にかかわらず、子どもからお年寄りまで、地域住民のだれもが集い利用できる施設として、水俣市ふれあいセンターがオープンしたが、期待するものは何かお尋ねします。

②、指定管理者として水俣市連合母子会になっているが、軌道に乗るまでは広報や利用を促す手だてを、市として援助が必要と思うが、考えをお尋ねします。

以上で壇上からは終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、小・中学校の耐震化計画については教育長から、第4次行財政改革大綱については私から、新型インフルエンザについては福祉環境部長から、環境施策については私から、道の駅、エコパークでのスポーツ大会誘致については副市長から、水俣市ふれあいセンターについては総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 小・中学校の耐震化計画について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 小・中学校の耐震化計画についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、学校施設は児童・生徒が1日の生活の大半を過ごす場所で、その命を預かる重要な施設であると考えます。

まず、耐震化の現在の進捗状況について申しますと、さきの牧下議員の御質問にお答えしましたとおり、現在、11校20棟の耐震診断を実施中で、7月末までにはすべての対象校の耐震診断が終了する予定であります。

本年度の計画としまして、まず、優先度調査で優先度が最も高かった久木野中学校体育館の耐震化に着手していくこととしておりますが、加えて、経済危機対策としまして、文部科学省より学校耐震化事業の前倒しの検討を求められており、優先度が高かった葛渡中学校校舎、第二小

学校校舎・体育館及び水東小学校校舎についても、前倒して耐震化をできるように考えています。そのほかの学校施設につきましては、耐震診断の結果を踏まえ、昨年、庁内で設置しました水俣市立小中学校施設耐震化推進委員会と十分協議を行いながら、順次耐震化を予定しているところ です。

教育委員会としましては、事業の前倒しで早急な耐震化が可能になることを期待しております。また、児童・生徒の安心・安全な学校生活を守るため、耐震診断の結果を踏まえ、早期の耐震化を進めていきたいと考えております。

次に、耐震化することによって、施設の使用期間はどのくらい延びるかについての御質問にお答えします。

具体的な数値として使用期間の年数をあらわすことは難しいのですが、まず耐震化の補強工事をすることにより、耐震性能が向上すると考えております。また、防水工事や外壁の塗装・補修など大規模改修をあわせて施工したいと考えておりますので、その改修規模によっては、使用期間を相当延ばせるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性をはぐくむための教育環境の場として重要な意義を持つ、また災害時に地域の方々の緊急避難場所としての役割を果たすというふうに文科省も言っております。非常に大事な場所ということでありまして、今聞きますと、きのうも聞きましたので、大体耐震化の状況はわかりました。ぜひ前倒しも含めて進めていただきたいというふうに思います。

この②の耐震化の期間につきましては、はっきりは数的には出ないということでありましたら、これを言いますのは、結局、長く使えるものは、やっぱり手を入れながら長く使っていただきたいというところがあるわけです。予算面からも、それとむだな廃材を出さないという環境面からも考えてのところでありまして、ぜひ大事に使っていただきたいということをお伝えして、これはもう終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、第4次行財政改革大綱について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、第4次行財政改革大綱について、第4次行財政改革大綱の基本的な考え方について、また、行財政改革に向けた市長の決意をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

水俣市第4次行財政改革大綱は、市民によりよいサービスを提供するため、簡素で効率的な行政の構築、持続可能な財政運営、経営意識と危機意識の醸成など職員意識改革に向けた種々の取

り組みを行うため、限りある財源を有効活用し、効果的な行財政運営を行っていく上での基本的な考え方として大綱を策定しました。

近年、少子・高齢化の進展、価値観の多様化に伴う行政ニーズの多様化や高度化、地域経済の低迷と地域間格差の拡大、世界的な金融危機など社会環境が急激に変化する中であって、本市においても、国からの地方交付税、補助金等の減少、歯どめがかからない人口減少、少子・高齢化の進展、法人市民税、固定資産税を初めとする税収の伸びは期待できず、社会経済情勢はますます厳しくなるものと予測されます。

また、国からの集中改革プランにより、事務事業の再編・整理・廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、市町村への権限移譲など、行政改革への取り組みを推進することが求められています。

このような状況において、市民生活に身近な福祉、医療、教育、防災、危機管理等、市民サービスの質を維持するため、限りある財源を有効活用し、効果的な行政運営を行っていくためには、これまで以上に職員数の削減や経費節減等の推進など、行政のスリム化と健全な財政運営に取り組んでいく必要があると考えております。

多様化する市民のニーズに対応し、市民によりよいサービスを提供し、限りある財源を有効活用し、効果的な行財政運営を行い、行財政改革を着実に推進するためには、職員一人一人が改革の共通理念を十分に認識するとともに、個々の職員の高い事務処理能力や多様化する行政課題への対応能力が必要とされますので、徹底した職員の意識改革が重要であると考えております。

さらに、職員一人一人が目標を持ち、自主的・自発的に行動し、常にコスト意識やスピード感を持ち、費用対効果を意識した職務遂行ができるよう、これまで以上に職員の意識改革に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この行財政改革につきましても、今議会でいろいろ議論を聞かせていただきまして、大体内容の方はわかりました。

改革という言葉をお聞きすると、昨年だったですか、熊本市で市議の大会があって、竹中平蔵さんの話を聞く講演がありまして、小泉改革のことだと思いますけど、それは、いい悪いはまた別に置いて、改革には、やっぱりリーダーの情熱が非常に必要だということをおっしゃっていただきました。それと、戦略は細部に宿る。こういうことも言っていらっしやいました。改革を実行するには、リーダーの大胆な決定する力、情熱が必要だ。それと、繊細、綿密な行動ができる、そういうスタッフが求められるということも言われていたかというふうに思います。

この行財政改革大綱、3つの改革、意識改革、行政改革、財政改革、それと8つの推進項目、見せていただきましたが、宮本市長がつくられた行財政改革大綱というものを、ぜひ市長みずか

ら思いをつけていただいて改革をしていただきたいというふうに思っております。

行政には優秀な人材はたくさんいらっしゃると思うんですけど、人材がいるのと、その人材が機能しているということはまた別問題だと思います。そこにやっぱりやる気を起こさせるということは、まさに今言われた意識改革というところにつながるかというふうに思います。

それと、こういう行財政改革大綱というのをつくられてやられても、なかなか市民に理解がいただけるのかなというのが、そういうところがあります。ぜひ、市民に、こういう改革というのはやっぱり理解してもらい、支持してもらえないと、厳しいんじゃないか。こういう不況になりますと、議員もですけど、公務員を見る目は非常に厳しくなっている状況だというふうに思います。

大阪の橋下府知事は、5月に1,100億円の歳出削減、財政再建を出されて、その中の1つで職員の人件費削減というのを大きく出されました。これはかなり大きなもので、50歳の課長クラスで年間80万ぐらい減るんじゃないかというふうな試算になっているみたいです。大阪の場合は、大変困窮して、非常にそれぐらい逼迫しているというふうに思うんです。水俣は、そう大阪ほどはひどくないと思いますが、どこの自治体でも楽な行政運営をしているというところはないと思いますので、どこかでやっぱりそういった痛みを分かち合うような改革というものが必要になるときが来ると思うんですけど。

1つだけ質問させていただきますと、今は国からいろんな景気対策でお金が来て、いろんな政策的に投資ができて問題はないと思うんですけど、今後、選挙がどこかで終わり、それ以降は毎年地方交付税というのはやっぱり減っていくというふうなのが普通考えることだと思います。そういった大阪府に見習えということじゃないんですけど、そういった痛みを分かち合うような給料のカット、それは議員もでしょうけど、そういった部分の議論というものをどこかでやっていった方がいいと思うんですけど、それについて市長はどういった考えかをお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 端的に職員の給与あたりも考えていくべきじゃないかというようなことだろうと思います。今、議員からも御指摘がありましたように、私も市内の至るところで、市民の皆さん方の声を聞いておりますと、やっぱりほとんどが厳しい、厳しいと、そういう景気低迷の話を聞かされている状況です。それはもう厳しく受けとめております。

市政運営の中でも、これまでも申し上げてきておりますけれども、行財政改革を行ってきたところでございます。その効果は少しは出てきているのではないかなと思っておりますけれども、やっぱりこういう厳しい現状下であって、まずは、みずからの身を切っていくべきときが来るのではないかなと思っておりますので、今後、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひ、そういったところも頭の中には入れつつ、その行財政改革というものを進めていただければなというふうに思います。

あとは、もう市長のそういう思いで、この行革を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、新型インフルエンザについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、新型インフルエンザについて、本市で発生した場合の対策について、その行動計画の有無及び内容についての御質問にお答えします。

本市では、本年3月に水俣市新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところです。内容については、未発生期から海外発生期、国内発生期などに分けて対策を講じますが、国内発生段階で、市長を長とする水俣市新型インフルエンザ対策本部を設置し、市内発生時には、緊急事態宣言の発令を行うことにしています。

各対策に当たっては、庁内で総務班、市民対策班、感染防止対策班の3つの活動班を編成し、発生段階ごとにそれぞれの部署の具体的な役割を明らかにし、関係機関、市民、事業者と相互に連携・協力して対応することにしてはいますが、国内外の発生状況や、国・県の動向、指示を受け、情報の収集及び提供、相談窓口の設置、保健所や医療機関との連携による感染拡大防止、ライフライン確保などのための対策を行い、社会機能の維持、パニックの防止を図ることとしています。また、この行動計画は国や県の動きを踏まえながら、随時見直しを行うこととしています。

次に、現在のインフルエンザの予防接種の補助状況と今後接種料金を下げることはできないかという御質問にお答えします。

予防接種の料金については、県医師会から示される標準的な接種料金を勘案した上で、水俣市芦北郡医師会と毎年協議を行い、補助額を決定しています。本市では、昨年度まで、法律で定められている60歳以上65歳未満で内臓疾患において身体障害者手帳1級に相当する方及び65歳以上の方を対象に、接種料金4,500円に対し2,500円の補助を行ってきました。また、市の独自事業として、中学3年生以下についても同額を補助し、予防接種を受けていただいております。

しかし、近隣の市町村と比較すると個人負担が高く、接種料金を近隣市町並みにできないかと再三声が上がっていたため、昨年度末、医師会に相談しましたところ、本年度から1回の接種料金を4,500円から3,000円に引き下げていただき、個人負担金1,000円でインフルエンザの予防接種を受けていただけるようになりました。この料金設定は、1市2町で共通単価として設定し、季

節性インフルエンザの予防のためにも多くの方に予防接種を受けていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 新型インフルエンザのニュースは毎日のように流れています。けさも都内の市立高校で感染者が出たと、鳥取の方にも出て、今20の都府県で感染者が見られてて、500人以上というのを、これはけさ見たものですけど、このぐらい広がっている。なかなか歯どめがかかっていないというふうなところかと思います。

全国的に修学旅行の自粛とか、コンサートが中止になったとか、いろんなところで影響が出ているみたいですけど、今はタミフルとかリレンザというんですかね、そういった治療薬が有効にきいている。問題は、本格的に秋以降、寒くなってから、インフルエンザのシーズンになってから、それから問題だというふうに言われていますね。今は弱毒性のインフルエンザということですけど、これが強毒性に変異して広がったときが一番心配されるということだそうです。

この行動計画につきましては、今聞きましたように、市長を本部長に据えて対策班、総務、市民対策、感染防止、そういったものをつくられるということですかね、私も行動計画というのをもらってから見せていただいたんですけど、どういったレベルの対策をとるかというのは慎重にとらなければならないというところはあると思います。甘く見て感染が広がると困りますし、大阪、兵庫みたいに何でも全校を1週間休みにするとか、それがいいのかどうかは判断が難しいと思いますが、インフルエンザは、その都度、弱毒性、強毒性、そういったものが違うということであるならば、その時々合ったものをつくって合わせていただきたい。その都度見直すということだったので、その辺は臨機応変にしていきたいと思います。

質問をしたいんですけど、ことし新型インフルエンザの発生の実施訓練をされたというふうに聞きました。その部分で、大体想定どおりできたのか、問題点はなかったのか、改善点はなかったのか、その部分を1つ質問させていただきます。

それと、この水俣市内で新型インフルエンザに対応する病院は幾つあるのか。これは水俣、芦北も含めてでもいいですけど。

それと、3つ目は、市報を見せていただいて、2回ぐらい見たですかね、このインフルエンザについて。電話相談、問い合わせ先というのが、保健所と水俣市の健康高齢課が載っていましたが、こういうのは夜間の対応はどういったふうにされるのかというのを1つ聞きたいと思います。

それと、これは関連して医療センター、事務部長いらっしゃるので、もし答えられたらいいですけど、医療センターの新型インフルエンザについての、よく言う、発熱外来棟、そういったものの対応、対策というのを現状、答弁できたら聞きたいと思います。

これでインフルエンザの①の方は終わりました、②につきましては、金額を下げてもらいたい

ということは、今聞きましたように、去年まで2,000円だったですね。2,000円でことしから1,000円、この不況の中、親は我慢して、子どもだけにインフルエンザを打たしているということは、非常によく聞きますし、うちも親は打ったことないですけど、子どもはいつも何か打っている。私も打たんかって、インフルエンザにかかったこともあります。そのくらい辛抱されてる方もいらっしゃるということなので、1,000円に下がるということは、市民の声をいち早く取り上げていただいて、安く対応していただいたということで、大変ありがたいと思います。

質問は先ほどの4点です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 新型インフルエンザを想定した実地訓練についてのお尋ねであったかと思いますが、今、世界じゅうで問題となっております新型の、いわゆる豚インフルエンザを想定したものではございませんでしたけれども、高病原性鳥インフルエンザ感染発生というのを想定した実地訓練、これをことし1月29日に水俣保健所を中心に水俣芦北管内の1市2町、それと消防署、発熱外来となる感染症指定医療機関等多くの関係機関が参加して実際に行われてございます。市内では、行動計画をもとに、庁内はもとより、保健所や一部の保育園あるいは各小・中学校、それと福祉施設といった関係機関への情報伝達訓練、それから対策本部の設置・開催、市長による緊急事態の宣言、そういった手順、流れ等の感染拡大の防止対策訓練、この2点について点検・検証を行っております。

この訓練を通し、芦北圏域内の対策においては、情報伝達手段、発熱外来の受け入れ体制等に今課題が若干残りました。また、本市の庁内体制においても、対策本部の組織体制の見直しや情報を端的にわかりやすく伝えることの重要性など多くの課題に気づくということができたこと、今後、新型インフルエンザ対策に反映していきたいというぐあいに考えております。それと、新型インフルエンザの受け入れ病院についてですけれども、管内には一応6カ所を予定されてございます。

それから、発熱相談ということで、熱発状態にあるときに、そういった相談窓口というのはどのような対応をするのかというお尋ねであったかと思うんですが、フェーズ4というか、国内外に問わず発生が確認されたという、そういった状況ですけれども、フェーズ4というのが宣言されたら、直ちに県内の各保健所に、まず発熱相談センターを設置することになっております。発熱相談センターは、電話による相談を原則とし、発熱の症状を呈する者からの相談に対応して、発熱外来受診の可否、いわゆる医療機関へ受診できるかどうかの可否ですね。それと発熱外来である医療機関の紹介、患者の搬送方法等について指示などを行うということでございます。

相談窓口の設置時間は、市報には午前9時から午後5時半までというぐあいにしてございませ



たけれども、時間外は待機職員がいるということで、待機職員の方に、時間外でもあった場合は転送されて相談に応じると、そういったことで24時間体制で応じていくというような形になります。

○議長（松本和幸君） 桑畑総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（桑畑達美君） 医療センターの方が発熱外来の指定医療機関ということになっておりまして、フェーズ4が発令されまして、その直後に発熱外来を設置したということで、今までの状況を見ますと、発熱外来を設置して以降に4名の疑わしい人が受診をされております。幸いなことに、迅速キットで検査した結果はA型ではないということで、PCRがございませけれども、こういう遺伝子関係の検査でございませけど、そこに至らずに一応帰っていただいとるということでございませ。

医療センターにつきましては、24時間いつでも対応できるような体制をとっておりますので、そういう状況に対しては、迅速に対応できるのかなというふうに思っております。

それと、先ほどの実地訓練がございませけれども、私たちが実際のドクターから聞いたところでは、やっぱり一応課題がございませ、例えばそういう防護キットをつけた段階では聴診器がとれないということとか、あのときはたまたまた1名の患者さんでございませたので、模擬患者さんでございませたので、対応できましたけれども、1人診察したら、もう中がむれてどうしようもないとか、いろいろそういう反省事項も上がってきておりますので、今後そういうこともいろいろまた検討しながらというふうに思っているところでございませ。

もう1つ、今、豚のインフルエンザでございませけれども、これが鳥に変わったときにどうするのかということで、そういうことも含めまして、医療センターの敷地内にそういう簡易の待合室の準備をしたりとか、そういうことも今内部で検討しているところでございませ。

以上でございませ。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今聞かせていただきまして、実地訓練して、いろんなところに改良のところも見受けられたということでありませるので、そういうところはぜひ改善をしていただきて、そういうどんどんいいものにしていくのが非常に重要だというふうに思っております。

それと、夜間の時間は、時間外は転送で相談を受けられるということで、そういったところが対応してあるんでしたら、心配なくて済むかと思ひませ。どうしても熱が出るのは夜というのが多いので、そういったところにも気を遣っていただければなというふうに思ひませ。

この間、新聞で見ましたら、1957年、昭和32年以前の人には免疫があるんじゃないかというふうに乗っておったですけど、私は1958年、昭和33年なので、多分免疫はないと思うんですけど、ここは免疫がある方がたくさんいらっしゃるように見受けませけど、若い人が結構かかるというこ

となので、水俣市民、実際出たときには、水俣も結構大変になるかと思っておりますので、ぜひ、インフルエンザの予防のそういう周知と、それと訓練されたということでしたら、改善点があったら、また定期的に訓練等をしていただいで、もし出たら、初期の対応を迅速にやっていただいで、最小限に拡大を防ぐということをやっていただきたいなというふうに思っております。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、環境施策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 環境施策について順次お答えします。

まず、21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業についてお答えします。

一昨日、緒方議員にお答えしましたとおり、この事業は、近年増加している家庭からの二酸化炭素排出量の中・長期的に削減していくため、建設、居住、改修、建てかえのライフサイクルにわたって、環境負荷が少なく、かつ快適な暮らしを実現するエコハウスを全国的に普及させることを目的としています。ことしの3月に公募が行われ、58の応募の中からモデル地域として選出された水俣市を含む20の地方公共団体が地域特性を生かしたエコハウスのモデルハウスを整備し、これを活用した環境に配慮した家づくりの普及活動を展開していきます。

本市では、月浦台地福祉ニュータウンにモデルハウスを建設し、新エネルギーの利用、省エネルギーの推進、地場産の木材、リサイクル資材の使用、居住者の生活における環境に配慮したライフスタイルの提案を行いながら、自然環境との共生とあわせて、健康で快適な優しい住まいづくりを目標に事業を進めていきます。

事業のメリットとして、環境負荷低減が可能な住宅設計、建設手法を習得した地元の工務店による住宅供給等の産業活動、環境に配慮したライフスタイルの普及により、二酸化炭素排出量の削減等環境モデル都市づくりの推進とあわせて、地場産業の振興が図られるものと考えています。

次に、エコ改修事業におけるスケジュール及び本市への環境建築、環境教育に対し、貢献するものは何かという御質問についてお答えします。

まず、学校エコ改修と環境教育事業、通称、エコフロー事業の現在の状況について御説明申し上げます。

本事業は、環境省の募集要領により4月末に水俣第一中学校をモデル校として応募申請したところではありますが、去る5月26日に環境省から採択の連絡があったところでもあります。

今後のスケジュールですが、本事業の実施期間は、今年度から平成23年度までの3カ年で、1年目である本年度は、学校施設の温熱環境調査の実施及び環境建築研究会と環境教育研究会の2

つの研究会を設置し、エコ改修と環境教育について学びます。2年目は、エコ改修の基本及び実施設計を行い、3年目は、工事を行うとともに、改修後に再度温熱環境調査を実施することとなっております。

本市の環境建築、環境教育に対し、貢献するものは何かという御質問であります。本年度立ち上げます環境建築研究会は、建築士や建設関係の技術者等を対象に公募を行い、環境建築の専門であるアドバイザーや講師を招き、最新の環境建築を学ぶこととしております。ここでは、実践を通じて環境技術を習得できますので、参加された方々は、そのノウハウや考え方が、今後、水俣市内で建設される公共施設や一般住宅においても環境建築の考え方が生かされるものと思われれます。

また、環境教育研究会においては、生徒や保護者、先生を初め教育関係の有識者の方々にも参加していただき、総合的な学習の時間等を利用しての環境教育学習や体験学習等を実施するほか、教師みずからが環境教育のプログラムづくりができるよう研修会を実施する予定であります。

また、エコ改修された校舎は教材としても活用できるもので、市が推進する学校版環境ISOの一層のグレードアップが図られ、環境モデル都市として代表的な建物になると思っておりますし、そこで学ぶ生徒の育成にも大いに貢献するものであると考えております。

次に、レジ袋無料配布廃止について、進捗状況と市内の事業者、消費者の反応はどうかという御質問にお答えします。

現在、市においては、レジ袋の削減に向けて消費者と事業者の方々と話し合いを始めた段階です。無料配布廃止の方向で意見の交換等を行い、市内全域での実施を目指しているところです。

なお、市内の事業者、消費者の反応についてですが、商店会長定例会などの場をおかりして、レジ袋の削減に関する説明会を開いていただき、事業者の皆様や、先般実施いたしました会議に御参加いただきました皆様からは、さまざまな御意見をいただきましたが、方向性については、おおむね御理解をいただけたものと考えております。

レジ袋の削減は、市民一人一人が環境に配慮したライフスタイルを考える有効な手段となり得ることが期待でき、このことは水俣市の環境モデル都市づくりにもつながっていくものであると考えます。今後も、事業者、消費者、行政の3者での話し合いの場を設け、開始時期も含めた課題の検討を行い、また、市民の皆様にも御理解いただくため、必要な周知活動などもあわせて行いながら、実施に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、環境モデル都市を成功させるためには、市民・行政が一体となり、つくり上げていくことが重要であり、今後どのような方法を考えているかとの御質問にお答えします。

西田議員も御承知のように、まず、昨年10月に環境モデル都市推進課を設置した後、市内の各

種団体代表、有識者及び公募委員による水俣市環境モデル都市推進委員会を設置するとともに、今後の5年間の取り組みをまとめた水俣市環境モデル都市行動計画を本年3月末に策定いたしました。この行動計画を市民と行政が協働して実行していくために、当委員会の作業部会的な役割を持つ円卓会議を5月25日に立ち上げました。この円卓会議は、ゼロ・ウェイスト、食と農と暮らし、自転車・公共交通、ISOのまちづくり、環境学習の5つの部会に分かれております。この会議のメンバーには、具体的な取り組みにかかわってくる中核となる関係者の方々が参加しておりますので、計画の実現に有為な検討ができ、住民の行動につなげることができるものと考えております。

また、4月から市広報紙に、毎月、環境モデル都市をつくっていくためのエコ活動等に関する連載記事を掲載しますとともに、市民への周知と実践行動を促す市民講座の開催も現在定期的に行っており、今後も継続してまいります。さらに7月には、全住民を対象に、地球温暖化の影響や市民が取り組める具体的な行動などについての地域講座を市内23カ所の公民館等で開催してまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この環境施策につきましては、いよいよ環境モデル都市の行動計画もできて、実際に事業が動き出したなというふうな感じはしております。今後5年間は、このモデル都市づくりというのが水俣市のまちづくりの基本になるんじゃないかなというふうに思っております。

①番のエコハウス、これは21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設整備事業というふう言うらしいですが、私もネットで見せていただきました。基本的には、このエコハウスを建てる。これは緒方議員の初日の質問で大体私も聞かせていただいたんですけど、内容は、二酸化炭素排出量を1990年度比で、現在は4割ぐらい増加しているということとして、家庭部門からの二酸化炭素排出量の中・長期的に削減していくために、こういった建設、住居、改修、建てかえのライフサイクルにわたって、環境負荷の少ない、かつ快適な暮らしを実現する環境共生住宅、エコハウス、こういったものの普及が望まれているということですね。

これをつくるに際しまして、地元の、現在不動産の不景気で直撃を受けている地域の工務店、造園業者、そういったところの緊急の需要創出を図る、そういった目的、それと地域の工務店や造園業者のエコハウスに対する知識や技術を高める、そういったところもあるというふうに聞いております。また、住民にエコハウスのメリット、そういったものを直接体験してもらい、エコハウスの需要を創出していきたいというふうに環境省は言っているわけですね。

九州内で、北九州市、水俣市、豊後高田市、昭和のまちづくりをやっているところですね。沖縄県の宮古島、4県ですけど、基本的にモデルハウスで、こういったものつくると、水俣にこういった先進的なエコハウスのモデルハウスがある、よそからは人が見に来ていただけるという

ことで非常にいいことだというふうに思いますし、また、地元の業者さんに、そういったのに携わってもらって、技術の向上、そういったものの一翼を担うというふうに期待されるかというふうに思います。

1つ、これについて質問をさせていただきますけど、モデルハウスを建てて、何でもですけど、今回は予算が来て、聞いたところ、約1億円ぐらい来て、土地から建物から建てるというふうに聞いておりますけど、結局はその後、ランニングコストみたいなところで、運営というところを全部市が入ってやるのか、何か業者さんといろいろその辺の運営というのも話されることができるのか、その運営という部分を1つ聞きたいと思います。

②のエコ改修というの、趣旨は、ヒートアイランドの抑制というふうにも一つ聞いております。都市部が気温がどんどん上がっていく、それを抑えるということですかね、それと温暖化防止の対策事業、既存の学校校舎をエコ改修すること、それをやることと、それと児童にそういった学校を通して、学校でそういった環境教育という教材に使っていただきたいというふうな部分があるそうです。

エコハウスと何かすごく似たようなところがあると思いますけど、水俣の場合、一中を3年間かけてやりたいというふうな方向で話が進んでいるというふうに聞いております。ぜひ、この部分も、業者さんにもメリットがあるでしょうし、水俣市の子どもたちにもそういった教材として使えるものなら、非常に有意義な施策かなというふうに思っております。

それと、これについては、これも質問を1個だけさせていただきますけど、これも、今答弁ありましたように、建物のエコ改修のあり方を検討する組織で、環境建築研究会というのが1つ立ち上がって、それと児童、地域住民の環境教育を目的として、その実施を行う組織、環境教育研究会、その2つをつくる方向だというふうに決まっているらしいですけど、それを束ねる事務的なところを、これも市が全部やるのか、その辺も一つの運営、さっきの運営と似ておりますけど、その部分を答弁いただければと思います。

③のレジ袋につきましては、前回やったので、取り上げる予定じゃなかったんですけど、今回も緒方議員が取り上げていらっしゃいますけど、レジ袋につきましては、熊本市がレジ袋の有料化、無料配布をやめようという、前から協議会を立ち上げてやっているのは私も知っていたんですけど、なかなか大きいまちなので話が進んでいないような感じを受けたんですけど、つい最近、何か9月に実験的に開始して、その後、もう導入ができればやりたいというふうな方向というふうに聞いたんですね。水俣の場合、私も商店街の会議でそういうふうに説明に来られたのを聞きましたし、生協あたりでお話を聞いても、前回も言いましたけども、余りハードルは高くないと思いますので、どうせやるんだったら、熊本市より早目にやっていただきたいというような自分の思いもありまして、モデル都市水俣としては、こういった部分は県内で率先してやるのが

非常に有意義なことかなと思ひまして、今回も取り上げさせていただきました。

これも質問ですけど、大体、今6月、7月、8月ぐらいで内容をまとめて、9月ぐらいに業者と協定を結んで、そういう無料配布廃止、そういったプレスの記事ができればと思うんですけど、その辺がもし、初日にも答弁されていましたが、そこをもう一回、実際その辺ができればいいなと思ひますので、その辺について考えを聞かせていただきたいと思います。

④についてのモデル都市につきましては、円卓会議を今つくったということですね。行動計画をもとに今からいろんな議論がされて、水俣に即した環境モデル都市、そういった一歩を踏み出したなというふうな気がしております。

今、答弁で7月からは地域講座、これをやられるということなので、ぜひ、やっぱり行政が市民のところへ足を運んで、汗をかいて、やっぱりこういうのは説明していただけるのが非常に重要かというふうに思ひます。これにつきましては、環境モデル都市のイベントを、円卓会議でいろいろ話をされていると思ひますけど、秋ぐらいにイベント等を開かれる予定が少しあるような話を聞いたんですけど、もし、現時点で何かわかってることがありましたら教えていただきたいのと、それと、ゼロ・ウェイスト宣言を議論しておりますけど、実際、この辺をことしじゅうにでも宣言できる用意があるのか、そこを聞きたいと思ひます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、エコハウス、モデルハウスの運営等について、経費のかからないような方法を考へているのかという1番目の御質問でございます。

モデル住宅の運営管理については、基本的に水俣市が行うこととなります。この事業の完了後3年間は、推進地域協議会の開催状況でありますとか、あるいはこのモデル住宅の利用状況でありますとか、そういったものを環境省へ報告する義務があります。報告していくということになります。それからまた、エコハウス情報の拠点として、5年以上は利用していく必要があると、またそのように考へているところです。

運営の方法といたしましては、現在考へておりますのが、市民参加による効果的な管理運営のできる団体等に貸し出したり、あるいは省エネ、新エネのメーカーにスポンサーにでもなってもらおうとか、そういったことを考へながら、極力財政に負担のかからないような方法を考へていきたいと、そのように思っております。

それから、3つ目でございますが、レジ袋の実施の件でございますけれども、できるだけ早く取り組んでいただきたいということでございます。スケジュールについては、十分な周知の期間も必要でもございますし、事業者の準備等もございまして、今御答弁で申し上げましたとおり、話し合いの中で合意ができれば、すぐに取りかかりたいと思っております。

それから、市民への環境モデル都市の周知を図るためのイベントの開催は考えていないかということでございますけれども、環境モデル都市の取り組みについては、より一層周知を徹底しなければならぬと思っておりますし、その啓発をする意味におきまして、本年の11月ごろをめどに、環境モデル都市市民シンポジウムと、これは仮称でございますけれども、そういうものを環境イベントとして計画をしております、講演会とかパネルディスカッションとか、そういったものをやりたいと、そのように思っております。

それから、ゼロ・ウェイスト宣言でございますが、いつごろするつもりかということでございますけれども、これには、できれば今申し上げました11月開催予定の環境のイベントの中に盛り込むことはできないかなと考えております。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） エコ改修事業の事務局はどうするかというふうな御質問でございましたけれども、エコ改修事業を実施するに当たりまして、よりよい環境教育学習を進めるために、さまざまなコーディネート等が必要じゃないかなと、そういうように考えております。

特に、先ほど答弁にありましたように、環境建築研究会、環境教育研究会、この2つの研究会を設置しますので、事業の事務局は専門のコンサルタントへの業務委託を考えております。

なお、業者選定に当たりましては、プロポーザル方式を予定しておるところです。

○議長（松本和幸君） 次に、道の駅、エコパークでのスポーツ大会誘致について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、道の駅、エコパークでのスポーツ大会誘致についての御質問に順次お答えします。

まず、道の駅に登録してから現在までの状況についてお答えします。

道の駅として、今年3月12日に国土交通省から登録され、4月26日の開駅までは特に変化はありませんでしたが、開駅後は、昨年5月と比べますと、物産館まつぼっくりへの入り込み客で約5.5倍となるなど、顕著に数字にあらわれております。また、他県ナンバーの自家用車がこれまで以上に多く立ち寄られるようになったり、物産館まつぼっくりでは、レジに人が並び、レストランたけんこでも40分待ちの状況になるなど、バラ園との相乗効果で予想以上に入り込み客が増加し、従業員の皆さんも総出で対応されたと聞いております。

開駅までの準備期間が短かったため、準備不足のところもありましたが、道の駅に登録されたことで、今まで以上に市外から水俣に来ていただいたのは間違いのないことだと思っております。

観光などの地域情報の発信や特産品の販売など非常にメリットがあったと考えております。

今後も継続して多くの方々に来ていただける道の駅にしていくために、品ぞろえや観光情報の提供を充実させるなど、関係機関等と協力しながら努力してまいりたいと考えております。

次に、今後、エコパークの活性化については、スポーツ大会の誘致などで流動人口をふやし、エコパーク内の施設と相乗効果を上げることが大事と考えるが、現在のスポーツ大会の開催状況と誘致活動はどのようになっているかについての御質問にお答えします。

まず、現在のスポーツ大会の開催状況について申し上げます。

エコパーク水俣における平成19年度のスポーツ大会等の開催状況につきましては、市主催の市民体育祭を初め野球連盟、ソフトボール協会、サッカー協会、テニス協会等の各競技種目団体等主催のスポーツ大会等が合わせて44大会開催されております。また平成20年度においては、新たに野球連盟主催の城南地区シニア大会等を含む46のスポーツ大会等が開催されております。市民の一般利用を含む全体の利用実数につきましても、平成20年度で10万3,599人となっており、前年度と比べて、2万3,395人の増加となっております。

エコパーク水俣において開催されたこれらのスポーツ大会等の多くは、市体協加盟の各競技種目団体を初めとする多くの市民の皆様方の御尽力により開催運営されたものであり、施設の全面供用開始後2年を経過したエコパーク水俣におけるスポーツ大会等の開催数は、関係者の皆様方の御協力により少しずつではありますが、着実に増加してきております。

次に、スポーツ大会等の誘致活動につきましてお答えいたします。

これまで、エコパーク水俣の有効活用、施設利用の促進等を図るため、各関係機関と連携しながら、スポーツ大会、合宿等の誘致活動を計画的に推進してきました。平成19年度に水俣芦北地域振興財団からの助成金を活用して、スポーツイベント、合宿等の誘致のためのパンフレットを作成し、九州各県の体育協会、大学等の各関係団体に案内及び情報提供等を行ったところであります。

今後、さらに新たなスポーツイベント等の誘致に向けて、エコパーク内の各種施設、設備等の充実はもとより、宿泊受け入れ体制の整備等の環境整備を図りたいと考えています。また、スポーツイベントを開催する各種目団体は、大会を実施するために、運営費や誘致活動費等の多額の経費が必要になりますことから、今後、スポーツ関係助成財団等からの各種助成金などの活用について情報提供を行うとともに、水俣市体育協会とも連携して、各種スポーツイベントを支援してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市ふれあいセンターについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）



○総務企画部長（葦浦博行君） 水俣市ふれあいセンターについて順次お答えいたします。

水俣市ふれあいセンターのオープンに期待するものは何かとのお尋ねにお答えします。

水俣市は、お年寄りや障がい者を抱えて暮らしている方など、弱者と呼ばれる方が多く暮らしている自治体でございます。その中で、水俣市ふれあいセンターは、高齢者や障がい者の生きがいづくりのため、作品展示販売コーナーあるいは喫茶コーナーあるいはリユースコーナーを設け、さらに子どもたちがに喜ぶ絵本コーナーなど4つのコーナーを設置し、高齢者や障がい者などの元気やいやしの空間として、市民のだれもが気軽に利用できる、くつろぎの場となることを期待し、設置をしております。また、土曜日など商店街と一緒にあって商店街を盛り上げていきたいということでございます。

次に、指定管理者である水俣市連合母子会に援助が必要と思うがとのお尋ねにお答えいたします。

5月18日にオープンし、母子会の方が2名体制で営業をしております。6月の市広報の見開き2ページで、ふれあいセンターオープンの周知を行ったり、福祉課や健康高齢課など市関係部署でもそれぞれの事業ごとにサポートしていく体制をとっております。さらに、軌道に乗るまでは、企画課職員も張りつき、サポートを行っております。

市民のだれもが気軽に利用でき、ぬくもりのある場になるよう、指定管理者の母子会と話し合いながら、今後も支援をまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 時間が大分過ぎてしましまして、ふれあいセンターにつきましては、今までにない形のもので、市民サービスになると思います。商店街の中につくっていただきまして、お年寄りの方からお子さんを抱えた方でも気楽に寄れるというふうにはできております。絵本も置いてありますし、ぜひ、周知という部分で水俣市は積極的にやっていただいて、活用をうまくやっていただきたい。以前、商店街の中に、たのしやという、全然これとは違いますが、ありましたけれども、補助が出ている間はうまくいって、引いてしまったらもうどうしても続かなかったという事例もあります。今回、こういった運営の方も入っておられますので、ぜひ、水俣市全体でそういうところを、そこだけ盛り上げろというわけじゃないんですけど、軌道に乗るまでは、ぜひ力を入れていただいて、みんなが集えるような場所にしていただきたいと思います。

宮本市長の施策がいろんな形で、今、道の駅にしる、こういうふれあい館にしる、形になってきております。環境モデル都市を中心に、ぜひ、今後、新しいまちづくりというものをやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

---

午後2時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第63号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第63号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第64号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第64号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第65号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第66号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第6、議第67号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第7、議第69号水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松本和幸君) 日程第8、議第70号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第71号平成21年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第10、議第72号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第73号平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第74号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第75号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第76号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第63号から議第76号まで議案13件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時56分 散会

平成21年6月17日

平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

## 平成21年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成21年6月17日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時31分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	淵上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局次長	（牛迫秀基君）	（松永伸二君）
議事係長	（栄永尚子君）	（岡本広志君）
書記	（淵上大輔君）	

（説明のため出席した者） 13人

市長	（宮本勝彬君）	副市長	（森近君）
総務企画部長	（葦浦博行君）	産業建設部長	（田上和俊君）
福祉環境部長	（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長	（桑畑達美君）
産業建設部産業づくり総室長	（上村彰君）	水道局長	（盛下修一君）
教育長	（大淵洋君）	教育次長	（坂本彰君）
総務企画部総務課長	（本山祐二君）	総務企画部企画課長	（栄永徳博君）
総務企画部財政課長	（淵上茂樹君）		

○議事日程 第5号

平成21年6月17日 午前10時開議

- 第1 議第63号 専決処分の報告及び承認について  
専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第64号 専決処分の報告及び承認について  
専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について  
専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）
- 第4 議第66号 専決処分の報告及び承認について  
専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第9 議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 陳第5号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について
- 1 陳第6号 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第7号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について
- 1 陳第1号 水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について



1 陳第2号 水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を  
求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について  
産業建設委員会

1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、  
公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の  
提出を求める陳情について

1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国  
に求めることについての陳情について（平成20年9月）

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第15 議第78号 人権擁護委員候補者の推薦について

第16 意見第1号 朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時0分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案1件、議会運営委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、塩崎信介議員から、発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（松本和幸君） この際、お諮りします。

塩崎信介議員から、去る6月10日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって、塩崎信介議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

### 発 言 取 消 申 出 書

平成21年6月10日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成21年6月17日

水俣市議会議員 塩 崎 信 介

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

---

○議長（松本和幸君） ただいま塩崎信介議員の発言の取り消しが許可されましたので、塩崎信介議員の発言に関する議長の発言は、会議録から削除することとします。

---

日程第1 議第63号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第64号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第65号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

日程第4 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議第67号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第69号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第70号 水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第71号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議第72号 平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議第73号 平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議第74号 平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議第75号 平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議第76号 平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（松本和幸君） 日程第 1、議第63号専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、議第76号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてまで、13件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長平松辰弘議員。

（総務文教委員長 平松辰弘君登壇）

○総務文教委員長（平松辰弘君） ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第63号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年 3 月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要し、専決処分を行ったものである。

改正の主な内容としては、第 1 点は、個人市民税に係る改正で、住宅借入金等特別税額控除制度を創設し、平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用のある方に対し、所得税から控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除額について、市民税から減額するものである。

また、上場株式等の配当所得・譲渡所得に係る軽減税率を平成21年 1 月 1 日から平成23年 3 月31日まで延長するものである。

第 2 点は、固定資産税に係る改正で、平成21年度評価替え以後 3 年、宅地等に係る負担調整措置と地価が下落している場合に下落修正ができる特例措置を継続しようとするものである。

そのほか、地方税法において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第64号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年 3 月31日に公布されたことに伴い、国民

健康保険税賦課に急施を要し、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものである。

また、国民健康保険税の2割軽減の対象となる納税義務者の要件の見直しを行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第65号平成20年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要し、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、自転車のまちづくり推進事業、ふるさと創生基金積立金を計上し、その財源として、第14款国庫支出金、第17款寄附金、第18款繰入金及び第21款市債をもって充当するものである。

地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額変更を行っている。

また、繰越明許費補正として、自転車のまちづくり推進事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自転車のまちづくり事業の内容等についてただしたところ、今回購入する共同利用の自転車は、電動ハイブリッド10台、シティーサイクル10台、子ども乗せ自転車10台、普通自転車10台、子ども用自転車5台の45台と市役所及びエコパーク内の市内2カ所にプレハブ倉庫2棟の設置工事を計画しているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第66号平成21年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは歳入予算であります。本案は、みんなで育てる豊かな海づくり事業分の予算措置に急施を要したための財源措置であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第67号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、エコハウス推進地域協議会の設置に伴い、非常勤の特別職としてエコハウス推進地域協議会委員の報酬額に関して整備を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議第69号水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い改正するもので、遺族扶助料の一部についてその金額及び期日等を改正するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本市において該当するのは何人かとただしたところ、現在1名の方に支給しているが、今回の改正での影響はないとの答弁でありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号平成21年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、法律相談関係経費、第9款教育費に、学校エコ改修と環境教育事業等を計上し、これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金をもって充当している。

また、債務負担行為補正として、学校エコ改修と環境教育事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、法律相談弁護士謝金の補正についてただしたところ、今まで法律相談を毎月1回、商工会議所と市役所で半日ずつ行ってきたが、今回、弁護士の交代に伴い、商工会議所での相談をとりやめることとなり、今後は市役所で1日市民相談に対応してもらうための不足分を計上したとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長牧下恭之議員。

（厚生委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第65号平成20年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

補正の主な内容は、ふるさと大好き寄附があったことに伴う基金への積み立てと水俣第二小学校ふれあい学童クラブ舎建設工事費の確定に伴う減額であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣第二小学校ふれあい学童クラブ舎建設工事費の減額の内容についてただしたのに対し、学童クラブ舎建設の契約に伴う入札残を減額補正するものであり、建設工事費については予算額1,212万8,000円に対し、附帯工事等を含めた契約額は1,150万8,000円であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第70号水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法第78条の2及び第115条の11に規定する地域密着型サービス事業者等の指定等に関し必要な検討を行うため制定するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号平成21年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、次世代育成支援施設整備事業、第4款衛生費に、健康管理事業を計上し、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債等をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、次世代育成支援対策施設整備交付金の減額の理由についてただしたのに対し、制度の改正による財源の入れかえのためであり、減額分は熊本県安心こども基金特別対策事業補助金として改めて交付されるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第72号平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,017万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億5,277万4,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、第5款老人保健拠出金及び第8款保険事業費を増額し、第6款介護納付金を減額しており、これらの財源として、第3款国庫支出金、第6款前期高齢者交付金及び第11款諸収入を増額し、第9款繰入金を減額しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第3款第1項後期高齢者支援金等、第4款第1項前期高齢者納付金等及び第5款第1項の老人保健拠出金について、どこに対して支出するのかとただしたのに対し、保険者から一たん社会保険診療報酬支払基金に対して支出し、支払基金から後期高齢者医療広域連合等の保

険者に分配されるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,611万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億945万4,000円とするものであります。

補正の内容は、第3款諸支出金支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の返還金を計上しており、その財源としては、第5款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,605万6,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費で人件費を調整しており、その財源としては、第3款繰入金を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第75号平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ360万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,956万5,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費を増額し、第3款地域支援事業を減額しており、その財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第6款県支出金及び第7款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長西田弘志議員。

（産業建設委員長 西田弘志君登壇）

○産業建設委員長（西田弘志君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第65号平成20年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容としては、災害関連事業等の地方債発行額の確定に伴う予算額の調整のほか、第6款商工費に、産業技術開発基金積立金を計上しており、財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

また、繰越明許費補正として、八ノ窪・湯出線道路改良事業を計上している。

このほか、地方債補正として、一般公共事業ほかを計上しているとの説明を受けました。

質疑の中で、産業技術開発基金積立金の現在高についてただしたのに対し、平成21年6月現在で601万6,974円であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第66号平成21年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

本案は、カサゴ放流事業に係る県補助金の決定により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第5款農林水産業費に、水産振興対策事業を計上しており、財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金及び第18款繰入金を充当しているとの説明を受けました。

質疑の中で、県の補助期間と放流場所についてただしたのに対し、3年間の継続事業で3万匹を袋湾と湯の児に放流を予定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第71号平成21年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第5款農林水産業費に、アグリサポート体制整備支援事業、第6款商工費に、まつぼっくり管理運営事業、第7款土木費に、環境共生型住宅モデル整備事業を計上しており、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

質疑の中で、エコハウス建設工事の概要及び個人住宅への普及、また運営をどのように考えているかとただしたのに対し、環境に負担のかからないライフスタイルの普及・啓発を主な目的として、環境省の100%補助を受け、月浦県営住宅のそばにモデル住宅を1棟建設する。太陽光発電設備を初め、省エネ器具や新エネルギー設備を備え、来場者に対し、各種補助制度の情報提供等を行っていく。運営については、メーカーの展示場として兼用できないか検討したいとの答弁がありました。



特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第76号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ585万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ19億8,097万4,000円とするものであり、補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、廃棄物処理施設技術管理者講習・認定試験の受講料及び牧ノ内雨水ポンプ場の沈砂池しゅんせつに係る工事請負費の増額を行うものである。財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年6月12日

総務文教常任委員長 平松辰弘

水俣市議会議長 松本和幸様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第63号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第64号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第12号)付託分	承認	全員賛成
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	承認	全員賛成
議第67号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第69号	水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第71号	平成21年度水俣市一般会計補正予算(第3号)付託分	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報

告します。

平成21年6月12日

厚生常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第70号	水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第71号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第72号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第73号	平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第74号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第75号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成21年6月12日

産業建設常任委員長 西 田 弘 志

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第71号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第76号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第63号専決処分の報告及び承認についてから、議第66号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本4件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長(松本和幸君) 次に、議第67号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第76号平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号まで、9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本9件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本9件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

#### 日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

##### 総務文教委員会

- 1 陳第4号 国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

##### 厚生委員会

- 1 陳第5号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について
- 1 陳第6号 気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第7号 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置

法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について

- 1 陳第1号 水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について
- 1 陳第2号 水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第3号 政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について（平成20年9月）
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

#### 閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年6月12日

総務文教常任委員長 平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年6月12日

厚生常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
陳第5号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年6月12日

産業建設常任委員長 西田弘志

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

## 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成21年6月11日

議会運営委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本和幸 様

### 記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第15 議第78号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 意見第1号 朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第78号人権擁護委員候補者の推薦について、日程第16、意見第1号朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書について、以上2件を一括して議題とします。

### 議第78号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成21年6月17日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市袋789番地

氏 名 村上 文世

生年月日 昭和26年7月18日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

### 意見第1号

#### 朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年6月17日

提出者

議会運営委員会

委員長 田中 功

水俣市議会議長 松本和幸 様

（別紙）

#### 朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界で唯一の被爆国である日本国民共通の悲願であり、市民一

人一人の心からの願いです。

2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第3回準備委員会が開催され、自主的討議が行われ、翌年5月の運用検討会議において、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用についての合意が予定されていることから、核廃絶へ向けて大きな期待を寄せているところであります。

そうした中で、多くの国々が核保有並びに核実験に対して反対しているにもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国が5月25日に核実験を実施したことに強い憤りを覚え、恒久平和を願う国際社会の世論を無視した行動であり、世界の平和と安全を脅かす暴挙と言わざるを得ません。

拉致問題も解決が見られない中、今回、朝鮮民主主義人民共和国が行った核実験は、我が国のみならず東アジア全体及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であります。

本市は、これまでも平和のとうとさを痛感し、「核兵器廃絶平和都市宣言」を掲げ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け地道に運動を展開してまいりました。

恒久平和の実現と核兵器廃絶は被爆国日本の国民共通の悲願であり、今回実施した核実験はまことに残念であり、強い憤りをあらわすものであります。

日本政府は、朝鮮民主主義人民共和国が4月にミサイル発射、さらに今回核実験を実施し、我が国の安全に重大な影響を及ぼす暴挙が繰り返されることのないよう、国際社会と連携したあらゆる対応を図るとともに、経済制裁等断固たる措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月17日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様  
総務大臣 佐 藤 勉 様  
外務大臣 中曾根 弘 文 様  
防衛大臣 浜 田 靖 一 様

---

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第78号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

議第78号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、村上文世委員の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、引き続き同氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

同氏につきましては、人格識見や中立公正さともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持っており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議案について、提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきまうようよろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第1号について、議会運営委員長田中功議員。

（議会運営委員長 田中功君登壇）

○議会運営委員長（田中 功君） 意見第1号について、案文を朗読して提案理由の説明にかえさ

せていただきます。

朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界で唯一の被爆国である日本国民共通の悲願であり、市民一人一人の心からの願いです。

2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第3回準備委員会が開催され、自主的討議が行われ、翌年5月の運用検討会議において、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用についての合意が予定されていることから、核廃絶へ向けて大きな期待を寄せているところでもあります。

そうした中で、多くの国々が核保有並びに核実験に対して反対しているにもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国が5月25日に核実験を実施したことに強い憤りを覚え、恒久平和を願う国際社会の世論を無視した行動であり、世界の平和と安全を脅かす暴挙と言わざるを得ません。

拉致問題も解決が見られない中、今回、朝鮮民主主義人民共和国が行った核実験は、我が国のみならず東アジア全体及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であります。

本市は、これまでも平和のとうとさを痛感し、「核兵器廃絶平和都市宣言」を掲げ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け地道に運動を展開してまいりました。

恒久平和の実現と核兵器廃絶は被爆国日本の国民共通の悲願であり、今回実施した核実験はまことに残念であり、強い憤りをあらわすものであります。

日本政府は、朝鮮民主主義人民共和国が4月にミサイル発射、さらに今回核実験を実施し、我が国の安全に重大な影響を及ぼす暴挙が繰り返されることのないよう、国際社会と連携したあらゆる対応を図るとともに、経済制裁等断固たる措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月17日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長並びに議会運営委員長から提案理由の説明がありました両件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。



ただいま質疑を終わりました両件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって両件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

両件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第78号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（松本和幸君） 意見第1号朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成21年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 塩崎信介

署名議員 野中重男

## 平成21年6月第2回水俣市議会定例会（5月29日～6月17日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第63号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	5月29日	総務文教	6月17日 承認	
議第64号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5月29日	総務文教	6月17日 承認	
議第65号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	5月29日	各 委	6月17日 承認	
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成21年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	5月29日	総務文教 産業建設	6月17日 承認	
議第67号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	5月29日	総務文教	6月17日 原案可決	
議第68号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5月29日	総務文教	5月29日 原案可決	
議第69号	水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	5月29日	総務文教	6月17日 原案可決	
議第70号	水俣市介護保険等運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	5月29日	厚 生	6月17日 原案可決	
議第71号	平成21年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	5月29日	各 委	6月17日 原案可決	
議第72号	平成21年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5月29日	厚 生	6月17日 原案可決	
議第73号	平成21年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	5月29日	厚 生	6月17日 原案可決	
議第74号	平成21年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5月29日	厚 生	6月17日 原案可決	
議第75号	平成21年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	5月29日	厚 生	6月17日 原案可決	
議第76号	平成21年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5月29日	厚 生	6月17日 原案可決	
議第77号	水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5月29日	省 略	5月29日 原案可決	議 員 提 案

議第78号	人権擁護委員候補者の推薦について（村上文世君）	6月17日	省 略	6月17日 異議なし
-------	-------------------------	-------	-----	---------------

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	朝鮮民主主義人民共和国に対し断固たる措置を求める意見書について	6月17日	省 略	6月17日 原案可決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
水俣芦北広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	5月29日	真 野 頼 隆	指名推選

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員及び議会運営委員の選任について	5月29日	(別表のとおり)
公害環境対策特別委員の補欠選任について	5月29日	(別表のとおり)
高速交通対策特別委員の補欠選任について	5月29日	(別表のとおり)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	繰越明許費の報告について	5月29日
報告第3号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	5月29日
報告第4号	財団法人水俣市振興公社の経営状況の報告について	5月29日
報告第5号	専決処分の報告について	6月11日
報告第6号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況の報告について	6月11日
報告第7号	株式会社みなまたの経営状況の報告について	6月11日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月17日	総務文教	6月17日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	6月17日	厚 生	6月17日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月17日	産業建設	6月17日 継続調査	

議会運営等に関する諸問題の調査について	6月17日	議会運営	6月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第4号	国民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てにつながる安易な地方分権・道州制に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市二の丸 1-4 山田 浩志	総務文教	6月11日	6月17日 継続審査
陳第5号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 大石 利生	厚 生	6月11日	6月17日 継続審査
陳第6号	気候保護法制定について国への意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理	厚 生	6月11日	6月17日 継続審査
陳第7号	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚 生	6月11日	6月17日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	水俣病問題の全面解決をすすめる決議を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 中山 徹	厚 生	3月12日	6月17日 継続審査
陳第2号	水俣病問題を深く審議していただくため各被害者団体からの意見聴取を求める陳情について	水俣市山手町 1-4-6 光永ジツ子	厚 生	3月12日	6月17日 継続審査
陳第3号	政府と国会による「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出を求める陳情について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	産業建設	3月12日	6月17日 継続審査
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269-5 馬籠みどり	産業建設	平成20年 9月11日	6月17日 継続審査

(参考)

## 水俣市議会構成一覧表

常任委員会

(平成21年5月29日選任)

委員会名	正副委員長	委 員	
総務文教 定数6人	(正) 平松辰弘	中村幸治	真野頼隆
	(副) 中原泰子	淵上道昭	緒方誠也
厚生 定数6人	(正) 牧下恭之	松本和幸	福田 斉
	(副) 川上紗智子	高岡利治	田中 功
産業建設 定数6人	(正) 西田弘志	大川末長	岩阪雅文
	(副) 塩崎信介	谷口眞次	野中重男

議会運営委員会 (定数9人)

(平成21年5月29日選任)

正副委員長	委 員		
(正) 田中 功	福田 斉	平松辰弘	緒方誠也
(副) 高岡利治	真野頼隆	野中重男	

特別委員会

(平成19年5月16日設置・選任 平成21年5月29日一部変更)

委員会名	正副委員長	委 員			
公害環境 定数9人	(正) 野中重男	高岡利治	大川末長	谷口眞次	真野頼隆
	(副) 中村幸治	塩崎信介	西田弘志	牧下恭之	
高速交通 定数8人	(正) 岩阪雅文	中原泰子	淵上道昭	田中 功	
	(副) 福田 斉	川上紗智子	平松辰弘	緒方誠也	

※ 太字は補欠選任